

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年7月8日

【発行者名】 日本生命2019基金流動化株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役 関口 陽平

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内

【事務連絡者氏名】 大和証券株式会社
山岸 成年

【電話番号】 03-5555-3427

【届出の対象とした募集内国
資産流動化証券の名称】 日本生命2019基金流動化株式会社第1回無担保社債

【届出の対象とした募集内国
資産流動化証券の金額】 500億円

【縦覧に供する場所】 日本生命2019基金流動化株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内

第一部【証券情報】

第1【社債】

1【銘柄】

日本生命2019基金流動化株式会社第1回無担保社債

(以下「本社債」といいます。)

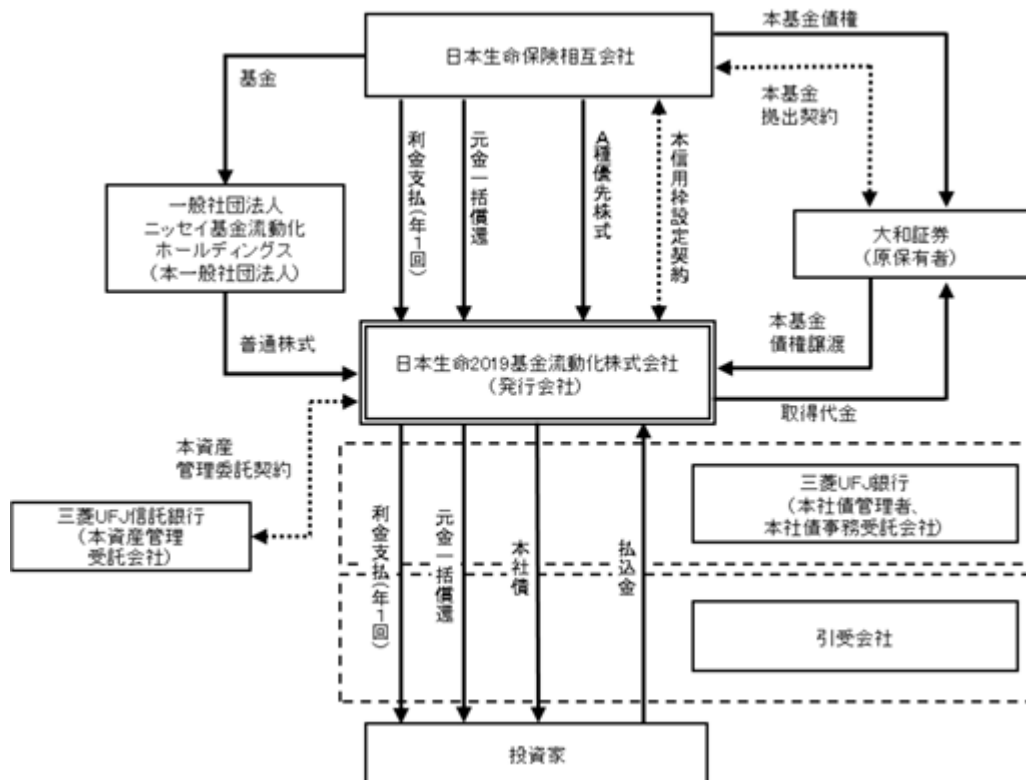
2【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

(1) 振替社債

(a) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。)(以下「振替法」といいます。)の規定の適用を受け、後記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針(これらの業務規程、その他の規則及び事務指針を以下併せて「振替機関業務規程等」と総称します。)に従って取り扱われるものとし、

(b) 振替法に従い本社債の社債権者(以下「本社債権者」といいます。)が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る社債券は発行されません。本社債の社債券(以下「本社債券」といいます。)が発行される場合は、利札付無記名式に限るものとし、本社債券の券面種類は1,000万円の種類とし、その記名式への変更はしません。

(2) 内国資産流動化証券の基本的仕組み等



(a) 日本生命2019基金流動化株式会社（以下「発行会社」といいます。）は、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ50,000円として、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に基づき日本国内で設立された株式会社であり、その発行済みの全ての普通株式は、発行会社の発起人である、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）（以下「一般社団法人法整備法」といいます。）により廃止される前の中間法人法（平成13年法律第49号、その後の改正を含みます。以下同じです。）に基づき日本国内に設立され、一般社団法人法整備法第2条第1項により一般社団法人として存続するものとされた一般社団法人ニッセイ基金流動化ホールディングス（以下「本一般社団法人」といいます。）によって保有されています。

(b) 発行会社は、株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。）及び株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といい、これらを総称して「本信用格付業者」といいます。）から2019年7月8日付で本社債につき予備格付を取得し、2019年8月1日までに本社債につき本格付を取得する予定です。なお、信用格付の詳細については、後記「本社債に関する信用格付」を御参照下さい。

(c) 大和証券株式会社（以下「大和証券」又は「原保有者」といいます。）は、2019年7月25日付で大和証券及び日本生命保険相互会社（以下「日本生命」といいます。）の間で締結された基金拠出契約及びこれに関する一切の変更契約（以下「本基金拠出契約」といいます。）に基づき、2019年8月1日（以下「本基金拠出実行日」といいます。）付で500億円を日本生命に対して基金として拠出し、基金債権（以下「本基金債権」といいます。）を日本生命に対して取得します。

- (d) 発行会社は、2019年7月25日付で大和証券、日本生命及び発行会社の間で締結される基金債権譲渡契約(以下「本基金債権譲渡契約」といいます。)に基づき、2019年8月1日付で原保有者から本基金債権の譲渡を受ける予定です。本基金債権の取得資金は本社債の発行によって調達されず。かかる本基金債権の原保有者から発行会社に対する譲渡については、本基金債権の債務者である日本生命の上記本基金債権の譲渡日の確定日付ある証書による異議をとどめない承諾によって債務者及び第三者に対する対抗要件が具備される予定です。
- (e) 本基金債権譲渡契約に基づく本基金債権の原保有者から発行会社に対する譲渡の後においては、日本生命による本基金債権の利息の支払及び元本の償還は発行会社に対して直接行うものとされています。
- (f) 発行会社は、原保有者から譲渡を受けた本基金債権から生じるキャッシュ・フローを裏付けとして、日本国内市場において、本社債を発行し、大和証券、SMB C日興証券株式会社(以下「SMB C日興証券」といいます。)、野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。)を代表者とする引受会社(後記14「引受け等の概要」に定義される意味によります。以下同じです。)が引受を行います。
- (g) 本社債は一般募集とします。
- (h) 本社債は年1回利息支払を行い、本社債の元本は、2024年8月1日(以下「最終償還日」といいます。)に一括して償還されます。但し、本基金拋出契約の規定に基づき、(i)本基金最終償還日(以下に定義される意味によります。以下本(h)において同じです。)が本基金繰延後最終償還日(以下に定義される意味によります。以下本(h)において同じです。)に繰り延べられた場合及び(ii)本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、最終償還日は当該繰延後の本基金最終償還日まで延長されるものとされます。また、発行会社が日本生命から本基金(以下に定義される意味によります。)の元本が期限前償還される旨の通知を受領した場合、本社債の元本は、一括して期限前償還されます。
- (i) 本社債が償還されるべき日が銀行営業日(以下に定義される意味によります。以下本(i)において同じです。)でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは本社債の利息の金額に影響を与えるものではありません。
- (j) 発行会社は、2019年7月25日付で発行会社及び日本生命の間で締結される信用枠設定契約(以下「本信用枠設定契約」といいます。)に基づき日本生命から一定額の本社債の利金支払の資金を借り入れる権利を有し、本社債の信用補完措置及び流動性補完措置とします。また、本信用枠設定契約に基づく発行会社の日本生命に対する一切の金銭支払債務は、当該債務の約定弁済日において、発行会社が履行すべき本社債に基づく金銭支払債務について債務不履行がないことを停止条件として、効力を生じるものとされ、かつ、個別貸付(以下に定義される意味によります。)の元本及び利息の支払については、当該支払を行うべき日の直前の個別貸付利払基準日(以下に定義される意味によります。)において出資金勘定(以下に定義される意味によります。)に留保されている金銭から、当該支払を行うべき日までに公租公課及び諸費用に支払われるべきものの総額並びに金10百万円を控除した金額を上限として行われるものとし(但し、個別貸付(特別)(以下に定義される意味によります。)の元本及び利息の支払については、かかる上限は適用されません。)、本社債の信用補完措置及び流動性補完措置とします。また、本社債の元利金の支払について、後記第二部第1、3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の方法に従った支払において、利息支払勘定(以下に定義される意味によります。)及び元金償還勘定(以下に定義される意味によります。)内の金銭が不足する場合に、当該不足に係る金額につ

き1回の支払について50万円を上限として、出資金勘定から支払うこととされていることをもって、当該金額の限度において、本社債の信用補完措置及び流動性補完措置とします。

(k) 発行会社は、2019年7月25日付で発行会社及び三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「本資産管理受託会社」といいます。)の間で締結される資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約(以下「本資産管理委託契約」といいます。)に基づき、本資産管理受託会社に対し、本基金債権の管理及び処分に係る業務を委託しています。

本届出書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

「後基金」とは、本基金拠出契約の締結後さらに日本生命が募集した基金をいいます。

「一般社団法人法整備法」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)をいいます。

「一般法人法」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「円スワップレート」とは、償還価額決定日の東京時間午後3時現在の利率としてロイター17143頁(Tokyo Swap Reference Rate)の画面上に表示される円金利スワップのスワップレートをいいます。但し、償還価額決定日に、理由の如何を問わず円金利スワップのスワップレートがロイター17143頁(Tokyo Swap Reference Rate)に表示されない場合又はロイター17143頁(Tokyo Swap Reference Rate)が利用不可能な場合、(本基金元本の期限前償還の場合)本基金拠出者又は(本社債の元本の期限前償還の場合)発行会社は、償還価額決定日に、自らが指名する主要な金融機関4社の東京の主たる店舗に対し、償還価額決定日の東京時間午後3時現在の円金利スワップのスワップレートに相当する利率の提示を求めるものとし、提示された利率の平均値(算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入します。)をいいます。

「円ライボー」とは、償還価額決定日(この日がロンドンにおいて銀行の営業日でない場合は、その直前のロンドンにおける銀行の営業日。以下、本定義において同じです。)のロンドン時間午前11時現在の利率としてロイター3750頁(ロイターの3750頁又は円預金のアイシーイー・ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド(ICE Benchmark Administration Limited)利息決済レートを表示する目的でこれに替わる頁をいいます。)の画面上に表示される円のライボーに365を乗じ、360で除した値をいいます。但し、償還価額決定日に、理由の如何を問わず円のライボーがロイター3750頁に表示されない場合又はロイター3750頁が利用不可能な場合、(本基金元本の期限前償還の場合)本基金拠出者又は(本社債の元本の期限前償還の場合)発行会社は、自らが指名する主要な金融機関4社の東京の主たる店舗に対し、償還価額決定日のロンドン時間午前11時現在の円のライボーに相当する円金利の利率の提示を求めるものとし、提示された利率の平均値(算術平均値を算出した上、小数第6位を四捨五入します。)に365を乗じ、360で除した値をいいます。

「会社更生法」とは、会社更生法(平成14年法律第154号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「会社法」とは、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「各本社債元本」とは、本社債組織変更期限前償還日時点における各本社債の元本の額をいいます。

「借入申込日」とは、各本基金利払日に関連して、当該本基金利払日直後に到来する利払日（但し、銀行営業日以外の日にあたる場合は、直前の銀行営業日。）の10銀行営業日前の日をいいます。

「借入申込金額」とは、各個別貸付において発行会社が日本生命に対して貸付を希望する金額で、借入申込書に「借入申込金額」として記載される下記の金額（後記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本信用枠設定契約」シの記載に基づき変更された場合には変更後の金額）をいいます。

2020年8月1日の3銀行営業日前に行われる個別貸付 35,735,000円

2021年8月1日の3銀行営業日前に行われる個別貸付 35,735,000円

2022年8月1日の3銀行営業日前に行われる個別貸付 35,735,000円

2023年8月1日の3銀行営業日前に行われる個別貸付 35,735,000円

2024年8月1日の3銀行営業日前に行われる個別貸付 35,735,000円

（注）上記各金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、2019年7月25日頃に決定される予定です。

「借入申込書」とは、発行会社が日本生命に対して本信用枠設定契約に基づき個別貸付を行うことを希望する旨通知するために、後記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本信用枠設定契約」イに記載のとおり発行会社から日本生命に対して交付される書面をいいます。

「借入申込書（特別）」とは、発行会社が日本生命に対して本信用枠設定契約に基づき個別貸付（特別）を行うことを希望する旨通知するために、後記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本信用枠設定契約」タ に記載のとおり発行会社から日本生命に対して交付される書面をいいます。

「元本残存期間」とは、次に掲げるものをいいます。

本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）から最終償還日（この日を含みます。）までの期間が1年未満である場合には、次の算式により得られる月数。

$$\text{各本社債元本に係る残存月数} + \frac{\text{各本社債元本に係る残存端日数}}{30}$$

本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）から最終償還日（この日を含みます。）までの期間が1年以上である場合には、次の算式により得られる年数。

$$\frac{\text{各本社債元本に係る残存月数}}{12} + \frac{\text{各本社債元本に係る残存端日数}}{365}$$

「元本償還勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座に元本償還勘定として設けられた勘定及び本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座が新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「元本残存期間」とは、次に掲げるものをいいます。

本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日(この日を含みます。)から2024年8月1日(この日を含みます。)までの期間が1年未満である場合には、次の算式により得られる月数。

$$\text{本基金元本残高に係る残存月数} + \frac{\text{本基金元本残高に係る残存端日数}}{30}$$

本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日(この日を含みます。)から2024年8月1日(この日を含みます。)までの期間が1年以上である場合には、次の算式により得られる年数。

$$\frac{\text{本基金元本残高に係る残存月数}}{12} + \frac{\text{本基金元本残高に係る残存端日数}}{365}$$

「業務受託者」とは、有限会社東京共同会計事務所をいいます。

「業務受託者誓約書」とは、業務受託者が発行会社及び本社債管理者に差し入れる2019年7月25日付の誓約書をいいます。

「銀行営業日」とは、東京において法令等により銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

「金融商品取引法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「金融商品販売法」とは、金融商品の販売等に関する法律(平成12年法律第101号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「繰延後個別貸付予定返済日」とは、各個別貸付予定返済日の1ヶ月後の応当日又は本信用枠設定契約に従い更に繰延が行われた場合に支払が行われるべき日をいいます。

「経過利息」とは、既に経過した期間に係る本社債の利息であり、利払日が到来していないため支払われていないものをいい、後記7「利率」記載の利率により後記8(2)「利息支払の方法及び期限」(a)から(e)までの記載に準じて計算されるものとします。但し、未払残高を含まないものとします。

「現在価値」とは、本基金元本残高若しくは本基金将来利息金額又は各本社債元本若しくは本社債将来利息金額の現在価値との意味において、それぞれ本基金元本残高若しくは本基金将来利息金額又は各本社債元本若しくは本社債将来利息金額を、次の算式により得られる値で除した金額をいいます。

$$(1 + \text{参照レート})^{\text{残存年数}}$$

「原保有者」とは、本基金拠出契約における基金の拠出者であり、当初の本基金債権の保有者である大和証券をいいます。

「更生特例法」とは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成8年法律第95号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「個別貸付」とは、各本基金利払日において、後記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本信用枠設定契約」ア所定の条件が全て満たされていることを条件として本信用枠設定契約に基づき日本生命が発行会社に対して行うそれぞれの貸付をいいます。

「個別貸付元本支払原資」とは、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日につき、その直前の個別貸付利払基準日における個別貸付利払原資から当該個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日に本信用枠設定契約に従い支払われるべき各個別貸付に係る利息の総額(個別貸付繰延利息(もしあれば)及び個別貸付繰延元本に係る利息(もしあれば))を含みます。)を控除した後の残額(但し、百万円に満たない金額は切り捨てます。)をいいます。

「個別貸付基準利息額」とは、個別貸付予定返済日において、各個別貸付の元本金額に当該個別貸付に係る個別貸付適用利率を乗じ、当該個別貸付が行われた本基金利払日(この日を含みます。)から当該個別貸付予定返済日(この日を含みます。)までの期間の実日数に対し、年365日の日割計算により算出した金額(1円未満の端数を切り捨てます。)をいいます。

「個別貸付基準利払原資」とは、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日につき、その直前の個別貸付利払基準日における個別貸付利払原資から、当該個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日に本信用枠設定契約に従い支払われるべき個別貸付繰延利息(もしあれば)及び個別貸付繰延元本に係る利息(もしあれば)の合計額を控除した後の残額をいいます。

「個別貸付繰延元本」とは、個別貸付予定返済日に返済がなされるべき個別貸付の元本額のうち、支払期限が変更された金額に対応する元本をいいます。

「個別貸付繰延元本に係る利息」とは、個別貸付繰延元本に、当該個別貸付に係る個別貸付適用利率を乗じ、当該個別貸付予定返済日の翌日(この日を含みます。)から当該繰延後個別貸付予定返済日(この日を含みます。)までの期間の実日数に対し、年365日の日割計算により算出した金額の利息(1円未満の端数を切り捨てます。)をいいます。

「個別貸付繰延利息」とは、個別貸付基準利息額のうち、支払期限が変更された金額をいいます。

「個別貸付支払日」とは、各個別貸付に係る元利金については個別貸付予定返済日をいい、本信用枠設定契約に係るその他の金銭については本信用枠設定契約に従って発行会社が支払を行うべき日として定められる日をいいます。

「個別貸付適用利率」とは、各個別貸付につき、下記の利率をいいます。

2020年8月1日の3銀行営業日前に行われる個別貸付	0.24%
2021年8月1日の3銀行営業日前に行われる個別貸付	0.24%
2022年8月1日の3銀行営業日前に行われる個別貸付	0.19%
2023年8月1日の3銀行営業日前に行われる個別貸付	0.14%
2024年8月1日の3銀行営業日前に行われる個別貸付	0.20%

(注)上記各利率は、本届出書提出日現在の見込の値であり、2019年7月25日頃に決定される予定です。

「個別貸付(特別)」とは、後記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本信用枠設定契約」ソに従った貸付をいいます。

「個別貸付(特別)事由」とは、本基金特別支払日において本基金拋出契約に基づき日本生命が発行会社に対して支払を行うべき場合において、発行会社が当該支払に関し税金の源泉徴収若しくは控除を義務付けられる場合をいいます。

「個別貸付(特別)返済日」とは、各個別貸付(特別)について、関連する本控除額に関する税金の還付金を権限ある政府機関から本控除額の全額について借主が受領した日を含む月の翌月の最終の銀行営業日をいいます。

「個別貸付(特別)利息額」とは、個別貸付(特別)の元本金額に当該個別貸付(特別)に係る適用利率を乗じ、当該個別貸付(特別)が行われた本基金特別支払日(この日を含みます。)から当該個別貸付(特別)返済日(この日を含みます。)までの期間の実日数に対し、年365日の日割計算により算出した金額(1円未満の端数を切り捨てます。)をいいます。

「個別貸付予定返済日」とは、各個別貸付について、当該個別貸付が行われた本基金利払日の翌年の2月末日をいいます(但し、当該日が銀行営業日でない場合には、その直前の銀行営業日をいいます。)。

「個別貸付利払原資」とは、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日につき、その直前の個別貸付利払基準日において本社債関連口座内の出資金勘定に留保されている金銭から、当該個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日までに後記第二部第1、3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の()及び()に基づき支払われるべきものの総額並びに10百万円を控除した後の残額をいいます。

「個別貸付利払基準日」とは、個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日の7銀行営業日前の日をいいます。

「最終償還日」とは、2024年8月1日をいいます。

「参照レート」とは、円ライボー(本基金元本の期限前償還の場合)本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日(この日を含みます。)から2024年8月1日(この日を含みます。)までの期間が1年未満の場合若しくは(本社債の元本の期限前償還の場合)本社債組織変更期限前償還日の翌日(この日を含みます。)から最終償還日(この日を含みます。)までの期間が1年未満の場合)又は円スワップレート(かかる期間が1年以上の場合)のうち、(本基金元本の期限前償還の場合)元本残存期間又は(本社債の元本の期限前償還の場合)元本残存期間に対応する期間に係る利率(年率)をいいます。元本残存期間に対応する期間に係る利率が得られない場合には、以下の及びの2つの利率を得て、かかる2つの値の間を線形補間して算出した値とします。元本残存期間に対応する期間に係る利率が得られない場合には、以下の及びの2つの利率を得て、かかる2つの値の間を線形補間して算出した値とします。但し、これらに基づき参照レートとすべき利率又は値が零を下回る場合には、参照レートは零とします。

元本残存期間より短い期間に係る利率(年率)のうち、最も長い期間に係るもの。

元本残存期間より長い期間に係る利率(年率)のうち、最も短い期間に係るもの。

元本残存期間より短い期間に係る利率(年率)のうち、最も長い期間に係るもの。

元本残存期間より長い期間に係る利率(年率)のうち、最も短い期間に係るもの。

「残存月数」及び「残存端日数」とは、本基金元本残高及び本基金将来利息金額並びに各本社債元本及び本社債将来利息金額のそれぞれにつき、次に掲げるものをいいます。

本基金元本残高に係る残存月数は、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日(この日を含みます。)から、2024年8月1日(この日を含みます。)までの毎月における本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の応当日のうち最終の応当日(この日を含みます。)までの期間に係る月数とし、本基金元本残高に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日(この日を含みます。)から2024年8月1日(この日を含みます。)までの期間に係る実日数とします。かかる最終の応当日が2024年8月1日である場合には、本基金元本残高に係る残存端日数は零とします。なお、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日(この日を含みます。)から2024年8月1日(この日を含みます。)までの期間が1か月に満たない場合、本基金元本残高に係る残存月数は零とし、残存端日数は本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日(この日を含みます。)から2024年8月1日(この日を含みます。)までの実日数とします。

各本基金将来利息金額に係る残存月数は、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日(この日を含みます。)から、当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する8月1日(この日を含みます。)までの毎月における本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の応当日のうち最終の応当日(この日を含みます。)までの期間に係る月数とし、当該本基金将来利息金額に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日(この日を含みます。)から当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する8月1日(この日を含みます。)までの期間に係る日数とします。かかる最終の応当日が当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する8月1日である場合には、当該本基金将来利息金額に係る残存端日数は零とします。なお、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日(この日を含みます。)から当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する8月1日(この日を含みます。)までの期間が1か月に満たない場合、当該本基金将来利息金額に係る残存月数は零とし、残存端日数は本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日(この日を含みます。)から当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する8月1日(この日を含みます。)までの実日数とします。

各本社債元本に係る残存月数は、本社債組織変更期限前償還日の翌日(この日を含みます。)から、最終償還日(この日を含みます。)までの毎月における本社債組織変更期限前償還日の応当日のうち最終の応当日(この日を含みます。)までの期間に係る月数とし、各本社債元本に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日(この日を含みます。)から最終償還日(この日を含みます。)までの期間に係る実日数とします。かかる最終の応当日が最終償還日である場合には、各本社債元本に係る残存端日数は零とします。なお、本社債組織変更期限前償還日の翌日(この日を含みます。)から最終償還日(この日を含みます。)までの期間が1か月に満たない場合、各本社債元本に係る残存月数は零とし、残存端日数は本社債組織変更期限前償還日の翌日(この日を含みます。)から最終償還日(この日を含みます。)までの実日数とします。

各本社債将来利息金額に係る残存月数は、本社債組織変更期限前償還日の翌日(この日を含みます。)から、当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日(この日を含みます。)までの毎月における本社債組織変更期限前償還日の応当日のうち最終の応当日(この日を含みます。)までの期間に係る月数とし、当該本社債将来利息金額に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日(この日を含みます。)から当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日(この日を含みます。)までの期間に係る日数とします。かかる最終の応当日が当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日である場合には、当該本社債将来利息金額に係る残存端日数は零とします。なお、本社債組織変更期限前償還日の翌日(この日を含みます。)から当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日(この日を含みます。)までの期間が1か月に満たない場合、当該本社債将来利息金額に係る残存月数は零とし、残存端日数は本社債組織変更期限前償還日の翌日(この日を含みます。)から当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日(この日を含みます。)までの実日数とします。

「残存年数」とは、次の算式により得られる年数をいいます。

$$\frac{\text{残存月数}}{12} + \frac{\text{残存端日数}}{365}$$

「資産流動化法」とは、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「資産流動化法施行令」とは、資産の流動化に関する法律施行令（平成12年政令第479号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「支払金額」とは、未払残高支払事由が生じた場合における、当該未払残高支払事由に係る本基金未払残高支払額相当額をいいます。

「支払金額の一通貨あたりの利子額」とは、振替機関業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元本で除したものをいいます。但し、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

「資本事由」とは、保険会社の支払能力の充実状況に関する保険業法若しくはその他の関連法令、告示又はそれらの解釈に係る改正又は変更が公表され、その結果（経過措置（グランドファザリング）又はこれに類する規定の効果は考慮されます。）、本基金元本の全部又は一部が保険業法及びその他の関連法令における相互会社の基金又はその時点において適用のある規制上の要件において相互会社の基金と同等の資本性を有するものとして取り扱われないこととなり、日本生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「出資金勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座に出資金勘定として設けられた勘定及び本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座が新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「償還価額決定日」とは、（本基金元本の期限前償還の場合）本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の前月の応当日又は（本社債の元本の期限前償還の場合）本社債組織変更期限前償還日の前月の応当日（それぞれ前月に応当日が存在しない場合には前月の末日とし、かかる応当日又は末日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日）をいいます。

「償還日」とは、後記9(2)「償還の方法及び期限」(a)から(d)までの記載に基づき本社債が償還されるべき日をいいます。

「商法」とは、商法（明治32年法律第48号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、日本生命に課される法人税の計算において本基金利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、日本生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「税制事由（本社債）」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、発行会社に課される法人税の計算において本社債の利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、発行会社のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「税制変更」とは、税制若しくは税率の変更又は新たな種類の源泉税が課されることをいいます。

「前関連基金拋出契約」とは、()2015年7月8日付で大和証券及び日本生命の間で締結された基金拋出契約及び覚書並びにこれらに関する一切の変更契約並びに()2017年7月7日付で大和証券及び日本生命の間で締結された基金拋出契約及び覚書並びにこれらに関する一切の変更契約を総称していいます。

「前関連基金債権」とは、前関連基金拋出契約に基づき、日本生命に対する基金の元利払請求権及びこれに関連する一切の権利を総称していいます。

「大和証券」とは、大和証券株式会社をいいます。

「中間法人法」とは、中間法人法(平成13年法律第49号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「特定調停法」とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「日本生命」とは、日本生命保険相互会社をいいます。

「野村證券」とは、野村證券株式会社をいいます。

「破産法」とは、破産法(平成16年法律第75号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「発行会社」とは、日本生命2019基金流動化株式会社をいいます。

「発行会社上位債務」とは、発行会社同順位劣後債務、本社債に係る債務及び発行会社の清算手続における支払につき本社債に係る債務に劣後することが明示された発行会社の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる発行会社の債務をいいます。

「発行会社同順位劣後債務」とは、発行会社の清算手続における支払につき本社債に係る債務と同順位となることが明示された発行会社のその他の債務をいいます。

「発行会社劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

発行会社について、清算手続(会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。)が開始された場合。

管轄権を有する日本の裁判所が、発行会社について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。

管轄権を有する日本の裁判所が、発行会社について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。

管轄権を有する日本の裁判所が、発行会社について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本 による発行会社劣後事由は生じなかったものとみなされます。

発行会社について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「払込期日」とは、2019年8月1日をいいます。

「振替機関業務規程等」とは、後記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針を総称していいます。

「振替法」とは、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「法定基金償還限度額」とは、日本生命の各事業年度に関して、日本生命の貸借対照表上の純資産額から、(i)基金の総額、()損失てん補準備金及び保険業法第56条の基金償却積立金の額(保険業法第59条第2項の規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含みます。)、()基金利息の支払額、()当該決算期において積み立てることを要する損失てん補準備金の額、()基金申込証拠金の科目に計上した額、()再評価積立金の科目に計上した額、()のれん等調整額に関する保険業法施行規則第30条第2項第3号に定める額、()其他有価証券評価差額金の科目に計上した額(零以上である場合に限ります。)、()繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに()土地再評価差額金の科目に計上した額(零以上である場合に限ります。)の合計額、を控除した金額をいいます。

「法定基金利払限度額」とは、日本生命の各事業年度に関して、日本生命の貸借対照表上の純資産額から、(i)基金の総額、()損失てん補準備金及び保険業法第56条の基金償却積立金の額(保険業法第59条第2項の規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含みます。)、()基金申込証拠金の科目に計上した額、()再評価積立金の科目に計上した額、()其他有価証券評価差額金の科目に計上した額(零以上である場合に限ります。)、(vi)繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに()土地再評価差額金の科目に計上した額(零以上である場合に限ります。)の合計額、を控除した金額をいいます。

「保管振替機構」とは、株式会社証券保管振替機構をいいます。

「保険業法」とは、保険業法(平成7年法律105号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「保険業法施行規則」とは、保険業法施行規則(平成8年大蔵省令第5号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「本一般社団法人」とは、一般社団法人法整備法により廃止される前の中間法人法に基づき日本国内に設立され、一般社団法人法整備法第2条第1項により一般社団法人として存続するものとされた一般社団法人ニッセイ基金流動化ホールディングスをいいます。

「本一般社団法人関連特定目的会社」とは、日本生命2012基金特定目的会社(注)、日本生命2015基金特定目的会社及び日本生命2017基金特定目的会社を総称していいます。

(注)日本生命2012基金特定目的会社は2019年7月又は8月中に清算結了の登記申請を行う予定です。従って、当該登記申請以降は、「本一般社団法人関連特定目的会社」の定義から同社は除外されます。

「本一般社団法人業務委託契約」とは、2009年7月3日付で本一般社団法人及び業務受託者間で締結された業務委託契約変更契約に添付された業務委託契約(同変更契約による変更後の2008年6月27日付同当事者間の業務委託契約)並びにこれに関する一切の覚書をいいます。

「本一般社団法人誓約書」とは、本一般社団法人が発行会社及び本社債管理者に差し入れる2019年7月25日付の誓約書をいいます。

「本基金」とは、本基金拠出契約に基づき日本生命に拠出された基金をいいます。

「本基金延滞利息」とは、本基金最終償還日において、本基金拠出契約に基づき繰り延べられる本基金元本の額につき、年(未定)%(年365日の日割計算)で計算される延滞利息をいいます。

(注)上記利率は、2019年7月18日頃に本社債の利率の仮条件と同時に同率の仮条件の提示を行い、2019年7月25日頃に行われる本社債の利率の条件決定と同時に同率で決定されることが予定されています。

「本基金元本」とは、本基金拠出契約に基づき日本生命が償還するものとされる基金の元本をいいます。

「本基金元本残高」とは、本基金組織変更償還日時点における本基金元本の未償還の残高をいいます。

「本基金拠出契約」とは、2019年7月25日付で大和証券及び日本生命の間で締結される基金拠出契約及びこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本基金拠出実行日」とは、2019年8月1日をいいます。

「本基金期限前償還」とは、本基金元本の期限前償還をいいます。

「本基金拠出者」とは、本基金債権の保有者をいいます。

「本基金繰延後最終償還日」とは、本基金元本の償還が繰り延べられた場合の日本生命の次の事業年度の本基金拠出実行日の応当日をいいます。

「本基金繰延利払日」とは、本基金利息の支払が繰り延べられた場合の日本生命の次の事業年度の本基金拠出実行日の応当日の3銀行営業日前の日をいいます。

「本基金経過利息」とは、本基金利払日が到来していないため支払われていない本利息(本基金)をいい、その対象となる計算期間(本基金資本事由償還日、本基金税制事由償還日又は本基金税制事由(本社債)償還日が本基金利払日以外の日である場合において、それぞれ当該日の3銀行営業日後の日の直前の本基金利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から当該本基金資本事由償還日、本基金税制事由償還日又は本基金税制事由(本社債)償還日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間)について後記第二部第1、2(3)(e)「償還方法」及び(f)「利率」記載の利率により当該計算期間の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとします。但し、本基金未払残高を含まないものとします。

「本基金経過利息（組織変更償還）」とは、本基金経過利息（組織変更償還）起算日を基準として、以下の算式に従い算出された金額（1円に満たない端数は四捨五入します。）をいいます。

期限前償還時点における 本基金元本の金額	\times 後記第二部第1、2(3) (f)「利率」に記載する (本基金元本の償還が繰り延べられる前 の)利率	\times 本基金経過利息（組織変更償還）起算日（この日を含みます。）から 本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日（この日を含みます。）までの 実日数
		365

上記にかかわらず、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日が8月1日である場合には、本基金経過利息（組織変更償還）の額は本基金年間利息金額とします。なお、本基金組織変更償還日が本基金利払日である場合、かかる本基金経過利息（組織変更償還）以外に後記第二部第1、2(3)(g)「利払日及び方法」本文に記載する利息は支払われません。

「本基金経過利息（組織変更償還）起算日」とは、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の直前の8月1日（本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日が2020年8月1日より前の日である場合には、本基金拠出日）の翌日をいいます。

「本基金債権」とは、本基金拠出契約に基づく、日本生命に対する基金の元利払請求権及びこれに関連する一切の権利を総称していいます。

「本基金債権譲渡契約」とは、2019年7月25日付で大和証券、日本生命及び発行会社の間で締結される基金債権譲渡契約をいいます。

「本基金最終償還日」とは、本基金の当初の最終償還日である2024年8月1日をいいます。

「本基金最終利息計算期間」とは、2023年の本基金拠出実行日の応当日の翌日（この日を含みます。）から2024年の本基金拠出実行日の応当日（この日を含みます。）までの1年をいいます。

「本基金最終利払日」とは、2024年の本基金利払日をいいます。

「本基金資本事由償還日」とは、本基金拠出実行日以降に資本事由が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う資本事由による本基金元本の償還のために設定する日をいいます。

「本基金上位債務」とは、基金の償還請求権及び基金利息の支払請求権を除く、日本生命に対する全ての債権に係る日本生命の債務をいいます。

「本基金償還金支払日」とは、本基金最終償還日において、本基金元本が償還される場合の、当該本基金最終償還日の3銀行営業日前の日をいいます。

「本基金償還日」とは、本基金繰延後最終償還日及び本基金最終償還日を総称していいます。

「本基金将来利息金額」とは、各本基金将来利払日につき、期限前償還がなされず、後記第二部第1、2(3)(g)「利払日及び方法」但書及び後記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(f)「日本生命が拠出を受ける他の基金に関するリスク」記載の制限に服しないと仮定した場合に、当該本基金将来利払日に支払われるべきであった本利息（本基金）の額をいいます。但し、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日が8月1日である場合を除き、本基金組織変更償還日の直後に到来する本基金将来利払日（本基金組織変更償還日が本基金利払日である場合には、当該支払日）に係る本基金将来利息金額は、かかる金額から本基金経過利息（組織変更償還）の額を控除した額とします。

「本基金将来利払日」とは、本基金組織変更償還日の翌日（この日を含みます。）以降に到来する各本基金利払日をいいます。但し、本基金組織変更償還日が本基金利払日である場合で、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日が8月1日以外の日となる場合には、当該本基金利払日を含みます。

「本基金税制事由償還日」とは、本基金拠出実行日以降に税制事由が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う税制事由による本基金元本の償還のために設定する日をいいます。

「本基金税制事由（本社債）償還日」とは、本基金拠出実行日以降に税制事由（本社債）が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う税制事由（本社債）による本基金元本の償還のために設定する日をいいます。

「本基金組織変更償還日」とは、日本生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が日本生命の社員総会又は総代会で承認された場合における、当該組織変更の効力発生日の4銀行営業日前の日（但し、本基金最終償還日に係る本基金償還金支払日の前銀行営業日までの日に限ります。）をいいます。

「本基金第1回利息計算期間」とは、本基金拠出実行日の翌日（この日を含みます。）から2020年の本基金拠出実行日の応当日（この日を含みます。）までの1年をいいます。

「本基金第2回利息計算期間」とは、2020年の本基金拠出実行日の応当日の翌日（この日を含みます。）から2021年の本基金拠出実行日の応当日（この日を含みます。）までの1年をいいます。

「本基金第3回利息計算期間」とは、2021年の本基金拠出実行日の応当日の翌日（この日を含みます。）から2022年の本基金拠出実行日の応当日（この日を含みます。）までの1年をいいます。

「本基金第4回利息計算期間」とは、2022年の本基金拠出実行日の応当日の翌日（この日を含みます。）から2023年の本基金拠出実行日の応当日（この日を含みます。）までの1年をいいます。

「本基金特別支払日」とは、本基金利払日及び本基金償還金支払日以外において、日本生命が本基金拠出契約に基づき発行会社に対して支払を行う日をいいます。

「本基金年間利息金額」とは、各本基金利払日において日本生命が本基金拠出者に支払う、当該本基金利払日の直後に到来する本基金拠出実行日の応当日を最終日とする本基金利息計算期間における本基金元本の当初の元本金額に対する1年分の利息として、後記第二部第1、2(3)(f)「利率」に記載の利率を用いて算出される金額(但し、本基金最終利払日においては、本基金最終利息計算期間の1年に付されるものとして、2023年の本基金拠出実行日の応当日の翌日(この日を含みます。)から本基金最終償還日(この日を含みます。)までの期間における利息として後記第二部第1、2(3)(f)「利率」に記載の利率を用いて算出される金額)をいいます。

(注)上記金額は、2019年7月18日頃に本社債の利率の仮条件と同時に仮条件の提示を行い、2019年7月25日頃に行われる本社債の利率の条件決定と同時に決定されることが予定されています。

「本基金未払残高」とは、本基金拠出契約に基づき、支払日が日本生命の次の事業年度の本基金拠出実行日の応当日の3銀行営業日前の日まで到来せず、繰り延べられた本基金利息をいいます。

「本基金利息」とは、本利息(本基金)、本基金未払残高及び本基金延滞利息を総称していいます。

「本基金利息計算期間」とは、本基金第1回利息計算期間、本基金第2回利息計算期間、本基金第3回利息計算期間、本基金第4回利息計算期間及び本基金最終利息計算期間を総称していいます。

「本基金利息計算基準日」とは、本基金拠出実行日を第1回として、その後毎年の本基金拠出実行日の応当日をいいます。

「本基金利息の項目」とは、本利息(本基金)、本基金未払残高及び本基金延滞利息のそれぞれをいいます。

「本基金利払日」とは、2020年(この年を含みます。)から2024年(この年を含みます。)までの本基金拠出実行日の応当日の3銀行営業日前の日をいいます。

「本基金劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

日本生命について、清算手続(保険業法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。)が開始された場合。

管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。

管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、更生特例法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。

管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。

日本生命について日本法によらない外国における破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「本基金劣後事由(本社債)」とは、本基金劣後事由が発生した場合をいいます。

「本金融債務」とは、借入、社債又はその他一切のこれらに類似する債務をいいます。

「本控除額」とは、個別貸付（特別）事由が発生した場合における、当該源泉徴収若しくは控除に係る金額をいいます。

「本資産管理委託契約」とは、2019年7月25日付で発行会社及び本資産管理受託会社の間で締結される資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約をいいます。

「本資産管理受託会社」とは、本資産管理委託契約における受託者である三菱UFJ信託銀行をいいます。

「本資産管理手数料」とは、本資産管理委託契約に基づき、発行会社が本資産管理受託会社に対して資産の管理及び処分に係る業務の委託に関して支払う手数料をいいます。

「本社債」とは、日本生命2019基金流動化株式会社第1回無担保社債をいいます。

「本社債管理委託契約」とは、2019年7月25日付で発行会社及び本社債管理者の間で締結される日本生命2019基金流動化株式会社第1回無担保社債社債管理委託契約をいいます。

「本社債管理委託手数料」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債管理者に対して支払う本社債の管理委託手数料をいいます。

「本社債管理者」とは、本社債の社債管理者である三菱UFJ銀行をいいます。

「本社債関連口座」とは、本社債管理委託契約に基づき発行会社が本社債関連口座として開設する口座及び本社債管理委託契約に基づき新たに開設された後の当該口座をいいます。

「本社債期限前償還日（利払日）」とは、後記第二部第1、2(3)(h)「期限前償還」からの記載に基づき、発行会社が、本基金期限前償還が本基金利払日において行われる旨の通知を受領した場合における、その直後の利払日をいいます。

「本社債期限前償還日（利払日以外）」とは、後記第二部第1、2(3)(h)「期限前償還」からの記載に基づき、発行会社が、本基金期限前償還が本基金利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合における、当該本基金期限前償還が行われる日の3銀行営業日後の日をいいます。

「本社債券」とは、本社債の社債券をいいます。

「本社債権者」とは、本社債の社債権者をいいます。

「本社債将来利息金額」とは、各本社債将来利払日につき、（期限前償還されなければ）当該本社債将来利払日に支払われるべきであった各本社債の利息の額をいいます。但し、本社債組織変更期限前償還日が利払日である場合を除き、本社債組織変更期限前償還日の直後に到来する本社債将来利払日に係る本社債将来利息金額は、かかる金額から各本社債に係る経過利息の額を控除した額とします。

「本社債将来利払日」とは、本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）以降、最終償還日（この日を含みます。）までに到来する各利払日をいいます。

「本社債事務委託契約」とは、2019年7月25日付で発行会社及び本社債事務受託会社の間で締結される日本生命2019基金流動化株式会社第1回無担保社債事務委託契約をいいます。

「本社債事務受託会社」とは、本社債事務委託契約における受託者である三菱UFJ銀行をいいます。

「本社債組織変更期限前償還価額」とは、後記9(2)「償還の方法及び期限」(e)に記載する償還価額をいいます。

「本社債組織変更期限前償還事由」とは、発行会社が、後記第二部第1、2(3)(h)「期限前償還」の記載に基づき、日本生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が日本生命の社員総会又は総代会で承認され、日本生命から本基金拠出契約に基づき本基金債権の全部を期限前償還する権限を行使する旨の書面による通知を当該組織変更の効力発生日の60日前までに受領することをいいます。

「本社債組織変更期限前償還日」とは、本社債組織変更期限前償還事由が発生した場合における、当該組織変更の効力発生日の前銀行営業日をいいます。

「本社債要項」とは、本社債の社債要項をいいます。

「本社債利息」とは、後記7「利率」記載の利率に基づき後記8(2)「利息支払の方法及び期限」(a)の記載に従い決定される、各利払日に支払われるべき本社債の利息をいいます。

「本信用等级付業者」とは、JCR及びR&Iをいいます。

「本信用枠設定契約」とは、2019年7月25日付で発行会社及び日本生命の間で締結される信用枠設定契約をいいます。

「本信用枠設定契約締結日」とは、2019年7月25日をいいます。

「本信用枠設定契約等責任財産」とは、その時々の本社債関連口座内の金銭をいいます。

「本信用枠設定契約有効期間」とは、本信用枠設定契約締結日(この日を含みます。)から本社債の元利金が全て完済される日までの期間をいいます。

「本責任財産」とは、発行会社の財産をいいます。

「本届出書提出日」とは、2019年7月8日をいいます。

「本引受契約」とは、2019年7月25日付で各引受会社、発行会社及び日本生命の間で締結される日本生命2019基金流動化株式会社第1回無担保社債引受契約をいいます。

「本普通株式」とは、発行会社の普通株式をいいます。

「本利息(本基金)」とは、後記第二部第1、2(3)(g)「利払日及び方法」に記載される本基金の利息をいいます。

「前基金」とは、日本生命が本基金拠出契約締結前に募集した基金をいいます。

「三菱UFJ銀行」とは、株式会社三菱UFJ銀行をいいます。

「三菱UFJ信託銀行」とは、三菱UFJ信託銀行株式会社をいいます。

「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」とは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社をいいます。

「未払残高」とは、各本社債に関してその時点で残存する全ての利払停止金額をいいます。

「未払残高支払事由」とは、後記第二部第1、2(3)(g)「利払日及び方法」の記載に基づき、本基金未払残高が支払われたことをいいます。

「民事再生法」とは、民事再生法(平成11年法律225号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「民事執行法」とは、民事執行法(昭和54年法律第4号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「民法」とは民法(明治29年法律第89号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「利息支払勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座に利息支払勘定として設けられた勘定及び本社債管理委託契約に基づき新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「利払停止」とは、利払停止事由が生じた場合に、発行会社が、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該利払日の10銀行営業日前までに)通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることをいいます。

「利払停止金額」とは、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額をいいます。

「利払停止事由」とは、各利払日の直前の本基金利払日において、本基金拋出契約に基づき、本基金の利息の支払が繰り延べられる旨の通知を発行会社が受領したことをいいます。

「利払日」とは、2020年8月1日を第1回として、その後毎年8月1日をいいます。

「劣後支払条件(発行会社劣後事由)」とは、以下に該当する場合をいいます。

発行会社の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は発行会社に知れている債権者に係る全ての発行会社上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

発行会社の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての発行会社上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足(供託による場合を含みます。)を受けた場合。

発行会社の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての発行会社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

発行会社の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての発行会社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

発行会社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて発行会社上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生する。

「劣後支払条件(本基金劣後事由)」とは、(a)本基金劣後事由 から までの事由との関係では、後記第二部第1、2(3)(j)「劣後条件」 から までに記載の、それぞれに適用のある停止条件をいい、(b)本基金劣後事由 の事由との関係では、保険業法第181条第2項に基づき本基金の払戻しが可能となることをいいます。

「劣後事由」とは、発行会社劣後事由及び本基金劣後事由(本社債)を総称していいます。

「A種優先株式」とは発行会社が株主総会の決議及び普通株式に係る種類株主総会の決議に従って日本生命に発行するA種優先株式をいいます。発行会社が払込期日までに発行するA種優先株式の株式数は5,800株、その払込金額の総額は290,000,000円です。なお、発行会社が払込期日までに発行する普通株式とA種優先株式の総株式数は5,802株です。

(注)上記A種優先株式は、2019年7月17日頃に発行される予定です。

「JCR」とは、株式会社日本格付研究所をいいます。

「R&I」とは、株式会社格付投資情報センターをいいます。

「S M B C日興証券」とは、S M B C日興証券株式会社をいいます。

管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態

(a) 管理の方法及び管理の形態

管理資産である本基金債権は発行会社の資産となり、本資産管理受託会社が本資産管理委託契約に従って管理資産である本基金債権の管理を発行会社のために行います。本社債管理委託契約において、発行会社は、本基金債権を含む発行会社の資産を、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行うことが禁止されています。本基金債権の利息の支払による回収金は発行会社の本社債関連口座内の利息支払勘定に、本基金債権の元本の償還による回収金は発行会社の本社債関連口座内の元本償還勘定において保管され、後記第二部第1、3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」に記載されているこれらの勘定からの支払方法によってのみ利用することが可能とされています。

(b) 信用補完の形態

本社債に対する信用補完措置又は流動性補完措置としては、以下の方法を実施する予定としています。

本社債の利払は発行会社の資産である本基金利息を原資として行われますが、本基金利息の支払について所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われます。従って、発行会社は、本信用枠設定契約に基づき、本社債の利払に先立って当該源泉徴収により本社債の利金支払に不足する額の金銭を借り入れ、本社債の利払資金とすることにより、本社債の利息支払の信用補完措置及び流動性補完措置とします。本信用枠設定契約に基づき行われた個別借入は、本信用枠設定契約に規定する条件に従い本社債の元利金の支払に劣後し、かつ、本信用枠設定契約等責任財産のみを責任財産として返済されます。なお、本基金利息について賦課された源泉税の還付金を出資金勘定に入金することにより、本社債の利金支払の信用補完措置及び流動性補完措置とします。更に、本信用枠設定契約に基づく発行会社の日本生命に対する一切の金銭支払債務は、当該債務の約定弁済日において、発行会社が履行すべき本社債に基づく金銭支払債務について債務不履行がないことを停止条件として、効力を生じるものとされ、かつ、個別貸付の元本及び利息の支払については、当該支払を行うべき日の直前の個別貸付利払基準日において出資金勘定に留保されている金銭から、当該支払を行うべき日までに公租公課及び諸費用に支払われるべきものの総額並びに金10百万円を控除した金額を上限として行われるものとし(但し、個別貸付(特別)の元本

及び利息の支払については、かかる上限は適用されません。)、本社債の信用補完措置及び流動性補完措置とします。また、本社債の元利金の支払について、後記第二部第1、3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の方法に従った支払において、利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が不足する場合に、当該不足に係る金額につき1回の支払について50万円を上限として、出資金勘定から支払うこととされていることをもって、当該金額の限度において、本社債の信用補完措置及び流動性補完措置とします。

本信用枠設定契約

ア 本信用枠設定契約に基づき、各本基金利払日において、以下の条件が全て満たされている場合、日本生命は、当該本基金利払日に関連する借入申込日において発行会社が日本生命に交付した借入申込書に記載された借入申込金額を、当該本基金利払日において利用可能な資金で発行会社の本社債関連口座に送金する方法により、各個別貸付を実行するものとされています。かかる借入金はかかる金額の限度において、本社債の利息の支払の信用補完及び流動性補完となり得ます。

当該本基金利払日に関連して、本信用枠設定契約に従い発行会社が借入申込書を日本生命に適式に交付し、これを日本生命が適式に受領していること。

上記における借入申込書に記載された借入申込金額が、各個別貸付の借入申込金額として定義された金額(下記シの記載による変更後の借入申込金額も含まれます。)であること。

本社債が、有効に発行され、かつ、成立していること。

発行会社が、本信用枠設定契約締結日において、以下に掲げる書面を全て日本生命に交付していること。

- (i) 本信用枠設定契約締結日前3ヶ月以内に作成された発行会社の商業登記簿謄本又はこれに代わる履歴事項全部証明書
- () 本信用枠設定契約締結日前3ヶ月以内に作成された発行会社の印鑑証明書
- () 本信用枠設定契約締結日における発行会社の定款の写し
- () 本信用枠設定契約の締結を発行会社の取締役が決定したことを証する取締役決定書の写し

イ 発行会社は、各本基金利払日において個別貸付を希望する場合には、借入申込書を発行会社の登録印鑑を用いて作成し、当該本基金利払日に関連する借入申込日までに、本信用枠設定契約所定の方法により日本生命に送付するものとされています。

ウ 発行会社は、日本生命に対して、各個別貸付について、個別貸付予定返済日において、個別貸付基準利息額を、当該個別貸付の利息として支払うものとされています。

エ 発行会社は、日本生命に対して、各個別貸付について、個別貸付予定返済日において、各個別貸付の元本を返済するものとされています。

オ 上記ウの記載にかかわらず、各個別貸付予定返済日に関して、個別貸付基準利払原資が個別貸付基準利息額に満たない場合には、個別貸付基準利息額のうち、当該不足額の支払期限は、繰延後個別貸付予定返済日に変更されるものとされています。個別貸付繰延利息及び個別貸付繰延元本に係る利息については、当該繰延後個別貸付予定返済日まで何らの利息(下記ケに記載する遅延損害金を含みます。)は付されないものとされています。発行会社は、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日において、従前のいずれかの個別貸付予定返済日に本オに記載のとおり支払期限が変更され、未払の個別貸付繰延利息、又は、従前のいずれかの個別貸付予定返済日の翌日以降下記キに記載のとおり付され、未払の個別貸付繰延元本に係る利息がある場合には、上記ウに記載のとおり支払に優先して、個別貸付繰延利息、個別貸付繰延元本に係る利息の順に、また、個別貸付繰延利息又は個別貸付繰延元本に係る利息の中ではそれぞれ最初に本オに記載のとおり支払期限が変更されることとなった日又は下記キに記載のとおり付利が開始した日の早いものから順に、これを支払うものとされています。繰延後個別貸付予定返済日において、個別貸付繰延利息又は個別貸付繰延元本に係る利息の全部又は一部が支払われなかった場合には、弁済されなかった金額についての支払期限は、更に1ヶ月後の応当日に変更され、かかる更に支払期限が変更された部分については、当該繰延後個別貸付予定返済日まで何らの利息(下記ケに記載する遅延損害金を含みます。)は付されないものとし、以後も同様とするものとされています。

カ 発行会社は、各個別貸付利払基準日における個別貸付基準利払原資が個別貸付基準利息額に満たない場合には、本信用枠設定契約において定められる様式に従い、同日付で当該個別貸付基準利払原資の額を日本生命に通知するものとされています。

キ 上記エの記載にかかわらず、各個別貸付予定返済日に関して、個別貸付元本支払原資が当該個別貸付予定返済日に返済すべき個別貸付の元本額に満たない場合には、かかる個別貸付の元本額のうち、当該不足額についての支払期限は、当該個別貸付予定返済日の1ヶ月後の応当日である繰延後個別貸付予定返済日に変更されるものとし、この場合、かかる個別貸付繰延元本については、個別貸付繰延元本に係る利息が付されるものとし、発行会社は、当該繰延後個別貸付予定返済日に、かかる個別貸付繰延元本に係る利息を日本生命に対し支払うものとされています。発行会社は、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日において、従前のいずれかの個別貸付予定返済日に本キに記載のとおり支払期限が変更され、未払の個別貸付繰延元本がある場合には、上記エに記載の支払に優先して、最初に本キに記載のとおり支払期限が変更されることとなった日が早い個別貸付繰延元本から順にこれを支払うものとされています。繰延後個別貸付予定返済日において、個別貸付繰延元本の全部又は一部が支払われなかった場合には、弁済されなかった金額についての支払期限は、更に1ヶ月後の応当日である繰延後個別貸付予定返済日に変更されるものとし、以後も同様とするものとされています。この場合、かかる変更後の繰延後個別貸付予定返済日（この日を含みます。）までの期間につき本キ第1文に従い、個別貸付繰延元本に係る利息が付されるものとし、以後も同様とするものとされています。

ク 発行会社は、各個別貸付利払基準日における個別貸付元本支払原資が個別貸付の元本額に満たない場合には、本信用枠設定契約において定められる様式に従い、同日付で当該個別貸付元本支払原資の額を日本生命に通知するものとされています。

ケ 本信用枠設定契約に別段の定めがある場合を除き、発行会社が、本信用枠設定契約上の支払義務をその個別貸付支払日に履行しなかった場合、発行会社は、当該個別貸付支払日の翌日（この日を含みます。）から完済される日（この日を含みます。）までの期間につき、当該債務不履行に係る金額に対し、年率14%（1年を365日とする日割計算）（1円未満の端数を切り捨てます。）の割合による遅延損害金を日本生命に対して支払うものとされています。

コ 本社債の元利金が全て償還され又は支払われるまで、発行会社による個別貸付及び個別貸付（特別）の元利金の支払に関する債務、その他本信用枠設定契約に基づき発行会社が日本生命に対して負担する債務の履行は、本信用枠設定契約等責任財産のみを責任財産として、かつ、本社債管理委託契約に規定される支払順序及び支払限度に従ってのみ行われるものとし、日本生命は本信用枠設定契約等責任財産以外の発行会社の財産に、個別貸付における元利金支払請求権その他本信用枠設定契約に基づき日本生命が発行会社に対して有する請求権の満足を得るために差押、仮差押、保全処分、強制執行その他これに類する手続の申立てを行う権利を放棄するものとされています。本社債の元利金が全て償還され又は支払われ、かつ、発行会社が還付請求を行った税金が全額還付された時点において、日本生命の発行会社に対する債権額が本信用枠設定契約等責任財産の額を超過するときは、当該超過額に相当する範囲においてその債権を放棄したものとみなすものとされています。

カ 本信用枠設定契約に基づく発行会社の日本生命に対する本信用枠設定契約上の一切の金銭支払債務（上記ウ及びオ、又は、エ及びケの記載に従って支払日が一旦到来したものの上記コの記載に基づき未払の債務を含みます。）は、当該債務の約定弁済日において、発行会社が履行すべき本社債に基づく金銭支払債務について債務不履行がないことを停止条件として、効力を生じるものとされています。

シ 本信用枠設定契約有効期間中において、何らかの理由(税制の変更及び各本基金利払日において日本生命が支払う金額に変動が生じたことにより、当該本基金利払日における本基金利息の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が変更されることを含みますが、これに限定されません。)により、各本基金利払日における本基金拠出契約に基づく日本生命から発行会社に対する支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が変更されることが明らかとなった場合には、源泉徴収が義務づけられる税金について、かかる新たな金額が適用される本基金利払日以降(この日を含みます。)において実行される個別貸付に適用される借入申込金額は、各個別貸付が行われる本基金利払日における本基金拠出契約に基づく日本生命から発行会社に対する支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額に自動的に変更されるものとし、その後も同様とするものとされています。

ス 日本生命は、本信用枠契約に基づく発行会社の金銭の支払債務につき、期限の利益を喪失させることはできないものとされています。

セ 本信用枠設定契約は、本信用枠設定契約有効期間中有効であるものとし、発行会社及び日本生命は本信用枠設定契約有効期間中は、理由の如何を問わず、本信用枠設定契約を解除又は解約できないものとされています。本信用枠設定契約有効期間の満了後も、発行会社が本信用枠設定契約に関して日本生命に対して負う全ての債務の履行が完了するまでの間は、当該債務の履行に係る限りにおいて、本信用枠設定契約の関係部分は有効に存続するものとされています。

ソ 個別貸付(特別)事由が発生した場合、日本生命は、本控除額を、当該本基金特別支払日において発行会社に貸し付け、発行会社はこれを借り受けるものとされています。

タ

個別貸付(特別)事由が生じる場合、日本生命は、関連する本基金特別支払日の15営業日前までに、本信用枠設定契約において定められる様式の書面により、(i)個別貸付(特別)事由が生じる旨及び(ii)当該個別貸付(特別)事由に係る本控除額の金額を、発行会社に通知します。

発行会社は、個別貸付(特別)の実行を希望する場合には、借入申込書(特別)を発行会社の登録印鑑を用いて作成し、関連する本基金特別支払日の10銀行営業日前までに、その写しを日本生命に送付し、日本生命がこれを受領していることを電話にて確認を行うものとされています。なお、発行会社は、当該借入申込書の原本を日本生命に送付することなく自ら保管するものとされています。

借入申込書(特別)に記載される借入希望額は、当該個別貸付(特別)事由に係る本控除額とされています。

日本生命は、借入申込書(特別)を受領した場合には、関連する本基金特別支払日において、当該借入申込書(特別)に記載されている借入希望額を、関連する本基金利払日において利用可能な資金で、発行会社の本社債関連口座に送金する方法により、個別貸付(特別)を実行するものとされています。

チ

発行会社は、日本生命に対して、個別貸付(特別)返済日において、個別貸付(特別)利息額を、当該個別貸付の利息として支払うものとされています。

個別貸付(特別)に係る適用利率(年率)は、以下のとおりとされています。

(i) 2020年8月1日の3銀行営業日(この日を含む。)前までに行われる個別貸付(特別) 0.24%

() 2021年8月1日の3銀行営業日(この日を含む。)前までに行われる個別貸付(特別) 0.24%

- () 2022年8月1日の3銀行営業日(この日を含む。)前までに行われる個別貸付(特別) 0.24%
- () 2023年8月1日の3銀行営業日(この日を含む。)前までに行われる個別貸付(特別) 0.19%
- () 2023年8月1日の3銀行営業日前の日の翌日以降に行われる個別貸付(特別) 0.20%

(注)上記各利率は、本届出書提出日現在の見込の値であり、2019年7月25日頃に決定される予定です。

発行会社は、本控除額に関する税金の還付金を権限ある政府機関から受領した場合で、かつ、かかる還付により発行会社が当該時点までに当該本控除額について源泉徴収された税金の全額の還付を受けた場合には、かかる還付金の受領後10銀行営業日以内に、本信用枠設定契約において定められる様式による書面によりその旨を日本生命に通知するものとされています。

ツ

発行会社は、日本生命に対して、各個別貸付(特別)について、個別貸付(特別)返済日において、各個別貸付(特別)の元本を返済するものとされています。

発行会社は、日本生命の事前の書面による承諾がある場合を除き、各個別貸付(特別)の元本を、個別貸付(特別)返済日より前に返済することはできないものとされています。日本生命がかかる承諾をするに際しては、発行会社は、日本生命が別途合理的に算定した損害金を支払うものとされています。

テ 上記ア 及び の記載は、各個別貸付(特別)について準用するものとされています。

ト 発行会社は、下記ナ若しくは二に記載の発行会社の表明及び保証が真実かつ正確でなかったこと、本信用枠設定契約に違反したこと若しくは本信用枠設定契約に基づく発行会社の作為若しくは不作為又はこれらに関連して、日本生命に生じるあらゆる損害又は債務、並びにこれらに関連して日本生命に対し提訴された訴訟又は損害賠償請求につき日本生命が防御するための合理的な費用及び経費を補償することに合意しています。ここに規定された補償は、日本生命の重大な過失又は故意に起因するいかなる損害、債務、費用又は経費に関しては適用されないものとされています。

ナ 発行会社は、本信用枠設定契約締結日において、以下の事実を表明し、保証するものとされています。

発行会社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する会社法上の株式会社です。

発行会社は、本信用枠設定契約並びに本信用枠設定契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続を履践しました。

発行会社による本信用枠設定契約の締結及び履行は、発行会社に適用がある法令、規則、通達、発行会社の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は発行会社を当事者とする若しくは発行会社が拘束される第三者との間の契約上の規定に、違反又は抵触しておらず、発行会社の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担(本信用枠設定契約に基づき日本生命のために負担するものを除きます。)を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

発行会社による本信用枠設定契約の締結及び履行に際して、発行会社の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みです。

発行会社に対し、本信用枠設定契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本信用枠設定契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。

発行会社を当事者とする又は発行会社が拘束される契約につき、本信用枠設定契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行は発生、継続して

おらず、かかる不履行は発行会社による本信用枠設定契約の締結、又は本信用枠設定契約に基づく債務の履行の結果発生することはありません。

二 発行会社は、各本基金利払日又は本基金特別支払日において、以下の事実を表明し、保証するものとされています。

発行会社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する会社法上の株式会社です。

発行会社は、当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は個別貸付（特別）並びに本信用枠設定契約に基づいて当該個別貸付又は個別貸付（特別）に関連して交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続を履践しました。

発行会社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は個別貸付（特別）に基づく借入及びこれに関する義務の履行は、発行会社に適用がある法令、規則、通達、発行会社の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は発行会社を当事者とする若しくは発行会社が拘束される第三者との間の契約上の規定に、違反又は抵触しておらず、発行会社の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本信用枠設定契約に基づき日本生命のために負担するものを除きます。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

発行会社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は個別貸付（特別）に基づく借入及びこれに関する義務の履行に際して、発行会社の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みです。

発行会社に対し、発行会社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は個別貸付（特別）に基づく借入の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本信用枠設定契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。

発行会社を当事者とする又は発行会社が拘束される契約につき、発行会社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は個別貸付（特別）に基づく借入及びこれに関する義務の履行上、重大な影響を及ぼしうる債務不履行は発生、継続しておらず、かかる不履行は発行会社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は個別貸付（特別）に基づく借入及びこれに関する義務の履行の結果発生することはありません。

本社債管理委託契約は、大要本信用枠設定契約において定められる様式により締結されています。

本社債管理委託契約において発行会社が表明した事実は、かかる表明が行われた日においていずれも真実です。

又 発行会社は、本信用枠設定契約に基づく日本生命に対する債務が存続する限り、以下の事項を遵守するものとされています。

実務上可能な限り速やかに、但しいかなる場合においても発行会社の事業年度の最終日から90日以内に、発行会社の当該事業年度に関する、発行会社の会計監査人によって監査済みの貸借対照表及び損益計算書を、日本生命に交付します。

本信用枠設定契約及び本社債管理委託契約(本社債要項を含みます。)を遵守し、これらに基づく義務を、これを履行すべき時期に適切に履行します。

本信用枠設定契約に基づく義務の履行に必要となる許可、認可、同意及び承諾をこれを取得すべき時期に取得し、本信用枠設定契約に基づく義務の履行に必要となる通知及び届出をこれを行うべき時期に行います。

発行会社に適用ある法律、政令、規則、通達及びその他の規制を遵守します。

発行会社の定款、登記事項又は登録された印鑑が変更された場合、速やかに日本生命に対してこれを書面で通知します。

発行会社の本信用枠設定契約に基づく義務(個別貸付に基づく元利金支払義務を含みますがこれに限定されません。)の履行に重大な悪影響を与え、又は与えるおそれのある事由が発生した場合、速やかに日本生命に対してこれを書面で通知します。

本社債管理委託契約(本社債要項を含みます。)に基づき本社債管理者又は本社債権者に対して通知、届出又は文書の提出を行った場合には、それらの写しを速やかに日本生命に交付します。

発行会社は、本基金利息について源泉徴収された税金の還付金を権限ある政府機関から受領した場合で、かつ、かかる還付により発行会社が当該時点までに本基金利息について源泉徴収された税金の全額の還付を受けることになった場合には、かかる還付金の受領後2週間以内に、大要本信用枠設定契約において定められる様式による書面によりその旨を日本生命に通知します。

発行会社が個別貸付に基づき借り入れた金銭については、本信用枠設定契約所定の資金用途にのみ使用し、それ以外の目的に使用しません。

ネ 日本生命は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てず、第三者による申立てに対し参加、同意等を行わないものとされています。

元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

(a) 元本償還資金又は利払資金が不足するリスク

発行会社は、通常の事業会社等とは異なり、普通株式及びA種優先株式の払込金並びに原保有者から取得する本基金債権のほかには、特段の資産を有しません。また、本基金債権の債務者である日本生命による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。さらに、普通株式及びA種優先株式の払込金が入金される出資金勘定内の金銭は専ら発行会社の当初費用並びに発行会社の維持、管理及び運営のための期中費用の支払資金に充当され、本社債の元利金の支払について、後記第二部第1、3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の方法に従った支払において、利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が不足する場合に、当該不足に係る金額につき1回の支払について50万円を上限として、出資金勘定から支払う場合を除き充当されることはなく、かつ、払込期日後に発行会社が追加の普通株式又はA種優先株式を発行する場合においてその引受を約束している第三者は存在しません。従って、主として、本社債の利息の支払は日本生命が支払う本基金利息の支払金によって行われ、本社債の元本の償還は日本生命が支払う本基金元本の償還金によって行われることになり、その結果、本社債の元本の償還及び利息の支払は本基金債権の債務者である日本生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払の状況に影響されることとなります。そのため、日本生命による本基金元本

の償還及び本基金利息の支払の状況如何によっては、本社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。即ち、本社債の元本の償還は、後記9「償還期限及び償還の方法」の記載に従って行われ、同項記載の最終償還日に一括償還することを予定しており(償還日が銀行営業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、償還日(当日を含みます。)までの経過利息又は償還日が利払日に該当する場合の利息の金額の計算に影響を与えるものではありません。)、また、本社債の利息の支払は、後記8「利払日及び利息支払の方法」記載の利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定しています(利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、支払われる利息の金額に影響を与えるものではありません。)。しかしながら、日本生命による本基金債権の本基金利息の支払及び本基金元本の償還状況並びに日本生命の財務状況によっては、本社債のその時々における元本償還資金及び/又は利払資金が不足する可能性があります。なお、日本生命の財務状況については、後記第三部第3「日本生命保険相互会社の概況」を御参照下さい。また、日本生命の事業上のリスクについては、同(イ)「日本生命の事業等のリスク」を御参照下さい。

なお、後記(g)「本信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付実行に関するリスク」でも記載されるとおり、日本生命は発行会社との間で本信用枠設定契約を締結し、各本基金利払日及び本基金特別支払日において、本社債の一定額の利息支払のための資金を貸し付けるものとされていますが、この貸付についてもその時々日本生命の信用状況如何によっては、本信用枠設定契約において規定されているとおりにこれが行われない可能性があり、その結果、本社債のその時々における元本償還資金及び/又は利払資金が不足する可能性があります。

このように本社債の元本償還資金又は利払資金は専ら日本生命の信用力に依存しており、その時々日本生命の信用力によっては、本社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

かかるリスク要因については、日本生命の財務状態に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(b) 本基金債権の支払についての保険業法の制限に関するリスク

前記(a)「元本償還資金又は利払資金が不足するリスク」に記載のとおり、発行会社は、通常の事業会社等とは異なり、普通株式及びA種優先株式の払込金並びに原保有者から取得する本基金債権のほかには、特段の資産を有しません。また、本基金債権の債務者である日本生命による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。従って、本社債の償還及び利息の支払は本基金債権の債務者である日本生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払の状況に直接影響されることとなりますが、本基金債権の債務者である日本生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払は、本基金拠出契約に規定する条件に服するほか、以下のような保険業法上の制限を受けます。

本基金利息の支払に関する保険業法上の制限

日本生命の各事業年度における本基金利息の支払は、法定基金利払限度額を限度として行うことができ(保険業法第55条第1項)、かつ、本基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が日本生命の総代会による承認決議を経た場合において、これを行うことができます。即ち、日本生命は、本基金拠出契約において本基金利息の支払を約束していますが、各事業年度において法定基金利払限度額が本基金拠出契約上日本生命が支払うべきとされる本基金利息の金額に満たない場合や本基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が日本生命の総代会において承認されない場合においては、当該事業年度において日本生命は発行会社に対して本基金拠出契約に基づく本基金利息の全部又は一部を支払うことができず、また、発行会社も日本生命によって支払われない本基金拠出契約に基づく本基金利息の全部又は一部の支払を日本生命に強制することができないと考えられています。なお、日本生命の総代会は、本基金拠出契約に基づく本基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する

る議案を承認する義務を発行会社又はその他の第三者に対して負担しておらず、当該事業年度における法定基金利払限度額が本基金拠出契約上日本生命が支払うべきとされる本基金利息の金額に満つる場合であったとしても、日本生命の総代会において本基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が承認されるとは限りません。

本基金元本の償還に関する保険業法上の制限

日本生命の各事業年度における本基金元本の償還は、法定基金償還限度額を限度として行うことができるものとされていますが、保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却した後でなければ基金の償却は行い得ないものとされています(保険業法第55条第2項)。さらに、日本生命が各事業年度において本基金元本の償還を行う場合には、原則として、本基金元本の償還を内容とする剰余金の処分に関する議案につき日本生命の総代会による承認決議を経る必要がありますが、任意積立金としての基金償却準備金を取り崩す方法により本基金元本の償還を行う場合においては当該基金償却準備金の取崩しに関する議案が日本生命の取締役会による承認決議を経ることによりこれを行うことができるものと考えられています。かかる金額の制限及び手続上の制限を遵守した上で、本基金元本の償還を行う場合には、日本生命は当該償還金額に相当する金銭を基金償却積立金として積み立てなければならないものとされています(保険業法第56条)。

日本生命は、既に保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却していますが、当該事業年度において法定基金償還限度額が本基金拠出契約上日本生命が償還すべきとされる本基金元本の金額に満たない場合には、日本生命は発行会社に対して本基金拠出契約に基づく本基金元本の全部又は一部を償還することができず、また発行会社も日本生命によって償還されない本基金債権の本基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部の償還を日本生命に強制することができないと考えられています。また、本基金元本の償還を内容とする剰余金の処分に関する議案につき日本生命の総代会による承認決議を得られない場合には、日本生命は発行会社に対して本基金債権の本基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部を償還することができず、また、発行会社も日本生命によって支払われない本基金債権の本基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部の償還を日本生命に強制することができないと考えられています。なお、日本生命の総代会は、本基金元本の償還をその内容とする剰余金の処分に関する議案を承認する義務を発行会社又はその他の第三者に対して負担しておらず、法定基金償還限度額が本基金拠出契約上日本生命が償還すべきとされる本基金元本の金額に満つる場合であったとしても、日本生命の総代会において本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還をその内容とする剰余金の処分に関する議案が承認されるとは限りません。但し、日本生命の任意積立金としての基金償却準備金が存在する場合、日本生命の総代会における剰余金の処分に関する議案の承認決議や日本生命の取締役会による取崩しの決議がない場合においても、当該基金償却準備金の限度において、発行会社は本基金拠出契約に基づき日本生命が償還すべきとされる本基金元本の償還を日本生命に対して請求することができるものと考えられています。

また、日本生命が償還する本基金元本の金額相当の金銭の基金償却積立金の積み立てを行えない場合には、かかる本基金元本の償還を行うことができません。

上記及びに記載のとおり、本基金債権の債務者である日本生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払は、本基金拠出契約に定める条件に服するほか、以上のような保険業法上の制限を受けます。また、本基金拠出契約によれば、保険業法の制限により本基金元本の償還又は本基金利息の支払が行われない場合には、本基金拠出契約に定める条件により、最終本基金償還日又は本基金利払日が繰り延べられます(後記第二部第1、2(3)(e)「償還方法」及び(g)「利払日及び方法」を御参照下さい。)。これらの条件及び制限の結果、本社債について元本の償還又は利息の支払が行われない可能性があります。

日本生命の解散時又は破産手続、更生手続、再生手続若しくは海外におけるこれらに類似する手続の開始時における本基金債権の支払に関する制限

保険業法第181条第2項は、解散した相互会社の清算人が基金の払戻しをする場合に、「相互会社の債務の弁済をした後でなければ、してはならない」とし、相互会社の解散時においては、基金の払戻しは相互会社のその他の債務の弁済に絶対的に劣後することを規定しています。また、かかる規定は、「基金の払戻し」即ち元本の償還のみではなく利息の支払にも準用されるべきとの主張も行われています。

また、本基金拋出契約上、(i)本基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、破産法に基づき破産手続開始の決定がなされ、かつ、破産手続が継続している場合、本基金拋出契約に基づく本基金元本の償還請求権及び本基金利息の支払請求権の効力は、当該破産手続における最後配当(最後配当に代えて簡易配当又は同意配当がなされる場合には、簡易配当又は同意配当。以下同じです。)のために裁判所に提出された配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された最後配当の手續に参加することができる債権のうち、基金の償還請求権及び基金利息の支払請求権を除く日本生命に対する全ての債権が、各中間配当、最後配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含みます。)を受けたことを停止条件として発生するものとされています。そして、()本基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、更生特例法に基づき更生手続開始の決定がなされ、かつ、更生手続が継続している場合、又は民事再生法に基づき再生手続開始の決定がなされ、かつ、再生手続が継続している場合、本基金拋出契約に基づく本基金元本の償還請求権及び本基金利息の支払請求権の効力は、日本生命について更生計画認可又は再生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画又は再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、基金の償還請求権及び基金利息の支払請求権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたことを停止条件として発生するものとされています。さらに、()本基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、日本法によらない破産手続、更生手続、再生手続又はこれに準じる手續が外国において上記(i)又は()の場合に準じて行われている場合、本基金拋出契約に基づく本基金元本の償還請求権及び本基金利息の支払請求権の効力は、その手續において上記(i)又は()記載の停止条件に準じる条件が成就したときに発生するものとされています。

なお、更生特例法上、相互会社について更生手続が開始された場合、更生特例法第260条第1項及び第3項並びに会社更生法第168条第3項により、更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、(i)更生担保権、()一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、()(ii)、()及び()に掲げるもの以外の)更生債権、()約定劣後更生債権、()基金に係る更生債権、()社員権の順序となります。

一方、相互会社について破産手続又は再生手続が開始された場合については、更生手続の場合とは異なり、基金債権の取扱いについて直接これに言及した規定は破産法、民事再生法その他の法律において設けられていません。

但し、上記の更生特例法等の規定は、前述のような契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、相互会社について更生手続、破産手続又は再生手続が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

以上のとおり、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、日本生命が相互会社として解散又は倒産した場合においては、発行会社が本基金債権の元利金の支払につき日本生命の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金の全額を支払うために十分な資金を得られない可能性があり、その結果本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

なお、本社債の発行日以後、日本生命が本基金債権と同順位の債権又はこれに優先する債権に係る債務を負担することは何ら制限されていません。

上記からのリスク要因については、保険業法、破産法、会社更生法、民事再生法及び更生特例法等に基づく法制度及び日本生命の財務状態に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(c) 本社債の元本の償還に関するリスク

本社債の元本が最終償還日に償還されないリスク

本社債の元本は、後記9(2)「償還の方法及び期限」(b)から(d)までの記載に基づき期限前償還される場合を除き、最終償還日である2024年8月1日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする本社債利息及び未払残高の支払とともに償還するものとされています。但し、本基金拠出契約に基づき、(i)本基金最終償還日が本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合及び(ii)本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、最終償還日は当該繰り延べ後の本基金繰延後最終償還日まで延長されるものとされています。

そして、本基金拠出契約上、本基金元本は、保険業法の制限内で、本基金最終償還日に一括償還するものとされています。本基金最終償還日に保険業法の制限により本基金元本の全額が償還できない場合、本基金の償還日は、本基金元本の全額について本基金繰延後最終償還日まで到来しないものとし、繰り延べられるものとし、繰り延べられた場合の当該本基金繰延後最終償還日において、繰り延べられた本基金元本の全額が保険業法の制限により償還できない場合には、本基金の償還日は、本基金元本の全額について次回の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられるものとし、その後も同様とされています。

以上から、本基金最終償還日において保険業法の制限により本基金元本の全額が償還できない場合には、保険業法の制限内で本基金元本の全額が償還できる最初の本基金繰延後最終償還日まで本基金元本の償還を行うことができず、その間、本社債の元本の償還も行われないうこととなります。その結果、本社債権者による投資資金の回収が、潜在的には無期限に延長される可能性があります。

発行会社及び本社債権者が、それぞれ本基金及び本社債の期限の利益を喪失させる権利を有しないリスク

本基金には期限の利益喪失に関する特約が付されず、本基金が期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本基金の元本の償還若しくは利息の支払が行われなかった場合、日本生命が本基金に関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本基金について期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本基金の元本の償還は行われません。その結果、本社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

加えて、本社債にも期限の利益喪失に関する特約が付されません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本社債の元本の償還若しくは利息の支払が行われなかった場合、発行会社が本社債に関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本社債について期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本社債の元本の償還は行われません。

本社債の期限前償還に関するリスク

発行会社は、本基金拠出契約に基づき、資本事由、税制事由又は税制事由(本社債)の発生による本基金元本の期限前償還が行われる旨の通知を受領した場合には、残存する本社債の元本の全部(一部は不可)を期限前償還するものとされています。

そして、本基金拠出契約上、上記事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日に、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、残存する本基金元本の全部(一部は不可)を期限前償還することがで

きるものとされています。なお、かかる場合における期限前償還については、償還価額の変更は行われません。

さらに、本基金拠出契約上、日本生命は、日本生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が日本生命の社員総会又は総代会で承認された場合には、本基金組織変更償還日に、本社債組織変更期限前償還価額を償還価額として、本基金元本の全部(一部は不可)を期限前償還することができるものとされています。但し、保険業法の制限により本基金元本の償還が繰り延べられている場合及び本基金利息の支払が繰り延べられている場合には、日本生命は当該期限前償還を行うことはできないものとされています。

以上から、本基金拠出契約に従い日本生命が本基金の期限前償還を行った場合には、本社債の期限前償還も行われます。この場合、本社債権者は、当該償還金をもって本社債よりも不利な条件での再投資しか行うことができない可能性があります。それに対する補償は発行会社及び日本生命を含むいかなる当事者も行いません。

なお、本基金拠出契約に従った日本生命による本基金の期限前償還はいずれも日本生命の権利であり、日本生命に期限前償還を義務付けるものではなく、日本生命がかかる権利を行使して期限前償還を行うとの保証はありません。

また、本社債権者は、発行会社に対して本社債の期限前償還を求める権利及び日本生命に対して本基金の期限前償還を求める権利を有していません。

上記 から のリスク要因は、本基金及び本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(d) 本社債の利息の支払に関するリスク

本社債の利息の支払は、後記8「利払日及び利息支払の方法」記載のとおり利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定していますが、日本生命による本基金利息の支払及び本基金元本の償還状況並びに日本生命の財務状況によっては、本社債のその時々における利払資金が不足する可能性があります。

発行会社は、各利払日の直前の本基金利払日において、本基金拠出契約に基づき、本基金の利息の支払が繰り延べられる旨の通知を発行会社が受領した場合、当該利払日における本社債利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べる利払停止を行うこととされています。なお、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には利息は付されないものとされています。

そして、本基金拠出契約上、日本生命は、本基金利息を保険業法の制限内で本基金拠出者に支払うものとし、当該制限によりその全額が支払われない本基金利息の項目については、当該項目の全額について、その支払日は本基金繰延利払日まで到来せず、繰り延べられるものとし、その後も同様とするものとされています。

以上から、保険業法の制限により本基金利息の項目の全額が支払われない場合には、保険業法の制限内で当該項目の全額について支払いができる最初の本基金繰延利払日までその支払が繰り延べられ、ひいては、本社債利息の支払が繰り延べられ、その結果、予定された利払日において本社債利息の支払が行われない場合があります。また、支払が繰り延べられた本社債利息については、その原因となった本基金利息の支払の繰延に係る金額である本基金未払残高が日本生命から支払われない限り、当該繰延が生じた後においても支払われませんが、本基金未払残高の支払は、保険業法の制限内で繰り延べられた本基金利息の項目の全額の支払いが可能であることが条件とされています。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(e) 本社債が上位債権に劣後するリスク

発行会社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（発行会社劣後事由）が成就した場合にのみ発生し、さらに、本基金劣後事由（本社債）が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（本基金劣後事由）が成就した場合にのみ発生するものとされています。

破産法上、債務者について破産手続が開始された場合、破産法第99条第2項により、約定劣後破産債権についての配当の順位は劣後的破産債権を含む他の全ての破産債権に後れるものとされ、また、同法第142条第1項により、破産手続上議決権を有しないものとされています。

これに対し、民事再生法上は、債務者について再生手続が開始された場合、民事再生法第155条第2項により、劣後的破産債権に後れる約定劣後再生債権の順位を考慮して、再生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。また、会社更生法上は、株式会社について更生手続が開始された場合、会社更生法第168条第3項により、更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、()更生担保権、()一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、()()及び()に掲げるもの以外の)更生債権、()約定劣後更生債権、()残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式、()()に掲げるもの以外の)株式の順序となります。従って、約定劣後再生債権又は約定劣後更生債権は、必ずしも他の再生債権又は更生債権に絶対的に劣後することまで要求されているわけではありません。

もっとも、上記の会社更生法等の規定は、前述のような契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、株式会社について更生手続、破産手続又は再生手続が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

以上のとおり、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、発行会社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき発行会社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

かかるリスク要因については、破産法、会社更生法及び民事再生法等に基づく法制度並びに発行会社の財務状態に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(f) 日本生命が拠出を受ける他の基金に関するリスク

日本生命は本基金債権のほかにも基金の拠出を受けており、また、将来において基金の拠出を受ける可能性があります。

即ち、日本生命は、本基金拠出契約において、前基金を全額償還する前に、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還を行わないものとしています。なお、前基金の償還と本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還を同一の剰余金処分を経て行う場合については、法定基金償還限度額から前基金の償還に必要な額を控除した額の範囲内において、本基金元本の償還を行うものとしています。また、前基金の基金利息と本基金拠出契約に基づく本基金利息を同一の剰余金処分を経て支払う場合については、法定基金利払限度額から前基金の基金利息の支払に必要な額を控除した額の範囲内において、本基金利息の支払を行うものとしています。従って、前基金が存在することにより、本基金元本の償還及び本基金利息の支払が予定どおり行われず可能性があるため、その結果本社債の元本の償還及び本社債の利息の支払が予定どおり行われず可能性があります。

後基金については、後基金の拠出金の償還（期限前償還を含みます。）は、本基金元本の全額の償還前に行わないものとし、かつ、本基金拠出契約に基づく本基金利息と後基金の基金利息を同一の剰余金処分を経て支払う場合においては、それらの全額を支払うことができない場合には、本基金拠出契約に基づく本基金利息の支払を優先するものと本基金拠出契約に規定されています。但し、保険業法第55条第2項第3号は、基金の償却の限度額を計算するにあたり、貸借対照表上の純資産額から「基金利息の支払額」を控除すべきことを明示しており、後基金の利息の支払が本基金元本の償還に先立って行われる可能性があり、これにより本基金元本の償還、ひいては本社債の元本の償還が予定どおり行えなくなる可能性があります。

かかるリスク要因については、本基金拠出契約の規定及び保険業法等に基づく法制度に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(g) 本信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付実行に関するリスク

発行会社は、日本生命との間で本信用枠設定契約を締結し、本社債の利息の支払に関する信用補完措置及び流動性補完措置の一部としています。しかしながら、本信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付には一定の条件が付されているため、本社債の利息を予定どおり支払うための十分な資金の貸付を日本生命から受けられない可能性があります。また、日本生命が本信用枠設定契約に基づく貸付を行う義務について第三者は一切保証を行っておらず、かかる貸付が行われるか否かは専ら当該貸付の時点での日本生命による履行能力に依存しており、日本生命に十分な履行能力がない場合には当該貸付が行われないことがあり、この場合、本社債の利息の支払を予定どおり行えない可能性があります。本信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付の条件については、前記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本信用枠設定契約」を御参照下さい。

かかるリスク要因については、本信用枠設定契約の規定、保険業法等に基づく法制度及び日本生命の財務状態に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(h) 原保有者の破産等に伴うリスク

発行会社は本基金債権譲渡契約に基づき原保有者から本基金債権の譲渡を受けるものとされていますが、かかる本基金債権の譲渡につき、原保有者の破産、会社更生、民事再生その他の倒産手続において、裁判所あるいは管財人等により、本基金債権は原保有者の破産財団、更生会社の財産、再生債務者の財産等に属するものであって、発行会社の本基金債権に対する権利は原保有者の破産、会社更生、民事再生その他の倒産手続との関係で担保権に過ぎないものとして取り扱われるリスクは、以下のような理由から極めて低いものと発行会社は考えていますが、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

原保有者及び発行会社は、本基金債権譲渡契約に基づき、本基金債権の真正な売却及び購入を意図していること

原保有者は、本基金債権譲渡契約に基づき本基金債権が発行会社に移転した後は、本基金債権に対して一切の権利を有さないこと

本基金債権譲渡契約上、発行会社は、原保有者に対して本基金債権の買戻しを請求する権利を有さず、原保有者は本基金債権の買戻しを行う義務を負担していないこと

原保有者は、本基金債権譲渡契約上、本基金債権の譲渡日現在における本基金債権に関する一定の事実表明及び保証を行っている以外には、本基金債権の回収可能性について、何らの責任を負担していないこと

本基金債権譲渡契約に基づく原保有者から発行会社に対する本基金債権の譲渡については確定日付ある証書による日本生命の承諾を取得する方法によって債務者及び第三者対抗要件が具備されることが予定されていること

(i) 日本生命の組織変更及び期限前償還に伴うリスク

日本生命は現在相互会社として保険業を営んでいますが、保険業法第85条第1項は「保険会社である相互会社は、その組織を変更して保険会社である株式会社となることができる。」として、相互会社が株式会社として組織変更することを認めています。一方、保険業法第89条第1項本文は、「組織変更をする相互会社は、償却を終わっていない基金があるときは、効力発生日までに、組織変更計画の定めるところに従い、基金の全額を償却しなければならない。」としており、本基金債権の償還が終了する以前において、日本生命が株式会社への組織変更を行う場合には、原則として、本基金を償却する必要があります。本基金拠出契約においては、日本生命は、原則として、本基金元本の全部又は一部を最終本基金償還日前において償還することはできないこととされていますが、日本生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が日本生命の社員総会又は総代会で承認された場合には、日本生命は、本基金拠出者に対して書面により通知

することにより、本基金拠出者の同意を得ることなく、本基金組織変更償還日に本基金元本の全部(一部は不可)を期限前償還することができるものとされています(但し、保険業法の制限により本基金元本の償還が繰り延べられている場合及び本基金利息の支払が繰り延べられている場合には、日本生命は当該期限前償還を行うことはできないものとされています。)

また、後記9(2)「償還の方法及び期限」に記載されるとおり、発行会社が日本生命からかかる書面による通知を受領した場合には、発行会社は、後記9(2)「償還の方法及び期限」に従って、本社債の全部を期限前償還するものとされています。この場合の償還価額は、後記9(2)「償還の方法及び期限」に記載する方法に従い、期限前償還がなされなければ支払われるべきであった本社債の将来の元利金につき、一定の市場金利に(これがマイナスとなった場合の割引率を零とすることを除いて)一切の調整を行うことなく割引計算を行って算出される現在価値相当額(但し、元本の100%を下限とします。)ですが、市場の金利水準の動向、流通市場における本社債の取引水準の動向その他の要因によっては、本社債の元利金が償還日まで予定通り支払われる場合に比して本社債権者にとって当初の想定を下回る条件での償還となるリスクがあります。一方で、かかる期限前償還の償還価額は元本の100%を超過する場合があります。この場合には、本基金拠出契約に基づき期限前償還される本基金元本以外にかかる超過分の支払原資とする必要があります。上記のとおり、日本生命が本基金拠出契約に基づき本基金債権の全部を期限前償還する権限を行使する場合、本基金元本に加えて、後記第二部第1、2(3)(h)「期限前償還」に記載する方法に従って計算される経過利息及び違約金を本基金拠出者に支払うものとされており、これらが発行会社の手元資金と合わせてかかる期限前償還時の本社債の元利金の支払原資となることが予定されていますが、本社債の期限前償還が決定されたにもかかわらず、日本生命がかかる本基金元本、経過利息及び違約金の支払義務を履行しない場合及び発行会社の手元資金が費用等の支払に優先的に充当された結果、想定よりも減少した場合等において、発行会社が本社債の期限前償還のための支払原資を結果的に確保できないリスクがあります。

さらに、期限前償還の償還価額である現在価値相当額の算出に際しては、後記9(2)「償還の方法及び期限」に記載する方法に従い、市場金利として円ライボースワップレートが用いられることがあります。金利指標としてのLIBOR(以下「LIBOR」といいます。)の不正操作問題を踏まえた金融安定理事会による金利指標改革の結果、2022年までに円ライボースワップレートの公表が停止されるか、又は、LIBORが国際的な金融市場取引において機能しなくなる可能性があります。LIBORの公表が停止されるか、又は、LIBORが国際的な金融市場取引において機能しなくなった場合における円ライボースワップレートをを用いた現在価値相当額の算出については、代替的な金利指標の有無やLIBORを参照する金融取引に関する実務動向等を踏まえた合理的な解釈に委ねられる可能性があります。その具体的な算出方法は現時点においては必ずしも明らかではありません。日本生命の株式会社化に伴う本社債の期限前償還及び本基金債権の期限前償還の詳細については、後記9(2)「償還の方法及び期限」及び後記第二部第1、2(3)(h)「期限前償還」をご参照下さい。

かかるリスク要因については、日本生命における組織変更の実施、市場の金利水準の動向、流通市場における本社債の取引水準の動向、円ライボースワップレートを参照する金融取引に関する実務動向その他の事情に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが完全に排除されている訳ではありません。

(j) 発行会社が目的以外の債務を負うリスク

発行会社が本社債の元本未償還のうちに、本社債発行に関係のない債務を負うことにより、本社債権者が不測の損害を被る可能性があります。発行会社は、本社債管理委託契約において、本社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、本社債を除き、本金融債務を負担せず、また、(i)本社債管理者の事前の書面による承諾があり、かつ(ii)本信用格付業者が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本信用格付業者に確認した場合を除き、本金融債務以外の債務(本社債管理委託契約、本基金拠出契約、本基金債権譲渡契約、本社債事務委託契約、本資産管理委託契約、本引受契約及びその他本社債発行に関し必要な契約に基づき、払込期日までに負担されたものに基づくものを除きます。)を負担しないことを本社債管理者に対して約束しています。また、発行会社は、本社債管理委託契

約において、本社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、本基金債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元利金支払債務の弁済及びこれに付随する業務以外のことは行わず、かかる業務に必要な資産を購入し、あるいはリースを受けず、かかる業務遂行に必要な従業員を雇用しないことを、本社債管理者に対して約束しています。

かかるリスク要因については、上記の本社債管理委託契約における発行会社の約束により、発行会社が本社債とは関係のない債務を負担し、本社債権者が不測の損害を被る可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(k) 発行会社及び本一般社団法人に係る諸費用の支払原資に関するリスク

発行会社及び本一般社団法人は、払込期日までに、それぞれ本普通株式及びA種優先株式並びに基金の払込金として、それぞれが最終償還日までに支払うことが見込まれる当初費用並びに維持、管理及び運営のための期中費用(本信用枠設定契約に基づく個別貸付及び個別貸付(特別)の利息を含みます。以下、本(k)において「諸費用」と総称します。)の支払資金相当額以上の金銭の払込を受けます。そして、当該払込金は、それぞれの名義の銀行口座にて管理され、最終償還日までのそれぞれの諸費用の支払に充当される予定です。

しかし、最終償還日までに、税制の変更等による公租公課の負担の増加その他の事情により諸費用が当初の想定よりも増加する可能性があります。また、本基金拠出契約に基づき、(i)本基金最終償還日が本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合及び(ii)本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、本社債の最終償還日は当該繰り延べ後の本基金繰延後最終償還日まで延長され、当初想定していない最終償還日後の諸費用の支払が必要となる場合があります。

これらの場合において、日本生命は、当該諸費用増加額相当額の発行会社のA種優先株式及び本一般社団法人の基金を払い込む義務又は発行会社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額を支払う義務をいずれも負担しておらず、さらに、日本生命以外の第三者もかかる義務を負っていません。従って、発行会社及び本一般社団法人が日本生命その他の第三者から当該諸費用増加額相当額の資金調達を行うことができる、又は日本生命その他の第三者が発行会社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額の支払を行うことができる、とは限りません。かかる資金調達を行うことができない場合、発行会社又は本一般社団法人において諸費用の支払を行うことができず、その結果、発行会社又は本一般社団法人の業務が遂行できず、ひいては発行会社又は本一般社団法人が存続できなくなる可能性があります。その結果、発行会社による本社債の利息の支払又は元本の償還ができなくなる可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(l) 発行会社の破産等に伴うリスク

発行会社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債の元利金の支払は、当該解散又は倒産手続の影響を受け、その結果、発行会社は本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、前記(e)「本社債が上位債権に劣後するリスク」に記載のとおり、発行会社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき発行会社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

この点、本普通株式は全て本一般社団法人に保有されており、A種優先株式は全て日本生命に保有されます。A種優先株式については、発行会社の定款において、全ての事項につき株主総会において議決権を有しないものとされており、かつ、発行会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとされています。従って、発行会社の通常の業務執行や運営に際して議決権を有する株式を保有している者は本一般社団法人のみとなります。

その上で、本一般社団法人及び業務受託者が、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある発行会社の定款の変更、取締役及び監査役の選解任又は発行会社の業務遂行及び債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのあるいかなる行為も行わず、また、発行会社の取締役をして行わ

しめないことを約束しているなどの倒産予防措置がとられているほか、後記「倒産手続の放棄及び責任財産限定特約等」記載の倒産不申立特約及び責任財産限定特約が本社債要項に規定され、また、その他発行会社が締結する各契約においても同種の規定がされているなど倒産手続防止措置もとられており、倒産状態が発生し又は倒産状態が発生したときに倒産手続が開始される可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(m) 発行会社が株式会社であることに関するリスク

資産流動化法上の特定目的会社においては、本基金債権を保有する場合には、資産流動化法第5条第2項及び資産流動化法施行令第3条第3号により、その計画期間(資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日(資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行を完了する日をいいます。))までの期間であって、特定目的会社が定める期間をいいます。)の上限は50年とされています。しかしながら、前記(c)「本社債の元本の償還に関するリスク」に記載のとおり、本基金債権は、本基金最終償還日において保険業法の制限により本基金元本の全額が償還できない場合には保険業法の制限内で本基金元本の全額が償還できる最初の本基金繰延後最終償還日まで本基金元本の償還を行うことができず、その結果、本基金元本の償還が潜在的には無期限に延長される可能性があります。そのため、本基金債権を保有し、本基金債権の回収金によって本社債の元本の償還及び利息の支払を行う本社債の発行会社として資産流動化法上の特定目的会社を用いることが困難であり、本社債については、その発行会社を、会社法に基づき設立された株式会社としています。従って、発行会社に対しては、特定目的会社の業務の遂行に関わる規制(資産流動化法第195条から第214条まで)や、特定目的会社の監督に関わる規制(資産流動化法第215条から第221条まで)その他の資産流動化法上の特定目的会社に課される法律上の規制は課されていません。また、本社債は、資産流動化法上の特定社債ではないため、資産流動化法第128条第1項に基づく一般担保は付されていません。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(n) 発行会社の普通株式の株主が一般社団法人であることに関する影響

全ての本普通株式は、本一般社団法人が保有しています。本一般社団法人が本普通株式を保有することに関連するリスクとしては、(i)本一般社団法人について倒産や解散等の事由が発生した場合に、本普通株式が本一般社団法人から第三者に譲渡される結果、発行会社の運営に悪影響が及びリスク、()本一般社団法人の理事の業務執行により、発行会社の運営に悪影響が及びリスク、及び()本一般社団法人の社員の社員権の行使により、発行会社の運営に悪影響が及びリスクがあります。

かかるリスク要因については、以下の理由から、いずれについても現実化する実際上の可能性は高くないと発行会社は考えています。

本一般社団法人誓約書において、本一般社団法人は、発行会社及び本社債管理者に対して、本一般社団法人が本普通株式を取得した後、本社債の全額が償還されるまで、第三者に対し、本普通株式を譲渡し、又は質権、譲渡担保権その他の担保権の目的としないことを約束しており、本一般社団法人が倒産しない限りは、本普通株式が本一般社団法人から移転する可能性は低いと発行会社は考えています。但し、本一般社団法人が破産手続開始又は解散等により存続ができなくなる場合には、本普通株式は第三者に譲渡されることが考えられます。この場合、本普通株式の譲受人により、発行会社の取締役の解任権及び選任権を含む株主の権利が行使され、発行会社の運営に悪影響が及び可能性があります。しかしながら、以下のとおり、当初の最終償還日までに本一般社団法人の破産手続開始又は解散等が生じる可能性は低いと発行会社は考えています。まず、本一般社団法人誓約書における本一般社団法人の表明保証及び業務受託者誓約書における業務受託者の表明保証によれば、本一般社団法人が全ての本普通株式を取得し、租税支払、維持費用その他全ての支払債務(業務受託者に

に対する報酬の支払債務を含みますが、これに限られません。)を履行するために必要と見込まれる金額以上の基金の拠出を受けており、かつ、かかる基金は全て特定の口座に預金されているか、又は当該目的に利用されています。また、本一般社団法人が今後、借入その他の債務(追加的な特定出資又は資産の流動化に係る業務を目的として設立される株式会社、合同会社その他の法人の株式、出資その他の持分(以下「株式等」といいます。))の取得対価の支払債務を含みます。)を負担する場合、本一般社団法人の定款上、社員総会における総社員の同意が必要とされています。さらに、本一般社団法人及び業務受託者は、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、発行会社及び本社債管理者に対して、自ら又は本一般社団法人をして、発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある債務負担行為(債務の支払原資としての十分な基金拠出がないにもかかわらず行う債務負担行為を含みますが、これに限られません。)をせず、また、させないことを約束しています。本一般社団法人の基金については、定款の規定により、解散するまで返還はなされませんので、上記本一般社団法人及び業務受託者の表明保証が正確で、本一般社団法人の社員が上記同意権を適切に行使し、かつ、本一般社団法人及び業務受託者が上記約束を遵守する限りにおいては、本一般社団法人について破産手続開始原因としての支払停止及び支払不能の事態が当初の最終償還日までに発生する可能性は低いと発行会社は考えています。従って、上記本一般社団法人及び業務受託者の表明保証が正確で、本一般社団法人の社員が上記同意権を適切に行使し、かつ、本一般社団法人及び業務受託者が上記約束を遵守する限りにおいては、当初の最終償還日までに本一般社団法人が債務超過となる可能性は高くないと発行会社は考えています。

また、本一般社団法人の倒産手続開始回避の措置として、仮に、本一般社団法人に破産手続開始原因その他の倒産手続開始原因が発生した場合でも、基金返還請求権者である日本生命は、本一般社団法人に対する2008年5月30日付基金拠出申込書において本一般社団法人について破産手続、再生手続その他一切の法的倒産手続の開始の申立権を有しないことを確認しており、また、本一般社団法人自身及び業務受託者は、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、本一般社団法人に対して破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わないこと、又は本一般社団法人をしてかかる約束を遵守せしめることを約束しており、本一般社団法人の社員、理事及び監事が、それぞれ、大和証券、本一般社団法人及び本社債管理者に差し入れる本社債管理委託契約締結日と同日付の誓約書(社員が差し入れるものを、以下「本一般社団法人社員誓約書」といいます。)において、本一般社団法人に対して破産手続開始、再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申立てを一切行わないことを約束しています。加えて、業務受託者は、本一般社団法人業務委託契約において、本一般社団法人の全債務の弁済が完了した日から1年と1日が経過する日まで、破産手続開始、再生手続開始、又は今後立法される倒産手続開始の申立てを行わないものとし、かかる申立てを行う権利を放棄することを約束しています。もっとも、かかる倒産手続申立権放棄条項については、判例等による確立した取扱いが存在していないことから、その効力は必ずしも明らかではありません。しかしながら、かかる倒産手続申立権を行使しない旨の約束や誓約がなされていることにより、本一般社団法人に対して、基金返還請求権者である日本生命、本一般社団法人自身、その理事及び監事を兼ねるそれぞれの社員から倒産手続開始の申立てがなされる現実的な可能性は高くないと発行会社は考えています。

さらに、本一般社団法人の解散による悪影響の回避のため、解散事由が生じることのないよう、以下のような対応を採っています。一般法人法第148条に定める解散事由のうち、一般社団法人に特有な解散事由として社員が欠けた場合があります。かかる解散事由が生じるリスクを回避又は軽減するため、本一般社団法人の当初の社員を3人とし、当該社員は、それぞれ本一般社団法人社員誓約書において、本一般社団法人を退社する際には、速やかに新たな社員を入社させ、社員を3名維持するよう最大限努力する旨約束しています。また、業務受託者は、本一般社団法人の社員が3名を下回らないよう、社員を派遣することを本一般

社団法人業務委託契約において定めています。以上より、社員が欠けたことで本一般社団法人が解散し、かつ、継続されない可能性は低いものと発行会社は考えています。なお、その他の解散事由((i)定款で定めた存続期間の満了、()定款で定めた解散の事由の発生、()社員総会の決議、()合併(合併により一般社団法人が消滅する場合に限り。)、()破産手続開始の決定及び()一般法人法第261条第1項又は第268条の規定による解散を命ずる裁判)についても、該当する実際上の可能性は高くないものと発行会社は考えています。

本一般社団法人に破産手続開始又は解散等の原因が生じていない場合でも、本一般社団法人の理事の業務執行の態様によっては、発行会社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、本一般社団法人誓約書において、発行会社に対して、発行会社の破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わず、かつ、発行会社が発行する社債に係る発行会社の一切の債務が完済されるまでの間、発行会社の解散決議を行わないこと(但し、この約束の効力については前述のとおり判例等による確立した取扱いが存在していないことから、その効力は必ずしも明らかではありません。)、発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれ(発行会社が発行する社債の元利金の支払又はその格付に悪影響を与えるおそれを含みますが、これに限られません。本において、以下同じです。)のある発行会社の定款の変更、発行会社の取締役及び監査役の選解任、又はその他発行会社の業務遂行若しくは債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのあるいかなる行為も行わず、また発行会社の取締役をして行わしめないことを約束していますので、理事の業務執行の態様による悪影響が生じる実際上の可能性は高くないものと発行会社は考えています。また、本一般社団法人の定款において、理事の欠格事由を定め、典型的に理事として適切な業務執行を期待できない者が理事に選任される可能性を排除しています。

本一般社団法人の社員は、理事の選任権及び解任権を含む社員の権利を行使することにより、本一般社団法人の運営を管理することができるとともに、本一般社団法人が普通株式の株主である発行会社の取締役の解任権及び選任権を含む普通株式の株主の権利を、間接的に行使することができるため、本一般社団法人の社員の権利行使の態様によっては、発行会社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、定款において社員の資格を有する者を限定し、典型的に社員として適切な権利行使を期待できない者が社員となる可能性を排除しています。さらに、本一般社団法人の定款では、新たな者が社員として入社するには、社員全員の書面による同意を得ることが必要と定めています。以上の状況から、本一般社団法人の社員による権利行使が発行会社の運営に悪影響を及ぼす実際上の可能性は高くないものと発行会社は考えています。

(o) 本一般社団法人が他の特定目的会社の特定出資又は会社の株式等を取得・保有することから生じるリスク

本一般社団法人は、現在、本普通株式以外にそれぞれ前関連基金債権を引当てとする特定社債を発行している本一般社団法人関連特定目的会社の特定出資を保有しているほかは、他の特定目的会社の特定出資又は他の会社の株式等を取得・保有しておらず、また借入による資金調達を行っていません。しかし、将来において、本一般社団法人が他の特定目的会社の特定出資又は他の会社の株式等を追加的に取得し、当該特定出資又は株式等の発行体が特定社債、社債その他の有価証券の発行又は借入により債務を負担した場合、本一般社団法人がかかる特定出資又は株式等を取得し、租税支払、維持費用その他全ての支払債務を履行するために必要な金額の基金の拠出を受けておらず、借入金等でその資金調達を行った場合には、当該特定出資又は株式等の発行体がデフォルトに陥り、その特定出資又は株式等の価値が毀損したときには、本一般社団法人は債務超過に陥る可能性があります。また、拠出された基金を他の目的のために流用した場合には、本一般社団法人は支払不能に陥る可能性があります。

かかるリスクについては、本一般社団法人は、かかる追加的な特定出資又は株式等の取得をする場合には、本一般社団法人誓約書において、事前に、(i)その取得代金その他かかる取得に付随関連する一切の費用(かかる追加取得に伴い業務受託者の報酬が増額する場合には、その増額分を含みますが、これに限られません。)を支払うために十分な金額の基金の拠出を受け、その基金払込金を一定の口座で管理し、かつ、()かかる特定出資又は株式等の追加取得が本社債の格付を低下させることにはならないことを本信用格付業者に確認することを発行会社及び本社債管理者に対して約束しているため、かかる約束が遵守されている限りにおいて、本一般社団法人が他の特定出資又は株式等を取得することを原因として、債務超過や支払不能に陥り、倒産手続が開始することになる可能性は低いと発行会社は考えています。

(p) 本社債権者が担保を有しないことによる影響

本社債権者は、発行会社の特定の資産に対し担保権(対抗要件の具備の有無を問いません。)を有しておらず、発行会社に関する破産手続、更生手続、再生手続又は特別清算手続の場合、本社債権者は、配当額の分配において無担保債権者として扱われ、発行会社の資産に対して設定された対抗要件を具備した担保権(抵当権、質権等)等を有する債権者には劣後することになります。

かかるリスク要因に対しては、本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、本社債を除き、本金融債務を負担せず、また、(i)本社債管理者の事前の書面による承諾があり、かつ(ii)本信用格付業者が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本信用格付業者に確認した場合を除き、本金融債務以外の債務(本社債管理委託契約、本基金拠出契約、本基金債権譲渡契約、本社債事務委託契約、本資産管理委託契約、本引受契約及びその他本社債発行に関し必要な契約に基づき、払込期日までに負担されたものに基づくものを除きます。)を負担しない旨が定められており、本社債権者に優先又は競合して発行会社の資産から回収することのできる重要な債権者が他に存在する可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(q) 本基金利息に適用される源泉税の税率変更等に関するリスク

本社債の利払は発行会社の資産である本基金利息を原資として行われますが、本基金利息の支払について所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われます。従って、発行会社は、本信用枠設定契約に基づき、本社債の利払に先立って当該源泉徴収により本社債の利金支払に不足する額の金銭を借り入れ、本社債の利払資金とすることにより、本社債の利息支払の信用補完措置及び流動性補完措置としています。

本信用枠設定契約有効期間中において、何らかの理由(税制の変更及び各本基金利払日において日本生命が支払う金額に変動が生じたことにより、当該本基金利払日における本基金利息の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が変更されることを含みますが、これに限定されません。)により、各本基金利払日における本基金拠出契約に基づく日本生命から発行会社に対する支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が変更されることが明らかとなった場合には、源泉徴収が義務づけられる税金について、かかる新たな金額が適用される本基金利払日以降(この日を含みます。)において実行される個別貸付に適用される借入申込金額は、各個別貸付が行われる本基金利払日における本基金拠出契約に基づく日本生命から発行会社に対する支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額に自動的に変更されるものとし、その後も同様とするものとされています。また、本基金特別支払日において本基金拠出契約に基づき貸主が借主に対して支払を行うべき場合において、個別貸付(特別)事由が生じた場合において実行される個別貸付(特別)に係る貸付額は、一律に本控除額とされています。

かかる措置により、何らかの理由(税制の変更及び各本基金利払日において日本生命が支払う金額に変動が生じたことにより、当該本基金利払日における本基金利息の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が変更されることを含みますが、これに限定されません。)によ

り、各本基金利払日における本基金拋出契約に基づく日本生命から発行会社に対する支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が変更されることが明らかとなった場合においても、本信用枠設定契約に基づき、当該変更に対応する金額については、本社債の利払の原資として日本生命から一時的に貸し出されることとなっており、これにより、かかる変更により本社債の利払が不可能となるリスクを低減しています。しかし、本信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付には一定の条件が付されているほか、日本生命が本信用枠設定契約に基づく貸付を行う義務については第三者は一切保証を行っておらず、かかる貸付が行われるか否かは専ら当該貸付の時点での日本生命による履行能力に依存しており、かかる条件が満たされない場合や日本生命に十分な履行能力がない場合には当該貸付が行われないことがあり、この場合、本社債の利息の支払を予定どおり行えない可能性があり、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。本信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付の条件については、前記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本信用枠設定契約」を御参照下さい。

(r) 法令の変更等に関するリスク

本社債は本社債の発行日現在の法令に基づいて発行され、本基金拠出契約その他関係する契約も、当該契約締結日時点の法令に基づいて締結されます。これらの時点以降、本社債又は本基金拠出契約の有効性その他の事項に悪影響を与える法令の変更等が行われた場合、本社債の利息の支払又は元本の償還に悪影響が及ぶ可能性があります。

なお、法令の変更等により、資本事由、税制事由又は税制事由(本社債)が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、残存する本基金元本の全部を期限前償還することができ、その場合、発行会社は、残存する本社債の元本の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記(c)「本社債の期限前償還に関するリスク」を御参照下さい。

(s) 税制の変更等に関するリスク

本届出書提出日以降、税制の変更等により、発行会社の公租公課の負担が増加した場合、本社債の利息の支払又は元本の償還の資金が不足し、発行会社による本社債の利息の支払又は元本の償還ができなくなる可能性があります。

なお、税制の変更等により、税制事由又は税制事由(本社債)が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、残存する本基金元本の全部を期限前償還することができ、その場合、発行会社は、残存する本社債の元本の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記(c)「本社債の期限前償還に関するリスク」を御参照下さい。

(t) 保険会社が本社債を取得する際の留意事項

平成8年大蔵省告示第50号(「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件」)(平成8年2月29日)(その後の改正を含みます。)(以下「本告示」といいます。)第1条の第2第1項によれば、「法(保険業法を意味します。以下同じです。)第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたっては、他の保険会社等(保険会社又は少額短期保険業者をいいます。以下この条において同じです。)の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる会社を子会社等(法第110条第2項に規定する子会社等をいいます。以下この条において同じです。)としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段(前条第4項第5号イ及びロに掲げるものを含みます。以下この条において同じです。)を保有(外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本において保有)していると認められる場合(第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含みます。)における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額(次項において「控除額」という。)を控除するものとする。」とされています。本社債は、日本生命に対して拠出された本基金債権を主な財産とする発行会社が発行する社債であり、法形式的には日本生命が直接発行する資本調達手段ではありません。しかし、発行会社の主な財産が日本生命に対して拠出された本基金債権であるという本社債の実質的な性格から、保険会社等(上記条項に定義される意味によります。以下本(t)において同じです。)が本社債を保有する場合には本告示との関係において「当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段(略)を保有」しているものと解され、その結果、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたって保有している本社債の金額が控除される可能性がありますので、保険会社等が本社債を購入する際には本告示との関係に関して専門家への相談を含めた検討を行った上で購入されるようお願いいたします。

(u) 本社債の性質が市場価格に及ぼす影響に関するリスク

前記(c)「本社債の元本が最終償還日に償還されないリスク」及び(d)「本社債の利息の支払に関するリスク」に記載のとおり、保険業法の制限により本基金元本の償還又は本基金利息の支払が行われない場合には、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長される可能性があります。

利払停止又は最終償還日の延長の可能性がある本社債の市場価格は、かかる可能性のない通常の社債に比べて市場価格が不安定なものとなるおそれがあります。仮に、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長された場合、本社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる利払停止又は最終償還日の延長中に本社債を売却する場合、発行会社が当該繰り延べられた利息の支払又は延長された元本の償還を受けるまで本社債を保有する場合に比べ低い利益しか得られない可能性があります。また、本社債権者は、かかる利払停止又は最終償還日の延長により特段の救済を得られるわけではありません。

このような性質をもつ有価証券である本社債に対する投資者の需要は、市場参加者、監督官庁、格付機関等の第三者による評価により変わり得ます。従って、本社債権者は、本社債を売却する場合において、その取得価格よりも大幅に低い価格でしか売却できず、売却損を生じるリスクがあります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性の他、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(v) 市場性に関するリスク

本社債の処分価格は、発行会社及び日本生命の財務状態、法制や税制の変更、市場の金利水準等様々な要素の影響を受けます。特に市場の金利水準が上昇する過程では本社債の価格は下落することが想定されます。従って、本社債の第三者への譲渡に際しては、これらの諸要素に起因して売却損を生じるリスクがあります。

また、本社債の流通市場は現在確立されておらず、本社債の流通性は何ら保証されるものではありません。流通市場の未整備により、本社債の売却が困難となることや、売却価格に悪影響が及ぶ可能性もあります。

かかるリスク要因は、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等発行会社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

借入

発行会社は、本届出書提出日現在、借入を行っていません。

発行会社は、本信用枠設定契約に基づく借入を行うことを予定しています。本信用枠設定契約に基づく借入の内容については、前記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本信用枠設定契約」を御参照下さい。

期限の利益喪失事由

本社債は期限の利益喪失に関する特約を付しません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づき決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはありません。

期限前償還

本社債の元本は、後記9(2)(b)から(d)までの記載に基づき期限前償還されることがあります。

利息支払の停止

本社債の利息は、後記8(2)(f)「利息支払の停止」の記載に基づき、その支払が繰り延べられることがあります。

倒産手続の放棄及び責任財産限定特約等

- (a) 本社債権者は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てたり、第三者による申立てに対し参加、同意等をしないものとします。
- (b) 本社債権者は、発行会社による本社債に基づく元利金支払債務その他の債務の履行は、本責任財産のみを責任財産として、かつ、後記第二部第1、3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」に記載されている管理資産からの支払順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本社債権者は、ここにおいて、かかる債務の履行による満足を得るために本責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとします。
- (c) 本社債権者は、償還日が到来した場合において、本責任財産から支払が行われた後に、なお本社債について未償還の元本又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元本総額及び未払利息額が本責任財産が換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとします。

劣後条件等

(a) 劣後特約（発行会社劣後事由）

発行会社は、発行会社劣後事由の発生後速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、発行会社劣後事由が発生した事実を通知します。発行会社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（発行会社劣後事由）が成就した場合にのみ発生します。

(b) 劣後特約（本基金劣後事由（本社債））

発行会社は、本基金劣後事由（本社債）が発生した場合には、速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、本基金劣後事由（本社債）が発生した事実を通知します。本基金劣後事由（本社債）が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（本基金劣後事由）が成就した場合にのみ発生します。

(c) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じません。この場合に、上位債権者とは、発行会社に対し発行会社上位債務に係る債権を有する全ての者及び日本生命に対し、本基金上位債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

(d) 劣後特約に反する支払の禁止

劣後事由発生後、劣後支払条件（発行会社劣後事由）及び劣後支払条件（本基金劣後事由）が成就していないにもかかわらず、本社債の元利金の全部又は一部が本社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、当該本社債権者は受領した元利金を直ちに発行会社に返還します。

(e) 相殺禁止

発行会社について清算手続が開始され、かつ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。）、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件（発行会社劣後事由）が成就しない限りは、本社債権者は、発行会社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

本基金劣後事由（本社債）が発生し、継続している場合には、本社債権者は、劣後支払条件（本基金劣後事由）が成就しない限りは、発行会社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

本社債に関する信用格付

(a) 信用格付を特定するための事項

利息の利払日における支払と元本の償還日における全額償還の安全性について、本社債は、本信用格付業者から、JCRにつきAA-、及びR&IにつきAA-の予備格付を2019年7月8日付で取得しており、また、本信用格付業者から、JCRにつきAA-、及びR&IにつきAA-の本格付をそれぞれ本社債の払込期日に取得する予定です。但し、予備格付の付与以降に本信用格付業者が入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性があります。

(b) 信用格付の前提及び限界に関する説明

JCR

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものです。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスク等、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制等を含む業界環境等の変化に伴い見直され、変動します。また、JCRが、その信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性があります。

R&I

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがあります。

(c) 信用格付に関する情報を入手するための方法

JCR

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されます。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

JCR：電話番号 03-3544-7013

R&I

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」内の「ストラクチャードファイナンス、投資法人、ファンド信用格付」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載する予定です。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

R&I：電話番号 03-6273-7471

3【券面総額】

金500億円

4【各社債の金額】

金1,000万円

5【発行価額の総額】

金500億円

6【発行価格】

各社債の金額100円につき金100円

7【利率】

年(未定)%(注)とします。

(注)上記利率は、2019年7月18日頃に仮条件の提示を行い、需要状況を把握した上で、2019年7月25日頃に決定される予定です。

8【利払日及び利息支払の方法】**(1) 元利金支払の方法**

本社債に関する元本及び利息は、振替法及び振替機関業務規程等に従って支払われます。

(2) 利息支払の方法及び期限

- (a) 本社債利息は、払込期日の翌日(当日を含みます。)からこれを付し、2020年8月1日を第1回の利払日としてその日までの1年分を支払い、その後各利払日にその日までの1年分を支払います。
- (b) 利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、支払われる本社債利息の金額に影響を与るものではありません。
- (c) 1年に満たない期間につき本社債に係る利息を計算するときは、その1年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。
- (d) 償還日以降、当該償還額(本社債の元本の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元本の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。)に係る利息は発生しないものとします。なお、(a)(i)当該償還日において残存する経過利息又は(ii)当該償還日が利払

日に該当する場合の本社債利息及び(b)未払残高は、後記9(2)「償還の方法及び期限」の記載に従い償還とともに支払われます。

- (e) 本社債利息及び経過利息の支払については、本8(2)「利息支払の方法及び期限」の記載のほか、下記(f)「利息支払の停止」及び(g)「未払残高の支払」並びに前記2(2)「劣後条件等」(a)「劣後特約(発行会社劣後事由)」及び(b)「劣後特約(本基金劣後事由(本社債))」の記載に従います。

(f) 利息支払の停止

発行会社は、利払停止事由が生じた場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該利払日の10銀行営業日前までに)通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べます。当該繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には、利息を付しません。

(g) 未払残高の支払

発行会社は、未払残高支払事由が生じた場合には、当該未払残高支払事由に係る本基金未払残高支払額相当額である支払金額を、本社債権者及び本社債管理者に対し、本の記載に従った支払を行う利払日から10銀行営業日以上15銀行営業日以内の事前の通知(かかる通知には支払われる未払残高を記載することを要します。)を行うことにより、未払残高支払事由が発生した後最初に到来する利払日(但し、当該利払日に先立って上記の事前通知を行うことが実務上不可能な場合には、翌利払日)に、当該利払日時点の本社債権者に支払います。その場合、支払われる金額は、各本社債権者が各口座管理機関(振替機関業務規程等に定める口座管理機関をいいます。)の各口座に保有する各本社債の金額の総額に、支払金額の一通貨あたりの利子額を乗じて算出されます。

発行会社が未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い利払日に係る利払停止金額から順に充当されます。

未払残高の支払については、本8(2)「利息支払の方法及び期限」の記載のほか、前記2(2)「劣後条件等」(a)「劣後特約(発行会社劣後事由)」及び(b)「劣後特約(本基金劣後事由(本社債))」記載の劣後特約に従います。

9【償還期限及び償還の方法】

(1) 償還価額

各社債の金額100円につき金100円。但し、後記(2)「償還の方法及び期限」(d)の記載に基づき期限前償還される場合は同(e)記載の金額によります。

(2) 償還の方法及び期限

- (a) 本社債の元本は、下記(b)から(d)までの記載に基づき期限前償還される場合を除き、最終償還日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。但し、後記第二部第1、2(3)(e)「償還方法」の記載に基づき、(i)本基金最終償還日が本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合及び(ii)本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、最終償還日は当該繰り延べ後の本基金繰延後最終償還日まで延長されるものとし、その間も、当該利払日(当日を含みます。)まで、前記7「利率」に記載する利息が発生するものとし、その後も同様とします。

発行会社は、後記第二部第1、2(3)(e)「償還方法」の記載に基づき、(i)本基金最終償還日が本基金繰延後最終償還日に繰り延べられる旨又は(ii)本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられる旨の通知を受領後、速やかに(但し、最終償還日又は延長後の最終償還日より30日以上60日以内の事前の)通知を行うことにより、本社債権者及び本社債管理者に対して、当該最終償還日又は延長後の最終償還日における本社債の元本の償還の有無及び最終償還日が延長される場合は延長後の最終償還日を通知するものとし、

- (b) 発行会社は、後記第二部第1、2(3)(h)「期限前償還」からまでの記載に基づき、本基金期限前償還が本基金利払日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社

債管理者に対し、速やかに(但し、当該本基金利払日の直後の利払日である本社債期限前償還日(利払日)より30日以上60日以内の事前の)通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本社債期限前償還日(利払日)において、当該時点で残存する本社債の元本の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該利払日における本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。

- (c) 発行会社は、後記第二部第1、2(3)(h)「期限前償還」からまでの記載に基づき、本基金期限前償還が本基金利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、本社債期限前償還日(利払日以外)より30日以上60日以内の事前の)通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本社債期限前償還日(利払日以外)において、当該時点で残存する本社債の元本の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該日(当日を含みます。)までの経過利息及び未払残高の支払とともに償還します。
- (d) 発行会社は、本社債組織変更期限前償還事由が発生した場合には、本社債組織変更期限前償還日に本社債の全部を本社債組織変更期限前償還価額で期限前償還するものとします。
- (e) 上記(d)の規定により期限前償還する場合における本社債の償還価額は、各本社債につき、(i)前記4「各社債の金額」に記載する社債の金額又は、(ii)次の及びの合計額(1,000円に満たない端数は切り捨てます。)のいずれか高い方の金額とします。

各本社債元本の現在価値

各本社債将来利払日に係る本社債将来利息金額の現在価値の合計額

- (f) 本社債について本社債組織変更期限前償還事由が発生した場合には、発行会社は、その日から5銀行営業日以内に、その旨及び本社債組織変更期限前償還日を本社債管理者及び本信用格付業者に対して通知するものとし、本社債管理者は、かかる通知を受領した後、実務的に可能な限り、遅滞なく本社債組織変更期限前償還事由が発生した旨及び本社債組織変更期限前償還日を本社債権者に通知します。
- (g) 本社債について本社債組織変更期限前償還事由が発生した場合には、発行会社は、償還価額決定日から5銀行営業日以内に、本社債組織変更期限前償還価額を本社債管理者及び本信用格付業者に対して通知するものとし、本社債管理者は、かかる通知を受領した後、実務的に可能な限り、遅滞なく本社債組織変更期限前償還価額を本社債権者に通知します。
- (h) 上記(a)から(d)までの記載に基づき本社債が償還されるべき償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、償還日(当日を含みます。)までの経過利息又は償還日が利払日に該当する場合の本社債利息の金額に影響を与えないものとします。
- (i) 本社債の元本の償還については、本9(2)「償還の方法及び期限」に記載のほか、前記2(2)「劣後条件等」(a)「劣後特約(発行会社劣後事由)」及び同(b)「劣後特約(本基金劣後事由(本社債))」記載の劣後特約に従います。

10【募集の方法】

本社債は一般募集とします。

なお、本社債は日本国外においては取得の申込みの勧誘を行いません。

11【申込証拠金】

該当事項はありません。

12【申込期間及び申込取扱場所】

(1) 申込期間

2019年7月25日

(2) 申込取扱場所

下記金融商品取引業者の国内の全ての本支店及び営業所窓口

大和証券

S M B C 日興証券

野村証券

三菱UFJモルガン・スタンレー証券

その他の引受会社(未定)(注)

(注)その他の引受会社は、2019年7月18日頃に決定される予定です。

13【払込期日及び払込取扱場所】

(1) 払込期日

2019年8月1日

(2) 払込取扱場所

三菱UFJ銀行

なお、三菱UFJ銀行は、本社債の払込期日に本社債の払込金額の総額の払込が行われ、かつ、本社債の払込金の決済が適用ある法令等に基づき適正に行われたことを確認した場合には、本社債の払込金を発行会社に交付します。

14【引受け等の概要】

本引受契約の条項に基づき、以下の金融商品取引業者は、下記のとおり本社債の総額につき、連帯して買取引受を行います。

金融商品取引業者 (以下、下記の会社を「引受会社」と総称します。)		引受額 (百万円)	引受の条件
会社名	住所		
大和証券	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	(未定) (注)	1.引受会社は、連帯して本社債の総額を引き受けます。 2.本社債の引受手数料は、各社債の金額100円につき金25銭とします。
SMB C日興証券	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
野村証券	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
(未定)(注)	(未定)(注)		
合計	-	50,000	-

(注)大和証券、SMB C日興証券、野村証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券以外の引受会社並びに各引受会社の引受額の内訳については2019年7月18日頃に決定される予定です。

15【社債管理者又は社債の管理会社】

- (1) 本社債に関する社債管理者は、三菱UFJ銀行とします。
- (2) 本社債管理者は、本社債権者のために本社債に係る債権の弁済を受け、又は本社債権者の債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。
- (3) 本社債管理者は、本社債要項及び本社債管理委託契約に定める社債管理者の職務を行います。
- (4) 本社債管理者は、本社債管理委託契約、本社債要項及び本社債について、本社債管理者により任命された弁護士、会計士その他専門家の意見若しくは助言又はそれらの者から得た証明書若しくは情報に基づき善意により行為し又は行為を留保することができ、かつ、かかる行為又は行為の留保に起因するいかなる損害についても、本社債管理者に悪意又は重過失がない限り、発行会社又は本社債権者に対して責任を負いません。
- (5) 会社法第740条第1項の規定により社債権者が異議を述べる場合において、社債管理者が社債権者のために異議を述べる旨の会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されません。
- (6) 本社債管理者は、本社債権者と本社債管理者との間で利益が相反する場合(利益が相反するおそれがある場合を含みます。)、その他正当な事由があるときは、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができます。

16【振替機関に関する事項】

本社債の振替機関は、保管振替機構とします。

17【その他】

(1) 社債権者集会

- (a) 本社債に関する社債権者集会は、会社法の適用ある関係規定に従います。
- (b) 本社債権者は、その保有する本社債の総額（償還済みの額を除き、発行会社が有する本社債の金額は算入しません。）に応じて、議決権を有するものとします。
- (c) 本社債は、社債権者集会を東京都において開催します。
- (d) 本社債に関する社債権者集会は、発行会社又は本社債管理者がこれを招集するものとし、法令に別段の定めがある場合を除き、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告します。
- (e) 本社債の総額（償還済みの額を除き、発行会社が有する本社債の金額は算入しません。）の10分の1以上にあたる本社債を有する本社債権者は、振替法第86条第3項所定の書面を本社債管理者に提示した上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を発行会社又は本社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができます。

(2) 担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。

(3) 通知の方法

- (a) 本社債に関する本社債権者への通知は、法令に別段の定めがある場合を除き、官報に掲載する方法又は本社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行うものとします。
- (b) 上記(a)の記載にかかわらず、発行会社が公告を行うことに代えて、全ての本社債権者に直接通知する場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、本社債要項に基づく公告を省略することができます。

(4) 本社債要項の閲覧及び謄写

本社債要項の謄本は、本社債管理者の本店に備置し、その通常の営業時間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる手続に関する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

(5) 契約証書の閲覧及び謄写

本社債管理委託契約の契約証書の謄本は、発行会社及び本社債管理者の本店に備置し、その通常の営業時間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる手続に関する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

本基金拠出契約の契約証書の謄本は、発行会社の本店に備置し、その通常の営業時間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる手続に関する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

(6) 発行会社の遵守事項

本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債管理者に対し、本社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、以下の各号を遵守することを約束するものとされています。

- (a) 発行会社は、本社債以外の現在又は将来の発行会社又は第三者の債務を担保するために、発行会社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。
- (b) 本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、発行会社は、発行会社の資産を、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行いません。
- (c) 発行会社は、本社債を除き、本金融債務を負担しません。発行会社は、(i)本社債管理者の事前の書面による承諾があり、かつ(ii)本信用格付業者が本社債に付与した格付が当該債務負担

行為により低下させられるものではないことを事前に本信用格付業者に確認した場合を除き、本金融債務以外の債務(本社債管理委託契約、本基金拠出契約、本基金債権譲渡契約、本社債事務委託契約、本資産管理委託契約、本引受契約及びその他本社債発行に関し必要な契約に基づき、払込期日までに負担されたものに基づくものを除きます。)を負担しません。

- (d) 発行会社は、本基金債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元利金支払債務の弁済及びこれに付随する業務以外のことは行わず、かかる業務に必要なない資産を購入し、あるいはリースを受けず、かかる業務遂行に必要なない従業員を雇用しません。
- (e) 発行会社は、発行会社の財産である金銭を本社債管理委託契約に従って支出又は運用します。
- (f) 発行会社は、本基金債権譲渡契約及び本信用枠設定契約並びにこれらに関連する契約及び合意書に基づく他方当事者の義務を履行させるために必要な全ての行為を行い、かかる契約及び合意書を遵守し、それに基づく発行会社の義務をその条項に従って履行します。
- (g) 発行会社は、本基金債権に基づく日本生命の義務を履行させるために必要な全ての行為を行います。
- (h) 発行会社は、発行会社に適用される法令、規則、命令、判決、決定及び通達並びに発行会社の定款その他の内部規則を遵守します。
- (i) 発行会社は、金融商品取引法及びその他関連法令等に従った官庁等に対する必要な届出、報告等に関する事務(金融商品取引法に基づく有価証券報告書及び半期報告書の提出を含みますが、これらに限られません。)を適式に行います。
- (j) 発行会社の事業年度が終了してから90日以内に、発行会社の会計監査人によって監査済みの当該事業年度に係る発行会社の貸借対照表及び損益計算書の写しを本社債管理者に交付します。発行会社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合もまた同様とします。
- (k) 発行会社は、資本金及び資本準備金の額の減少を行いません。
- (l) 発行会社は、子会社(会社法第2条第3号における意味を有します。)を持ちません。
- (m) 発行会社は、組織変更(会社法第2条第26号における意味を有します。)、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は自己信託の設定を行いません。
- (n) 発行会社は、適用ある法令上、提出が必要となる税務関連の申告書を税務当局にその提出すべき時期までに提出し、本基金債権の利息に賦課された源泉税の還付に必要な措置を実務上可能な限り早期に行います。
- (o) 発行会社は、日本生命及び本一般社団法人以外の者に対して、発行会社のA種優先株式を発行しません。但し、発行会社は、日本生命及び本一般社団法人に対して、会社法の定めに従い、随時A種優先株式を発行することができます。
- (p) 発行会社は、本一般社団法人以外の者に対して、発行会社の普通株式を発行しません。但し、発行会社は、本一般社団法人に対して、会社法の定めに従い、随時普通株式を発行することができます。
- (q) 発行会社は、株式について配当を行いません。
- (r) 発行会社は、本信用枠設定契約に基づく借入が可能である限り、本信用枠設定契約に基づき、各本基金利払日につき、借入申込金額又は本控除額の借入に係る借入申込書又は借入申込書(特別)を日本生命に対して交付します。

(7) 発行代理人及び支払代理人

- (a) 本社債の、保管振替機構が定める「社債等に関する業務規程」における発行代理人(以下「発行代理人」といいます。)及び支払代理人(以下「支払代理人」といいます。)は、三菱UFJ銀行とします。
- (b) 発行代理人は、振替機関業務規程等において発行代理人が行うべきとされる一切の事務を行います。
- (c) 支払代理人は、振替機関業務規程等において支払代理人が行うべきとされる一切の事務を行います。

- (d) 発行代理人又は支払代理人は、本社債について、本社債権者との間にいかなる義務又は責任も負わず、また本社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有しません。
- (e) 発行会社は、発行代理人又は支払代理人を変更することができます。但し、発行代理人又は支払代理人は、後任の発行代理人又は支払代理人が有効に任命されるまで、在職するものとします。かかる変更の場合、発行会社は、事前にその旨を本社債権者に対し通知します。

(8) 申込みの方法等

- (a) 本社債の申込期間は、2019年7月25日とし、払込期日は2019年8月1日とします。本社債の発行価格は、各社債の金額100円につき金100円とし、この価格により一般募集します。
- (b) その他申込みの方法等に関しては、前記10「募集の方法」から前記14「引受け等の概要」までを御参照下さい。

第2【特定優先出資証券】

該当事項はありません。

第3【コマーシャル・ペーパー】

該当事項はありません。

第4【売出しに係る内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】

該当事項はありません。

第5【手取金の使途】

発行会社は本社債の手取金を、本基金債権の取得代金に充当します。本基金債権の原保有者は、本基金債権譲渡による手取金により、借入金の返済等を行います。本基金債権の債務者は、自己資本の充実を目的に、調達手段の多様化及び資本政策の柔軟性を確保する観点から本基金による資金調達を行い、本基金の手取金を、運転資金等に充当します。

第二部【管理資産情報】

第1【管理資産の状況】

1【概況】

（1）【管理資産に係る法制度の概要】

発行会社は、2019年6月18日付で設立登記を行った株式会社です。発行会社の行いうる業務は、発行会社の定款に目的として記載されている、金銭債権の取得、保有、売買及び処分、並びにこれに附帯関連する一切の事業とされており、かかる目的に従って業務を営むこととなります。

発行会社の義務及び責任に関しては、破産法等の日本法上適用ある倒産処理法の適用を受け、社債を発行及び募集するにあたっては、会社法、振替法及び金融商品取引法の適用を受けます。

管理資産を構成する本基金債権は、保険業法に基づき大和証券から日本生命に対して拠出された基金の利息支払及び元本償還請求権である指名債権であり、民法及び商法のほか、保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈の適用を受けます。本基金債権は、本基金債権譲渡契約に基づき、原保有者である大和証券から発行会社に譲渡され、当該譲渡については本基金債権譲渡契約に基づき本基金債権の債務者である日本生命が確定日付ある証書による承諾を行うことにより債務者及び第三者対抗要件が具備される予定です。

本基金債権に関する保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈の適用の態様については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(b)「本基金債権の支払についての保険業法の制限に関するリスク」を御参照下さい。

（2）【管理資産の基本的性格】

管理資産は、本基金拠出契約に基づき大和証券が取得し、本基金債権譲渡契約に基づき大和証券から発行会社に譲渡される日本生命に対する基金債権である本基金債権です。

本基金拠出契約の内容については、後記2(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本基金債権の概要」を御参照下さい。また、当該管理資産たる本基金債権の債務者である日本生命の特質については、後記第三部第3「日本生命保険相互会社の概況」を御参照下さい。

（3）【管理資産の沿革】

管理資産である本基金債権は、本基金拠出契約に基づき大和証券が取得し、本基金債権譲渡契約に基づき2019年8月1日に原保有者である大和証券から発行会社に譲渡される予定です。

発行会社は、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、本社債の発行から償還時まで当該管理資産を保有し続けます。

（4）【管理資産の管理体制等】

【管理資産の関係法人】

大和証券は、本基金拠出契約により、管理資産である本基金債権を取得した上で、本基金債権譲渡契約により管理資産を発行会社に譲渡します。本基金債権の移転と同時に、発行会社は、大和証券が有する本基金拠出契約上の地位の一切を承継します。

日本生命は、本基金拠出契約に基づき大和証券から基金の拠出を受け、本基金債権の債務者となります。なお、日本生命は、本信用枠設定契約に基づき発行会社に金銭の貸付を行います。

発行会社は、三菱UFJ信託銀行に対して、本資産管理委託契約に基づき、本基金債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

また、三菱UFJ銀行は、本社債の社債管理者です。社債管理者は、その管理の委託を受けた社債につき、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、又は社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をするために必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該社債を発行した会社の業務及び財産の状況を調査することができます（会社法第705条第1項及び第4項）。

【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】

本資産管理受託会社は、本資産管理委託契約において、以下の事項を遵守することとされています。

- (i) 本資産管理受託会社は本基金債権譲渡契約に基づいて発行会社が取得した日本生命に対する本基金債権、その回収金、本社債関連口座の残高及びその余裕金からの投資その他発行会社に帰属すべき資産（以下本 において「本資産等」といいます。）を、自己の固有財産その他の財産と分別して管理します。
- () 本資産管理受託会社は、発行会社の求めに応じ、本資産等の管理及び処分の状況について説明します。
- () 本資産管理受託会社は、本資産等の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所である東京都千代田区丸の内一丁目4番5号所在の本資産管理受託会社たる三菱UFJ信託銀行資産金融事務部に備え置き、発行会社の求めに応じ、これを閲覧させます。
- () 本資産管理受託会社は、発行会社の同意なく本資産管理委託契約に定める業務の再委託を行いません。

【管理資産の管理体制】

管理資産の管理を行う会社の統治に関する事項

() 法人の機関の内容

管理資産である本基金債権の管理者は、本資産管理受託会社としての三菱UFJ信託銀行です。

三菱UFJ信託銀行は、2016年6月28日開催の第11期定時株主総会での承認を経て、監査等委員会設置会社の機関設計を選択し、重要な業務執行の決定を取締役会から取締役社長へ大幅に委任することで業務執行の機動性を高めるとともに、監査等委員である取締役が取締役会決議に参加することで実効性のある経営監督態勢の構築を図っています。

a 法律に基づく機関の設置等**(a)取締役会及び取締役**

三菱UFJ信託銀行の取締役会は、事業に関する深い知見を備えるとともに、金融、財務会計、リスク管理及び法令遵守等に関する多様な知見・専門性を備えた、全体として適切なバランスの取れた取締役にて構成され、経営の基本方針を決定するとともに、経営監督機能を担っています。法令で定められた専決事項以外の重要な業務執行の決定は、原則として取締役社長へ委任しています。但し、特に重要な業務執行の決定については、取締役会が行っています。

(b)監査等委員会

三菱UFJ信託銀行の監査等委員会は、取締役の職務執行の監査、監督を行っていません。また、監査報告の作成を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選解任及び会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定、実査を含めた三菱UFJ信託銀行及び子会社の業務・財産の状況の調査等を行っています。なお、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の選解任等及び報酬等に関する意見を決定し、監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において当該意見を述べる権限を有しています。

b その他の機関の設置等

三菱UFJ信託銀行は、独立社外取締役による実効性の高い監督が行われる体制を構築するため、独立社外取締役のみを構成員とした独立社外取締役会議、運用機関としての一層のガバナンス強化を目的に、取締役会傘下の第三者機関として、社外役員及び社外の有識者が構成員の過半を占めるスチュワードシップ委員会及び取締役会で決定した基本方針に基づき、経営全般に関する執行方針等を決定する経営会議を設置しています。

また、三菱UFJ信託銀行は、業務執行態勢の強化の観点から、執行役員制度を導入しています。

() 監督の組織

三菱UFJ信託銀行は、取締役会及び監査等委員会を設置し、かつ、会計監査に関して有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しています。

() 内部管理、人員及び手続

a 内部管理

三菱UFJ信託銀行は、会社法及び同施行規則の規定に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関して、(a)法令等遵守体制、(b)顧客保護等管理体制、(c)金融円滑化管理体制、(d)情報保存管理体制、(e)リスク管理体制、(f)効率性確保のための体制、(g)グループ管理体制、(h)内部監査体制、(i)監査等委員会の職務を補助する使用人に関する体制、(j)監査等委員会への報告体制、(k)監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務に係る方針及び(l)その他監査等委員の監査の実効性の確保のための体制について、取締役会にて決議し、内部統制システムを整備しています。監査等委員会は、日常的に内部統制システムを利用して監査を行っており、実効的な監査を行うため、必要に応じて内部監査担当部署である監査部に対して具体的な指示を行い、監査等委員会と監査部は、相互の連携体制を確保するため、適切な情報共有等を行っています。

b 人員及び手続

(a)内部監査体制

イ リスク管理、内部統制及びガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価する機能を担う高い専門性と独立性を備えた内部監査態勢を整備し、三菱UFJ信託銀行及び同社グループの業務の健全性・適切性を確保しています。

ロ 三菱UFJ信託銀行及び同社グループの内部監査の基本事項を定める社則等を制定しています。

ハ 三菱UFJ信託銀行及び同社グループの内部監査担当部署として監査部を設置しています。

ニ 内部監査担当部署は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ監査担当部署統括の下、法令等に抵触しない範囲で、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの直接出資先である他の子会社等の内部監査部門との連携及び協働により、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役会によるグループ全体の業務監督機能を補佐しています。

ホ 重要な子会社等における内部監査部署との連絡・協働により、三菱UFJ信託銀行グループの業務執行の健全性・適切性を確保するとともに、法令等に抵触しない範囲で必要に応じて、重要な子会社等の監査を行うこととしています。

ヘ 内部監査担当部署は、監査等委員会及び選定監査等委員との間で堅密な関係を構築するとともに、必要に応じて会計監査人との間で情報交換を行うなど協力関係を構築し、内部監査の効率的な実施に努めています。

(b)内部監査に関する組織

監査部人員117名(2019年3月末現在)

(c)内部監査に係る手続

グループ内部監査規則及び内部監査規則に基づき、三菱UFJ信託銀行の全部署及び連結子会社等を対象に内部監査を実施しています。また、監査部の内部監査計画については、年度毎に監査等委員会の審議を経て、取締役会にて決定されており、監査部は、当該計画に基づき、専任の担当常務役員の下、他の業務執行部署から独立して、内部監査に従事しています。

(d)監査等委員会による監査に係る組織

監査等委員9名(うち常勤監査等委員3名)

総務部及び監査部内の監査等委員会室人員5名

(e) 監査等委員会による監査に係る手続き

監査等委員会で定める監査の方針及び監査計画に基づき、内部統制システムを利用した監査を行うとともに、監査等委員会が選定した監査等委員による経営会議その他の重要な会議への出席や会社の業務及び財産の状況調査を通じて、取締役の職務の執行を監査しています。

() 監査部、監査等委員会及び会計監査人の相互連携

監査部は、監査等委員会及び選定監査等委員との間で緊密な関係を構築するとともに、必要に応じ会計監査人との間で情報交換を行う等協力関係を構築しています。

監査部は、内部監査計画に基づき実施した監査結果の報告を監査等委員会に対して行うほか、監査等委員会及び選定監査等委員会から指示があった場合、監査部は、当該指示に基づく調査あるいは内部監査を実施し、その結果を監査等委員会等に報告しています。

管理資産の管理を行う会社による管理資産に関するリスク管理体制の整備の状況

本資産管理受託会社は、管理資産の管理業務を資産金融事務部で行います。管理業務のための本資産管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、資産金融事務部により定期的に確認される体制が整備されています。

2【管理資産を構成する資産の概要】

(1)【管理資産を構成する資産に係る法制度の概要】

管理資産は、本基金拠出契約に基づき大和証券が取得し、本基金債権譲渡契約に基づき大和証券から発行会社に譲渡される日本生命に対する基金債権である本基金債権です。

基金とは、相互会社が拠出を受けることができる資金の一態様であり、基金を拠出する旨の相互会社と基金拠出者との契約は、消費貸借類似の保険業法が認める独自の資金調達契約であるものと実務上理解されています。

相互会社が基金の拠出を新たに受けるためには、相互会社はその旨定款を変更しなければなりません（保険業法第23条第1項第4号御参照。）が、日本生命は本基金拠出契約に基づき基金の拠出を受けるために必要となる定款変更を2019年7月2日に開催された総代会における承認決議その他の手続を経て完了しています。

大和証券は、本基金拠出契約に基づき、本基金拠出実行日において基金の払込を行い、同契約に従い、同日に本基金債権が発生する予定です。

基金債権は指名債権の一種であり、基金債権の譲渡については、通常の名義債権の譲渡に関する対抗要件の規定が適用されます。本基金債権譲渡契約に基づく本基金債権の原保有者である大和証券から発行会社に対する譲渡については本基金債権が発生する2019年8月1日に効力が発生する予定であり、本基金債権の債務者である日本生命の確定日付ある証書による承諾の方法により債務者及び第三者対抗要件が具備される予定です。

基金債権を保有する者は、利息の支払を受ける権利及び償却又は元本の償還を受ける権利があるほか、当該基金の拠出の際に締結される契約において規定される権利を有することとなりますが、基金の拠出を受ける相互会社に対する各種の共益権は有さないものとされています。更に、相互会社が基金債権について利息を支払い、又は償却若しくは元本を償還しようとする場合には、保険業法上一定の制限を受けます。本基金債権に関する利息の支払及び元本の償還の内容並びに本基金拠出契約上本基金債権の保有者が有する権利については、後記(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本基金債権の概要」を御参照下さい。また、日本生命が本基金債権について利息を支払い、又は元本を償還しようとする場合における保険業法上の制限については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(b)「本基金債権の支払についての保険業法の制限に関するリスク」を、日本生命の前基金及び後基金が本基金債権に与える影響については、同(f)「日本生命が拠出を受ける他の基金に関するリスク」をそれぞれ御参照下さい。

基金債権の債務者に対する破産・強制執行等に関しては、破産法、民事再生法、特定調停法、更生特例法、保険業法（清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合）及び民事執行法の適用を受けます。破産法は、債務者がその債務を完済することができない場合に、債務者の総財産を全ての債権者に公平に弁済する裁判上の手続を規定する法律です。民事再生法は、債務者の事業又は経済生活の再生を図るための手続を規定する法律です。特定調停法は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済再生に資するための特定調停の手続を定める法律です。更生特例法は、協同組織金融機関（信用協同組合、信用金庫又は労働金庫をいいます。）及び相互会社について、利害関係人の利害を調整しつつその事業の維持更生を図るための手続等を定める法律です。民事執行法は、強制執行・担保権の実行等民事執行に関する手続を定める法律です。清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合には、保険業法中の当該手続を定める条項が適用されます。

（２）【管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要】

管理資産を構成する資産の原保有者である大和証券の事業概要については、後記第三部第2、1「原保有者の概況」を御参照下さい。

（３）【管理資産を構成する資産の内容】

本基金債権の概要

管理資産は、本基金拠出契約に基づき大和証券が取得し、本基金債権譲渡契約に基づき大和証券から発行会社に譲渡される日本生命に対する基金債権である本基金債権です。

本基金拠出契約に基づく本基金債権の概要は以下のとおりです。

(a) 金額

金500億円

(b) 用途

相互会社における基金

(c) 実行日

本基金拠出実行日

(d) 本基金最終償還日

2024年8月1日である本基金最終償還日

(e) 償還方法

本基金元本は、本基金最終償還日に一括償還します。

本基金元本の償還については、保険業法第55条第2項により、法定基金償還限度額を限度として行うことができるとの制限が付されており、更に、前基金を全額償還する前には、本基金元本の償還は行われず、前基金の償還と本基金元本の償還が同一の剰余金処分を経て行われる場合には、保険業法に基づく制限に加えて前基金の償還に必要となる額を控除した額が上限となる（本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還金は、前基金の元本の償還金支払に劣後します。）という制限に服します。

本基金元本は、かかる保険業法第55条第2項の制限内で、本基金拠出者に償還するものとし、同条項の制限により本基金元本の全額が償還できない場合についての本基金の償還日は、本基金元本の全額について日本生命の次の事業年度の本基金拠出実行日の応当日である本基金繰延後最終償還日まで到来しないものとし、繰り延べられるものとし、本基金繰延後最終償還日において、繰り延べられた本基金元本の全額が保険業法第55条第2項の制限

により償還できない場合には、本基金の償還日は、本基金元本の全額について次回の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられるものとし、その後も同様とします。

本基金償還日において、本基金元本が償還される場合、日本生命は、当該本基金償還金支払日に、未償還の本基金元本相当額を本基金拠出者に支払います。

なお、繰り延べられる本基金元本については、本利息(本基金)は付されないものとしませんが、本利息(本基金)の支払に代え、繰り延べられる本基金元本の金額につき、本基金延滞利息を付するものとし、かかる本基金延滞利息は、日本生命の次の事業年度の本基金拠出実行日の応当日の3銀行営業日前の日において、保険業法第55条第1項の制限内で当該日本生命の次の事業年度の本基金拠出実行日の応当日までの1年分が支払われるものとし、

本(e)「償還方法」に基づく本基金の償還日の繰り延べが行われる場合、日本生命は、本基金拠出者に対し、本基金償還日の3銀行営業日前より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行います。

(f) 利率

年(未定)% (注)とします。

(注) 上記利率は、2019年7月18日頃に本社債の利率の仮条件と同時に同率の仮条件の提示を行い、2019年7月25日頃に行われる本社債の利率の条件決定と同時に同率で決定されることが予定されています。

(g) 利払日及び方法

本利息(本基金)は本基金拠出実行日の翌日(この日を含みます。)から本基金最終償還日(この日を含みます。)までこれを付し、各本基金利払日において、当該本基金年間利息金額を日本生命は本基金拠出者に支払います。

但し、日本生命は、本基金利息を保険業法第55条第1項の制限内で本基金拠出者に支払うものとし、同条項の制限によりその全額が支払われない本基金利息の項目については、当該項目の全額について、その支払日は本基金繰延利払日まで到来せず、繰り延べられるものとし、その後も同様とします。

なお、本基金未払残高には利息を付さないものとし、

本(g)「利払日及び方法」に基づく(i)本基金利息の支払の繰り延べが行われる場合及び(ii)本基金未払残高の支払が行われる場合、日本生命は、本基金利払日(繰り延べられた本基金利息については本基金繰延利払日)より15銀行営業日前の日までに事前の通知(撤回不能とします。)を行います。

本基金利息の支払については、保険業法第55条第1項により、法定基金利払限度額を限度として行うことができるとの制限が付されています。さらに、前基金の利息支払と本基金利息の支払が同一の剰余金処分を経て行われる場合には、上記の保険業法に基づく制限に加えて、前基金の利息の支払に必要となる額を控除した額が上限となる(利息の支払は、前基金の利息支払に劣後します。)という制限に服します。

(h) 期限前償還

日本生命は、本(h)「期限前償還」に記載する場合を除き、本件基金元本の全部又は一部を本基金最終償還期日(前記(e)「償還方法」の記載に基づき償還日の繰り延べが行われている場合には本基金繰延後最終償還日)前において償還することはできません。

資本事由による期限前償還

本基金拠出実行日以降に資本事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、本基金資本事由償還日に、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、本基金拠出者に対し本基金資本事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本基金資本事由償還日時点で残存する本基金元本の全部(一部は不可)を、(a)(i)本基金資本事由償還日が本基金利払日以外の日である場合、本基金資本事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の本基金利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から本基金資本事由償還日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本基金経過利息又は(ii)本基金資本事由償還日が本基金利払日に該当する場合、本利息(本基金)並びに(b)本基金延滞利息(もしあれば)及び本基金未払残高(もしあれば)の支払とともに償還することができます。

税制事由による期限前償還

本基金拠出実行日以降に税制事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、本基金税制事由償還日に、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、本基金拠出者に対し本基金税制事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本基金税制事由償還日時点で残存する本基金元本の全部(一部は不可)を、(a)(i)本基金税制事由償還日が本基金利払日以外の日である場合、本基金税制事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の本基金利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から本基金税制事由償還日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本基金経過利息又は(ii)本基金税制事由償還日が本基金利払日に該当する場合、本利息(本基金)並びに(b)本基金延滞利息(もしあれば)及び本基金未払残高(もしあれば)の支払とともに償還することができます。

税制事由(本社債)による期限前償還

本基金拠出実行日以降に税制事由(本社債)が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、本基金税制事由(本社債)償還日に、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、本基金拠出者に対し本基金税制事由(本社債)償還日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本基金税制事由(本社債)償還日時点で残存する本基金元本の全部(一部は不可)を、(a)(i)本基金税制事由(本社債)償還日が本基金利払日以外の日である場合、本基金税制事由(本社債)償還日の3銀行営業日後の日の直前の本基金利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から本基金税制事由(本社債)償還日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本基金経過利息又は(ii)本基金税制事由(本社債)償還日が本基金利払日に該当する場合、本利息(本基金)並びに(b)本基金延滞利息(もしあれば)及び本基金未払残高(もしあれば)の支払とともに償還することができます。

組織変更の際しての期限前償還

日本生命は、日本生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が日本生命の社員総会又は総代会で承認された場合には、本基金拠出者に対して、当該組織変更の効力発生日の60日前までに書面により通知することにより、本基金組織変更償還日に本基金元本の全部(一部は不可)を期限前償還することができます。但し、(i)前記(e)「償還方法」の記載に基づき本基金元本の償還が繰り延べられている場合及び(ii)前記(g)「利払日及び方法」但書の記載に基づき本基金利息の支払が繰り延べられている場合には、日本生命は本項に従った期限前償還を行うことはできません。

上記の記載に従って日本生命が本基金元本の全部を期限前償還する場合には、前記(g)「利払日及び方法」の記載にかかわらず、本基金元本の償還に加えて、以下の金員を本基金拠出者に対して支払うものとします。

本基金経過利息(組織変更償還)

本基金経過利息(組織変更償還)は、本基金経過利息(組織変更償還)起算日(この日を含みます。)から本基金組織変更償還日(この日を含みます。)までの期間に係る本基金元本に対する利息として支払われるものとします。但し、(i)本基金利払日が本基金組織変更償還日となる場合には、本基金組織変更償還日に支払われる本基金経過利息(組織変更償還)が当該本基金利払日の直前の8月1日の翌日(この日を含みます。)から本基金組織変更償還日(この日を含みます。)までの期間に係る本基金元本に対する利息とみなされるものとし、(ii)本基金利払日の翌日(この日を含みます。)から当該本基金利払日の直後の8月1日(この日を含みます。)までのいずれかの日が本基金組織変更償還日となる場合には、前記(g)「利払日及び方法」本文の本基金利息計算期間の記載にかかわらず、当該本基金利払日において支払われる本基金年間利息金額及び本基金組織変更償還日に支払われる本基金経過利息(組織変更償還)の金額の合計額が、当該本基金利払日の直前の8月1日の翌日(この日を含みます。)から本基金組織変更償還日(この日を含みます。)までの期間に係る本基金元本に対する利息とみなされるものとします。

違約金

上記の記載により支払われる違約金の額は、次の及びの合計額(1,000円に満たない端数は四捨五入します。)が本基金元本残高を超過する場合における当該超過額とします。次の及びの合計額が本基金元本残高以下の場合には違約金の額は0円とします。

本基金元本残高の現在価値

各本基金将来利払日に係る本基金将来利息金額の現在価値の合計額

上記の記載に従って日本生命が本基金元本の全部を期限前償還する場合には、本基金拠出者は、償還価額決定日から5銀行営業日以内に、上記及びの金額を日本生命に対して通知するものとします。

(i) 期限の利益喪失の禁止

本基金拠出者は、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還及び本基金利息の支払につき、期限の利益を喪失させることはできません。

(j) 劣後条件

前記(e)「償還方法」及び前記(h)「期限前償還」に記載される場合を除く本基金元本の償還については、保険業法第181条によるものとされます。なお、日本生命につき破産手続開始の決定があった場合又は日本生命につき更生手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定があった場合の取扱いについては、以下に定めるとおりとします。

破産手続の場合

本基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、破産法に基づき破産手続開始の決定がなされ、かつ、破産手続が継続している場合、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還請求権及び本基金利息の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとされます。

(停止条件)

当該破産手続における最後配当(最後配当に代えて簡易配当又は同意配当がなされる場合には、簡易配当又は同意配当。以下同じです。)のために裁判所に提出された配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された最後配当の手續に参加することができる債権のうち、基金の償還請求権及び基金利息の支払請求権を除く日本生命に対する全ての債権が、各中間配当、最後配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含みます。)を受けたこと。

更生手続又は再生手続の場合

本基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、更生特例法に基づき更生手続開始の決定がなされ、かつ、更生手続が継続している場合、又は民事再生法に基づき再生手続開始の決定がなされ、かつ、再生手続が継続している場合、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還請求権及び本基金利息の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとされます。

(停止条件)

日本生命について更生計画認可又は再生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画又は再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、基金の償還請求権及び基金利息の支払請求権を除く日本生命に対する全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

日本法以外の倒産手続が開始された場合

本基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、日本法によらない破産手続、更生手続、再生手続又はこれに準じる手続が外国において上記 又は の場合に準じて行われている場合、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還請求権及び本基金利息の支払請求権の効力は、その手続において上記 又は 記載の停止条件に準じる条件が成就したときに発生するものとされます。

(k) 本基金上位債権者に対する不利益変更の禁止

本基金拠出契約の各条項は、いかなる意味においても本基金上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じないものとされます。この場合に、本基金上位債権者とは、日本生命に対し、本基金上位債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

(l) 劣後特約に反する支払の禁止

本基金劣後事由発生後、劣後支払条件（本基金劣後事由）が成就していないにもかかわらず、本基金の元利金の全部又は一部が本基金拠出者に支払われた場合には、その支払は無効とし、本基金拠出者は受領した元利金を直ちに日本生命に返還するものとされます。

(m) 相殺の禁止

日本生命について清算手続が開始され、かつ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合、又は日本法によらない外国における破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件（本基金劣後事由）が成就しない限りは、本基金拠出者は、日本生命に対して負う債務と本基金に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならないものとされています。

(n) 事実の表明及び保証

日本生命は、原保有者に対し、本基金拠出契約締結日及び本基金拠出実行日において、以下の事実を表明し、保証するものとされます。これらの表明及び保証につき違反の事実が判明した場合には、当該違反により原保有者の被った全ての損害、損失及び費用について日本生命は賠償の責に任ぜられるものとされています。

日本生命は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する相互会社です。

日本生命は、本基金拠出契約並びに本基金拠出契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続（本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還及び本基金利息の支払に適用ある法令上個別に必要な総代会の剰余金処分決議を除きます。）を履践しました。

日本生命による本基金拠出契約の締結及び履行は、保険業法その他日本生命に適用がある法令、規則、通達、日本生命の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は日本生命を当事者とする若しくは日本生命が拘束される第三者との間の契約上の規定に、重要な点で違反又は抵触しておらず、日本生命の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本基金拠出契約に基づき原保有者のために負担するものを除きます。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

日本生命による本基金拠出契約の締結及び履行に際して、日本生命の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済み（本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還及び本基金利息の支払に適用ある法令上個別に必要な総代会の剰余金処分決議を除きます。）です。

本基金拠出契約の締結及び履行に先立ち、日本生命から原保有者に対して直前に提出された貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書（写）は重要な点において正確であり、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき、当該書類作成時点における日本生命の状態を適切かつ正確に反映したものです。これらの、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書（写）の書類作成時点以降、日本生命の本基金拠出契約に基づく債務の履行に重大な影響を与える事項は存在していないか、全て原保有者に対して書面で開示されています。

日本生命に対し、本基金拠出契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本基金拠出契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与える訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。

本基金拋出契約に基づき、日本生命から原保有者に対し提供される情報は、当該情報の提出日現在、全ての重要な点について真実かつ正確であり、日本生命は原保有者にとり重要と思われる情報を削除していません。また、当該情報には、本基金拋出実行日までに拋出され残存する全ての基金の明細及び条件が含まれています。

日本生命を当事者とする又は日本生命が拘束される契約につき、本基金拋出契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行、期限の利益喪失事由若しくは潜在的な期限の利益喪失事由、解除事由、又は契約終了事由は発生、継続しておらず、かかる事由は日本生命による本基金拋出契約の締結、又は本基金拋出契約に基づく債務の履行の結果発生することはありません。

日本生命は、本基金拋出契約締結日又は本基金拋出実行日と同日付で基金を取り入れるための契約を、本基金拋出契約以外に締結していません。

(o) 支払及び償還の順序

日本生命は、本基金債権につき、以下の順序で本基金利息の支払又は本基金元本の償還を行うものとします。

本基金延滞利息

本基金未払残高（複数の本基金利息計算期間に係る本基金未払残高がある場合は、その本基金利息計算期間の到来順）

本利息（本基金）

本基金元本の償還

本基金債権の日本生命による利息の支払及び元本の償還に関しては、物的又は人的担保は付されていません。

本基金債権譲渡契約においては、本基金債権が一定の属性を有することは求められておらず、本基金債権が一定の属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置（例えば、大和証券による買戻し等）は定められていません。

本基金債権の債務者に関する事項

管理資産を構成する本基金債権の唯一の債務者である日本生命に関する事項は以下のとおりです。

(a) 名称

日本生命保険相互会社

(b) 組織形態

保険業法第2条第5項に定める相互会社

(c) 沿革

1889年(明治22年)	有限責任日本生命保険会社創立
1891年(明治24年)	日本生命保険株式会社に社名変更
1902年(明治35年)	本店を現地に新築移転
1924年(大正13年)	(財)日本生命済生会設立(2012年に公益財団法人へ移行)
1931年(昭和6年)	(財)日本生命済生会付属日生病院開院(2018年に日本生命病院と改称)
1942年(昭和17年)	富士生命を包括移転
1945年(昭和20年)	愛国生命を包括移転
1947年(昭和22年)	日本生命保険相互会社として再発足
1973年(昭和48年)	(財)ニッセイ児童文化振興財団設立(1993年に(財)ニッセイ文化振興財団と改称、2009年に公益財団法人へ移行)
1975年(昭和50年)	ニューヨーク連絡事務所開設(1977年にニューヨーク事務所と改称) 琉球生命を包括移転
1979年(昭和54年)	(財)日本生命財団設立(2010年に公益財団法人へ移行)
1981年(昭和56年)	ロンドン事務所開設
1982年(昭和57年)	フランクフルト事務所開設
1984年(昭和59年)	ニッセイ・リース(株)設立
1985年(昭和60年)	ニッセイBOT投資顧問(株)設立(1989年にニッセイ投資顧問(株)と改称)
1987年(昭和62年)	北京事務所開設 ニッセイ・ライフプラザ第1号店開設(新宿)
1988年(昭和63年)	(株)ニッセイ基礎研究所設立
1989年(平成元年)	ニッセイ総合研修所竣工 (財)ニッセイ聖隷健康福祉財団設立(2013年に公益財団法人へ移行)
1991年(平成3年)	ニッセイ・キャピタル(株)設立 米国日本生命(ニッポン・ライフ・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ)設立
1993年(平成5年)	(株)ニッセイ・ニュークリエーション設立 (財)ニッセイ緑の財団設立(2011年に公益財団法人へ移行)
1995年(平成7年)	ニッセイ投信(株)設立
1996年(平成8年)	ニッセイ損害保険(株)設立
1997年(平成9年)	バンコク・ライフ社に資本参加 米パトナム社と業務提携
1998年(平成10年)	ニッセイ投資顧問(株)とニッセイ投信(株)を統合し、ニッセイアセットマネジメント投信(株)設立 ドイツ銀行と業務提携
1999年(平成11年)	ニッセイ情報テクノロジー(株)設立
2000年(平成12年)	特別勘定運用部門を分社、ニッセイアセットマネジメント投信(株)と統合して ニッセイアセットマネジメント(株)と社名変更 日本マスタートラスト信託銀行(株)が営業開始
2001年(平成13年)	同和火災海上保険(株)、ニッセイ損害保険(株)の2社が合併し、ニッセイ同和損害保険(株)誕生(2010年にあいおい損害保険(株)と合併し、あいおいニッセイ同和損害保険(株)に) ニチイ学館グループ、日立製作所グループ等と(株)ライフケアパートナーズ設立 第一生命保険(相)(現 第一生命保険(株))と共同事業会社 企業年金ビジネスサービス(株)設立 ニッセイコールセンター開設
2003年(平成15年)	広電日生人壽保險有限公司設立
2004年(平成16年)	バンコク・ライフ社を関連会社化 東京本部を丸の内に移転
2007年(平成19年)	シンガポール事務所開設(2010年に現地法人へ移行)
2008年(平成20年)	ノースウェスタン・ミューチュアル社と業務提携

2009年(平成21年)	広電日生人壽保險有限公司の合弁パートナーを中国長城資産管理公司に変更し、社名を長生人壽保險有限公司に変更
2011年(平成23年)	リライアンス・ライフ社に資本参加し、関連会社化(2016年にリライアンス・ニッポンライフ・インシュアランスと改称)
2012年(平成24年)	リライアンス・キャピタル・アセットマネジメント社に資本参加し、関連会社化(2016年にリライアンス・ニッポンライフ・アセットマネジメントと改称)
2014年(平成26年)	セクイス・ライフ社に資本参加し、関連会社化
2015年(平成27年)	(株)ライフサロンを子会社化 ニッセイリアルティマネジメント(株)設立 (株)ライフプラザパートナーズを子会社化 三井生命保険(株)(現 大樹生命保険(株))と経営統合
2016年(平成28年)	豪州生命保険会社 MLC Limited を子会社化
2017年(平成29年)	(株)ほけんの110番を子会社化 The TCW Group, Inc.に資本参加し、関連会社化
2018年(平成30年)	マスミューチュアル生命保険(株)(現 ニッセイ・ウェルス生命保険(株))と経営統合 (株)LHLを子会社化
2019年(平成31年)	はなさく生命保険(株)開業

(d) 事業の内容

事業系統図（2019年4月1日現在）

※太文字は連結対象会社を表します。



○注) 1. 子会社とは保険業法第2条第12項に規定する子会社、子法人等とは保険業法第13条の5の2第3項に規定する子法人等(子会社を除く)、関連法人等とは保険業法第13条の5の2第4項に規定する関連法人等です。

2. ●印は連結される子会社、●印は連結されない子会社、○印は分限適用の関連法人等

3. ○印は子会社、○印は関連法人等

4. 会社名は主要なものを記載しています。

(e) 営業の概況

日本生命の営業の概況については、後記第三部第3「日本生命保険相互会社の概況」を御参照下さい。

(f) 割合その他の管理資産における本基金債権への集中の状況

日本生命は、管理資産を構成する本基金債権の唯一の債務者です。

(g) 本基金債権の内容

前記「本基金債権の概要」を御参照下さい。

管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等

管理資産を構成する資産である本基金債権については、価格等の調査は行われていません。

(4) 【管理資産を構成する資産の回収方法】

管理資産である本基金債権に係る本基金利息の支払及び本基金元本の償還については、原保有者である大和証券から発行会社に対して本基金債権が譲渡された後においては、日本生命は直接発行会社に対してこれを行うものとされています。本基金利息の支払及び本基金元本の償還の詳細については、前記(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本基金債権の概要」を御参照下さい。

3 【管理及び運営の仕組み】

(1) 【資産管理等の概要】

【管理資産の管理】

管理資産を構成する本基金債権は、本基金拠出契約に基づき原保有者である大和証券が基金の拠出を日本生命に対して行うことによって発生したものです。

原保有者である大和証券は、本基金債権譲渡契約に基づく本基金債権の譲渡に際して、発行会社及び日本生命に対して、保有している本基金債権の単独唯一の権利者であり、その権利は他者のいかなる担保権その他の権利にも服するものではなく、自分のみがその処分権限を有することを除き、本基金債権に関連して、その有効性を含む一切の事項についての事実表明及び保証を何ら行っていません。

本基金債権の債務者である日本生命は、本基金拠出契約において、本基金拠出契約の締結日である2019年7月25日付及び本基金拠出実行日付で、原保有者である大和証券に対し、前記2(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本基金債権の概要」(n)「事実の表明及び保証」記載の事実を表明し、保証しています。また、日本生命は、本基金債権譲渡契約において、発行会社及び大和証券に対し、本基金拠出契約において日本生命が大和証券に対して行った前記2(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本基金債権の概要」(n)「事実の表明及び保証」記載の事実表明は、それがなされた時点において全て真実かつ正確であり、かつ、本基金債権譲渡契約の締結日及び本基金債権の譲渡実行日である2019年8月1日においても真実かつ正確であることを表明し、保証するものとされます。

発行会社の普通株式及びA種優先株式の状況並びにその保有者については後記第三部、第1「発行者の状況」を御参照下さい。

なお、発行会社は、未償還の本社債が残存する限り当該株式の保有者たる株主に対する配当を行わないこと及び資本金及び資本準備金の額の減少を行わないことを本社債管理委託契約において約束しています。

日本生命による本基金債権に係る本基金利息の支払及び本基金元本の償還は、それぞれ各本基金利払日及び本基金最終償還日において、発行会社に対して直接行われます。本社債管理委託契約においては、本基金利息の支払による回収金は発行会社の本社債関連口座内の利息支払勘定において、本基金元本の償還による回収金は発行会社の本社債関連口座内の元本償還勘定において、それぞれ保管するものとされています。

発行会社は、本資産管理委託契約に基づき、三菱UFJ信託銀行に対し、本基金債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

本に記載される事項のほか管理資産たる本基金債権の元本の償還及び利子の支払等に重大な影響を及ぼす要因については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」を御参照下さい。

管理資産からの支出

本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債管理委託契約に定めるとおり、本社債関連口座を開設するものとし、本社債関連口座内の金銭を、(i)利息支払勘定、()元本償還勘定及び()出資金勘定に区分して管理するものとされています。

本社債管理委託契約において、発行会社は、以下に定める方法と順序においてのみ金銭の支払を行うことができるものとされています。また、発行会社は、保有する金銭を以下に定める方法に基づき本社債関連口座においてのみ保管するものとされています。但し、本社債関連口座を開設している金融機関について、(i)R&Iによる短期格付がa-1(又はそれと同等の信用力)未満に格下げされた場合、又は()JCRによる短期格付(又はこれと同等とみなされる長期格付)がJ-1(又はこれと同順位の格付)未満に格下げされた場合(以下本「管理資産からの支出」において「格付事由」といいます。)には、発行会社は、かかる事由の発表の日の翌日から14銀行営業日以内に、(i)R&Iによる短期格付がa-1(又はそれと同等の信用力)以上、かつ、()JCRによる短期格付(又はこれと同等とみなされる長期格付)がJ-1(又はこれと同順位の格付)以上である金融機関に新たに本社債関連口座を開設し、従来の本社債関連口座において保管されていた金銭をそれぞれ本社債管理者に書面による通知の上移転し、新たな本社債関連口座内の金銭を、従前と同様に(i)利息支払勘定、()元本償還勘定及び()出資金勘定に区分して管理するもの(以下本「管理資産からの支出」において「本社債関連口座移転行為」といいます。)とし、以後も同様とします。なお、発行会社は、格付事由が生じていない場合であっても、(a)本社債に付された格付の格下げを避けるために合理的に必要又は望ましいものと認められる場合及び(b)本社債に付された格付の格上げのために合理的に必要又は望ましいものと認められる場合には、本社債関連口座を開設する金融機関と協議の上、随時、本社債関連口座移転行為を行うことができます。

管理資産からの支払順序及び方法は、以下によるものとします。

本基金債権に基づき日本生命から受領した金銭のうち、利息(本基金未払残高支払額及び前記2(3)(h)「期限前償還」に記載する違約金を含みます。)として受領した金銭については利息支払勘定に入金し、元本として受領した金銭については元本償還勘定に入金します。発行会社はその普通株式及びA種優先株式の発行によって受領した普通株式の払込金及びA種優先株式の払込金並びに本社債の発行によって受領した本社債の払込金は全て出資金勘定に入金します。本社債関連口座に係る預金金利については、全て出資金勘定に入金します。

本信用枠設定契約に基づき日本生命から借り入れた金銭については利息支払勘定に入金します。

本基金債権に基づき日本生命から受領する利息について賦課された源泉税の還付金については出資金勘定に入金します。

各利払日及び償還日において、以下の方法により、本社債の元本及び利息(未払残高を含みます。本において以下同じです。)の支払を行うものとします。但し、以下の方法に従った支払において、利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が不足する場合には、当該不足に係る金額については、1回の支払について50万円を上限として、出資金勘定から支払います。

- () 償還日に該当しない利払日においては、利息支払勘定から本社債の利息の支払を行い、かかる支払の後の残余については、全て利息支払勘定に留保します。
- () 償還日においては、利息支払勘定及び元本償還勘定から本社債の利息及び元本の支払を行い、かかる支払の後の残余については、全て出資金勘定に入金します。

発行会社は、以下の項目に該当する支払については、その支払時期が到来した時点において、随時、出資金勘定から行うことができます。但し、下記()の支払については、当該支払を行うべき日(この日を含みます。)までに支払うべき本社債の元本及び利息が全て支払われたことを停止条件として行われるものとし、かつ、各個別貸付については、当該支払を行うべき日の直前の基準日において留保されている金銭から、当該支払を行うべき日までに下記()及び()に基づき支払われるべきものの総額並びに10百万円を控除した金額を上限として行われるものとします。

- () 公租公課の支払
- () 諸費用の支払

本「管理資産からの支出」において「諸費用」とは、発行会社の資産の維持・管理に係る諸費用(本資産管理委託契約に基づき支払う資産管理委託期中手数料を含みます。)、本社債の維持、管理及び支払に係る諸費用(本社債管理委託契約及び本社債事務委託契約に基づき支払う報酬・費用及び本社債管理委託手数料を含みます。)、発行会社の業務又は維持に係る諸費用(取締役・監査役に対する報酬、会計士及び監査法人手数料、格付手数料を含みます。)、並びに本社債管理委託契約第17条及び第18条に基づく損害、債務及び費用の支払を総称したものをいいます。

- () 本信用枠設定契約に基づく借入金の元利金その他の支払

上記 から までの記載にかかわらず、発行会社は、以下の項目に該当する支払については、出資金勘定から行うことができます。

- () 本社債の引受会社である大和証券に対して本引受契約に基づき支払う引受手数料及び費用の支払
- () 本基金債権譲渡契約第2条第1項に基づく発行会社から大和証券に対する本基金債権の売買代金の支払
- () 払込期日までに発行会社が支払うべき公租公課の支払
- () その他本社債の発行に関連して必要となる費用(弁護士費用、会計士費用、本信用格付業者に対して支払う格付手数料等を含みますがこれらに限られません。)の支払

【管理報酬等】

管理資産から支払われる手数料としては以下のものがあります。

当初支払報酬及び手数料として、発行会社は、本社債の引受会社に対する引受手数料、本社債の事務受託会社である三菱UFJ銀行に対する社債事務委託手数料、本社債の発行に関連して必要となる弁護士費用、会計士費用、本信用等级付業者に対する格付手数料及び目論見書(仮目論見書及びその訂正事項分を含みます。)等印刷費用、その他当初において会社の設立・維持のために発行会社が負担すべき報酬及び手数料(これらに関する消費税及び地方消費税を含みます。)を支払うものとし、その合計は約180百万円です。

期中支払報酬及び手数料として、発行会社は、以下の報酬及び手数料を支払います。

- () 本社債事務受託会社を通じて、本社債権者に対して本社債の元利金の支払を行った者である、本社債権者が本社債を保有する口座管理機関に対して、以下の金額をそれぞれ支払います(以下の金額は、消費税及び地方消費税を含みません。)。以下の金額に賦課される消費税及び地方消費税は、発行会社が負担するものとされています(消費税又は地方消費税の税率が変更となった場合には、変更日以降は新税率が適用されます。)

元本支払手数料として、当該本社債の元本金額の10,000分の0.075

利金支払手数料として、当該本社債の元本金額の10,000分の0.075

発行会社は、元本支払手数料を本社債の元本が償還される日の前銀行営業日までに、利金支払手数料を本社債の利金が支払われる日の前銀行営業日までに、それぞれ本社債事務受託会社に交付します。

- () 本社債管理者である三菱UFJ銀行に対して、利払日に、その前回の利払日における本社債残存元本額に対し、1か年につき10,000分の0.3(消費税及び地方消費税別)の料率により、本社債の前回の利払日の翌日から当該利払日までの1年分を本社債管理委託手数料として支払います。但し、初回の支払の場合は、2020年8月1日(以下「第1回利払日」といいます。)に、払込期日における本社債残存額に対し、払込期日の翌日から第1回利払日までの1年分を支払います。1年に満たない手数料を計算するときは、1年の日割をもってこれを計算します。なお、手数料計算基準日(前回の利払日(初回の支払の場合は払込期日)をいいます。)以降利払日までに買入消却その他により本社債残存元本額が減少した場合、本社債管理者は利払日における本社債残存元本額にて手数料を計算し、差額を返戻します。手数料を支払うべき日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。手数料に賦課される消費税及び地方消費税は、発行会社が負担するものとします(消費税又は地方消費税の税率が変更となった場合には、変更日以降は新税率が適用されます。)。発行会社が手数料を支払った後は、本()に記載の場合を除き、いかなる事由があっても、発行会社はその返戻を請求しません。

- () 本資産管理受託会社である三菱UFJ信託銀行に対して、2019年7月25日から2020年8月1日までの期間について2020年の8月の最終の銀行営業日に75万円を、以降毎年8月2日から翌年8月1日までの期間について、2021年(この年を含みます。)から2024年(この年を含みます。)までの各年の8月の最終の銀行営業日に75万円を、本資産管理受託会社が別途指定する方法により、本資産管理手数料として支払います(それぞれ消費税は外税とします。)。但し、2024年8月2日以降において本資産管理委託契約の期間(以下「本契約期間」といいます。)が継続している場合には、以降毎年8月2日から翌年8月1日までの期間について、年額75万円(消費税は外税とします。)(一年に満たない期間については、月割計算(1円未満切捨て)とします。)を、毎年8月の最終の銀行営業日及び本契約期間の満了日に支払います。また、本資産管理委託契約が本契約期間の期中において終了した場合には、当該期間について、年額75万円の月割計算(1円未満切捨て)による金額を、本契約期間終了月の最終の銀行営業日又は発行会社及び本資産管理受託会社が別途合意する時期におい

て、発行会社及び本資産管理受託会社が別途合意する方法により発行会社は本資産管理受託会社に対し支払うものとします。

- () 上記以外の主な期中支払報酬及び手数料として、発行会社は、本信用格付業者に対する格付監視手数料、発行会社の会計監査人に対する報酬、公告費用及びその他発行会社を維持するために必要となる報酬及び手数料(これらに関する消費税及び地方消費税を含みます。)を支払うものとし、その合計は年間約10百万円です。

【その他】

本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債要項に別途定めるところに加え、以下の事項につき事前に本社債管理者の書面による承諾を得るものとされています。

- (i) 発行会社の定款の変更(但し、本一般社団法人に対して普通株式又はA種優先株式を、日本生命に対してA種優先株式を発行するために、それぞれ必要となる定款の変更を除きます。)を行う場合
- ()発行会社が、本基金債権譲渡契約、本信用枠設定契約又は本資産管理委託契約を解除、変更又は修正する場合

なお、発行会社の定款の変更は、株主総会の決議によらなければできません。

本社債管理委託契約に定められた事項の変更その他特に必要と認められる事項については、そのつど発行会社及び本社債管理者は、相互にこれに関する協定をします。本社債管理委託契約が変更された場合には、発行会社は速やかにその旨本信用格付業者に書面にて通知します。但し、会社法に規定する事項及び本社債権者の利害に重大な関係を有する事項の変更(法令の改正又は制定に伴う変更を除きます。)については、法令及び前記第一部第1、17(1)「社債権者集会」の記載に従い、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とします。

(2) 【信用補完等】

- (a) 発行会社は、本信用枠設定契約に基づき、各本基金利払日又は本基金特別支払日において、日本生命から個別貸付をうけて、その一部又は全部を本社債の利息の支払に利用することができ、かかる借入金の限度において本社債の利息の支払の信用補完及び流動性補完となり得ます。本信用枠設定契約の内容については前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本信用枠設定契約」を御参照下さい。
- (b) 発行会社は、本信用枠設定契約に基づく借入金の元利金その他の支払については、当該支払を行うべき日(この日を含みます。)までに支払うべき本社債の元本及び利息が全て支払われたことを停止条件として行われるものとし、かつ、個別貸付の元本及び利息の支払については、当該支払を行うべき日の直前の個別貸付利払基準日において出資金勘定に留保されている金銭から、当該支払を行うべき日までに公租公課及び諸費用に支払われるべきものの総額並びに10百万円を控除した金額を上限として行われるものとし(但し、個別貸付(特別)の元本及び利息の支払については、かかる上限は適用されません。)、本社債の信用補完措置及び流動性補完措置とします。
- (c) 本社債の元利金の支払について、前記(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の方法に従った支払において、利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が不足する場合に、当該不足に係る金額につき1回の支払について50万円を上限として、出資金勘定から支払うこととされていることをもって、当該金額の限度において、本社債の信用補完措置及び流動性補完措置とします。

(3)【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

4【証券所有者の権利】

本社債保有者への利息金額及び償還金額の計算方法については、前記第一部第1、8「利払日及び利息支払の方法」及び同9「償還期限及び償還の方法」を御参照下さい。

本社債の元利金は、振替法及び振替機関業務規程等に従い、各本社債権者に係るそれぞれの口座管理機関を通じて支払われます(但し、保管振替機構の直接加入者の自己保有分については、本社債事務受託会社よりかかる直接加入者に対し、直接、支払われます。)。

本社債権者が有する利息支払請求権及び償還金支払請求権は、各々、本社債の各利払日及び償還日に、期限が到来した金銭債権となります。

本社債の消滅時効は、その支払日から(元本の場合)10年及び(利息の場合)5年となります。

本社債権者と本信用枠設定契約の債権者との優先劣後関係については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本信用枠設定契約」コ及びサを御参照下さい。

本社債権者は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てたり、第三者による申立てに対し参加、同意等をしないものとします。

本社債権者は、発行会社による本社債に基づく元利金支払債務その他の債務の履行は、発行会社の財産である本責任財産のみを責任財産として、かつ、前記3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の から に記載されている順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本社債権者は、かかる債務の履行による満足を得るために本責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとします。

本社債権者は、償還日が到来した場合において、本責任財産から支払が行われた後に、なお本社債について未償還の元本又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元本総額及び未払利息額が本責任財産が換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとします。

5【管理資産を構成する資産の状況】

(1)【管理資産を構成する資産の管理の概況】

原保有者である大和証券からの本基金債権の譲渡は、本社債の発行と同時に行為されるため、管理資産のいずれについても現在は何ら資産が発生していません。

(2)【損失及び延滞の状況】

管理資産譲受後1計算期間を経過する以前の日であるため、記載する事項はありません。

(3)【収益状況の推移】

管理資産譲受後1計算期間を経過する以前の日であるため、記載する事項はありません。

6【投資リスク】

(1)【投資に関するリスクの特性】

発行会社は、本基金債権を裏付けとして本社債を発行します。本社債の元利金の支払は、発行会社取得する本基金債権の元利金を支払原資として行われますが、日本生命の信用状態が悪化した場合その他の理由により、かかる支払債務の履行が行われない可能性があります。従って、本社債の元利金支払の前提となっている本基金債権の支払債務の履行が必ずしも確実に行われるとは限らない以上、本社債においてはその元本や一定の投資成果が保証されているものではありません。

本基金債権に係る支払債務の履行の程度その他の理由に基づく本基金債権の価値の下落、その他、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3(イ)「日本生命の事業等のリスク」に記載される事項により、本社債権者は損失を被ることがあります。

また、本社債は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

本社債に関する投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事由については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3(イ)「日本生命の事業等のリスク」を御参照下さい。

上記、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3(イ)「日本生命の事業等のリスク」に記載される将来に関する事項は、本届出書提出日現在において判断したものです。

(2)【投資リスクに関する管理体制】

発行会社は、法令及び本社債管理委託契約の定めに従い、本社債について、本社債への投資者たる本社債権者のために、本社債に基づく弁済の受領、債権の実現の保全その他本社債の管理を行うことを本社債管理者に委託しています。本社債管理者は、本社債権者のために、本社債に係る債権の弁済を受け、又は本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。

本社債管理者は、上記の本社債の管理を行うために、本社債管理委託契約に基づき、ソリューションプロダクツ部において、本社債の管理業務を行います。上記管理のための本社債管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、ソリューションプロダクツ部により定期的に確認される体制が整備されています。

なお、本社債に関する投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項に対する対応については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」を御参照下さい。

第2【管理資産の経理状況】

1【主な資産の内容】

原保有者である大和証券からの本基金債権の譲渡は、本社債の発行と同時に行われるため、管理資産のいずれについても現在は何ら資産が発生していません。

2【主な損益の内容】

前記1記載のとおり、管理資産に関する損益は未だ発生していません。

3【収入金(又は損失金)の処理】

該当事項はありません。

4【監査等の概要】

本社債の管理資産について、法令及び契約等により、公認会計士又は監査法人の監査を受けるものとする義務は課されていません。

第3【証券事務の概要】

1 本社債の名義書換

本社債は、振替法第66条第2号の規定に基づき、その全部について振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、発行会社は、振替法第67条第1項の規定に基づき、本社債の社債券を発行しません。社債原簿管理人は設置されず、本社債の譲渡については、振替法に基づき、社債権者が振替機関又は口座管理機関に対して振替の申請を行い、譲受人がその口座における保有欄（振替法に規定する機関口座にあっては、振替法第68条第5項第2号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じません。

なお、振替法第86条の3に基づき、本社債の社債原簿においては本社債権者の氏名又は名称及び住所並びに本社債権者が本社債を取得した日は記載されず、社債原簿に係る取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料に関する事項については、該当事項はありません。

2 証券所有者に対する特典

通常の社債権者の権利である元利金受領権のほかには、特典等はありません。

3 譲渡制限

本社債について譲渡制限はありません。

4 その他

本社債については、保管振替機構が定める社債等に関する業務規程第58条の23の規定に従い、償還日及び利払日の前営業日並びに振替機関業務規程等において振替停止日とされている日においては、本社債に係る振替を行うための振替の申請はすることができません。

第4【その他】

1 目論見書について

- (1) 目論見書の表紙に発行会社の名称を記載することがあります。また、目論見書に日本生命から使用許諾を得ているロゴマークや図案を使用することがあります。
- (2) 目論見書の表紙には、引受会社の名称及びロゴマークが記載されることがあります。
- (3) 目論見書の表紙裏に金融商品販売法に関する重要事項を記載することがあります。

第三部【発行者及び関係法人情報】

第1【発行者の状況】

1【発行者の概況】

(1) 主要な経営指標等の推移

発行会社の設立後最初の事業年度は、本届出書提出日現在において未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の設立後最初の事業年度の終了日は、2019年9月30日です。

(2) 沿革

発行会社は、2019年6月18日に会社法に基づく株式会社として設立され、現時点においては本一般社団法人が発行会社の普通株式の全てを保有しています。

発行会社の本店は、東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内に所在します。

(3) 事業の内容

発行会社の目的は、金銭債権の取得、保有、売買及び処分、並びにそれに附帯関連する一切の業務を行うことです。

(4) 関係会社の状況

発行会社の親会社は、本一般社団法人たる一般社団法人ニッセイ基金流動化ホールディングスです。発行会社は子会社、関連会社、その他の関係会社を有していませんので、関係会社の状況のうち子会社、関連会社、その他の関係会社の記載は行っていません。

親会社

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容
一般社団法人ニッセイ基金流動化ホールディングス	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内	基金 16,500,000円	<ul style="list-style-type: none"> 資産流動化法に基づいて設立された特定目的会社の特定出資の取得、保有及び処分 資産の流動化に係る業務を目的として設立される株式会社、合同会社その他の法人の株式、出資その他の持分の取得、保有及び処分
議決権の被所有割合	関係内容		
	役員の兼任等	事業上の関係	
直接100%	なし	なし	

(5) 従業員の状況

発行会社と雇用契約を締結している従業員はいません。三菱UFJ信託銀行に本資産管理委託契約に基づき管理資産を構成する資産である本基金債権の管理及び処分の業務を委託しています。

(6) 株式等の状況

(a) 株式の総数等

種 類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8
A種優先株式	80,000
計	80,008

	種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容（注2）
	発行済 株式	普通株式	2	該当なし
A種優先株式		（注1）	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款において、会社法第108条第1項第1号（注3）、第2号（注4）及び第3号（注5）に掲げる事項について定めています。 ・ 定款において、会社法第322条第2項に規定する定めをしています。 ・ 定款において、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定めています。
計		（注1）		

（注1）発行会社のA種優先株式の発行数及び発行会社が払込期日までに発行する普通株式とA種優先株式の発行数の合計については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「A種優先株式」を御参照下さい。

（注2）定款において、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項（譲渡による株式の取得について発行会社の承認を要すること）を定めています。

（注3）定款において、発行会社は、各事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」といいます。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」といい、A種優先株主と総称して「A種優先株主等」といいます。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」といいます。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主と総称して「普通株主等」といいます。）に先立ち、法令上可能な範囲内において、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額に0.05を乗じた額に相当する金額の配当金（以下「A種優先配当金」といいます。）を支払う旨、並びに、ある事業年度においてA種優先株主等に対して支払われた剰余金の配当の額が、A種優先配当金の額に達しないときは、その不足分は切り捨てられるものとし、翌事業年度以降に累積しない旨を定めています。

（注4）定款において、発行会社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額を支払う旨、及び、A種優先株主等に対しては、のほか、残余財産の分配を行わない旨を定めています。

（注5）定款において、A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない旨を定めています。

(b) 新株予約権等の状況

ストックオプション制度、ライツプラン及びその他新株予約権等について該当事項はありません。

(c) 発行済株式総数、資本金等の推移

設立日以降の発行済株式総数及び資本金の変化はありません。発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「A種優先株式」を御参照下さい。

発行会社は新株予約権、新株予約権付社債を発行していません。

(d) 所有者別状況

本届出書提出日現在、発行会社の発行済普通株式2株の全ては、本一般社団法人に所有されています。本届出書提出日現在、発行会社の発行済A種優先株式はありません。発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式の割当先については前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「A種優先株式」を御参照下さい。

(e) 大株主の状況

普通株式の株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
一般社団法人ニッセイ基金流動化ホールディングス	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内	2	100
計		2	100

A種優先株式の株主の状況

本届出書提出日現在、発行会社のA種優先株式の株主は存在しません。発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式の割当先については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「A種優先株式」を御参照下さい。

(f) 議決権の状況

発行済株式

本届出書提出日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	0		
議決権制限株式 (自己株式等)	0		
議決権制限株式 (その他)	0	0	
完全議決権株式 (自己株式等)	0		
完全議決権株式 (その他)	2	2	普通株式
単元未満株式	0		
発行済株式総数	2		
総株主の議決権		2	

(注) A種優先株式の株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しません。発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「A種優先株式」を御参照下さい。

自己株式等

本届出書提出日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
該当事項なし					

(7) 自己株式の取得等の状況

該当事項はありません。

(8) 配当政策

発行会社は、未償還の本社債が残存する限り普通株式及びA種優先株式の各株主に対する配当を行わないことを本社債管理委託契約において約束しています。

(9) コーポレート・ガバナンスの状況等

(a) コーポレートガバナンスの概要

株式会社の機関として、取締役及び監査役が存在します。取締役及び監査役に報酬は支払われません。定款において、取締役の定数は1名と定められています。発行会社は、普通株式に加えA種優先株式を発行する種類株式発行会社です。これらの株式の内容については、前記(6)「株式等の状況」をご参照下さい。

(b) 役員の状況

男性1名 女性1名 (役員のうち女性の比率50%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	関口陽平	1973年3月9日	1997年 4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入社 2003年10月 東京共同会計事務所入所(現職) 2019年 6月 発行会社取締役 就任	(注1)	-
監査役	関口三枝子	1967年4月21日	1995年12月 増山良裕税理士事務所入所 2001年 4月 株式会社さくら総合事務所入所 2001年10月 税理士登録 2003年 7月 有限会社青山総合会計事務所(現株式会社青山総合会計事務所)入所 2009年12月 東京共同会計事務所入所(現職) 2019年 6月 発行会社監査役 就任	(注2)	-

(注1) 2019年2月以降、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

(注2) 2019年2月以降、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

(c) 監査の状況

監査役監査の状況

発行会社は、監査役1名が選任されています。監査役は、計算書類及びその附属明細書につき監査を行い、会計監査人から会計監査に関する報告、説明を受けます。

発行会社の設立後最初の事業年度は未だ終了していないため、監査役の活動状況については記載事項はありません。発行会社の設立後最初の事業年度の終了日は2019年9月30日です。

会計監査の状況

発行会社の会計監査人として、有限責任監査法人トーマツが選任されています。また、発行会社は、金融商品取引法に基づき、後記4「経理の状況」に記載の財務計算に関する書類につき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けることとしています。同監査法人を選定した理由は、会計監査人に必要とされる専門性及び独立性を有し、監査業務の品質管理態勢が整備され、発行会社と類似する性質の会社における監査実績を有しており、適任と判断したためです。

発行会社の設立後最初の事業年度は未だ終了していないため、会計監査人の活動状況及び監査報酬については記載事項はありません。発行会社の設立後最初の事業年度の終了日は2019年9月30日です。

(d) 役員の報酬等

取締役及び監査役は、その職務執行の対価として、発行会社から報酬、賞与その他の財産上の利益を受けません。

(e) 株式の保有状況

発行会社は、他の会社の株式を保有していないため、記載事項はありません。

2【事業の状況】

(1) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

発行会社は、資産を譲り受け、社債を発行することを目的とした会社であるため、社債権者への社債償還事務について、安全性の確保と同時に事務面では、一層の合理化を経営の重要課題としています。

(2) 事業等のリスク

本2「事業の概況」及び後記4「経理の状況」等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」の中の一部に記載されていますので、そちらを御参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は、本届出書提出日現在において判断したものです。

(3) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(a) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要

経営成績の状況

発行会社の設立後最初の事業年度は本届出書提出日現在において未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の設立後最初の事業年度の終了日は2019年9月30日です。

キャッシュ・フローの状況

発行会社の設立後最初の事業年度は本届出書提出日現在において未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の設立後最初の事業年度の終了日は2019年9月30日です。

生産、受注及び販売の状況
該当事項はありません。

(b) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

発行会社の代表者による経営成績に重要な影響を与える要因についての分析については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」の中の一部に記載されていますので、そちらを御参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は、本届出書提出日現在において判断したものです。

(4) 経営上の重要な契約等
該当事項はありません。

(5) 研究開発活動
該当事項はありません。

3【設備の状況】

(1) 設備投資等の概要
該当事項はありません。

(2) 主要な設備の状況
発行会社は、記載すべき重要な設備を有していません。

(3) 設備の新設、除却等の計画
該当事項はありません。

4【経理の状況】

発行会社は、2019年6月18日に会社法に基づく株式会社として設立され、普通株式2株の払込金として100,000円が払い込まれており、発行会社成立の時点における資本金及び資本準備金の額はそれぞれ50,000円です。設立後間もないため、発行会社の財務諸表は作成されていません。設立後最初の事業年度に係る財務諸表は2019年12月31日までに作成します。

発行会社は、毎年9月30日に終了する各事業年度に関してその後3ヶ月以内に提出される有価証券報告書に含まれる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表並びに毎年3月31日に終了する各中間会計期間に関してその後3ヶ月以内に提出される半期報告書に含まれる中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けることとしています。なお、発行会社は子会社及び関連会社を有していないため連結財務諸表は作成しません。

【財務諸表】

該当事項はありません。

5【その他】

該当事項はありません。

第 2 【原保有者その他関係法人の概況】

1 原保有者の概況

(イ) 名称、資本金の額及び事業の内容

(1) 名称

大和証券株式会社

(2) 資本金の額

100,000百万円(2019年3月31日現在)

(3) 事業の内容

金融商品取引業

(ロ) 関係業務の概要

管理資産である発行会社の資産を構成する本基金債権の原保有者です。

(ハ) 資本関係

該当事項はありません。

(二) 経理の概況

(1) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位：百万円)

	(単体) 2018年3月31日現在	(単体) 2019年3月31日現在
資産合計	11,682,900	9,832,825
負債合計	10,881,878	9,060,544
純資産合計	801,022	772,281

(2) 最近2事業年度における損益の概況

(単位：百万円)

	(単体) 2017年4月 1日から 2018年3月31日まで	(単体) 2018年4月 1日から 2019年3月31日まで
営業収益	358,835	332,374
営業利益	85,554	53,336
当期純利益	64,436	38,297

(3) その他

大和証券株式会社の経理の概況の詳細については、2018年3月期及び2019年3月期の有価証券報告書、(提出されている場合には)臨時報告書並びにこれらの訂正報告書を御参照下さい。

(ホ) その他

該当事項はありません。

2 その他関係法人の概況

2.1 株式会社三菱UFJ銀行

(イ) 名称、資本金の額及び事業の内容

(1) 名称

株式会社三菱UFJ銀行

(2) 資本金の額

1,711,958百万円（2019年3月31日現在）

(3) 事業の内容

銀行業務

(ロ) 関係業務の概要

本社債の社債管理者です。

(ハ) 資本関係

三菱UFJ銀行と後記2.2「三菱UFJ信託銀行株式会社」記載の三菱UFJ信託銀行は、いずれも株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが総株主の議決権の100%を保有する会社です。

(ニ) 経理の概況

(1) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

（単位：百万円）

	（単体） 2018年3月31日現在	（単体） 2019年3月31日現在
資産合計	212,246,573	225,596,992
負債合計	201,826,382	214,683,037
純資産合計	10,420,190	10,913,954

(2) 最近2事業年度における損益の概況

（単位：百万円）

	（単体） 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	（単体） 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
経常収益	3,067,560	3,568,249
経常利益	637,091	624,464
当期純利益	437,710	663,215

(3) その他

三菱UFJ銀行の経理の概況の詳細については、2018年3月期及び2019年3月期の有価証券報告書、（提出されている場合には）臨時報告書並びにこれらの訂正報告書を御参照下さい。

(ホ) その他

該当事項はありません。

2.2 三菱UFJ信託銀行株式会社

(イ) 名称、資本金の額及び事業の内容

(1) 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

(2) 資本金の額

324,279百万円（2019年3月31日現在）

(3) 事業の内容

信託業務、普通銀行業務及びその他併營業務

(ロ) 関係業務の概要

発行会社から管理資産である本基金債権の管理及び処分に関する業務の委託を受けます。

(ハ) 資本関係

三菱UFJ信託銀行と前記2.1「株式会社三菱UFJ銀行」記載の三菱UFJ銀行は、いずれも株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが総株主の議決権の100%を保有する会社です。

(二) 経理の概況

(1) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位：百万円)

	(単体) 2018年3月31日現在	(単体) 2019年3月31日現在
資産合計	42,635,723	33,713,809
負債合計	40,288,258	31,658,668
純資産合計	2,347,465	2,055,140

(2) 最近2事業年度における損益の概況

(単位：百万円)

	(単体) 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	(単体) 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
経常収益	704,515	732,794
経常利益	206,093	114,519
当期純利益	186,754	95,135

(3) その他

三菱UFJ信託銀行の経理の概況の詳細については、2018年3月期及び2019年3月期の有価証券報告書、（提出されている場合には）臨時報告書並びにこれらの訂正報告書を御参照下さい。

(ホ) その他

本資産管理委託契約の解約

- (a) 本資産管理委託契約の期間は、本資産管理委託契約の締結日から本社債の全額が償還された日までとされています。但し、当該期間終了後において、本資産管理委託契約所定の本資産管理受託会社の業務がなお現存する場合には、当該期間は当該業務が終了するまで延長されるものとし、本資産管理受託会社は引続き当該業務を遂行するものとされています。なお、当該期間の終了については、発行会社及び本資産管理受託会社は本資産管理委託契約において定められる様式による書面によりこれを確認するものとされています。
- (b) 本資産管理委託契約の期間中、本資産管理受託会社において以下のいずれかの事由が生じた場合には、発行会社は、書面による通知をなすことにより本資産管理委託契約を解除することができるものとされています。この場合、発行会社は、解除を理由として損害賠償その他名目の如何を問わず本資産管理受託会社に対し一切債務を負担しないものとされています。

本資産管理受託会社が、本資産管理委託契約に基づく義務の履行を怠り、発行会社からその旨の通知の到着後30日以内にその履行がなされないとき

本資産管理受託会社について、支払の停止が生じたとき、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがなされたとき、本資産管理受託会社について銀行取引停止処分がなされたとき、又は本資産管理受託会社の重要な資産につき滞納処分による差押、仮差押、保全処分、差押、競売手続の開始その他の強制執行手続若しくは担保権実行手続が開始されたとき

その他発行会社が本資産管理受託会社の責に帰すべき事由により本資産管理委託契約の継続が困難であることを合理的・客観的な理由をもって認定し、かつ、本社債管理者が書面でこれを承諾したとき

2.3 日本生命保険相互会社

(イ) 名称、資本金の額及び事業の内容

(1) 名称

日本生命保険相互会社

(2) 基金（基金償却積立金を含みます。）の総額

1,350,000百万円（2019年3月31日現在）

(3) 事業の内容

生命保険業（生命保険業免許に基づく保険の引受け、資産の運用）及び付随業務・その他の業務（他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行、債務の保証、投資信託の販売、確定拠出年金制度における運営管理業務）

(ロ) 関係業務の概要

日本生命は、本信用枠設定契約に基づく金銭の貸付の貸主となり、本基金債権の債務者となります。また、日本生命は本一般社団法人に対する基金の拠出者であり、発行会社のA種優先株式（注）を全て取得する予定です。

（注）発行会社の払込期日までに発行を予定するA種優先株式の発行数及び払込金額の総額については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「A種優先株式」を御参照下さい。

(ハ) 資本関係

該当事項はありません。

(二) 経理の概況

(1) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

（単位：百万円）

	（単体） 2018年3月31日現在	（単体） 2019年3月31日現在
資産合計	66,472,661	68,084,710
負債合計	59,909,395	61,502,747
純資産合計	6,563,265	6,581,963

(2) 最近2事業年度における損益の概況

（単位：百万円）

	（単体） 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	（単体） 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
経常収益	6,338,509	6,605,036
経常利益	410,461	383,518
当期純剰余	242,344	259,369

(ホ) その他

該当事項はありません。

第3【日本生命保険相互会社の概況】

(イ) 日本生命の事業等のリスク

本社債の元本の償還及び利息の支払は、発行会社が保有する日本生命を債務者とする貸付債権の元本の償還及び利息の支払の状況の影響を受けます。本社債への投資にあたっては、本届出書に記載の本社債に関する情報に加えてかかるリスクに関する情報をも十分検討した上、投資判断をして下さい。

(1) 生命保険業に関する法規制等

日本生命は、生命保険業免許を受けた保険会社であり、保険業法等の規制を受けます。

従って、保険業法等が改正された場合には、日本生命の事業に影響を及ぼす可能性があります。

保険業法

保険業法は、保険業が、一般公衆を相手方とし、人の生死や社会に発生する様々な危険に備え、万一事故が発生した場合には経済生活の連続性を保障するという機能を通じて、国民経済及び国民生活の基礎となるという公共性を有していることから、

(a) 保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、

(b) 保険募集の公正を確保することにより

保険契約者等の保護を図り、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的としています。

免許

保険業法の規定により、保険業を行うものは免許を要することとされています。

免許の種類は、生命保険業免許と損害保険業免許の二種類とされており、日本生命は、

- ・人の生存又は死亡に関し、一定額の保険金を支払う保険
- ・疾病、傷害・疾病を原因とする人の状態又は傷害を直接の原因とする死亡などに関し、一定の保険金を支払う保険(いわゆる第三分野)
- ・上記の保険に係る再保険

の引受けを行う事業に係る免許である生命保険業免許を受けた保険会社です。

なお、生命保険業免許と損害保険業免許を同時に受けることはできません。

保険会社は、保険業法第133条及び第134条の規定により、次に掲げる場合には、免許の取消しを受けることがあります。

- ・法令、法令に基づく処分又は、定款、事業方法書、普通保険約款、並びに保険料及び責任準備金の算出方法書に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき
- ・当該免許に付された条件に違反をしたとき
- ・公益を害する行為をしたとき
- ・財産の状況が著しく悪化し、保険業を継続することが保険契約者等の保護の見地から適当でないと認めるとき

免許が取り消された場合、保険業法第152条第3項第2号の規定により、当該保険会社は解散することになります。

業務の範囲

保険会社の業務の範囲は、保険業法第100条の規定により制限されており、その主な内容は次に掲げる表のとおりです。

これは、保険業が公共性を有していることから本来業務に専念すべきであるとともに、本来業務以外の業務の損失等が本来業務に影響を与えることを回避することが必要であるとの考え方に基づいています。また、子会社とすることのできる会社の範囲についても、上記の観点から保険業法第106条の規定により制限されています。

法令	内容
保険業法第97条に定める本来業務	(1) 免許の種類に応じた保険の引受け (2) 保険料として収受した金銭その他の資産の運用
保険業法第98条に定める付随業務	(1) 他の保険会社、少額短期保険業者、船主相互保険組合その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行(内閣府令で定めるものに限りませう。) (2) 債務の保証 (3) 国債、地方債若しくは政府保証債(以下「国債等」といいます。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除きます。)又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い (4) 金銭債権(譲渡性預金証書その他の内閣府令で定める証書をもって表示されるものを含まます。)の取得又は譲渡(資産の運用のために行うものを除きます。) (4)の2 保険業法第98条第1項第4号の2に規定される特定社債等(以下「特定社債等」といいます。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除きます。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い (4)の3 保険業法第98条第6項に規定される短期社債等(以下「短期社債等」といいます。)の取得又は譲渡(資産の運用のために行うものを除きます。) (5) 有価証券(上記(4)の証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除きます。)の私募の取扱い (6) デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいいます。以下同じです。)(資産の運用のために行うもの及び有価証券関連デリバティブ取引(金融商品取引法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいいます。以下同じです。)に該当するものを除きます。)であって内閣府令で定めるもの(上記(4)に掲げる業務に該当するものを除きます。)

法令	内容
	<p>(7) デリバティブ取引(資産の運用のために行うもの及び有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除きます。)の媒介、取次ぎ又は代理</p> <p>(8) 金融等デリバティブ取引(保険業法第98条第1項第8号に規定する金融等デリバティブ取引をいいます。以下同じです。)のうち保険会社の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの(資産の運用のために行うもの並びに上記(4)及び(6)に掲げる業務に該当するものを除きます。)</p> <p>(9) 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(上記(7)に掲げる業務及び内閣府令で定めるものを除きます。)</p> <p>(10) 有価証券関連店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号に掲げる行為をいいます。以下同じです。)(一定の場合には、差金の授受によって決済されるものに限りません。)(資産の運用のために行うものを除きます。)</p> <p>(11) 有価証券関連店頭デリバティブ取引(一定の場合には、差金の授受によって決済されるものに限りません。)の媒介、取次ぎ又は代理</p> <p>(12) 機械類その他の物件を使用させる契約(保険業法第98条第1項第12号イ、ロ及びハの要件の全てを満たすものに限りません。)に基づき、当該物件を使用させる業務</p> <p>(13) 上記(12)の業務の代理又は媒介</p> <p>(14) 保険業法第97条に定める業務に付随するその他の業務</p>
保険業法第99条に定める法定他業	<p>(1) 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託(監督官庁の認可が必要)</p> <p>(2) 担保付社債信託法により行う担保付社債に関する信託業務(監督官庁の認可が必要)</p> <p>(3) 金融商品取引法第28条第6項に規定する投資助言業務(監督官庁の登録及び認可が必要)</p> <p>(4) 算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第6項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいいます。)を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務(保険業法第98条第1項に定める付随業務として行うものを除きます。)であって、内閣府令で定めるもの(監督官庁の認可が必要)</p> <p>(5) 資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)第2条第2項に規定する資金移動業(監督官庁の認可が必要)</p> <p>(6) 保険金信託業務(監督官庁の認可が必要)</p> <p>(7) 証券投資信託若しくは外国証券投資信託の受益証券又は投資証券若しくは外国投資証券の売買(監督官庁の登録及び認可(不特定かつ多数を相手とする業務に限りません。))が必要)など</p>

運用規制

保険業法第97条の規定により、保険会社による、保険料として収受した金銭その他の資産の運用は、次に掲げる方法に限定されています。

- ・ 有価証券(金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされるものをいいます。)の取得((i)金銭債権の取得、()短期社債等の取得、()民法に規定する組合契約又は商法に規定する匿名組合契約に係る出資、()金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託及び()有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除きます。)
- ・ 不動産の取得
- ・ 金銭債権の取得
- ・ 短期社債等の取得
- ・ 金地金の取得
- ・ 金銭の貸付け(コールローンを含みます。)
- ・ 有価証券の貸付け
- ・ 民法に規定する組合契約又は商法に規定する匿名組合契約に係る出資
- ・ 預金又は貯金
- ・ 金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託

- ・有価証券関連デリバティブ取引
- ・デリバティブ取引
- ・金融等デリバティブ取引
- ・先物外国為替取引
- ・上記に掲げる方法に準ずる方法

加えて、保険業法第97条の2の規定により、特別勘定（保険業法第118条の規定に基づき、当該保険契約に係る責任準備金の金額に対応する財産をその他の財産と区別して経理するために設ける特別の勘定をいいます。）又は積立勘定（保険業法施行規則第30条の3第1項（保険業法施行規則第63条で準用される場合を含みます。）の規定により設ける勘定をいいます。）以外の勘定（一般勘定）においては、資産の運用対象が特定の相手方に偏ることのないよう同一人に対する株式、社債、貸付金などの投資額の合計を総資産の10%以内（貸付金等については特に3%以内）とする制限が設けられています。

なお、特別勘定については、同一人に対する投資額に関する制限は設けられていません。

監督

保険業法の規定により、保険会社は監督官庁の監督を受けており、その主な内容は、次に掲げるとおりです。

(a) 事業方法書等に定めた事項の変更に関する認可・届出

保険業法第123条の規定により、事業方法書、普通保険約款、並びに保険料及び責任準備金の算出方法書に定めた事項を変更しようとするときには、監督官庁の認可を取得することが必要となります。但し、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものとして、保険業法施行規則で定める事項については、認可の取得は不要ですが、あらかじめ監督官庁に届出を行うことが必要となります。

(b) 定款の変更の認可

保険業法第126条の規定により、次に掲げる事項に係る定款の変更についての総代会の決議は監督官庁の認可を受けなければその効力を生じません。

- ・商号又は名称
- ・基金の償却に関する事項
- ・社員の退社事由
- ・総代の定数及び選出方法に関する事項
- ・その他保険業法第126条各号に定める事項

(c) 届出事項

保険業法第127条の規定により、次に掲げる事項に該当するときには監督官庁に届出を行うことが必要となります。

- ・資本金の額又は基金の総額を増額しようとするとき
- ・他に特段の定めのある事項以外の事項に係る定款の変更をしたとき
- ・外国において支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を設置しようとするとき
- ・その他保険業法第127条第1項各号に定める事項

(d) 報告又は資料の提出

保険業法第128条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときには、保険会社に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができます。

(e) 立入検査

保険業法第129条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときには、監督官庁の職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができます。

(f) 業務の停止等

保険業法第132条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務若しくは財産又は保険会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該保険会社に対し、

- ・措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又は、
- ・その必要の限度において、期限を付して当該保険会社の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該保険会社の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができます。

これらの命令のうち、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況によって必要があると認めるときにするものは、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定めるものでなければならないとされており、「早期是正措置」と呼ばれています。

(早期是正措置)

早期是正措置とは、生命保険会社の業務の適切な運営を確保し、保険契約者の保護を図ることを目的として1999年4月から導入された制度です。

生命保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、その状況に応じて監督官庁が業務の改善などの命令を発動することで、早期に経営改善への取り組みを促していこうとする制度であり、ソルベンシー・マージン比率の区分等に応じて、次のとおり措置内容が定められています。

区分	ソルベンシー・マージン比率	措置の内容
非対象区分	200%以上	なし
第一区分	100%以上200%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	0%以上100%未満	次の保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 (1) 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 (2) 配当の禁止又はその額の抑制 (3) 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の禁止又はその額の抑制 (4) 新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法(その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含みます。)の変更 (5) 役員賞与の禁止又はその額の抑制その他の事業費の抑制 (6) 一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制 (7) 一部の営業所又は事務所における業務の縮小 (8) 本店又は主たる事務所を除く一部の営業所又は事務所の廃止 (9) 子会社等の業務の縮小 (10) 子会社等の株式又は持分の処分 (11) 保険業法第98条第1項各号に掲げる業務その他の保険業法第97条の規定により行う業務に付随する業務、保険業法第99条の規定により行う業務又は他の法律により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 (12) その他金融庁長官が必要と認める措置
第三区分	0%未満	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令

ソルベンシー・マージン比率が0%未満であっても、実質純資産額がプラスとなる場合又はプラスとなることが見込まれる場合には、第二区分の措置が採られることがあります。

ソルベンシー・マージン比率が0%を上回っていても、実質純資産額がマイナスとなる場合又はマイナスとなることが見込まれる場合には、第三区分の措置が採られることがあります。

生命保険会社が、第二区分又は第三区分に該当したことを知った後、速やかに当該区分を超える限度までソルベンシー・マージンを確実に改善するための合理的と認められる内容の改善計画を自ら策定し、監督官庁に提出した場合は、当該経営改善計画達成後に該当することになると見込まれる区分(非対象区分は除きます。)に応じた措置が採られることがあります。

(ソルベンシー・マージン比率)

ソルベンシー・マージン(solvency margin)とは、「支払余力」という意味です。生命保険会社は、将来の保険金などの支払に備えて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクについては、この責任準備金で対応します。しかし、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えてリスクが発生した場合に、これに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つがソルベンシー・マージン比率です。生命保険会社の単体のソルベンシー・マージン比率は以下のとおりです。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times \frac{1}{2}} \times 100$$

ソルベンシー・マージン総額

()貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額(翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含みます。)、貸借対照表の評価・換算差額等の科目に計上した金額、保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額、()価格変動準備金、()危険準備金、()一般貸倒引当金、()(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)、()土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)、()全期チルメル式責任準備金相当額超過額、()負債性資本調達手段等、()控除項目及び()その他の項目の合計額。

リスクの合計額

保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスク及び最低保証リスクなど、通常予測できる範囲を超える諸リスクを数値化して、その相当額を算出。

保険リスク相当額

保険リスク(実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生しうる危険のうち、第三分野保険に係るもの以外のもの)に対応する金額

第三分野保険の保険リスク相当額

第三分野保険の保険リスク(実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生しうる危険のうち、第三分野保険に係るもの)に対応する金額

予定利率リスク相当額

予定利率リスク(責任準備金算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険)に対応する金額

資産運用リスク相当額

資産運用リスク(資産の運用等に関する危険であって、保有する有価証券その他の資産の通常予測を超える価格の変動その他の理由により発生しうる危険)に対応する金額

経営管理リスク相当額

経営管理リスク(業務の運営上通常の予測を超えて発生しうる危険であって、保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク及び最低保証リスクに該当しないもの)に対応する金額

最低保証リスク相当額

最低保証リスク(特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の金額を下回る危険であって、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生しうる危険)に対応する金額

日本生命の単体のソルベンシー・マージン比率は、2018年3月期末：917.9%、2019年3月期末：933.3%であります。2019年3月期末のソルベンシー・マージン比率が前期末比で上昇したのは、諸準備金等の積み増しや負債性資本調達手段の増加などによるものです。

なお、2012年3月期末から、単体ベースのソルベンシー・マージン比率に加え、連結ベースでのソルベンシー・マージン比率が導入され、早期是正措置の指標として使用されています。

日本生命の連結ソルベンシー・マージン比率は、2018年3月期末：968.0%、2019年3月期末：996.7%であります。2019年3月期末の連結ソルベンシー・マージン比率が前期末比で増加したのは、日本生命及び大樹生命保険株式会社における諸準備金等の積み増しや日本生命における負債性資本調達手段の増加などによるものです。

(実質純資産額)

実質純資産額とは、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額(有価証券・動産不動産等については、時価で評価)の合計額から、負債の部に計上されるべき金額の合計額(但し、危険準備金・価格変動準備金等を除きます。)を上回る金額です。

日本生命の実質純資産額は、2018年3月期末：17兆1,536億円、2019年3月期末：17兆9,488億円であります。2019年3月期末の実質純資産額が前期末比で増加したのは、諸準備金等の積み増しや負債性資本調達手段等の増加、内外の金利低下による有価証券含み益の増加などによるものです。

ソルベンシー・マージン比率が200%を下回ることや、実質純資産額がマイナスとなることにより、早期是正措置などの監督官庁による監督措置が採られた場合、又は法令等の改正や解釈の変更がなされた場合には、日本生命の保険業の運営に重大な影響を与える可能性があります。また、監督措置が採られる水準とならない場合でも、ソルベンシー・マージン比率の低下などにより日本生命の信用力が低下し、日本生命の保険業の運営に重大な影響を与える可能性があります。

経済価値ベースのソルベンシー規制について

経済価値ベースのソルベンシー規制については、近年、国際的にIAIS(保険監督者国際機構)等において、その導入に向けた検討が行われています。また、日本では、「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針(平成30事務年度)～」において、金融規制改革を含む国際的な議論への貢献に関し、「残された規制改革項目であるICSについては、来年の最終化に向け、財務の健全性を国際的に比較可能な形で把握

する必要性や、保険会社のリスク管理実務への影響等に留意しながら、議論を進める。」と記されています。また、保険会社を取り巻くリスク等に関するモニタリングに関し、「経済価値ベースのソルベンシー規制について、現下の経済環境における様々な意図せざる影響にも配慮しつつ、国際資本基準(ICS)に遅れないタイミングでの導入を念頭に、関係者と広範な議論を行っていく。」と記されています。

将来的に経済価値ベースのソルベンシー規制が導入されることにより提案される可能性がある基準改正などにより、日本生命を含む生命保険会社又はその子会社等を含むグループのソルベンシー・マージン比率が低下する可能性があり、生命保険業界又は日本生命の信用力の低下につながる場合には、日本生命の保険業の運営に悪影響を与える可能性があります。

生命保険契約者保護機構

生命保険業界では、生命保険会社が万一破綻した場合の保険契約者の保護を充実させるため、保険業法に基づいて、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)を1998年12月に設立しました。現在、外国保険会社の日本支店を含め、国内で事業を営む全ての生命保険会社が会員として加入しています。

保護機構の財源は、会員である生命保険会社の拠出金からなっています。会員各社は、保護機構の定款に定める基準により毎年負担金を納付し、その支出年度において、事業費として計上します。各社が負担する拠出金は、各社の収入保険料及び責任準備金等のシェアに応じて算出されます。

なお、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合で、生命保険会社各社の負担金だけで資金援助等の対応ができない場合には、国会審議を経て、国から保護機構に対して補助金を交付することが可能とされています。

2019年3月末時点における保護機構の定款上の会員の年間負担金限度額は330億円であり、2018年度の日本生命の負担金分担割合は、約17%(約55億円)です。

但し、生命保険業界における日本生命の収入保険料、責任準備金等のシェアが変動した場合、それに応じて日本生命の拠出額も変動します。また、今後、生命保険会社の破綻の増加等により、各生命保険会社の拠出金を引き上げるための法改正等が行われた場合、日本生命の拠出額が増加する可能性があります。

保険契約に係る会計基準の国際的動向

国際会計基準審議会(IASB)は、2017年5月にIFRS17「保険契約」を公表しました。

当該基準又は当該基準に準じる基準が日本において適用された場合、日本生命の保険契約準備金の評価額等が変更となる可能性があります。また、現行の会計基準と比較して、日本生命の財務数値の決算期ごとの変動が大きくなる可能性があります。

(2) 民間生命保険会社の契約動向及び競合状況

契約動向

民間生命保険会社の2019年3月期末の保有契約金額は、個人保険・個人年金保険・団体保険の合計で約1,344兆円となっており、前期末比で増加しています。また、2018年度の新契約高は、個人保険・個人年金保険・団体保険の合計で約80兆円となっており、前期比で増加しています。

今後、国内景気の低迷や、低金利の長期化、金融危機の再燃、他の生命保険会社の破綻、又は少子高齢化・人口減の進展等により、生命保険市場全体が悪影響を受ける場合には、解約の増加や新規契約の減少など、日本生命の業績にも悪影響を及ぼす可能性があります。

競合の状況

2019年4月1日現在、国内における民間生命保険会社は、「生命保険業免許」を受けて営業している会社が日本生命を含めて41社、「外国生命保険業免許」を受け、日本に支店等を設けて営業している会社が1社、合計42社あります。

生命保険業界ではこれまでに国内損害保険会社や欧米大手保険グループによる新規参入や、インターネットを主要チャネルとする生命保険会社の新規設立などの競争環境の変化が見られました。また、2007年10月には日本郵政公社が民営化され、郵便局を通じて全国に大規模な販売ネットワークを有する、株式会社かんぼ生命保険が民間保険会社に加わりました。日本生命は、このように、国内市場において募集活動をめぐり同業他社と激しい競合関係にあります。

その他にも、民間生命保険会社が提供する生命保険と類似する機能を持つものとして、農業協同組合や、全国労働者共済生活協同組合連合会及び全国生活協同組合連合会等による生命共済等があり、これらも日本生命の生命保険業と直接の競合関係にあります。

日本生命の主な競合分野及び競合先は以下のとおりであり、日本生命の競争力が低下した場合、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

隣接業界・団体等	競合業務等
各種協同組合及び一定の地域ないし職域でつながる者によって構成される団体 (農協・全労済・全国生協連等)	生命共済事業
損害保険会社	医療保障・介護保障などの、いわゆる第三分野保険

近年では、日本銀行のマイナス金利政策の影響を受け、銀行窓販商品の販売停止や保険料の引上げ、大手生保による相互会社から株式会社への組織変更の実施、外資系保険会社による保険会社買収、国内生命保険会社による海外保険会社の買収などもあり、国内市場の競争環境が今後ますます変化していく可能性があります。これらの結果、日本生命の競争力が低下する場合、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 日本生命の事業の状況

商品・サービス

日本生命の商品販売実績は個人保険及び個人年金保険が中心となっており、2019年3月期末では、収入保険料の68.8%を占めています。

このため、失業率の上昇や家計消費の低迷など、個人の保険加入動向に影響を与える事象によっては、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、2019年3月期末における、日本生命の主な商品別保有契約高及び件数の個人保険及び個人年金保険における構成比は、定期付終身保険：15.3%及び4.0%、終身保険：18.2%及び15.0%、定期保険：17.6%及び6.2%、個人年金保険：15.0%及び12.4%といった商品構成となっています。

近年、生命保険市場においては、超低金利環境下でも着実に資産形成を行いたいという「増やす」ニーズや高齢化の進展による「生きる」ニーズなど、顧客ニーズの多様化により、商品・サービスの競争の激化といった状況が発生しています。日本生命もこうしたニーズ・環境の変化への対応として、2012年4月からはこれまでの「主契約に特約を付加する方式」から、「ひとつひとつの保険を単品としてご提供する方式」へと変更し、多様化するお客様ニーズによりきめ細やかにお応えすることができる新商品「みらいのカタチ」を主力商品として発売しています。

2013年4月からは「ニッセイ学資保険」、2015年4月からは「継続サポート3大疾病保障保険(5つ星)」、2016年4月からは「ニッセイ長寿生存保険(Gran Age)」、2016年10月からは「ニッセイ出産サポート給付金付3大疾病保障保険(ChouChou!)」、2017年10月からは「ニッセイ就業不能保険(もしものときの...生活費)」、2018年4月からは「特定重度疾病保障保険(だい杖ぶ)」、2019年4月からは「入院総合保険(NEW in 1)」の販売を開始しているほか、銀行窓販向けに外貨建ての一時払終身保険・変額年金保険等の商品を投入しています。

他の保険会社の商品についても、2010年10月より外貨建商品、2015年7月より引受緩和型医療保険、2017年10月からは一時払外貨建養老保険の販売を開始する等、多様なお客様ニーズにお応えしています。

また、日本生命は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との間で相互に保険契約の締結等の業務の代理・事務の代行を行うことに関する認可を金融庁から取得しており、損害保険の販売への取組を共同で進めています。

サービス面においては、お客様ニーズが多様化していく中で、Wellness-dialf(女性の身体の悩み電話相談)、育児相談ほっとライン、ベストドクターズ・サービス、ケアガイダンス・サービス、ご契約者情報家族連絡サービス、ニッセイご遺族安心サポートといった保険付帯サービスを提供しています。

また、本格的な高齢・人口減少社会を見据える中で、社会的役割を従来以上に意識して果たしていくべく、保険だけではカバーできない、人生100年を多様な面から支える「保険+」の価値を提供していきます。

具体的には、「子育て支援」「ヘルスケア」「高齢社会対応」の3つの領域を中心に、社会貢献活動も含めて幅広いサポートを提供します。

「子育て支援」については株式会社ニチイ学館との企業主導型保育所の全国展開や、株式会社グローバルキッズとの提携を通じた企業主導型保育所の活性化、「ヘルスケア」については株式会社野村総合研究所・株式会社リクルートライフスタイルとの協業による、企業・団体・健康保険組合・共済組合向けの健康増進支援サービスの提供、「高齢社会対応」についてはお一人おひとりが「安心して・自分らしく」、より豊かに生き、「明るい長寿時代」にするための「Gran Ageプロジェクト」を推進しています。

法人向け分野に関しては、経営者サポートを強化すべく、2016年6月より遡増定期保険の保険料率の改定を通じた商品魅力の向上を図り、2017年4月からは経営者様の健康状況に応じ、オーダーメイドで必要保障を設計いただける新商品「傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)」を発売しましたが、国税庁より法人向け定期保険の税務取扱いについて見直しを検討する通知を受け、法人向け定期保険の販売を一時停止しています。

また、企業の福利厚生制度について「企業が一律に提供する制度」から「従業員自らの努力を企業が支援する制度」へとシフトしつつあることを受け、自助努力商品を中心に団体保険・団体年金両分野において、企業の福利厚生制度全体の充実に向けた総合リスクコンサルティング提案を進めています。

しかし今後、日本生命が顧客ニーズに合致した商品・サービスの提供ができない場合、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

販売チャネル

日本生命は、主に家庭や職域等できめ細かなコンサルティングサービスの提供を行う、営業職員を主力販売チャネルとしており、営業職員数は2019年3月期末で51,906名となっています。これに加え、変化・多様化する顧客ニーズに対応するためのマルチチャネル化を推進しています。

具体的には、

- ・来店型の店舗(窓口)であるニッセイ・ライフプラザ
 - ・主要金融機関の関係代理店、会計士、税理士、生損保プロ代理店、ライフサロン等の店舗型、株式会社NTTドコモといった他業態協業による乗合代理店などの代理店チャネル
 - ・保険販売に関する代理店委託契約を結んだ銀行・信用金庫等のいわゆる銀行窓販チャネル
- などがあるほか、企業等への販売を行う本部組織も有しています。

今後、生命保険市場の低迷、主力販売チャネルである営業職員数の減少、又は新たな販売チャネルの開拓・活用の遅れなどによって、日本生命が十分な販売量を確保できない場合、日本生命の競争力が低下し、業績に悪影響を与える可能性があります。

グループ・提携戦略

日本生命は、これまで、多様な収益機会を取り込み、収益力を強化する観点から、精力的にグループ事業の強化に取り組んできました。

具体的には、

- ・ 両社の強みである営業職員領域をさらに強化・発展させると共に、多様化するお客様ニーズに両社で機動的に対応することを目指した、三井生命保険株式会社（現：大樹生命保険株式会社）との経営統合
- ・ 金融機関窓販領域における商品ラインアップの拡充や販売体制強化を目指したマスマチュアル生命保険株式会社（現：ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社）との経営統合
- ・ 豪州の生命保険市場の高い成長性を取り込むことを目的とした、豪州大手銀行の一つであるナショナルオーストラリア銀行（以下「NAB」といいます。）傘下の生命保険会社であるMLC Limited（以下「MLC」といいます。）の子会社化並びにNAB及びMLCによる20年間の販売契約の締結
- ・ 生保運用力の向上、アセットマネジメント事業の強化を目的としたグローバルな資産運用会社The TCW Group, Inc.への出資
- ・ インド市場の高い成長性をより享受するため、リライアンス・ニッポンライフ・インシュアランスとリライアンス・ニッポンライフ・アセットマネジメントへの出資比率の引上げ
- ・ 集客・送客事業を通じ、より多くのお客様との接点を持つことで、グループ全体でお客様ニーズに合致した生命保険商品・サービス提供することを目的とした株式会社LHLの子会社化
- ・ 代理店領域で当該マーケットにおけるお客様ニーズを的確に捉えた商品を機動的に提供する生命保険会社として、はなさく生命保険株式会社を設立

などを行い、グループ会社との協業取組・効率化取組の推進や、日本生命のノウハウ共有など、シナジー創出に向けた取り組みを進めています。

引き続き日本生命では、中期経営計画で掲げているグループ事業純利益の拡大に向け、継続的に中長期的なグループ事業体制の強化に取り組んでいきます。

具体的には、以下のとおりです。

- ・ 国内保険事業においては、既存事業の強化に加えて、新規出資及び既発行株式取得等による国内の社外チャネルやインフラの獲得についても検討を行い、お客様ニーズにあった魅力的な商品をタイムリーに開発・提供していきます。
- ・ 海外保険事業においては、出資先企業の状況に応じ、人材交流やノウハウ共有等を行うことで、既存事業の業績伸長を図るとともに、出資比率の引上げ、新規出資及び既発行株式取得等を検討し、日本国内にはない収益機会を獲得していきます。
- ・ アセットマネジメント事業においては、国内外の成長基調を確実に強化・維持するとともに、新たな収益獲得取組や海外収益の取り込みを推進するとともに、出資比率の引上げ、新規出資及び既発行株式取得等を検討し、アセットマネジメント事業を「グローバルに収益を獲得する日本生命グループのコアビジネス」へと成長させていきます。

しかしながら、これらのグループ・提携戦略について、十分な成果をあげることができない場合、出資の毀損、事業費の増加など、日本生命の業績に悪影響を与える可能性があります。

収支の状況

(a) 生命保険料と収支の構造

生命保険料は、保険種類、契約時の被保険者の年齢、性別、保険期間、保険金額などによって、次に掲げる計算基礎率（予定死亡率・予定利率・予定事業費率等）に基づいて決められます。

計算基礎率	内容
予定死亡率	過去の統計をもとに、性別・年齢別の死亡者数を予測し、将来の保険金の支払などにあてるための必要額を算出するために用いる死亡率を予定死亡率といいます。
予定利率	保険料の設定においては、資産運用による一定の収益をあらかじめ見込んで割引いていますが、このあらかじめ見込む割引率を予定利率といいます。
予定事業費率	保険料の設定においては、保険金の支払や保険料の収納などの必要な事業費をあらかじめ見込んでいますが、その見込む事業費の率を予定事業費率といいます。

これらの計算基礎率は、通常、保守的に設定していますので、特に有配当保険においては、実績との差額が生じることが多くなります。有配当保険においては、この差額（剰余金）に基づいて、社員配当（株式会社においては契約者配当）が支払われます。

但し、一部の契約については、実際の運用利回りが予定利率を下回る、いわゆる「逆ざや」の状態にあります。（「逆ざや」につきましては、(c)「利差の状況」を御参照下さい。）。

また、事業費の増加等により事業費率が予定事業費率を上回る場合に差損が発生する可能性があるほか、大災害や新型インフルエンザ等のパンデミック被害の発生等により一時的に死亡率が急上昇して予定死亡率を上回る場合は、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(b) 損益計算書と基礎利益

損益計算書

生命保険会社の損益計算書は、生命保険業の性格上、一般の企業のように営業損益と営業外損益といった区分がないなどの特徴があります。

生命保険会社の「経常収益」の主なものは、保険料等収入並びに利息及び配当金等収入・有価証券売却益・特別勘定資産運用益等の資産運用収益です。これに対して「経常費用」の主なものは、保険金、年金、給付金、解約返戻金等の保険金等支払金、責任準備金等繰入額、有価証券売却損・有価証券評価損及び特別勘定資産運用損等の資産運用費用並びに会社運営のための事業費です。経常収益から経常費用を差し引いた後の利益が経常利益となります。

このように、生命保険会社の経常利益には、保険に係わる損益のほか、資産運用に係わる損益なども含まれるため、金融不安の再燃や急激な為替相場の変動等により運用環境が悪化した場合、多額の有価証券評価損が発生して経常損失が発生するなど、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

経常利益等の明細(基礎利益)

「基礎利益」とは、一年間の保険本業の収益力を示す指標の一つです。

これに有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損などの「キャピタル損益」と危険準備金戻入額、危険準備金繰入額や追加責任準備金繰入額及び貸付金償却などの「臨時損益」を加えたものが「経常利益」となります。ここでいう保険本業とは、収納した保険料や運用収益から保険金・年金・給付金等を支払ったり、将来の支払に備えるために責任準備金を積み立て、運用したりすることなどをいいます。

基礎利益については、損益計算書に項目が設けられていないため、生命保険会社各社がディスクロージャー誌において別途項目を設け、2001年3月期決算から公表しています。

日本生命の損益計算書における経常利益と基礎利益の関係は後記(口)「日本生命2018年度決算」「2018年度決算について」 . 「2018年度決算の概要」9.経常利益等の明細(基礎利益)のとおりです。

(c) 利差の状況

生命保険会社は、保険料を計算するにあたり、資産運用を通じて得られる収益をあらかじめ見込んで、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を予定利率といい、市中金利水準等を勘案し、安全を見込んで設定しています。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額(予定利息)などの負債コストを運用収益等で確保する必要があります。負債コストを上回る運用収益等を確保した場合、その超過分を利差益といいます。

しかし、金利が長らく低水準で推移する中で、この負債コストを実際の運用収益等で賄えない状態、つまり利差損が生じている状態が一部の契約で発生しており、これを「逆ざや」状態といいます。

「逆ざや」による負担を単年度の全体収益で補えない場合、経営の健全性にマイナスの影響を与えることになります。

日本生命は、1993年3月期以降、一部契約における「逆ざや」の負担から会社全体として利差損となる状態が続きましたが、逆ざや解消への取り組み等により、2011年3月期より9年連続で利差益を確保しています。

しかし、今後、金利の低下や企業業績の悪化などによる利息配当収入等の減少が続く場合には、再び利差損に転じるなど、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

逆ざや額の算出方法について

生命保険業界では、以下の算式に基づいて逆ざや額を算出しています。

$$\text{逆ざや額} = (\text{基礎利益上の運用収支等の利回り} - \text{平均予定利率}) \times \text{一般勘定責任準備金}$$

- ・基礎利益上の運用収支等の利回りは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から社員配当積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回り
- ・平均予定利率は、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回り
- ・一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定の責任準備金について、以下の方法で算出
(期始責任準備金 + 期末責任準備金 - 予定利息) ÷ 2

財産の状況

(a) 責任準備金

責任準備金は、生命保険会社が将来の保険金などの支払を確実にを行うために、保険料や運用収益などを財源として保険業法により積み立てが義務づけられている準備金のことで、生命保険会社の負債の最も大きな部分を占めています。

なお、責任準備金の経理処理は期中においては行わず、決算期末において必要な積立額を計算し、前期末の積立額との差額を損益計算書に計上します。即ち、当期末要積立額が前期末積立額を上回る場合にはその差額を責任準備金繰入額として経常費用の科目に計上し、当期末要積立額が前期末積立額を下回る場合にはその差額を責任準備金戻入額として経常収益の科目に計上します。

(b) 金融商品会計

金融商品を時価で財務諸表に反映させることにより企業会計の透明性を高めようとする考え方から、2001年3月期より「金融商品に係る会計基準」が導入され、売買目的で保有する有価証券、デリバティブなどが時価で評価され、2002年3月期からは「その他有価証券」も時価で評価されています。

生命保険会社では、商品の長期性等に由来する負債特性と、それに対応する資産の特性を踏まえ、有価証券をその保有目的に応じて区分し、それぞれ次に掲げる表のように評価します。

金融商品の区分	定義	評価基準	評価差額の取扱い(注1)
売買目的有価証券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券	時価	損益計算書に計上
満期保有目的の債券	満期まで所有する意図を持って保有する社債その他の債券	償却原価(注2)	-
責任準備金対応債券(注3)	金利変動に対する債券と責任準備金の時価変動を概ね一致させることにより、責任準備金の金利変動リスクを回避することを目的として保有する債券	償却原価(注2)	-
子会社・関連会社株式	-	原価	-
その他有価証券	上記に区分される以外の有価証券	時価(但し、時価のあるものに限ります。)	損益計算書に計上せず、貸借対照表の純資産の部に直接計上(注4)

(注1) 評価差額とは、帳簿価額と時価との差額のことです。

(注2) 償却原価とは、償還金額より安く(高く)取得した場合に、その差額を利益(損失)として償還時に一度に計上せず、所有期間に応じて分割して毎期計上し、毎期の計上額に応じて帳簿価額を加算(減算)した価額です。

(注3) 責任準備金対応債券は、保険会社の特性(契約の長期性等)を考慮し、保険会社だけに認められた区分です。

(注4) 税効果部分については資産又は負債の部に計上します。

日本生命における有価証券の保有目的に応じた区分の状況は、後記(口)「日本生命2018年度決算」「2018年度決算について」、「2018年度決算補足資料」3.会社計(2)売買目的有価証券の評価損益(会社計)及び(3)有価証券の時価情報(会社計)(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)に記載のとおりです。なお、日本生命のその他有価証券の含み益は、2018年3月期末においては、6兆7,471億円となり、税効果相当分を除いた4兆8,821億円を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。2019年3月

期末においては、株価の上昇等により6兆7,529億円となり、税効果相当分を除いた4兆8,826億円を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。

今後、株価の下落や円高の進行、外国金利の上昇等によって、含み損益の悪化や評価損の計上等、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(c) 退職給付会計

退職給付債務は、将来支払う見通しの退職給付(一時金及び年金)を一定の割引率等により現在価値に割り引いて算出します。積み立てた年金資産を時価で評価し、退職給付債務よりも年金資産が少なければ、その差額が積立不足となります。日本生命の2019年3月期末における退職給付債務の額は6,318億円で、年金資産は2,500億円、退職給付引当金は3,658億円であります。

今後、割引率等の退職給付債務等の計算基礎が変動する場合や運用環境の悪化等により年金資産が大きく減少した場合等においては、不足額の積立負担が増大し、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(d) 固定資産の減損会計

固定資産の減損会計とは、不動産等の固定資産の資産価値が著しく下落したと考えられる場合に、下落分を減損損失として認識するものです。固定資産の減損会計においては、市場価値が著しく下落しているなど、減損の兆候がある固定資産について、将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し、減損損失の認識の判定を行います。この結果、減損損失を認識すべきと判定された資産については、将来キャッシュ・フローの割引現在価値又は正味売却価額のいずれか高い方まで帳簿価額を減額し、減少額を減損損失として損益計算書に計上します。

なお、日本生命の減損損失の計上額は、2018年3月期で20億円、2019年3月期で21億円となっています。

不動産価格の大幅な下落等が発生した場合、減損損失が増大し、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(e) 税効果会計

日本生命は、将来の税金負担額の軽減効果を有すると合理的に見込まれる額を繰延税金資産として計上し、その他有価証券評価差額金等に係る繰延税金負債と相殺した上で、貸借対照表に表示しています。日本生命は、2019年3月期末には繰延税金負債を4,968億円計上しています。繰延税金資産及び繰延税金負債の金額は、回収又は支払が行われると見込まれる期の税率に基づいて計算されることが税効果会計基準において明記されており、税率変更があった場合、過年度に計上された繰延税金資産及び繰延税金負債についても将来の適用税率により再計算されることとなります。

繰延税金資産の計上は、税金負担額の軽減効果に見合う将来の課税所得の見積もり等の前提に基づいて行われています。今後、会計基準等の変更や、将来の課税所得の見積もり額の変更等により、繰延税金資産の一部又は全部の回収が困難であると日本生命が判断した場合は、繰延税金資産の減額により、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(f) 不良債権の状況

(リスク管理債権・債務者区分による債権)

日本生命のリスク管理債権（貸付金を元本及び利息の返済状況等に基づき（「破綻先債権」「延滞債権」「3ヶ月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」）区分したものは、後記（口）「日本生命2018年度決算」「2018年度決算について」．「2018年度決算の概要」12. リスク管理債権の状況のとおりです。

また、日本生命の債務者区分による債権（貸付金、貸付有価証券、未収利息、仮払金等について、債務者の財政状態、経営成績等に基づき、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」「正常債権」に分類したものは、後記（口）「日本生命2018年度決算」「2018年度決算について」．「2018年度決算の概要」11. 債務者区分による債権の状況のとおりです。

なお、リスク管理債権及び債務者区分による債権のうち「正常債権」以外がいわゆる「不良債権」にあたります。

(資産の自己査定)

日本生命は、金融庁の「保険会社に係る検査マニュアル」に準拠した厳格な査定基準を規定化するとともに、査定実施部門から独立した監査部門による内部監査、社外の監査法人による外部監査を受けるなど、客観性、信用性を確保した上で、自己査定を実施しています。

< 自己査定分類 >

債務者区分	担保・保証等による回収可能性（注）				債務者の状況
	a)	b)	c)	d)	
正常先	非分類				業況が良好でかつ財務内容にも特段の問題がないと認められる貸付先
要注意先	非分類	分類	分類		貸付条件や履行状況に問題がある、又は業況が低調若しくは不安定な債務者等、今後の管理に注意を要する貸付先
うち要管理先					分類
破綻懸念先	非分類	分類	分類		現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる貸付先
実質破綻先	非分類	分類	分類	分類	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている貸付先
破綻先	非分類	分類	分類	分類	破産、清算、会社更生、民事再生等の法的・形式的な経営破綻の事実が発生している貸付先
貸付金の分類額の状況（億円）	74,115	241	30	-	（貸付金より直接減額した 分類額は20億円です）

(2018年度末)

(注) 担保・保証等による回収可能性の区分 a) 優良担保の処分可能見込額と優良保証部分 b) 一般担保の処分可能見込額と一般保証部分 c) 担保評価額と処分可能見込額の差額 d) a) ~ c) 以外の見込みがない部分

< 自己査定の債務者区分と公表不良債権の関係 >

自己査定 of 債務者区分

債務者区分による債権

リスク管理債権

(対象：貸付金のみ)

対象：貸付関連の各科目
 〔 貸付金、貸付有価証券、未収利息、仮払金、
 支払承諾見返、金融機関保証付私募債 〕

正常先	正常債権	貸付条件緩和債権	3ヶ月以上延滞債権
要注意先	要管理債権	延滞債権	
破綻懸念先	危険債権	破綻先債権	
実質破綻先	破産更生債権及び これらに準ずる債権		
破綻先			
316億円 対象債権全体に占める割合 0.29%		316億円 貸付金全体に占める割合 0.43%	

(2018年度末)

(貸倒引当金の引当基準)

自己査定による分類結果(上表<自己査定分類> ~)に対し、以下のような引当基準を定め、これに従った引当を行っています。

[引当基準]

「正常先」については、主に過去の単年度貸倒実績に基づき、一般貸倒引当金を計上

「要注意先」については、主に過去3年間の累積貸倒実績率(ある時点の債権が以後3年以内に毀損した率)などに基づき、一般貸倒引当金を計上

企業貸付については「要管理先」のうち担保・保証等により保全されていない部分とそれ以外に区分して貸倒実績率を算出

「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」については、債権額から担保処分・保証回収見込額を減算した残高のうち必要と認める額について個別貸倒引当金を計上の上、

分類部分については貸付金額から直接減額

なお、今後の景気動向によって新たに多額の不良債権が発生し、既に積み立てている貸倒引当金で対応できない場合には、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

近時の経済金融環境について

経済金融環境の変化は、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。今後、例えば、国内金利の低下、円高や株安が進行した場合には、利息及び配当金等収入の減少や有価証券評価損の増加等から、資産運用に係わる収支が悪化する可能性があります。また、経済金融環境の変化等によって企業活動や家計等の実体経済が悪化した場合には、日本生命の取引先企業の業況悪化に伴う不良債権の増加、あるいは生命保険販売における新契約業績の悪化、解約・失効の増加等に影響する可能性があります。

このように、今後、経済金融環境が悪化した場合は、直接的又は間接的に日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

内部統制システムの整備

日本生命は、業務の適正を確保し、企業価値の向上を図るため、取締役会で「内部統制システムの基本方針」を制定し、これに基づいて、以下の体制をはじめとした「内部統制システム」の整備を行っています。

[主な内部統制システムの体制]

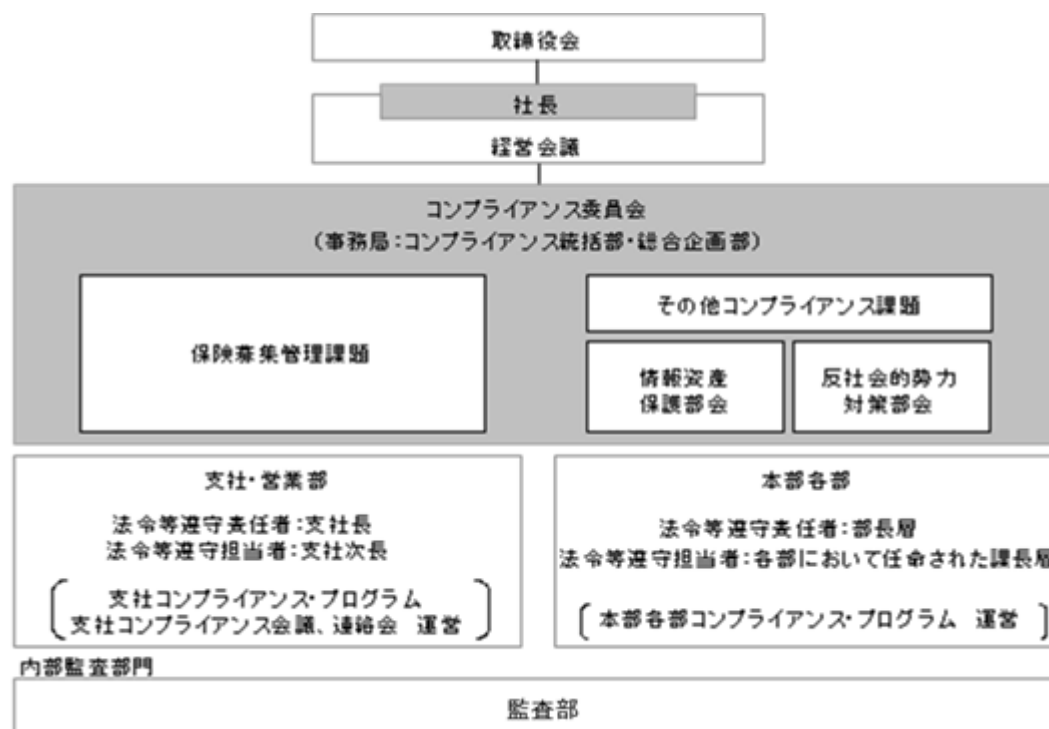
・ 経営管理体制	・ リスク管理体制
・ (内部) 監査体制	・ コンプライアンス体制
・ 執行役員制度による迅速な意思決定・業務執行体制	・ 反社会的勢力による被害防止体制
・ 財務報告にかかる内部統制	・ 利益相反管理体制
・ 情報管理体制	・ グループ会社管理体制

コンプライアンス(法令等遵守)の推進

日本生命は、全役員・職員がコンプライアンスの担い手であり、コンプライアンスが業務遂行の前提であるという基本理念のもと、コンプライアンスの推進に向けて取り組んでいます。

コンプライアンス体制

[コンプライアンス体制図]



日本生命は、経営会議の諮問機関であるコンプライアンス委員会において、コンプライアンス課題に関する対応策の審議、取組状況のモニタリング等を通じ、保険募集管理を含むコンプライアンス体制の全般的統制・管理を行っています。

加えて、諮問機関として情報資産保護部会や反社会的勢力対策部会を設置し、お客様情報を中心とする情報資産保護制度の確立・推進や、暴力団をはじめとする反社会的勢力との関係遮断に向けた対策の協議・社内啓発の推進等、各課題ごとの具体的な対応策を検討、実施しています。

また、全社的なコンプライアンスを統括する部署として、「コンプライアンス統括部」を設置しています。「コンプライアンス統括部」では、不祥事件やその疑わしい行為が、支社や本部各部から一元的に報告される体制をとる等、コンプライアンスに関する情報の全社的

な把握に努めるとともに、「コンプライアンス担当部長(コンプライアンス・オフィサー)」を配置し、支社や本部各部の取組へのフォロー等を行っています。

コンプライアンス・プログラムの策定・実施

日本生命では、「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」に基づき、毎年、取締役会において「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。

また、支社や本部各部では、全社の計画を踏まえ、それぞれの固有・業務課題に応じ、支社・各部ごとにコンプライアンスの取組計画を策定し、日常業務の中で実践しています。その取組計画の策定・実施状況を、「コンプライアンス統括部」にて定期的に確認・フォローを行うとともに、新たな課題を取組計画に反映させる運営としています。

コンプライアンスの理念の教育・徹底

日本生命は、全役員・職員が業務を行うにあたり守るべき原則・規準を定めた「行動規範」を策定しています。「行動規範」は「職員必携」という小冊子の中に綴り込まれており、「お客様のためになっているか」「法律的に見て、また社会通念から見て正しいかどうか」「人権を侵害していないか」等、自らの業務遂行上、判断に迷う場合にいつでも参照できるようにしています。

また、「行動規範」の内容及び各部門の業務については、法令等の観点から解説した「法令遵守マニュアル」等を作成し、全役員・職員に徹底しています。また、全役員・職員に対して、業界共通の継続教育カリキュラムの内容を反映した「マナー・コンプライアンステキスト」等の各種教材を提供し、適正な保険募集やアフターサービス等の教育を実施しています。

さらに、お客様へのサービスを担う営業職員には、社内衛星放送の法令等遵守教育番組による研修を定例的に実施しているほか、内勤職員に対しては、各部の固有・業務課題に応じた研修等を実施し、業務内容に応じたコンプライアンス関連知識を研鑽しています。

しかし、これらの取組にもかかわらず、法令違反による処分や重大な訴訟の発生、個人情報漏洩等、コンプライアンス上の問題が生じた場合には、損害賠償の支払等の直接的な支出が発生する可能性があるほか、日本生命の信用力が低下し、業績に悪影響を与える可能性があります。

リスク管理

リスク管理体制

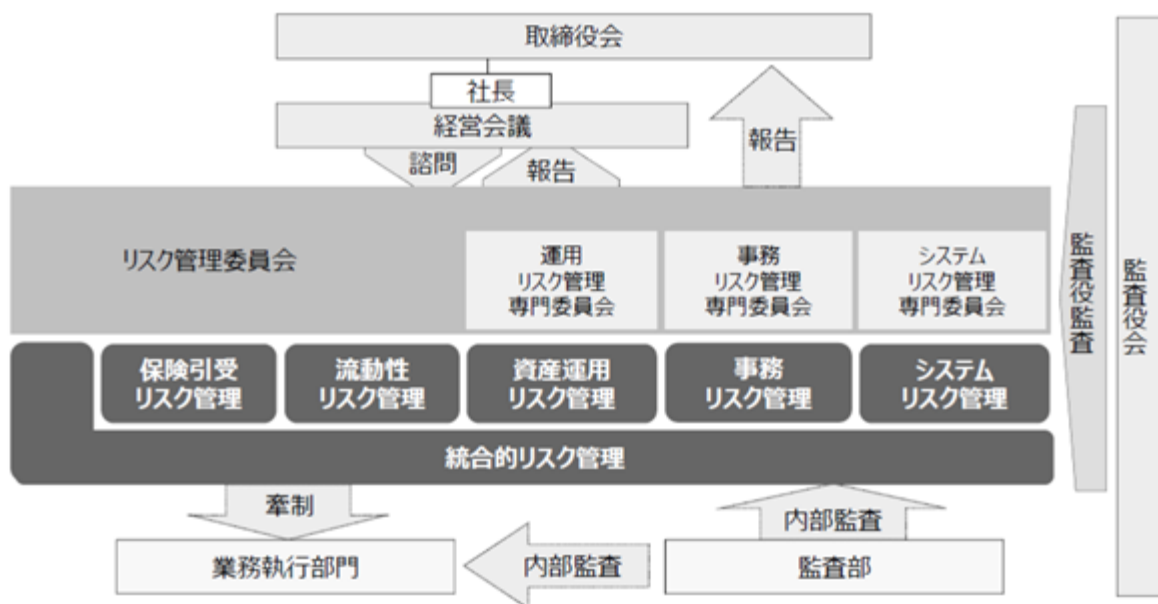
株価・金利等の経済状況の変動、医療技術の進歩、大規模災害の発生、サイバー攻撃の蓋然性の高まり等、生命保険会社を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした様々な要因から生じるリスクについては、的確に把握し、適切に管理していくことが非常に重要であり、フォワードルッキングなリスク管理を推進しています。

このような認識のもと、日本生命では、グループ会社も含め、リスク管理態勢の整備とその適切な運営に努めるとともに、その高度化に取り組んでいます。

リスク管理にあたっては、「内部統制システムの基本方針」に定められたリスク管理体制にしたがい、経営会議の諮問機関であるリスク管理委員会において、各種リスクの特性に応じた適切なリスク管理を行うとともに、各種リスクが全体として経営に及ぼす影響について、統合的な管理を行っています。これらのリスク管理の状況は経営会議、取締役会へ報告する体制を整備しています。

また、収益部門と分離されたリスク管理部門を定めることで相互牽制体制を構築するとともに、内部監査部門がリスク管理の実効性について検証・チェックを行うなど、二次牽制機能の確保も図っています。

[リスク管理体制]



保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や、保険事故の発生率、運用実績、事業費支出等が、保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクです。

お客様からお引受けしたご契約に対して、長期にわたり責任を果たしていくため、安定的な保険金等のお支払いが可能となる保険料の設定や、保険のお引受け時の診査・査定を適切に実施することにより、保障責任を全うするためのリスクコントロールを図っています。

流動性リスク

流動性リスクは、資金繰りリスクと市場流動性リスクに分けられます。

資金繰りリスクとは、大規模災害等による予定外の資金流出により資金繰りが悪化し、資金確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。資金繰りリスクに対しては、資産運用計画や日々の資金繰りにおいて、流動性の高い資産を一定の水準以上確保することにより対応しています。

市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなくなることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことをいいます。市場流動性リスクに対しては、市場環境に応じて資産ごとに適切な取引限度額を設定する等の対策を実施しています。

市場リスク

市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制する観点から、必要に応じて資産ごと等に運用限度枠を設定の上、モニタリングを実施し、リスク分散に留意したポートフォリオの構築に努めています。

また、市場リスクをコントロールするため、市場の環境変化によってどの程度まで損失を被る可能性があるかを、リスク量として統計的に算出し、このリスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しています。

信用リスク

信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少・消失し損失を被るリスクです。信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した「財務審査部」による個別取引の厳格な審査、信用リスクが特定の企業グループや国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めています。

また、信用リスク量の計測として、信用供与先の財務状況の悪化等によってどの程度まで損失を被る可能性があるかを、リスク量として統計的に算出し、このリスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しています。

不動産投資リスク

不動産投資リスクとは、賃貸料等の変動等により不動産収益が減少する、又は市況の悪化等により不動産価格が下落し、損失を被るリスクです。不動産投資リスクの管理にあたっては、個々の不動産投資案件について、投融資執行部門から独立した「財務審査部」による、厳格な審査を実施しています。また、投資利回りや価格に関する警戒域を設定し、モニタリングを実施しています。

事務リスク

事務リスクとは、役員・職員及び保険募集人が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことによりお客様や社外の方へ影響を与える、又は会社が損失を被るリスクです。

事務リスクの管理にあたっては、発生事象の収集・分析を通じた全社的な事務リスクの把握と、再発防止策の策定及びその効果性の検証に取り組むとともに、事務知識の教育・事務規程の整備等の事務改善にも取り組んでいます。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンや誤作動、不備、不正使用等により損失を被るリスクです。

システムリスクの管理にあたっては、コンピュータシステムの企画・開発・運用・利用における安全対策基準の策定や遵守状況の確認、適切な利用に向けた指導等を定期的
に実施しています。

具体的には、コンピュータシステムのダウンへの対応として、全社的なコンティン
ジェンシープラン(緊急時対応計画)の整備を行っており、また、バックアップセン
ターの設置により、広域災害の発生リスクにも備えています。

次に、コンピュータシステムの誤作動、不備、不正使用等への対応として、重層的な
セキュリティ対策を実施するとともに、サイバー攻撃等への対応態勢を整備し、防御・
検知対策や全役員・職員への情報セキュリティ教育・訓練の徹底、社外専門機関との連
携、グループ各社のセキュリティ対策推進等、継続的な強化に取り組んでいます。

また、日本生命は、運用環境が大幅に悪化するシナリオや、大規模災害等により保険金・
給付金のお支払が増加するシナリオを想定したストレステストを実施し、健全性に与える影
響を分析しています。ストレステストの結果はリスク管理委員会等に報告し、財務基盤の強
化等の検討に役立てています。

統合的リスク管理

日本生命は、様々なリスクが全体として会社に及ぼす影響を統合的に管理する観点から、
統合的リスク管理を実施しています。各種リスクを部門横断的に一元管理するとともに、統
計的なリスク計測等を通じて、各種リスクを統合し、会社全体のリスクの状況を総合的に管
理しています。

しかし、日本生命におけるこれらのリスク管理にもかかわらず、保険料率の設定ミスによ
る損失の発生や、解約の急激な増加による資金繰りの悪化、リスク許容度を越えたリスク性
資産への投資による資産運用損の発生、大規模なコンピュータシステムのダウンなどのリス
クが顕在化した場合には、日本生命の業績に悪影響を与える可能性があります。

保険財務力格付及び保険金支払能力格付

本届出書提出日現在において、日本生命は、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式
会社、ムーディーズ・ジャパン株式会社、JCR及びR&Iに依頼し、保険財務力格付等の格付を取
得しています。この他、日本生命の依頼に基づかない、いわゆる勝手格付も存在します。

今後、日本生命の支払余力、収益力、資産の質などの悪化により格付が引き下げられた場
合、新契約の減少や解約の増加等により、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があり
ます。

なお、これらの保険財務力格付等は、本社債に関する利息の利払期日における支払と元本の
償還日における全額償還の安全性についての格付とは異なるものであることにご留意下さい。

(口) 日本生命2018年度決算

日本生命の2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)決算は以下のとおりであります。なお、以下に掲げられた「2018年度決算について」(「2018年度決算補足資料」を含みます。)の全部又は一部については、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けていません。

2018年度決算について

日本生命保険相互会社(社長:清水博)の2018年度(2018年4月1日～2019年3月31日)の決算をお知らせいたします。

<目次>

I. 2018年度決算の概要	
1. 主要業績	・・・1
2. 2018年度の一般勘定資産の運用状況	・・・3
3. 資産運用の実績(一般勘定)	・・・6
(1) 資産の構成	
(2) 資産の増減	
(3) 資産運用収益	
(4) 資産運用費用	
(5) 資産運用に係わる諸効率	
(6) 売買目的有価証券の評価損益	
(7) 有価証券の時価情報	
(8) 金銭の信託の時価情報	
4. 2018年度決算に基づく社員配当金について	・・・11
5. 2018年度末保障機能別保有契約高	・・・19
6. 貸借対照表	・・・20
7. 損益計算書	・・・32
8. 基金等変動計算書	・・・34
9. 経常利益等の明細(基礎利益)	・・・36
10. 剰余金処分	・・・37
11. 債務者区分による債権の状況	・・・38
12. リスク管理債権の状況	・・・38
13. 貸倒引当金の明細	・・・39
14. ソルベンシー・マージン比率	・・・40
15. 2018年度特別勘定の状況	・・・41
16. 保険会社及びその子会社等の状況	・・・43
II. 2018年度決算補足資料	

2019年5月24日

日本生命保険相互会社

I. 2018 年度決算の概要

1. 主要業績

(1) 年換算保険料

・保有契約

(単位:億円、%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	前年度末比		前年度末比	
個人保険	28,881	103.0	27,383	101.8
個人年金保険	8,786	103.7	10,098	103.1
合計	38,667	103.9	37,479	102.3
うち医療保険・生計給付保障等	8,279	100.9	8,383	101.7

・新契約

(単位:億円、%)

区分	2017年度		2018年度	
	前年度比		前年度比	
個人保険	2,623	111.7	2,480	93.8
個人年金保険	508	53.7	651	108.9
合計	3,131	93.0	3,132	96.6
うち医療保険・生計給付保障等	420	90.8	470	112.1

(注) 1. 「年換算保険料」とは、1年あたりの保険料について保険料の支払方法に合わせた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
 2. 「医療保険・生計給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生計給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障がいのみを事由とするもの)を除く、特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。
 3. 新契約年換算保険料は、新契約に転換による純増加を加えた数値です。

(2) 保有契約高及び新契約高

・保有契約高

(単位:千件、億円、%)

区分	2017年度末				2018年度末			
	件数		金額		件数		金額	
	前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比	
個人保険	28,194	104.8	1,381,477	96.4	27,907	108.5	1,353,328	98.0
個人年金保険	3,886	102.1	226,809	101.5	3,964	102.0	239,372	101.5
団体保険	—	—	865,119	101.3	—	—	871,022	101.7
団体年金保険	—	—	128,541	101.8	—	—	131,770	102.5

(注) 1. 個人年金保険の金額については、年金支払開始前契約の年金支払開始時ににおける年金原簿と年金支払開始(団体契約)の責任準備金を合計したものです。
 2. 団体年金保険の金額については、責任準備金の金額です。

・新契約高

(単位:千件、億円、%)

区分	2017年度						2018年度					
	件数		金額				件数		金額			
	前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加	前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		
個人保険	3,322	84.8	52,143	61.2	58,130	△5,987	4,879	140.8	69,212	132.7	69,398	△186
個人年金保険	222	52.3	13,685	54.1	13,579	100	229	103.5	15,081	110.2	14,963	88
団体保険	—	—	3,043	53.8	3,043	—	—	—	5,808	180.9	5,808	—
団体年金保険	—	—	3	9.9	3	—	—	—	5	162.9	5	—

(注) 1. 新契約は保険追加制度を利用して加入された契約を含み、転換契約は保障見直し制度と一部保障見直し制度を利用して加入された契約となります。
 2. 件数は、新契約に転換(既契約)を加えた数値です。
 3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時ににおける年金原簿です。
 4. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

(3)主要収支項目

(単位:億円,%)

区分	2017年度		2018年度	
		前年度比		前年度比
保険料等収入	44,884	96.6	47,751	106.4
資産運用収益	16,526	99.4	16,495	99.8
保険金等支払金	36,631	103.8	36,545	99.8
資産運用費用	3,242	83.6	3,451	106.5
経常利益	4,104	89.5	3,835	93.4

(4)剰余金処分

(単位:億円,%)

区分	2017年度		2018年度	
		前年度比		前年度比
当期末処分剰余金	2,482	101.2	2,560	103.2
社員配当準備金繰入額	2,183	118.6	2,118	97.0
差引純剰余金	695	87.1	699	100.6

(5)総資産

(単位:億円,%)

区分	2017年度末		2018年度末	
		前年度末比		前年度末比
総資産	664,726	102.6	680,847	102.4

2. 2018年度の一般勘定資産の運用状況

(1) 運用環境

2018年度の日本経済は、輸出・生産面に海外経済の減速の影響がみられるものの、堅調な企業収益を背景に設備投資が増加する等、緩やかな回復基調が続きました。

- 日経平均株価は、21,454円で始まった後、世界経済の拡大基調が継続し企業業績の改善期待が高まる中、堅調に推移し10月初めには24,270円に達しました。その後、米中貿易摩擦等による世界経済減速懸念の高まりを受け、年末にかけて一時19,000円台まで下落しましたが、欧米の中央銀行が景気配慮型の金融政策スタンスへ移行したこと等を背景に、3月末は21,205円まで回復しました。
- 10年国債利回りは、0.04%で始まった後、7月末の日銀の金融政策修正により長期金利の変動幅の拡大が許容されたことからやや上昇する展開となりました。年度末にかけては、欧米の中央銀行が景気配慮型の金融政策スタンスへ移行し、海外金利が低下基調となる中、3月末時点では△0.10%まで低下しました。
- 円/ドルレートは、106円台で始まった後、米国での利上げが継続する中、114円台まで円安方向で推移しましたが、1月上旬には世界経済の減速懸念の高まりを背景に一時107円台まで円高が進行しました。その後株価の持ち直し等を背景にやや円安方向で推移し、3月末には110円99銭となりました。
円/ユーロレートは、130円台で始まった後、欧州政治リスクの高まり等でユーロ安に振れる場面もありましたが、10月には132円台まで円安が進行しました。その後、欧州中央銀行が景気配慮型の金融政策スタンスを強める中、円高方向で推移し、3月末には124円56銭となりました。

(2) 運用の概況

2018年度末の一般勘定資産残高は、2017年度末から1兆6,481億円増加し、66兆8,267億円(前年度末比+2.5%増)となりました。

運用にあたっては、円建の安定した収益が期待できる公社債等を中核に据えました。また、中長期的な収益向上の観点から、経営の安定性に配慮しながら許容できるリスクの範囲内で、株式、外国証券等に投資しました。

- ・ 公社債は、円金利資産内の優位性を勘案しつつ、金利上昇の機会を捉え残高を積み増しました。
- ・ 貸付金は、与信リスクを的確に見極め、安全性・安定性の高い優良案件への貸出に努めました。
- ・ 国内株式は、中長期的な観点から企業の収益性や配当等の状況に着目しつつ銘柄入替を実施し、ポートフォリオの収益力向上に努めました。
- ・ 外国証券は、外貨建公社債について、為替動向をふまえて投資を行いました。また、為替ヘッジ付きの公社債について、円金利資産内の優位性を勘案した投資を行いました。

(3) 運用収支の状況

資産運用収益は、利息及び配当金等収入が増加したこと等から、1兆6,326億円と前年同期より増加しました。(2017年度1兆6,030億円)

資産運用費用は、外国証券を中心に有価証券売却損が増加したこと等から、3,451億円と前年同期より増加しました。(2017年度3,242億円)

その結果、資産運用収支は、前年同期比87億円増加し、1兆2,875億円となりました。

（4）資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクであり、市場リスク・信用リスク・不動産投資リスクに分類されます。生命保険は長期にわたる契約であるため、資産運用においても負債特性をふまえた長期的な観点からのリスク管理が必要です。このため、中長期的な運用成果を重視したリスク・リターン分析等を通じて、効率的なポートフォリオ管理に努めています。

当社では、「リスク管理統括部」の中に資産運用リスクを統合管理する「運用リスク管理室」を設け、リスク管理体制の整備・高度化を通じ、収益の安定化を図りつつ、損失を許容される範囲内に収めるよう努めています。

a. 市場リスク管理

市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制する観点から、必要に応じて資産ごと及び運用目的ごとに運用限度枠を設定の上、モニタリングを実施し、リスク分散に留意したポートフォリオの構築に努めています。また、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、市場バリュー・アット・リスクを合理的に算出し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っています。

b. 信用リスク管理

信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した「財務審査部」による個別取引の厳格な審査、信用リスクに見合った取引条件の設定、信用リスクが特定の企業グループや国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めています。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算出し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しています。

c. 不動産投資リスク管理

不動産投資リスクとは、賃貸料等の変動等により不動産収益が減少する、または市況の悪化等により不動産価格が下落し、損失を被るリスクです。不動産投資リスクの管理にあたっては、個々の不動産投資案件について、投融資執行部門から独立した「財務審査部」による、厳格な審査を実施しています。また、投資利回りや価格に関する警戒域を設定することにより、採算性の落ちた不動産について重点的な管理を実施しています。

（5）ALM

生命保険会社が長期に安定した経営を行うためには、将来の保険金をお支払いするための負債（責任準備金）と運用資産の状況を把握し運用期間等を調整する、ALMの考え方に基づくことが重要です。当社では、保険商品ごとの、負債キャッシュ・フロー、予定利率を下回るリスク、リスク許容度等を分析・検討し、「経営会議」や「リスク管理委員会」で中長期的な運用方針を決定しております。

(6) 自己査定及び引当状況

資産の自己査定とは、保有する個々の資産を、債務者の経営状況と担保等による回収可能性を考慮した4つのランク(非分類・Ⅱ分類・Ⅲ分類・Ⅳ分類)に区分するものです。

当社では、自己査定の客観性を確保するため、

- ・金融庁の「保険会社に係る検査マニュアル」に準拠した厳格な査定基準
- ・査定実施部門から独立した監査部門による内部監査
- ・社外の監査法人による外部監査

等、信頼性の高い仕組みを確立しております。

2018年度は、健全性維持の観点から前年度同様、以下の引当基準により適切な引当を実施しています。

日本生命引当基準

- ・「正常先」については、主に過去の単年度貸倒実績に基づき、一般貸倒引当金を計上
- ・「要注意先」については、主に過去の3年累積貸倒実績率(ある時点の債権が以後3年内に毀損した率)等に基づき、一般貸倒引当金を計上
なお、企業貸付については「要管理先」のうち担保・保証等により保全されていない部分とそれ以外に区分して貸倒実績率を算出
- ・「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」については、債権額から担保処分・保証回収見込み額を減算した残高について必要額を個別貸倒引当金として計上し、Ⅳ分類部分については貸付金額から直接減額

3. 資産運用の実績(一般勘定)

(1) 資産の構成

(単位:億円,%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	10,634	1.6	10,793	1.6
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	2,782	0.4	2,440	0.4
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	104	0.0	131	0.0
有価証券	537,443	82.5	555,143	83.1
公社債	223,813	34.3	235,275	35.2
株式	93,588	14.4	89,554	13.4
外国証券	193,710	29.7	198,595	29.7
公社債	144,335	22.1	138,710	20.8
株式等	49,375	7.6	59,884	9.0
その他の証券	26,330	4.0	31,717	4.7
貸付金	74,683	11.5	74,387	11.1
保険約款貸付	6,190	0.9	5,827	0.9
一般貸付	68,492	10.5	68,559	10.3
不動産	16,073	2.5	16,496	2.5
うち投資用不動産	10,105	1.6	10,484	1.6
繰延税金資産	—	—	—	—
その他	10,087	1.5	8,919	1.3
貸倒引当金	△24	△0.0	△44	△0.0
一般勘定資産計	651,785	100.0	668,267	100.0
うち外貨建資産	180,158	27.6	187,195	28.0

(注) 1. 上記資産には、現金担保付債券貸借取引に伴う受入担保金を含んでいます。なお、受け入れた担保金は「債券貸借取引受入担保金」として負債にも計上しています。(2017年度末:3,307億円、2018年度末:326億円)

2. 「不動産」については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

(2) 資産の増減

(単位:億円)

区分	2017年度	2018年度
	金額	金額
現預金・コールローン	△144	159
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	△480	△341
商品有価証券	—	—
金銭の信託	70	27
有価証券	18,727	17,700
公社債	△788	11,462
株式	6,636	△4,033
外国証券	5,159	4,884
公社債	540	△5,624
株式等	4,619	10,509
その他の証券	7,720	5,386
貸付金	△2,811	△295
保険約款貸付	△356	△362
一般貸付	△2,455	66
不動産	△119	422
うち投資用不動産	△118	379
繰延税金資産	—	—
その他	1,556	△1,168
貸倒引当金	4	△20
一般勘定資産計	16,803	16,481
うち外貨建資産	9,796	7,037

(注) 1. 現金担保付債券貸借取引による受入担保金の増減額は次のとおりです。(2017年度:△3,453億円、2018年度:△2,901億円)

2. 「不動産」については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

(3)資産運用収益

(単位:億円)

区分	2017年度	2018年度
利息及び配当金等収入	14,073	14,276
預貯金利息	4	48
有価証券利息・配当金	11,839	11,985
貸付金利息	1,300	1,245
不動産賃貸料	802	829
その他利息配当金	126	166
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	1,796	1,949
国債等債券売却益	124	299
株式等売却益	1,309	1,186
外国証券売却益	362	463
その他	—	—
有価証券償還益	149	61
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	21
貸倒引当金戻入額	4	—
投資損失引当金戻入額	—	—
その他運用収益	5	17
合計	16,030	16,326

(4)資産運用費用

(単位:億円)

区分	2017年度	2018年度
支払利息	219	308
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	32	25
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	1,028	1,387
国債等債券売却損	5	18
株式等売却損	77	100
外国証券売却損	945	1,269
その他	—	0
有価証券評価損	112	213
国債等債券評価損	—	—
株式等評価損	2	109
外国証券評価損	108	103
その他	1	0
有価証券償還損	233	80
金融派生商品費用	1,058	931
為替差損	95	—
貸倒引当金繰入額	—	40
投資損失引当金繰入額	29	14
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	148	163
その他運用費用	283	284
合計	3,242	3,451

(5)資産運用に係わる諸効率

①資産別運用利回り

(単位:%)

区分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	0.04	0.16
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	1.88	1.83
商品有価証券	—	—
金銭の信託	△32.68	△13.74
有価証券	2.42	2.33
うち 公社債	1.81	1.85
うち 株式	7.02	6.57
うち 外国証券	2.12	1.94
公社債	1.51	1.37
株式等	4.12	3.55
貸付金	1.67	1.53
うち 一般貸付	1.39	1.26
不動産	2.70	2.70
うち 投資用不動産	4.29	4.29
一般勘定計	2.20	2.14
うち 海外投融資	2.07	1.88

(注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益-資産運用費用として算出した利回りです。
2. 海外投融資とは外貨建資産と円建資産の合計です。

②日々平均残高

(単位:億円)

区分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	4,459	9,880
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	2,906	2,529
商品有価証券	—	—
金銭の信託	100	186
有価証券	464,381	481,479
うち 公社債	221,770	228,073
うち 株式	44,452	47,222
うち 外国証券	177,990	179,711
公社債	136,906	132,345
株式等	41,083	47,366
貸付金	76,522	74,675
うち 一般貸付	70,177	68,671
不動産	16,156	16,244
うち 投資用不動産	10,175	10,228
一般勘定計	580,870	602,886
うち 海外投融資	185,518	192,409

(6)売買目的有価証券の評価損益

(単位:億円)

区分	2017年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	91	△32	110	△15

(注) 1. 売買目的有価証券に含まれる金銭の信託の貸借対照表計上額及び当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。
2. 売買目的有価証券に含まれる金銭の信託内で保有している現預金及びコールローンは含んでいません。

(7) 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位: 億円)

区分	2017年度末					2018年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
			差益	差損	差益			差損		
責任準備金対応債券	195,283	232,298	37,013	37,072	△59	206,983	247,738	40,774	40,777	△2
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子会社・関連会社株式	840	1,895	1,055	1,055	-	840	1,388	728	728	-
その他有価証券	284,487	331,872	87,404	71,208	△3,893	289,818	337,085	87,489	70,388	△2,898
公社債	28,458	31,408	1,947	2,004	△58	28,853	31,307	2,353	2,384	△10
株式	41,880	89,854	47,983	48,881	△887	42,882	84,459	41,777	43,892	△2,084
外国証券	188,001	181,594	15,582	18,438	△2,848	188,482	187,238	20,753	21,533	△780
公社債	134,882	143,863	8,171	11,758	△2,585	123,905	137,743	13,837	14,350	△512
株式等	31,309	37,730	8,421	8,881	△280	42,578	49,492	8,918	7,183	△287
その他の証券	23,881	25,553	1,872	1,973	△100	28,270	30,854	2,584	2,808	△22
買入金銭債権	380	388	△1	0	△2	434	434	0	1	△0
譲渡性預金	3,275	3,275	0	0	△0	2,793	2,792	△0	0	△0
合計	480,381	585,884	105,473	109,428	△3,853	477,218	588,182	108,972	111,874	△2,901
公社債	221,885	260,700	38,835	38,841	△108	232,621	275,812	42,980	43,001	△10
株式	41,880	89,854	47,983	48,881	△887	42,882	84,459	41,777	43,892	△2,084
外国証券	187,115	183,771	18,855	19,511	△2,855	189,103	189,818	21,515	22,297	△782
公社債	135,175	144,354	8,179	11,774	△2,595	124,895	138,787	13,871	14,388	△514
株式等	31,840	39,418	7,478	7,737	△280	43,207	50,851	7,643	7,811	△287
その他の証券	23,880	25,562	1,872	1,973	△100	28,278	30,884	2,585	2,807	△22
買入金銭債権	2,784	2,800	118	118	△2	2,438	2,544	104	108	△1
譲渡性預金	3,275	3,275	0	0	△0	2,793	2,792	△0	0	△0

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱ったことが適当と認められるもの等を含んでいます。

○時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位: 億円)

区分	2017年度末	2018年度末
責任準備金対応債券	-	-
満期保有目的の債券	-	-
非上場外国債券	-	-
その他	-	-
子会社・関連会社株式	8,854	10,251
その他有価証券	8,885	5,388
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	549	532
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	3,170	1,200
非上場外国債券	-	-
その他	2,875	3,885
合計	15,848	15,850

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券のうち、外貨建資産について為替を評価した差損益は次のとおりです。
(2017年度末:75億円、2018年度末:36億円)

(8) 金銭の信託の時価情報

(単位:億円)

区分	2017年度末					2018年度末				
	貸借対照表 計上額	時価	差損益		貸借対照表 計上額	時価	差損益			
			差益	差損			差益	差損		
金銭の信託	104	104	-	-	-	131	131	-	-	-

(注) 1. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。

2. 貸借対照表計上額には、金銭の信託内で保有しているデリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

・運用目的の金銭の信託

(単位:億円)

区分	2017年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益
運用目的の金銭の信託	104	△32	131	△15

(注) 貸借対照表計上額及び当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

・責任準備金対応、満期保有目的、その他の金銭の信託

2017年度末、2018年度末に該当の残高はありません。

4. 2018年度決算に基づく社員配当金について

2018年度決算に基づく社員配当率の概要は、以下のとおりです。

- ・個人保険、個人年金保険については、2012年4月2日以後契約について、災害疾病配当金を一部引き上げます。
- ・団体年金保険については、団体年金配当ルールに基づき、配当基準利回りを設定します。
- ・団体保険等については、配当率を据え置きとします。

(1) 2018年度決算に基づく配当率については、以下のとおりです。

【個人保険、個人年金保険】

2012年4月2日以後契約

《通常配当金》

保険契約ごとに次に掲げる①、②、③及び④の合計額に⑤を乗じた額

① <費差益配当金> [据え置き]

保険金*に費差益配当率を乗じた額

* 会社所定の換算による保険金（以下、本文において同じ。）

(例示)

[終身保険 保険金 100万円につき 0円]

② <危険差益配当金> [据え置き]

危険保険金に被保険者の年齢・性別、保険種類及び予定死亡表の区別等に応じた危険差益配当率を乗じた額

(例示)

[2018年4月1日以後の終身保険 男性 40歳 危険保険金 100万円につき 25円]

③ <災害疾病配当金> [一部引き上げ]

入院給付日額等に災害疾病配当率を乗じた額

(例示)

[総合医療保険 基本型 男性 40歳 入院給付日額 1,000円につき 30円]

④ <利差益配当金> [据え置き]

責任準備金に予定利率等に応じた利差益配当率を乗じた額

(例示)

予定利率 0.40% の契約	1.45%
予定利率 0.85% の契約	1.00%
予定利率 1.15% の契約	0.70%
予定利率 1.35% の契約	0.50%
予定利率 1.65% の契約	0.10%
一時払養老保険・一時払終身保険・一時払年金保険	0%

⑤ <経過別係数>

[据え置き]

経過年数等に応じた係数を設定

(例示)

保険種類	保険期間	経過別係数
養老保険 年金保険	10年以下	50%(経過1年)から110%(経過5年以上)
	10年超 20年以下	50%(経過1年)から115%(経過15年以上)
	20年超	50%(経過1年)から120%(経過30年以上)
定期保険 終身保険	10年以下	55%(経過1年)から115%(経過5年以上)
	10年超 20年以下	55%(経過1年)から120%(経過15年以上)
	20年超(終身含む)	55%(経過1年)から125%(経過30年以上)

(注) 年金支払開始後契約及び継続サポート年金支払期間中の契約については、100%とします。
保障見直し制度または一部保障見直し制度の利用により締結される契約については、経過年数に
所要の調整を行います。

1999年4月2日以後2012年4月1日以前契約(EXシリーズ契約)

《配当金の支払水準》

<5年ごと配当金>

[据え置き]

契約日から5年ごとの応当日が到来する契約等に対し、保険契約ごとに、
累計ポイント数に、1ポイントにつき15円を乗じた額

<消滅時配当金>

[据え置き]

保険期間の満了する契約または死亡・解約により消滅する契約等に対し、保険契約ごとに、
累計ポイント数に、1ポイントにつき5円を乗じた額

<保障見直し特別配当金>

[据え置き]

保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険契約ごとに、
累計ポイント数に、1ポイントにつき5円を乗じた額

《ポイント水準》

<通常ポイント>

[据え置き]

利差益配当率・配当調整率に準じてポイント率を設定

(例示)

[2001年4月2日以後の終身保険 月払 責任準備金100万円につき 34ポイント]

<健康ポイント>

◇定期健康ポイント

【据え置き】

保険料払込免除事由が発生していない場合、被保険者の年齢・性別、保険種類及び
予定死亡表の区別等に応じたポイント率を設定

(例示)

〔 2007年4月2日以後2010年3月31日以前の終身保険 男性 40歳 〕
〔 危険保険金100万円につき 1.4ポイント 〕

◇災害疾病健康ポイント

【据え置き】

特約種類等に応じたポイント率を設定

(例示)

〔 総合医療特約 保険料(年額)*1万円につき 0ポイント 〕

* 会社所定の換算による保険料(年額)(以下、本文において同じ。)

1999年4月1日以前契約(毎年配当契約)

<<通常配当金>>

保険契約ごとに次に掲げる①、②、③及び④の合計額から⑤の額を控除した額
(マイナスとなる場合はゼロとします。)

① <費差益配当金>

【据え置き】

保険金に保険種類等に応じた費差基本配当率を乗じた額

(例示)

〔 1996年4月2日以後の終身保険 保険金100万円につき 350円 〕

さらに、保険料払込中契約について、保険金額が2,000万円を超える部分に対し、
保険金額等に応じた費差上乗せ配当率を乗じた額を上乗せします。

(例示)

〔 保険金額5,000万円(うち終身保険金500万円)の定期付終身保険 〕
〔 保険金100万円につき 535円 〕

② <危険差益配当金>

【据え置き】

危険保険金に被保険者の年齢・性別、保険種類及び予定死亡表の区別等に応じた
危険差益配当率を乗じた額

(例示)

〔 1996年4月2日以後の終身保険 男性 40歳 〕
〔 危険保険金100万円につき 0円 〕

③ <災害疾病特約配当金> [据え置き]

災害特約、疾病特約等が付加されている場合には、その特約の種類に応じた額

(例示)

1990年4月2日以後の災害割増特約	災害保険金	100万円につき	50円
1987年4月2日以後の新入院医療特約	本人型40歳	入院給付日額	1,000円につき
			500円

④ <利差益配当金> [据え置き]

責任準備金に予定利率等に応じた利差益配当率を乗じた額

(例示)

1996年4月2日以後の終身保険	月払	0.00%
------------------	----	-------

⑤ <配当調整額> [据え置き]

責任準備金に予定利率等に応じた配当調整率を乗じた額

(例示)

1996年4月2日以後の終身保険	月払	1.20%
------------------	----	-------

<<健康配当金>>

<定期健康配当金>

定期保険特約等について、保険期間の満了する契約に対し、保険料(年額)に契約年度等に応じた定期健康配当率を乗じた額

[据え置き]

<災害疾病健康配当金>

災害入院特約、入院医療特約等について、特約の保険期間の満了する契約または保障見直し制度の利用により消滅する契約等に対し、保険料(年額)に特約付加年度等に応じた災害疾病健康配当率を乗じた額

[据え置き]

<<消滅時配当金>>

保険期間の満了する契約または死亡・解約により消滅する契約等に対し、終身・養老部分の責任準備金に予定利率及び契約年度等に応じた消滅時配当率を乗じた額

[据え置き]

<<保障見直し特別配当金>>

保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険金に保険種類及び契約年度に応じた保障見直し特別配当率を乗じた額

[据え置き]

1999年4月1日以前契約(NEO契約)

≪5年ごと利差配当金≫

5年ごとに利差配当金を通算した額(マイナスとなる場合はゼロとします。)

・各決算年度の利差配当金は、毎年配当契約の利差益配当率・配当調整率に準じて設定

≪5年ごと危険差配当金≫

5年ごとに危険差(死差)配当金を通算した額(5年ごと利差配当金をマイナスのためゼロとした契約については、そのマイナスの額を合計した額とし、合計後の額がマイナスとなる場合はゼロとします。)

・各決算年度の危険差(死差)配当金は、危険保険金に被保険者の年齢・性別及び保険種類等に応じた危険差益(死差益)配当率を乗じた額

(例示)

[終身保険 男性 40歳 [2018年度決算に基づく部分]]
	危険保険金 100万円につき 0円	

≪定期健康配当金・消滅時配当金≫

毎年配当契約に準じて設定

[据え置き]

≪保障見直し特別配当金≫

毎年配当契約に準じて設定

[据え置き]

【団体年金保険】

責任準備金に配当率を乗じた額

(例示)

[・ 予定利率 0.75% の契約	…	0.25%	[前年度 0.30%]]
	・ 予定利率 1.25% (払戻等控除有り) の契約	…	0.25%	[前年度 0.28%]	
	・ 予定利率 1.25% (払戻等控除無し) の契約	…	0.25%	[前年度 0.12%]	

【団体保険等】

配当率を据え置きとします。

(2) 2018年度決算に基づく社員配当金を例示しますと以下のとおりです。

【2012年4月2日以後契約】

(例1) 定期保険+終身保険

〔60歳払込満了、年払、男性、
死亡保険金2,000万円うち終身保険金100万円〕

2017年度契約<経過2年>

(単位:円)

加入年齢*1	保険料*2	配当金*3
30歳	98,294 (149,385)	2,550 (+ 432)
40歳	142,634 (185,954)	5,144 (+ 1,285)
50歳	267,701 (-)	14,555 (+ 3,543)

*1 定期保険の保険期間は、30歳加入契約は15年、40歳・50歳加入契約は10年とします。

*2 「保険料」欄の()内は、定期保険更新後の保険料を示します。

*3 「配当金」欄の()内は、前年度配当金との差額を示します。(以下、2012年4月2日以後契約において同じ。)

(例2) 年金保険

〔60歳払込満了、年払、女性、60歳年金開始、
10年確定、年金年額60万円〕

2017年度契約<経過2年>

(単位:円)

加入年齢	保険料	配当金
30歳	189,354	1,794 (+ 936)

(例3) 長期定期保険

〔100歳払込満了、年払、男性、死亡保険金1億円〕

2017年度契約<経過2年>

(単位:円)

加入年齢	保険料	配当金
40歳	2,458,900	52,900 (+18,600)

(例4) 総合医療保険

〔保険期間20年、年払、男性、日額10,000円、基本型、62日型、入院療養給付金なし型〕

2017年度契約<経過2年>

(単位:円)

加入年齢	保険料	配当金
40歳	46,020	180 (+180)
50歳	73,840	300 (+300)
60歳	123,270	540 (+540)

【EXシリーズ契約】

(例5) 定期付終身保険

〔60歳払込満了、年払、男性、20倍型、
死亡保険金5,000万円うち終身保険金250万円〕

2009年度契約<経過10年>

(単位:ポイント、円)

加入年齢 ^{*1}	保険料 ^{*2}	累計ポイント ^{*3}	5年ごと配当金 ^{*4}
30歳	177,407 (349,262)	934(+ 87)	14,010 (+ 8,595)
40歳	271,419 (442,087)	1,496(+ 147)	22,440 (+ 14,715)
50歳	536,037 (-)	2,861(+ 289)	55,075 (+ 41,290)

*1 定期保険特約の保険期間は、30歳加入契約は15年、40歳・50歳加入契約は10年とします。

*2 「保険料」欄の()内は、定期保険特約更新後の保険料を示します。

*3 「累計ポイント」欄の()内は、前年度の累計ポイントとの差を示します。

(以下、EXシリーズ契約において同じ。)

*4 「5年ごと配当金」欄の()内は、前回の5年ごと配当金との差額を示します。

(以下、EXシリーズ契約において同じ。)

(例6) 終身保険

〔60歳払込満了、年払、男性、保険金1,000万円〕

2009年度契約<経過10年>

(単位:ポイント、円)

加入年齢	保険料	累計ポイント	5年ごと配当金
30歳	245,820	562 (+ 81)	8,430 (+ 5,430)

(例7) 年金保険

〔60歳払込満了、年払、男性、60歳年金開始、
10年確定、年金年額100万円〕

2009年度契約<経過10年>

(単位:ポイント、円)

加入年齢	保険料	累計ポイント	5年ごと配当金
30歳	279,290	535 (+ 90)	8,025 (+ 5,370)

【毎年配当契約】

(例8) 定期付終身保険

〔全期型、30歳加入、60歳払込満了、年払、男性、
20倍型、死亡保険金5,000万円うち終身保険金250万円〕

(単位：円)

加入年度<経過年数>	保険料	継続中の契約*1	死亡契約*2
1998年度<21年>	261,574	0 (0)	50,000,000 (0)
1997年度<22年>	261,574	0 (0)	50,000,000 (0)
1996年度<23年>	261,574	0 (0)	50,000,000 (0)

*1 「継続中の契約」欄の()内は、前年度受取金額との差額を示します。(以下、毎年配当契約において同じ。)

*2 「死亡契約」欄は、契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

また、()内は、前年度における契約応当日以後に仮に死亡した場合の受取金額との差額を示します。

(例9) 養老保険

〔30歳加入、30年満期、年払、男性、保険金100万円〕

(単位：円)

加入年度<経過年数>	保険料	継続中の契約	満期・死亡契約*1
1994年度<25年>	23,946	0 (0)	(死亡) 1,000,000
1989年度<30年>	19,980	—	(満期) 1,000,000

*1 「満期・死亡契約」欄は、満期または契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

5. 2018年度末保障機能別保有契約高

(単位:千件、億円)

項目	個人保険		個人年金保険		団体保険		合計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
死亡保障	普通死亡	27,563	1,344,520	—	—	27,573	970,879	55,137	2,315,399
	災害死亡	2,568	291,129	81	1,691	2,758	31,957	5,408	324,779
	その他の条件付死亡	155	1,822	—	—	69	1,222	225	3,044
生存保障	342	8,806	3,964	239,372	8	143	4,314	248,322	
入院保障	災害入院	6,423	412	243	11	1,363	13	8,031	437
	疾病入院	6,415	411	241	10	—	—	6,657	422
	その他の条件付入院	6,416	439	54	2	58	0	6,529	442
障がい保障	7,136	—	61	—	2,519	—	9,717	—	
手術保障	9,652	—	242	—	—	—	9,894	—	

項目	団体年金保険		財形保険・財形年金保険		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生存保障	8,860	131,770	170	4,504	9,030	136,274

項目	医療保障保険	
	件数	金額
入院保障	830	36

項目	就業不能保障保険	
	件数	金額
就業不能保障	1,016	484

- (注) 1. 団体保険、団体年金保険、財形保険・財形年金保険、医療保障保険及び就業不能保障保険の件数は被保険者数を表します。
2. 「生存保障」欄の金額は、個人年金保険、団体保険(年金特約)及び財形年金保険(財形年金積立保険を除く)については、年金支払前契約の年金支払開始時における年金原簿と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものの、団体年金保険、財形保険及び財形年金積立保険については責任準備金を表します。
3. 「入院保障」欄の金額は入院給付日額を表します。
4. 医療保障保険の「入院保障」欄には、疾病入院に関わる数値を記載しています。
5. 就業不能保障保険の金額は就業不能保障額(月額)を表します。
6. 受再保険については、被保険者数40千名、金額375億円です。

6. 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	2017年度末	2018年度末	科目	2017年度末	2018年度末
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	834,511	977,580	保険契約準備金	55,021,894	56,347,264
現預金	283	229	支払準備金	285,702	238,428
預貯金	834,227	977,351	責任準備金	53,741,024	55,088,621
コール口	471,113	429,912	社員配当準備金	995,167	1,020,213
買入金銭債権	278,235	244,043	再保険	594	624
金銭の信託	10,421	13,157	その他負債	1,028,889	1,028,889
有価証券	54,703,507	56,383,725	その他負債	1,466,056	1,694,384
国債	19,842,086	21,140,721	売現先勘定	237,046	709,062
地方債	883,461	790,372	債券貸借取引受入担保金	330,722	32,610
社債	2,089,678	1,969,571	借入金	22,897	243,668
株式	9,521,609	9,110,036	未払法人税等	37,406	40,348
外国証券	19,661,925	20,121,556	未払金	199,866	94,895
その他の証券	2,704,745	3,251,467	未払費用	64,810	69,349
貸付金	7,468,329	7,438,736	前受収益	17,399	16,543
保険約款貸付	619,030	582,774	預り金	105,494	109,790
一般貸付	6,849,298	6,855,961	預り保証金	77,870	83,967
有形固定資産	1,630,859	1,680,589	先物取引差金勘定	9	169
土地	1,089,297	1,121,375	金融派生商品	156,536	178,821
建物	475,516	512,736	金融商品等受入担保金	191,976	92,597
リース資産	12,669	9,798	リース債務	12,059	9,341
建設仮勘定	42,550	15,496	資産除去債務	2,192	4,850
その他の有形固定資産	10,825	21,182	仮受金	9,768	8,481
無形固定資産	185,042	192,502	その他の負債	-	486
ソフトウェア	81,985	105,693	役員賞与引当金	90	106
その他の無形固定資産	103,057	86,808	退職給付引当金	361,114	365,897
再保険	512	587	役員退職慰労引当金	4,840	4,225
その他資産	868,603	688,042	ポイント引当金	9,411	9,203
未収金	191,009	68,757	価格変動準備金	1,282,194	1,381,653
前払費用	15,594	16,219	繰延税金負債	577,415	496,857
未収収益	300,306	304,988	再評価に係る繰延税金負債	104,828	103,748
預託金	34,000	34,203	支払承諾	52,065	69,893
先物取引差入証拠金	20,562	37,303	負債の部合計	59,909,395	61,502,747
先物取引差金勘定	7	23	(純資産の部)		
金融派生商品	258,631	173,657	基金	150,000	100,000
仮払金	10,802	4,417	基金償却積立金	1,200,000	1,250,000
その他の資産	37,686	48,472	再評価積立金	651	651
支払承諾見返	52,065	69,893	剰余金	450,600	434,526
貸倒引当金	△2,401	△4,463	損失填補準備金	16,804	17,578
投資損失引当金	△28,138	△29,597	その他剰余金	433,796	416,948
			社員配当平衡積立金	40,000	10,000
			危険準備積立金	71,917	71,917
			社会厚生福祉事業助成資金	351	351
			圧縮積立金	49,708	49,836
			圧縮特別勘定積立金	23,422	28,603
			別段積立金	170	170
			当期末処分剰余金	248,227	256,070
			基金等合計	1,801,251	1,785,178
			その他有価証券評価差額金	4,882,103	4,882,692
			繰延ヘッジ損益	△59,099	△31,216
			土地再評価差額金	△60,989	△54,690
			評価・換算差額等合計	4,762,014	4,796,785
			純資産の部合計	6,563,265	6,581,963
資産の部合計	66,472,661	68,084,710	負債及び純資産の部合計	66,472,661	68,084,710

(貸借対照表の注記)

1. (1) 有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)に基づき有価証券として取扱うもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券は、次のとおり評価しております。
 - ① 売買目的有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - ② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ④ 子会社株式及び関連会社株式(保険業法第 2 条第 12 項に規定する子会社及び保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 3 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式並びに保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 4 項に規定する関連法人等が発行する株式という)については、移動平均法に基づく原価
 - ⑤ その他有価証券
 - イ 時価のあるもののうち、株式(外国株式を含む)については、期末日以前 1 カ月の市場価格等の平均に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)、それ以外の有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - ロ 時価を把握することが極めて困難と認められるもののうち、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)、それ以外の有価証券については、移動平均法に基づく原価
- (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区間に対応した債券のうち、負債に応じたデレージョンのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、次の保険契約を特定し、小区間としております。

 - ① 一時払商品・団体年金保険契約以外について、すべての保険契約
 - ② 新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品(円建)について、すべての保険契約
 - ③ 有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、すべての保険契約
 - ④ 上記を除くすべての一時払商品(米ドル建)契約
 - ⑤ 上記を除くすべての一時払商品(豪ドル建)契約
 - ⑥ 上記を除くすべての一時払商品(ユーロ建)契約
3. 金融派生商品及び金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
4. ① 有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
 - イ 有形固定資産(リース資産を除く)
 - (i) 建物
定額法により行っております。
 - (ii) 上記以外
定率法により行っております。

なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が 20 万円未満のものの一部については、3 年間で均等償却を行っております。
 - ロ リース資産
 - (i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。

(ii) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間に基づく定額法により行っております。

②無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。

5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。
なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込がないと判断される外貨建その他有価証券については、期末日の為替相場又は期末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。
6. (1) 貸倒引当金は、資産査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 - ①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記(3)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
 - ②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
 - ③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。
- (2) すべての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- (3) 破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は2,019百万円(担保・保証付債権に係る額76百万円)であります。
7. 投資損失引当金は、投資による損失に備えるため、資産査定基準及び償却・引当基準に則り、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。
8. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
9. (1) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- (2) 退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は、次のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
②数理計算上の差異の処理年数	5年
③過去勤務費用の処理年数	5年
10. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。
11. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
12. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。

13. ヘッジ会計は、次の方法により行っております。
- ①ヘッジ会計の手法については、主に、貸付金の一部及び外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 26 号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部及び外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジ及び振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- | （ヘッジ手段） | （ヘッジ対象） |
|---------|-------------------------|
| 金利スワップ | 貸付金、外貨建貸付金、保険契約 |
| 通貨スワップ | 外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債 |
| 為替予約 | 外貨建債券等 |
| 株式先渡 | 国内株式 |
- ③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析による判定を行っております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上の上 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
15. 当社及び一部の子会社は、2018 年 12 月に連結納税制度の承認申請を行い、翌期より連結納税制度が適用されることとなったため、当期より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」（企業会計基準委員会実務対応報告第 5 号）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」（企業会計基準委員会実務対応報告第 7 号）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。
16. 責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しております。なお、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定により、一部の個人年金保険契約を対象として積立てた責任準備金が含まれております。
- ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成 8 年大蔵省告示第 48 号)
- ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- また、当期より、一部の個人年金保険契約を対象に責任準備金を 5 年間にわたり追加して積立てることとしております。この結果、追加積立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が 121,292 百万円増加し、また、経常利益及び税引前当期純剰余が 121,292 百万円減少しております。
17. 一般勘定(保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定)の資産運用については、生命保険契約の特性をふまえた上で、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見直しを勘案した運用計画を立てております。
- これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、効率的な資産運用を図る観点から、主に現物資産運用のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップ及び金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプション及び通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株式指数先物及び株式指数オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。
- 主に、有価証券は市場リスク及び信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。

市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性にあわせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。このほか、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による厳格な審査を実施する体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

18. (1) 主な金融商品の貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表価額(*1)	時価(*2)	差額
現金及び預貯金(譲渡性預金)	279,297	279,297	-
その他有価証券	279,297	279,297	-
買入金銭債権	244,043	254,481	10,437
責任準備金対応債券	200,585	211,022	10,437
その他有価証券	43,458	43,458	-
金銭の信託	13,157	13,157	-
売買目的有価証券	13,157	13,157	-
有価証券	54,812,749	58,954,878	4,142,128
売買目的有価証券	869,370	869,370	-
責任準備金対応債券	20,493,498	24,562,806	4,069,307
子会社株式及び関連会社株式	64,047	136,869	72,821
その他有価証券	33,385,831	33,385,831	-
貸付金(*3)	7,435,325	7,693,649	258,324
保険約款貸付	582,612	582,612	-
一般貸付	6,852,712	7,111,037	258,324
金融派生商品(*4)	(5,164)	(5,164)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	40,866	40,866	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(46,030)	(46,030)	-
社債(*3,*5)	(1,028,889)	(1,069,735)	(40,846)
売現先勘定(*5)	(709,062)	(709,062)	-
借入金(*5)	(243,668)	(245,926)	(2,258)

(*1) 貸倒引当金を計上したものについては、当該引当金を控除しております。

(*2) 当期に減損処理した銘柄については、減損処理後の貸借対照表価額を時価としております。

(*3) 金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象と

されている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金及び社債に含めて記載しております。

(*4) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、

()で示しております。

(*5) 社債、売現先勘定及び借入金は負債に計上しており、()で示しております。

(2) 主な金融商品の時価の算定方法は、次のとおりです。

① 有価証券及び預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)に基づき有価証券として取扱うもの

イ 市場価格のあるもの

期末日の市場価格によっております。ただし、その他有価証券の国内株式及び外国株式については、期末日以前 1 カ月の市場価格の平均によっております。

ロ 市場価格のないもの

将来キャッシュ・フローを現在価値へ割引いた価格、外部情報ベンダーより入手した評価額等によっております。

② 貸付金

イ 保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸付であり、返済の見込まれる期間及び金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割引いた価格によっております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

③ 金融派生商品

イ 先物取引の市場取引の時価については、期末日の清算値又は終値によっております。

ロ 株式オプション取引の時価については、主に期末日の清算値又は終値、外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

ハ 金利スワップ取引、金利スワップション取引、為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引及び先渡取引の時価については、主に外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

④ 金銭の信託

上記①及び③の算定方法に準じ、金銭の信託の受託者が合理的に算定した価格によっております。

⑤ 社債

期末日の市場価格によっております。

⑥ 売現先勘定

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

⑦ 借入金

変動金利借入の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利借入の時価については、原則、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割引いた価格によっております。ただし、証券化公募スキームを利用した借入金については、当該借入金を裏付として発行される社債の市場価格によっております。

(3) 非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(1)の表中の有価証券に含めておりません。

これらの保有目的ごとの当期末における貸借対照表価額は、子会社株式及び関連会社株式 1,025,134 百万円、その他有価証券 545,841 百万円であります。

(4) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

① 売買目的有価証券

金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品、特別勘定に係る有価証券を売買目的有価証券として区分しており、当期の損益に含まれた評価差額は△21,555 百万円であります。

②満期保有目的の債券

当期末残高はありません。

③責任準備金対応債券

種類ごとの貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表価額	時価	差額
時価が貸借対照表 価額を超えるもの	買入金銭債権	194,434	204,940	10,506
	公社債	20,395,884	24,459,552	4,063,668
	外国証券	94,606	100,249	5,642
	小計	20,684,924	24,764,742	4,079,817
時価が貸借対照表 価額を超えないもの	買入金銭債権	6,151	6,092	△68
	公社債	908	906	△1
	外国証券	2,099	2,096	△2
	小計	9,159	9,096	△72
合計		20,694,084	24,773,828	4,079,744

④その他有価証券

種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表価額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 又は償却原価	貸借対照表価額	差額
貸借対照表価額が 取得原価又は償却原価 を超えるもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	167,300	167,300	0
	買入金銭債権	6,236	6,359	122
	公社債	2,865,902	3,102,335	236,432
	株式	3,322,876	7,709,087	4,386,210
	外国証券	13,978,619	16,132,011	2,153,391
	その他の証券	2,638,653	2,899,307	260,654
	小計	22,979,588	30,016,401	7,036,812
貸借対照表価額が 取得原価又は償却原価 を超えないもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	112,000	111,997	△2
	買入金銭債権	37,166	37,099	△67
	公社債	29,495	28,436	△1,058
	株式	945,349	736,886	△208,462
	外国証券	2,669,627	2,591,621	△78,005
	その他の証券	188,375	186,145	△2,229
	小計	3,982,014	3,692,187	△289,826
合計		26,961,602	33,708,588	6,746,985

※時価を把握することが極めて困難と認められるもの 545,841 百万円は含めておりません。

当期において、時価のあるものにつき 11,920 百万円減損処理を行っております。

なお、時価のある株式(外国株式を含む)については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものに付き、原則として期末日以前 1 カ月の市場価格等の平均に基づき減損処理しております。ただし、時価が著しく下落し、かつ期末日以前 1 カ月間の市場価格等の下落が著しいなど一定の要件に該当する銘柄については、期末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 期末日以前 1 カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50% 以下の銘柄

ロ 期末日以前 1 カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50% 超 70% 以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

- (5) 主な金銭債権債務の返済予定額及び満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金(譲渡性預金)	279,300	-	-	-
その他有価証券	279,300	-	-	-
買入金銭債権	27,000	3,641	41,224	171,869
責任準備金対応債券	-	3,472	41,224	155,722
その他有価証券	27,000	169	-	16,147
有価証券	1,082,740	4,495,963	11,475,079	25,894,499
責任準備金対応債券	256,565	1,651,686	4,578,031	13,947,727
その他有価証券	826,174	2,844,277	6,897,047	11,946,771
貸付金	893,317	2,562,299	1,648,281	1,746,467
社債	-	-	-	1,028,889
売現先勘定	709,062	-	-	-
借入金	3,948	16,690	3,030	220,000

※ 保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの6,478百万円は含めておりません。

19. 当期末における賃貸等不動産の貸借対照表価額は1,155,388百万円、時価は1,432,815百万円であります。
当社では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当期末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。
また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は3,011百万円であります。
20. (1) 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の合計額は31,673百万円であります。その内訳は、次のとおりです。
- ① 破綻先債権額は1,289百万円、延滞債権額は28,454百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金に該当しないものであります。
- ② 3カ月以上延滞債権額はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ③ 貸付条件緩和債権額は1,930百万円であります。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破綻先債権額は1,935百万円、延滞債権額は84百万円それぞれ減少しております。
21. 有形固定資産の減価償却累計額は1,131,041百万円であります。
22. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は1,257,999百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。
23. 子会社等に対する金銭債権の総額は54,229百万円、金銭債務の総額は5,367百万円であります。

24. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ 当期首現在高	995,167 百万円
ロ 前期剰余金よりの繰入額	218,353 百万円
ハ 当期社員配当金支払額	215,540 百万円
ニ 利息による増加額	22,233 百万円
ホ 当期末現在高(イ+ロ-ハ+ニ)	1,020,213 百万円

25. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、当社の数量により繰上償還をすることが可能です。

当社が通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2012年10月	2022年10月以降の各利払日
2014年10月	発行日の10年後の応当日及びそれ以降5年を経過することの各日
2016年1月	発行日の10年後の応当日及びそれ以降5年を経過することの各日
2017年9月	発行日の10年後の応当日及びそれ以降5年を経過することの各日

26. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金220,000百万円が含まれております。

また、2019年4月22日に、次のとおり円建劣後特約付借入を実施しております。

借入総額	900億円
利率	2029年4月22日まで 年0.95%(固定金利) 2029年4月23日以降 固定金利(ステップアップあり・5年ごとにリセット)
返済期限	2049年4月22日の3銀行営業日前(2029年4月22日及びその5年後ごとの応当日の3銀行営業日前に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の数量により繰上返済可能)
資金使途	一般事業資金

27. 担保に供されている資産の額は、有価証券1,521,608百万円、土地252百万円、建物45百万円であります。また、担保に係る債務の額は742,163百万円であります。

なお、上記には、売現先取引による買戻し条件付の売却668,928百万円及び売現先勘定709,062百万円、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券28,595百万円及び受入担保金32,610百万円をそれぞれ含んでおります。

28. 基金を50,000百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第56条に規定する基金償却積立金に積立てております。

29. 子会社等の株式及び出資金の総額は 1,089,182 百万円です。
- 当社が 2018 年 7 月 2 日に設立したニッセイ生保設立準備株式会社(以下「準備会社」という)は、2019 年 2 月 1 日に、当社による保険業法第 271 条の 10 第 1 項に基づく金融庁長官の認可及び保険業法第 106 条第 7 項に基づく金融庁長官の認可の取得、準備会社による保険業法第 3 条に基づく生命保険業免許の取得が完了し、同日付で、はなさく生命保険株式会社(以下「はなさく生命」という)に商号を変更しております。
- ① 設立の目的
- 多様化するお客様ニーズや販売チャネルの広がりにより的確に対応するべく、代理店等に対し、柔軟かつ機動的に商品を提供していくことを目的としております。
- ② はなさく生命の概要
- | | |
|---------|--------------|
| イ 社名 | はなさく生命保険株式会社 |
| ロ 本店所在地 | 東京都港区 |
| ハ 資本金 | 100 億円 |
- なお、当社は、2019 年 4 月 1 日に、はなさく生命へ 200 億円の増資を実行しております。
- ③ 設立の時期
- 2018 年 7 月 2 日
- ④ 議決権比率
- 100%
30. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は 3,327,460 百万円です。
31. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、すべて当該処分を行わず所有しており、その時価は 488,657 百万円です。
32. 貸付金に係るコミットメント及びこれに準ずる契約の貸付未実行残高は 372,534 百万円です。
33. 保険業法施行令第 37 条の 4 に規定する生命保険契約者保護機構の借入限度額のうち、当社に対応する見積額は 77,113 百万円です。なお、同機構に拠出した金額は事業費として処理しております。
34. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。
- (1) 採用している退職給付制度の概要
- 当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。
- 営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度及び自社年金制度を設けております。
- (2) 確定給付制度
- ① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|---------------------------|-------------|
| イ 期首における退職給付債務 | 640,036 百万円 |
| ロ 勤務費用 | 25,944 百万円 |
| ハ 利息費用 | 3,840 百万円 |
| ニ 数理計算上の差異の当期発生額 | 4,651 百万円 |
| ホ 退職給付の支払額 | △42,628 百万円 |
| ヘ 期末における退職給付債務(イ+ロ+ハ+ニ+ホ) | 631,844 百万円 |

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における年金資産	255,668 百万円
ロ 期待運用収益	3,451 百万円
ハ 数理計算上の差異の当期発生額	1,735 百万円
ニ 事業主からの拠出額	6,574 百万円
ホ 退職給付の支払額	△17,401 百万円
ヘ 期末における年金資産(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	250,029 百万円

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

イ 積立型制度の退職給付債務	274,401 百万円
ロ 年金資産	△250,029 百万円
	24,372 百万円
ハ 非積立型制度の退職給付債務	357,443 百万円
ニ 未認識数理計算上の差異	△15,918 百万円
ホ 退職給付引当金(イ+ロ+ハ+ニ)	365,897 百万円

④退職給付に関連する損益

イ 勤務費用	25,944 百万円
ロ 利息費用	3,840 百万円
ハ 期待運用収益	△3,451 百万円
ニ 数理計算上の差異の当期の費用処理額	10,251 百万円
ホ 確定給付制度に係る退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ)	36,584 百万円

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ 生命保険一般勘定	51.4%
ロ 国内債券	21.5%
ハ 外国証券	16.1%
ニ 現金及び預貯金	6.8%
ホ 国内株式	4.2%
ヘ 合計(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	100.0%

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ 割引率	0.6%
ロ 長期期待運用収益率	1.4%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は2,188百万円です。

35. (1) 繰延税金資産の総額は 1,511,165 百万円であり、繰延税金負債の総額は 1,957,633 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は 50,389 百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 892,984 百万円、価格変動準備金 385,481 百万円及び退職給付引当金 102,085 百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金 1,869,165 百万円であります。
- (2) 当期における法定実効税率は 27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△21.4%であります。
36. 土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
- | | |
|------------|--|
| 再評価を行った年月日 | 2002年3月31日 |
| 再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める公示価格及び第2条第4号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。 |
37. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の額は 279 百万円であります。
38. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する額は 4,852,126 百万円であります。

7. 損益計算書

(単位:百万円)

科目	2017年度	2018年度
	金額	金額
経常収益	6,338,509	6,605,036
保険料等収入	4,488,421	4,775,136
再保険収入	4,487,627	4,774,223
資産運用収益	793	912
利息及び貯蓄債権の運用収益	1,652,609	1,649,502
預有貸付の運用収益	1,407,350	1,427,665
有価証券の運用収益	420	4,868
有価証券の運用収益	1,183,986	1,198,538
有価証券の運用収益	130,059	124,582
有価証券の運用収益	80,271	82,977
有価証券の運用収益	12,612	16,698
有価証券の運用収益	179,682	194,922
有価証券の運用収益	14,941	6,187
有価証券の運用収益	-	2,140
有価証券の運用収益	471	-
有価証券の運用収益	596	1,784
有価証券の運用収益	49,566	16,803
有価証券の運用収益	197,478	180,396
有価証券の運用収益	10,897	8,959
有価証券の運用収益	90,531	83,119
有価証券の運用収益	62,044	47,274
有価証券の運用収益	34,004	41,043
経常費用	5,928,048	6,221,517
保険料等支払	3,663,124	3,654,589
再保険料等支払	1,032,798	1,048,516
再保険料等支払	802,214	791,978
再保険料等支払	649,240	653,486
再保険料等支払	926,376	949,282
再保険料等支払	251,106	209,971
再保険料等支払	1,388	1,354
再保険料等支払	1,112,934	1,369,830
再保険料等支払	1,090,730	1,347,596
再保険料等支払	22,203	22,233
再保険料等支払	324,200	345,112
再保険料等支払	21,923	30,872
再保険料等支払	3,276	2,563
再保険料等支払	102,833	138,790
再保険料等支払	11,235	21,371
再保険料等支払	23,359	8,097
再保険料等支払	105,877	93,110
再保険料等支払	9,589	-
再保険料等支払	-	4,002
再保険料等支払	2,918	1,459
再保険料等支払	14,826	16,364
再保険料等支払	28,360	28,480
再保険料等支払	600,571	611,973
再保険料等支払	227,217	240,011
再保険料等支払	117,190	118,984
再保険料等支払	46,058	49,358
再保険料等支払	42,576	46,595
再保険料等支払	2,483	4,782
再保険料等支払	18,908	20,291
経常利益	410,461	383,518
特別利益	16,492	3,904
固定資産等処分益	16,492	3,904
特別損失	176,850	111,021
固定資産等処分損失	6,412	6,413
減価償却費	2,062	2,148
社会厚生費	165,399	99,459
社会厚生費	2,977	3,000
税法引当	250,102	276,400
法人税	104,789	114,690
法人税	△97,030	△97,658
法人税	7,758	17,031
法人税	242,344	259,369

(損益計算書の注記)

1. 子会社等との取引による収益の総額は43,096百万円、費用の総額は34,989百万円であります。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券29,912百万円、株式等116,672百万円、外国証券46,337百万円であります。
3. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券1,602百万円、株式等10,065百万円、外国証券126,922百万円であります。
4. 有価証券評価損の主な内訳は、株式等11,035百万円、外国証券10,336百万円であります。
5. 責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額は14百万円であります。
6. (1) 金銭の信託運用損には、評価損益が△1,565百万円含まれております。
(2) 金融派生商品費用には、評価損益が46,850百万円含まれております。

7. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

①資産をグルーピングした方法

賃貸用不動産等及び遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。

②減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下又は時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位:百万円)

用途	土地	建物	合計
遊休不動産等	1,510	638	2,148
合計	1,510	638	2,148

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、物件により使用価値又は正味売却価額を適用しております。

なお、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを3.0%で割引いて算定しております。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額又は基準価格等をもとに算定しております。

8. 基金等変動計算書

・2017年度

(単位:百万円)

	基 金 等											基金等合計	
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	損失繰上 準備金	そ の 他						当期末処分 剰余金		剰余金合計
					社員配当 平等積立金	先控準備 積立金	社会厚生 福祉事業 助成資金	圧縮 積立金	圧縮 特別勘定 積立金	別段 積立金			
当期末残高	150,000	1,150,000	651	18,042	50,000	71,917	328	51,196	5,643	170	245,337	440,635	1,741,285
当期変動額													
基金の募集	50,000												50,000
社員配当準備金の積立											△184,088	△184,088	△184,088
損失繰上準備金の積立				762							△782	-	-
基金償却積立金の積立		50,000									△50,000	△50,000	-
基金利息の支払											△1,188	△1,188	△1,188
当期純剰余											242,344	242,344	242,344
基金の償却	△50,000												△50,000
社員配当平等積立金の 取崩					△10,000						10,000	-	-
社会厚生福祉事業助成 資金の積立							3,000				△3,000	-	-
社会厚生福祉事業助成 資金の取崩							△2,977				2,977	-	-
圧縮積立金の積立								1,453			△1,453	-	-
圧縮積立金の取崩								△2,942			2,942	-	-
圧縮特別勘定積立金の 積立										23,415	△23,415	-	-
圧縮特別勘定積立金の 取崩										△5,638	5,638	-	-
土地再評価差額金の 取崩											2,905	2,905	2,905
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）													
当期変動額合計	-	50,000	-	762	△10,000	-	23	△1,488	17,778	-	2,889	9,965	59,965
当期末残高	150,000	1,200,000	651	18,804	40,000	71,917	351	49,708	23,422	170	248,227	450,600	1,801,251

	評 価 ・ 換 算 基 準 等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰越ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期末残高	4,585,298	△85,262	△58,084	4,461,951	6,203,237
当期変動額					
基金の募集					50,000
社員配当準備金の積立					△184,088
損失繰上準備金の積立					-
基金償却積立金の積立					-
基金利息の支払					△1,188
当期純剰余					242,344
基金の償却					△50,000
社員配当平等積立金の 取崩					-
社会厚生福祉事業助成 資金の積立					-
社会厚生福祉事業助成 資金の取崩					-
圧縮積立金の積立					-
圧縮積立金の取崩					-
圧縮特別勘定積立金の 積立					-
圧縮特別勘定積立金の 取崩					-
土地再評価差額金の 取崩					2,905
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）	295,805	6,182	△2,905	300,082	300,082
当期変動額合計	295,805	6,182	△2,905	300,082	300,082
当期末残高	4,882,103	△79,080	△60,989	4,762,014	6,563,265

・2019年度 (単位:百万円)

	基 金 等											基金等合計	
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	損失補償 準備金	そ の 他						当期未処分 剰余金		剰余金合計
					社員配当 平準積立金	外債準備 積立金	社会厚生 福祉事業 助成資金	圧縮 積立金	圧縮 特別勘定 積立金	別段 積立金			
当期末残高	150,000	1,200,000	651	18,804	40,000	71,817	351	49,708	23,422	170	248,227	450,800	1,801,251
当期変動額													
社員配当準備金の積立											△218,353	△218,353	△218,353
損失補償準備金の積立				774							△774	-	-
基金償却積立金の積立		50,000									△50,000	△50,000	-
基金利息の支払											△790	△790	△790
当期純剰余											259,389	259,389	259,389
基金の償却	△50,000												△50,000
社員配当平準積立金の 取崩					△30,000						30,000	-	-
社会厚生福祉事業助成 資金の積立							3,000				△3,000	-	-
社会厚生福祉事業助成 資金の取崩							△3,000				3,000	-	-
圧縮積立金の積立								3,803			△3,803	-	-
圧縮積立金の取崩									△3,874		3,874	-	-
圧縮特別勘定積立金の 積立										11,304	△11,304	-	-
圧縮特別勘定積立金の 取崩										△6,023	6,023	-	-
土地再評価差額金の 取崩											△6,199	△6,199	△6,199
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）													
当期変動額合計	△50,000	50,000	-	774	△30,000	-	-	128	5,180	-	7,843	△16,073	△16,073
当期末残高	100,000	1,250,000	651	17,578	10,000	71,817	351	49,836	28,603	170	256,070	434,528	1,785,178

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期末残高	4,882,103	△59,099	△80,989	4,762,014	6,563,295
当期変動額					
社員配当準備金の積立					△218,353
損失補償準備金の積立					-
基金償却積立金の積立					-
基金利息の支払					△790
当期純剰余					259,389
基金の償却					△50,000
社員配当平準積立金の 取崩					-
社会厚生福祉事業助成 資金の積立					-
社会厚生福祉事業助成 資金の取崩					-
圧縮積立金の積立					-
圧縮積立金の取崩					-
圧縮特別勘定積立金の 積立					-
圧縮特別勘定積立金の 取崩					-
土地再評価差額金の 取崩					△6,199
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）	588	27,883	6,299	34,770	34,770
当期変動額合計	588	27,883	6,299	34,770	18,697
当期末残高	4,882,692	△31,216	△54,690	4,796,785	6,581,993

9. 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
基礎利益 A	668,249	678,212
キャピタル収益	217,621	216,705
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	179,682	194,922
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	2,140
その他キャピタル収益	37,938	19,643
キャピタル費用	244,536	270,492
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	3,276	2,563
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	102,833	138,790
有価証券評価損	11,235	21,371
金融派生商品費用	105,877	93,110
為替差損	9,589	—
その他キャピタル費用	11,724	14,656
キャピタル損益 B	△26,915	△53,786
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	641,334	624,426
臨時収益	165	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	165	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	231,039	240,907
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	139,929	113,751
個別貸倒引当金繰入額	—	4,405
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	91,110	122,751
臨時損益 C	△230,873	△240,907
経常利益 A+B+C	410,461	383,518

(参考) その他項目の内訳

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
基礎利益	△26,214	△4,986
外貨建保険商品対応のためのスワップ取引及び ヘッジを目的としたスワップ取引に係る受取・支払利息	11,724	14,656
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	△35,187	△18,471
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	△2,750	△1,171
その他キャピタル収益	37,938	19,643
外貨建保険商品対応のためのスワップ取引及び ヘッジを目的としたスワップ取引に係る受取・支払利息	—	—
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	35,187	18,471
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	2,750	1,171
その他キャピタル費用	11,724	14,656
外貨建保険商品対応のためのスワップ取引及び ヘッジを目的としたスワップ取引に係る受取・支払利息	11,724	14,656
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	—
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	—	—
その他臨時収益	—	—
投資損失引当金戻入額	—	—
その他臨時費用	91,110	122,751
投資損失引当金繰入額	2,918	1,459
保険業法施行規則第69条第5項に基づく責任準備金繰入額	88,192	121,292

10. 剰余金処分

(単位:千円)

科目	2017年度	2018年度
	金額	金額
当期未処分剰余金	248,227,021	256,070,286
任意積立金取崩額	39,697,424	25,746,117
社員配当平衡積立金取崩額	30,000,000	10,000,000
圧縮積立金取崩額	3,674,119	1,270,042
圧縮特別勘定積立金取崩額	6,023,305	14,476,074
計	287,924,446	281,816,403
剰余金処分額	287,924,446	281,816,403
社員配当準備金	218,353,870	211,818,691
差引純剰余金	69,570,576	69,997,712
損失填補準備金	774,000	816,000
基金償却積立金	50,000,000	50,000,000
基金利息	790,000	355,000
任意積立金	18,006,576	18,826,712
社会厚生福祉事業助成資金	3,000,000	3,000,000
圧縮積立金	3,802,405	15,163,274
圧縮特別勘定積立金	11,204,171	663,437
次期繰越剰余金	-	-

11. 債務者区分による債権の状況

(単位:百万円,%)

区分	2017年度末	2018年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10,179	10,066
危険債権	17,337	19,678
要管理債権	2,188	1,930
小計	29,705	31,675
(対合計比)	(0.29)	(0.29)
正常債権	10,297,839	10,830,912
合計	10,327,545	10,862,587

- (注)1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、3か月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(注1及び注2に掲げる債権を除く)であり、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び注2に掲げる債権並びに3か月以上延滞貸付金を除く)です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

○債務者区分による債権に対する補足説明

- 本表の分類・算出方法は保険業法施行規則に準じており、対象は貸付金、貸付有価証券、未収利息、仮払金、支払承諾見返、金融機関保証付私募債です。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2017年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権102百万円、2018年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権2,019百万円です。

12. リスク管理債権の状況

(単位:百万円,%)

区分	2017年度末	2018年度末
破綻先債権額	1,501	1,289
延滞債権額	26,014	28,454
3か月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	2,188	1,930
合計	29,704	31,673
(貸付残高に対する比率)	(0.40)	(0.43)

- (注)1. 破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は2017年度末が破綻先債権額13百万円、延滞債権額88百万円、2018年度末が破綻先債権額1,905百万円、延滞債権額84百万円です。
2. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続を申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続を申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
4. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 「貸付条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸付金です。
6. 資産の自己査定の結果に基づき破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先とした債務者に対する貸付金の未収利息を収益不計上としています。

13. 貸倒引当金の明細

(単位:百万円)			
区分	2017年度	2018年度	比較
(1)貸倒引当金残高の内訳			
(イ) 一般貸倒引当金	1,197	794	△402
(ロ) 個別貸倒引当金	1,204	3,669	2,465
(ハ) 特定海外債権引当勘定	—	—	—
(2)個別貸倒引当金			
(イ) 繰入額	1,306	5,689	4,382
(ロ) 取崩額	1,472	1,283	△188
[償却に伴う取崩額を除く]			
(ハ) 純繰入額	△165	4,405	4,571
(3)特定海外債権引当勘定			
(イ) 対象国数	—	—	—
(ロ) 債権額	—	—	—
(ハ) 繰入額	—	—	—
(ニ) 取崩額	—	—	—
(4)貸付金償却	—	—	—

(参考)

○貸付金の分類額の状況

(単位:億円、%)				
区分	2017年度末		2018年度末	
		占率		占率
貸付金残高(IV分類直接減額後)	74,683	100.0	74,387	100.0
非分類	74,249	99.4	74,115	99.6
II分類	430	0.6	241	0.3
III分類	2	0.0	30	0.0
IV分類	—	—	—	—

(注) 1. III分類債権に対して、個別貸倒引当金を2017年度末は2億円、2018年度末は26億円計上しています。

2. 貸付金より直接減額したIV分類額は、2017年度末が1億円、2018年度末が20億円です。

14. ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項目	2017年度末	2018年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	13,584,981	14,177,668
基金・諸準備金等	4,790,201	4,992,846
基金等	1,582,107	1,573,004
価格変動準備金	1,282,194	1,381,653
危険準備金	1,663,360	1,777,111
一般貸倒引当金	1,197	794
その他	261,341	260,282
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%	5,996,439	5,995,119
土地の含み損益×85%	259,736	358,288
全期テルメル式責任準備金相当額超過額	1,476,998	1,566,354
負債性資本調達手段等	1,028,889	1,248,889
全期テルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	△344	△13,021
その他	33,061	29,191
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	2,959,907	3,038,049
保険リスク相当額 R_1	119,879	117,577
第三分野保険の保険リスク相当額 R_2	79,238	81,303
予定利率リスク相当額 R_3	371,230	364,647
最低保証リスク相当額 R_7	5,564	5,576
資産運用リスク相当額 R_3	2,514,457	2,597,831
経営管理リスク相当額 R_4	61,807	63,338
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	917.9%	933.3%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を使用しています。

(参考)

○個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式・積立率

	2017年度末	2018年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平準純保険料式
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)	100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険及び団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第49号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

15. 2018年度特別勘定の状況

(1) 特別勘定資産残高の状況

(単位:百万円)

区分	2017年度末	2018年度末
	金額	金額
個人変額保険	114,872	110,135
個人変額年金保険	43,478	41,251
団体年金保険	1,135,789	1,106,612
特別勘定計	1,294,140	1,257,999

(2) 個人変額保険(特別勘定)の状況

①保有契約高

(単位:件,百万円)

区分	2017年度末		2018年度末	
	件数	金額	件数	金額
変額保険(有期型)	2,273	2,610	8,395	6,510
変額保険(終身型)	32,628	463,376	31,966	449,867
合計	34,901	465,987	40,361	456,377

②年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位:百万円,%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	5,020	4.4	6,013	5.5
有価証券	98,803	86.0	98,282	89.2
公社債	24,508	21.3	23,550	21.4
株式	35,204	30.6	34,351	31.2
外国証券	38,067	33.1	35,043	31.8
公社債	12,313	10.7	8,661	7.9
株式等	25,753	22.4	26,382	24.0
その他の証券	1,022	0.9	5,336	4.8
貸付金	-	-	-	-
その他	11,048	9.6	5,839	5.3
貸倒引当金	-	-	-	-
合計	114,872	100.0	110,135	100.0

③個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位:百万円)

区分	2017年度	2018年度
	金額	金額
利息配当金等収入	2,015	1,995
有価証券売却益	10,184	7,550
有価証券償還益	-	-
有価証券評価益	△1,489	△3,434
為替差益	223	176
金融派生商品収益	1,021	1,264
その他の収益	8	6
有価証券売却損	1,721	2,697
有価証券償還損	-	-
有価証券評価損	△347	2,401
為替差損	231	164
金融派生商品費用	1,314	886
その他の費用	2	1
収支差額	9,041	1,407

(3)個人変額年金保険(特別勘定)の状況

①保有契約高

(単位:件,百万円)

区分	2017年度末		2018年度末	
	件数	金額	件数	金額
個人変額年金保険	23,519	43,472	33,554	41,240

②年度末個人変額年金保険特別勘定資産の内訳

(単位:百万円,%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	-	-	-	-
有価証券	42,021	96.6	40,077	97.2
公社債	8,997	20.7	7,918	19.2
株式	-	-	-	-
外国証券	-	-	-	-
公社債	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-
その他の証券	33,023	76.0	32,158	78.0
貸付金	-	-	-	-
その他	1,456	3.4	1,173	2.8
貸倒引当金	-	-	-	-
合計	43,478	100.0	41,251	100.0

③個人変額年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位:百万円)

区分	2017年度	2018年度
	金額	金額
利息配当金等収入	3,787	1,696
有価証券売却益	298	260
有価証券償還益	-	-
有価証券評価益	△641	△2,874
為替差益	-	-
金融派生商品収益	-	-
その他の収益	0	0
有価証券売却損	7	21
有価証券償還損	-	-
有価証券評価損	△41	1,270
為替差損	-	-
金融派生商品費用	-	-
その他の費用	0	0
収支差額	3,477	△2,210

16. 保険会社及びその子会社等の状況**(1) 主要な業務の状況を示す指標**

(単位:億円)

項目	2017年度	2018年度
経常収益	76,098	82,271
経常利益	4,718	4,284
親会社に帰属する当期純剰余	2,439	2,787
包括利益	5,951	3,073

項目	2017年度末	2018年度末
総資産	743,925	788,095
ソルベンシー・マージン比率	968.0%	996.7%

(2) 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

連結される子会社及び子法人等数	12社
持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数	0社
持分法適用の関連法人等数	14社
期中における重要な関係会社の異動について	増加 1社(ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社)

(3)連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等数	12 社
-----------------	------

連結される子会社及び子法人等

ニッセイ信用保証株式会社

ニッセイ・リース株式会社

ニッセイ・キャピタル株式会社

ニッセイアセットマネジメント株式会社

ニッセイ情報テクノロジー株式会社

三井生命保険株式会社

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

Nippon Life Insurance Company of America

NLI Commercial Mortgage Fund, LLC

NLI Commercial Mortgage Fund II, LLC

NLI US Investments, Inc.

MLC Limited

マスマニューチャル生命保険株式会社の株式を取得したことに伴い、当連結会計年度より同社を連結の範囲に含めております。

なお、同社は、2019年1月1日付で、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社に商号を変更しております。

また、三井生命保険株式会社は、2019年4月1日付で、大樹生命保険株式会社に商号を変更しております。

主要な非連結の子会社及び子法人等は、Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社及びニッセイ保険エージェンシー株式会社であります。

非連結の子会社及び子法人等については、総資産、売上高、当期純損益及び剰余金の点からみていずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数	0 社
----------------------	-----

持分法適用の関連法人等数	14 社
--------------	------

主要な持分法適用の関連法人等

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

企業年金ビジネスサービス株式会社

長生人壽保險有限公司

Bangkok Life Assurance Public Company Limited

Reliance Nippon Life Insurance Company Limited

Reliance Nippon Life Asset Management Limited

Post Advisory Group, LLC

PT Sequis

PT Asuransi Jiwa Sequis Life

The TCW Group, Inc.

持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等(Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社他)並びに関連法人等(株式会社エスエルトワーズ他)については、それぞれ連結純損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法を適用していません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等のうち、在外会社の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. のれんの償却に関する事項

のれん及び持分法適用の関連法人等に係るのれん相当額は、定額法により20年間で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生時に全額償却しております。

(4)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	2017年度末	2018年度末	科目	2017年度末	2018年度末
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	1,405,704	1,541,390	保険契約準備金	61,523,014	65,483,705
コールローン	471,113	429,912	支払備金	332,590	302,778
買入金銭債権	288,752	401,938	責任準備金	60,130,178	64,100,386
金銭の信託	10,621	13,357	社員配当準備金	995,167	1,020,213
有価証券	60,106,713	64,458,905	契約者配当準備金	65,078	60,326
貸付金	8,630,122	8,510,520	再保険	6,566	8,424
有形固定資産	1,857,734	1,907,653	社債	1,108,889	1,175,589
土地	1,232,389	1,262,159	その他の負債	2,244,558	2,518,762
建物	541,877	579,064	役員賞与引当金	90	106
リース資産	9,260	7,040	退職給付に係る負債	443,161	440,556
建設仮勘定	43,376	15,840	役員退職慰労引当金	5,503	4,905
その他の有形固定資産	30,829	43,548	ポイント引当金	9,411	9,203
無形固定資産	255,722	263,513	価格変動準備金	1,345,987	1,460,182
ソフトウェア	92,569	124,250	繰延税金負債	625,202	555,094
のれん	52,674	44,214	再評価に係る繰延税金負債	104,828	103,748
その他の無形固定資産	110,479	95,047	支払承諾	52,928	71,016
再保険	11,577	9,368	負債の部合計	67,470,142	71,831,296
その他の資産	1,299,200	1,199,998	(純資産の部)		
繰延税金資産	6,154	9,140	基金	150,000	100,000
支払承諾見返	52,928	71,016	基金償却積立金	1,200,000	1,250,000
貸倒引当金	△3,828	△7,198	再評価積立金	651	651
			連結剰余金	625,131	629,555
			基金等合計	1,975,782	1,980,206
			その他有価証券評価差額金	4,918,602	4,943,922
			繰延ヘッジ損益	△59,092	△31,643
			土地再評価差額金	△60,989	△54,690
			為替換算調整勘定	28,706	△4,853
			退職給付に係る調整累計額	△18,632	△13,494
			その他の包括利益累計額合計	4,808,594	4,839,241
			非支配株主持分	137,996	158,772
			純資産の部合計	6,922,373	6,978,221
資産の部合計	74,392,516	78,809,517	負債及び純資産の部合計	74,392,516	78,809,517

(連結貸借対照表の注記)

1. (1) 当社並びに一部の連結される子会社及び子法人等の有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取扱うもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券は、次のとおり評価しております。
- ① 売買目的有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - ② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ④ 非連結又は持分法非適用の子会社株式会社及び関連会社株式会社(保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式並びに保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価
 - ⑤ その他有価証券
 - イ 時価のあるもののうち、株式(外国株式を含む)については、連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)、それ以外の有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - ロ 時価を把握することが極めて困難と認められるもののうち、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)、それ以外の有価証券については、移動平均法に基づく原価
- (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
- なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。
- (1) 当社
- ① 一時払商品・団体年金保険契約以外について、すべての保険契約
 - ② 新子定期率変動型個別保険以外の一時払商品(円建)について、すべての保険契約
 - ③ 有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、すべての保険契約
 - ④ 上記を除くすべての一時払商品(米ドル建)契約
 - ⑤ 上記を除くすべての一時払商品(豪ドル建)契約
 - ⑥ 上記を除くすべての一時払商品(ユーロ建)契約
- (2) 三井生命保険株式会社
- ① 終身保険・年金保険(40年以内)小区分(終身保険(定期付終身保険を含む)及び年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の40年以内の部分)
 - ② 拠出型企業年金(27年以内)小区分(拠出型企業年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の27年以内の部分)
 - ③ 一時払外貨建養老保険(米ドル建)小区分(2019年1月1日以降始期の一時払外貨建養老保険(米ドル建))
 - ④ 一時払外貨建養老保険(豪ドル建)小区分(2017年10月1日以降始期の一時払外貨建養老保険(豪ドル建))
- 当連結会計年度より、ALMの更なる推進に向けて、責任準備金対応債券の対象となる保険商品の小区分について、従来の終身保険・年金保険(8-27年)小区分の対象年限を拡大して終身保険・年金保険(40年以内)小区分とし、また、新たに一時払外貨建養老保険(米ドル建)小区分を設定しております。
- これらの変更による当連結会計年度の損益への影響はありません。
- (3) ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
- ① 保険料一時払定額年金・保険料一時払定額終身保険・保険料一時払生前給付保険・保険料一時払3大疾病保険小区分(ただし、保険料一時払定額年金については、契約日が2006年4月1日以降かつ契約日時点における被保険者年齢が80歳以上の契約を除く)
 - ② 保険料一時払定額終身保険(確定積立金区分型)小区分

- ⑤終身がん保険・養老保険小区分
- ④米Fル建保険料一時払定額年金・米Fル建保険料一時払定額終身保険小区分
- ③豪Fル建保険料一時払定額年金小区分
- ②上記以外の保険・年金小区分(ただし一部保険種類を除く)
3. 金融派生商品及び金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
4. ①有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
- イ 有形固定資産(リース資産を除く)
- (i) 建物
定額法により行っております。
- (ii) 上記以外
主に定率法により行っております。
- なお、当社並びに一部の連結される子会社及び子法人等のその他の有形固定資産のうち取得価額が20万円未満のものの一部については、3年間で均等償却を行っております。
- ロ リース資産
- (i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。
- (ii) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間に基づく定額法により行っております。
- ②無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。
5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。
- なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込がないと判断される当社の外貨建その他有価証券については、連結会計年度末日の為替相場又は連結会計年度末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。
- また、一部の連結される子会社及び子法人等が保有する外貨建その他有価証券の換算差額のうち債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。
6. (1) 当社の貸倒引当金は、資産査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- ①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記(4)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- ②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- ③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。
- (2) 当社のすべての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- (3) 連結される子会社及び子法人等については、主として資産査定基準及び償却・引当基準等に則り、必要と認められた額を引当てております。

- (4) 破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は3,342百万円(担保・保証付債権に係る額91百万円)であります。
7. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
8. (1) 退職給付に係る負債は、従業員からの退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
- (2) 当社並びに一部の連結される子会社及び子法人等の退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。
- | | |
|-----------------|---------|
| ①退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
| ②数理計算上の差異の処理年数 | 5年 |
| ③過去勤務費用の処理年数 | 5年 |
9. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。
10. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
11. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。
12. 貸手の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
13. 当社のヘッジ会計は、次の方法により行っております。
- ①ヘッジ会計の手法については、主に、貸付金の一部及び外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部及び外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジ及び振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- | (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
|---------|-------------------------|
| 金利スワップ | 貸付金、外貨建貸付金、保険契約 |
| 通貨スワップ | 外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債 |
| 為替予約 | 外貨建債券等 |
| 株式先渡 | 国内株式 |
- ③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
14. 当社並びに一部の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上の上5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

15. 当社及び一部の子会社及び子法人等は、2018年12月に連結納税制度の承認申請を行い、翌連結会計年度より連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会実務対応報告第5号)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会実務対応報告第7号)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。
16. (1) 当社及び連結される国内の生命保険会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しております。
- なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定により、一部の個人年金保険契約を対象として積立てた責任準備金が含まれております。
- ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- また、当社は、当連結会計年度より一部の個人年金保険契約を対象に責任準備金を5年間にわたり追加して積立てることとしております。この結果、追加積立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が121,292百万円増加し、また、経常利益及び税金等調整前当期純利益が121,292百万円減少しております。
- (2) 連結される海外の生命保険会社の責任準備金は、豪州会計基準等、各国の会計基準に基づき算出した額を計上しております。
17. 当社並びに一部の連結される子会社及び子法人等の一般勘定(保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定)の資産運用については、生命保険契約の特性をふまえた上で、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見直しを勘案した運用計画を立てております。
- これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円健の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、効率的な資産運用を図る観点から、主に現物資産運用のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップ及び金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプション及び通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株式指数先物及び株式指数オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。
- 主に、有価証券は市場リスク及び信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカウンターリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。
- 市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性にあわせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会等に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。このほか、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。
- 信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による厳格な審査を実施する体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

18. (1) 主な金融商品の連結貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表価額(*1)	時価(*2)	差額
現金及び預貯金(譲渡性預金)	353,297	353,297	-
その他有価証券	353,297	353,297	-
買入金銭債権	401,938	417,895	15,956
満期保有目的の債券	42,643	43,509	866
責任準備金対応債券	276,351	291,441	15,090
その他有価証券	82,943	82,943	-
金銭の信託	13,357	13,357	-
売買目的有価証券	13,157	13,157	-
その他有価証券	200	200	-
有価証券	63,440,561	68,136,757	4,696,196
売買目的有価証券	1,434,953	1,434,953	-
満期保有目的の債券	396,652	410,170	13,517
責任準備金対応債券	24,006,004	28,635,239	4,629,235
子会社株式及び関連会社株式	83,426	136,869	53,443
その他有価証券	37,519,524	37,519,524	-
貸付金(*3)	8,506,010	8,792,197	286,187
保険約款貸付	638,102	638,102	-
一般貸付	7,867,907	8,154,094	286,187
金融派生商品(*4)	48,762	48,762	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	89,282	89,282	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(40,519)	(40,519)	-
社債(*3,*5)	(1,175,589)	(1,217,913)	(42,324)
売現先勘定(*5)	(918,495)	(918,495)	-
借入金(*3,*5)	(441,885)	(445,882)	(3,996)

(*1) 貸倒引当金を計上したものについては、当該引当金を控除しております。

(*2) 当連結会計年度に減損処理した銘柄については、減損処理後の連結貸借対照表価額を時価としております。

(*3) 金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金、社債及び借入金と一体として処理されているため、その時価は、貸付金、社債及び借入金に含めて記載しております。

(*4) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*5) 社債、売現先勘定及び借入金は負債に計上しており、()で示しております。

(2) 当社並びに一部の連結される子会社及び子法人等の主な金融商品の時価の算定方法は、次のとおりです。

① 有価証券及び預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取扱うもの

イ 市場価格のあるもの

連結会計年度末日の市場価格によっております。ただし、その他有価証券の国内株式及び外国株式については、連結会計年度末日以前1カ月の市場価格の平均によっております。

ロ 市場価格のないもの

将来キャッシュ・フローを現在価値へ割引いた価格、外部情報ベンダーより入手した評価額等によっております。

② 貸付金

イ 保険約款貸付

貸付金額を解約戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸付であり、返済の見込まれる期間及び金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割引いた価格によっております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

⑤金融派生商品

イ 先物取引の市場取引の時価については、連結会計年度末日の清算値又は終値によっております。

ロ 株式オプション取引の時価については、主に連結会計年度末日の清算値又は終値、外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

ハ 金利スワップ取引、金利スワプション取引、為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引及び先渡取引の時価については、主に外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

④金銭の信託

上記①及び③の算定方法に準じ、金銭の信託の受託者が合理的に算定した価格によっております。

⑥社債

連結会計年度末日の市場価格によっております。

⑦売現先勘定

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

⑧借入金

変動金利借入の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利借入の時価については、原則、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割引いた価格によっております。ただし、証券化公募スキームを利用した借入金については、当該借入金を裏付として発行される社債の市場価格によっております。

- (3) 非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(1)の表中の有価証券に含めておりません。

これらの当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、1,018,344 百万円であります。

- (4) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

①売買目的有価証券

金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品、特別勘定に係る有価証券等を売買目的有価証券として区分しており、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は△37,796 百万円であります。

②満期保有目的の債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表 価額を超えるもの	買入金銭債権	25,671	26,652	981
	公社債	70,377	71,521	1,144
	外国証券	300,306	313,013	12,707
	小計	396,354	411,188	14,833
時価が連結貸借対照表 価額を超えないもの	買入金銭債権	16,972	16,857	△115
	公社債	2,095	2,093	△1
	外国証券	23,873	23,540	△332
	小計	42,941	42,491	△449
合計		439,295	453,679	14,384

③責任準備金対応債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表 価額を超えるもの	買入金銭債権	268,210	283,375	15,165
	公社債	23,155,149	27,748,219	4,593,069
	外国証券	706,819	747,296	40,477
	小計	24,130,180	28,778,891	4,648,711
時価が連結貸借対照表 価額を超えないもの	買入金銭債権	8,141	8,066	△74
	公社債	28,759	28,604	△155
	外国証券	115,274	111,119	△4,155
	小計	152,175	147,789	△4,386
合計		24,282,355	28,926,681	4,644,325

④その他有価証券

種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表価額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	種類	取得原価 又は償却原価	連結貸借対照表価額	差額
連結貸借対照表価額が 取得原価又は償却原価 を超えるもの	現金及び預貯金 （譲渡性預金）	167,300	167,300	0
	買入金銭債権	36,921	38,203	1,282
	公社債	3,961,752	4,245,652	283,900
	株式	3,469,705	7,884,353	4,414,647
	外国証券	15,465,908	17,667,971	2,202,063
	その他の証券	2,734,814	2,999,591	264,777
	小計	25,836,401	33,003,074	7,166,672
連結貸借対照表価額が 取得原価又は償却原価 を超えないもの	現金及び預貯金 （譲渡性預金）	186,000	185,997	△2
	買入金銭債権	44,910	44,740	△170
	金銭の信託	200	200	-
	公社債	107,803	105,288	△2,514
	株式	1,171,408	912,115	△259,292
	外国証券	3,607,489	3,496,344	△111,144
	その他の証券	211,755	208,206	△3,549
小計	5,329,566	4,952,892	△376,674	
合計		31,165,968	37,955,966	6,789,998

※時価を把握することが極めて困難と認められるもの 679,227 百万円は含めておりません。

当連結会計年度において、時価のあるものにつき 12,379 百万円減損処理を行っております。

なお、当社並びに一部の連結される子会社及び子法人等の時価のある株式（外国株式を含む）については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものにつき、原則として連結会計年度末日以前 1 カ月の市場価格等の平均に基づき減損処理しております。ただし、時価が著しく下落し、かつ連結会計年度末日以前 1 カ月間の市場価格等の下落が著しいなど一定の要件に該当する銘柄については、連結会計年度末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 連結会計年度末日以前 1 カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50% 以下の銘柄

ロ 連結会計年度末日以前 1 カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50% 超 70% 以下かつ過去の市場価格や発行会社の業績等が一定の要件に該当する銘柄

- (5) 主な金銭債権債務の返済予定額及び満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金(譲渡性預金)	353,300	-	-	-
その他有価証券	353,300	-	-	-
買入金銭債権	27,000	9,068	42,958	319,354
満期保有目的の債券	-	81	-	41,376
責任準備金対応債券	-	3,640	41,224	231,287
その他有価証券	27,000	5,346	1,734	46,691
有価証券	1,282,230	5,570,056	12,811,266	30,072,179
満期保有目的の債券	28,707	176,608	80,652	107,150
責任準備金対応債券	307,396	1,805,194	4,970,405	16,665,138
その他有価証券	946,125	3,588,253	7,760,208	13,299,890
貸付金(*1)	969,688	2,928,453	1,938,788	1,995,897
社債	-	-	3,500	1,088,989
売現先勘定	918,495	-	-	-
借入金(*2)	28,596	67,222	26,065	220,000

(*1) 保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの 9,064 百万円は含めておりません。

(*2) 劣後特約付借入金等のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

19. 当連結会計年度末における賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は 1,281,364 百万円、時価は 1,564,426 百万円であります。当社並びに一部の連結される子会社及び子法人等では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当連結会計年度末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。また、賃貸等不動産の連結貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は 3,030 百万円であります。
20. (1) 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の合計額は 32,251 百万円であります。その内訳は、次のとおりです。
- ①破綻先債権額は 1,284 百万円、延滞債権額は 29,037 百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金に該当しないものであります。
- ②3か月以上延滞債権額はありません。
- なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ③貸付条件緩和債権額は 1,930 百万円であります。
- なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破綻先債権額は 3,173 百万円、延滞債権額は 168 百万円それぞれ減少しております。
21. 有形固定資産の減価償却累計額は 1,165,279 百万円であります。

22. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は1,479,649百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。

23. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ 当連結会計年度期首現在高	995,167 百万円
ロ 前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額	218,353 百万円
ハ 当連結会計年度社員配当金支払額	215,540 百万円
ニ 利息による増加額	22,233 百万円
ホ 当連結会計年度末現在高(イ+ロ-ハ+ニ)	1,020,213 百万円

24. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ 当連結会計年度期首現在高	65,078 百万円
ロ 当連結会計年度契約者配当金支払額	19,231 百万円
ハ 利息による増加額	11 百万円
ニ 契約者配当準備金繰入額	13,837 百万円
ホ 連結範囲の変動による増加額	629 百万円
ヘ 当連結会計年度末現在高(イ-ロ+ハ+ニ+ホ)	60,326 百万円

25. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、発行者の裁量により繰上償還をすることが可能であります。
当社が通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2012年10月	2022年10月以降の各利払日
2014年10月	発行日の10年後の応当日及びそれ以降5年を経過するごとの各日
2016年1月	発行日の10年後の応当日及びそれ以降5年を経過するごとの各日
2017年9月	発行日の10年後の応当日及びそれ以降5年を経過するごとの各日

26. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金336,500百万円が含まれております。
また、2019年4月22日に、次のとおり円建劣後特約付借入を実施しております。

借入総額	900億円
利率	2029年4月22日まで 年0.95%(固定金利) 2029年4月23日以降 固定金利(ステップアップあり・5年ごとにリセット)
返済期限	2049年4月22日の3銀行営業日前(2029年4月22日及びその5年後ごとの応当日の3銀行営業日前に、 監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上返済可能)
資金用途	一般事業資金

27. 担保に供されている資産の額は、有価証券1,751,960百万円、リース契約等に係る債権15,308百万円、土地252百万円、建物45百万円であります。また、担保に係る債務の額は756,504百万円であります。

なお、上記には、売現先取引による買戻し条件付の売却851,839百万円及び売現先勘定918,495百万円、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券28,595百万円及び受入担保金32,610百万円をそれぞれ含んでおります。

28. 2019年5月22日の取締役会において、2019年度中に基金を50,000百万円募集することに伴う定款の一部変更を7月2日開催予定の総代会に付議することを決議しております。

29. 基金を50,000百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第56条に規定する基金償却積立金に積立てております。
30. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式及び出資金の総額は422,542百万円であります。
31. 取得による企業結合等に関する事項は、次のとおりです。
- (1) ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
- ①企業結合の概要
- イ 被取得企業の名称及びその事業の内容
- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 被取得企業の名称 | マスマニューチャル生命保険株式会社(現ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社) |
| 事業の内容 | 生命保険業 |
- ロ 企業結合を行った主な理由
- 金融機関窓販マーケットにおけるお客様からのご要望に幅広く応える体制構築により、事業基盤を強化することで、契約者利益を持続的に拡大させることを目的としております。
- ハ 企業結合日
- 2018年4月1日(みなし取得日)
- ニ 企業結合の法的形式
- 現金を対価とする株式取得
- ホ 結合後企業の名称
- ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
- ヘ 取得した議決権比率
- 約85.1%
- ト 取得企業を決定するに至った主な根拠
- 当社が議決権の過半数を所有し、意思決定機関を支配することが明確であるためであります。
- ②連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間
- 企業結合日から当連結会計年度末までの期間
- ③被取得企業の取得原価及びその内訳
- | | |
|----------------|------------|
| 取得の対価 現金による支出額 | 104,247百万円 |
| 取得原価 | 104,247百万円 |
- ④主要な取得関連費用の内容及び金額
- | | |
|-----------|--------|
| アドバイザー費用等 | 873百万円 |
|-----------|--------|
- ⑤発生した負ののれんの金額及び発生要因
- イ 発生した負ののれん
- 10,347百万円
- ロ 発生原因
- 受け入れた資産及び引き受けた負債の純額の持分相当額が被取得企業の取得原価を上回ったためであります。
- ⑥企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- | | |
|-------------|---------------|
| 資産合計 | 2,763,970百万円 |
| (うち有価証券) | 2,449,174百万円) |
| 負債合計 | 2,629,331百万円 |
| (うち保険契約準備金) | 2,408,090百万円) |

(2) はなさく生命保険株式会社

当社が 2018 年 7 月 2 日に設立したニッセイ生保設立準備株式会社(以下「準備会社」という)は、2019 年 2 月 1 日に、当社による保険業法第 271 条の 10 第 1 項に基づく金融庁長官の認可及び保険業法第 106 条第 7 項に基づく金融庁長官の認可の取得、準備会社による保険業法第 3 条に基づく生命保険業免許の取得が完了し、同日付で、はなさく生命保険株式会社(以下「はなさく生命」という)に商号を変更しております。

①設立の目的

多様化するお客様ニーズや販売チャネルの広がりにより的確に対応するべく、代理店等に対し、柔軟かつ機動的に商品を提供していくことを目的としております。

②はなさく生命の概要

イ 社名	はなさく生命保険株式会社
ロ 本店所在地	東京都港区
ハ 資本金	100 億円

なお、当社は、2019 年 4 月 1 日に、はなさく生命へ 200 億円の増資を実行しております。

③設立の時期

2018 年 7 月 2 日

④議決権比率

100%

32. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は 3,433,596 百万円であります。
33. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当連結会計年度末において、すべて当該処分を行わず所有しており、その時価は 488,657 百万円であります。
34. 貸付金に係るコミットメント及びこれに準ずる契約の貸付未実行残高は 306,323 百万円であります。
35. 保険業法施行令第 37 条の 4 に規定する生命保険契約者保護機構の借入限度額のうち、当社並びに一部の連結される子会社及び子法人等に対応する見積額は 92,025 百万円であります。
なお、同機構に拠出した金額は事業費として処理しております。
36. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度及び自社年金制度を設けております。

一部の連結される子会社及び子法人等は、主に、確定給付型の制度として、退職一時金制度、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ	期首における退職給付債務	707,164 百万円
ロ	勤務費用	28,279 百万円
ハ	利息費用	4,278 百万円
ニ	数理計算上の差異の当期発生額	5,587 百万円
ホ	退職給付の支払額	△48,726 百万円
ヘ	連結範囲の変動による増加額	1,757 百万円
ト	その他	△11 百万円
チ	期末における退職給付債務(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	698,329 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ	期首における年金資産	266,183 百万円
ロ	期待運用収益	3,766 百万円
ハ	数理計算上の差異の当期発生額	1,550 百万円
ニ	事業主からの拠出額	7,279 百万円
ホ	退職給付の支払額	△18,647 百万円
ヘ	期末における年金資産(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	260,132 百万円

③簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

イ	期首における退職給付に係る負債	2,180 百万円
ロ	退職給付費用	304 百万円
ハ	退職給付の支払額	△125 百万円
ニ	期末における退職給付に係る負債(イ+ロ+ハ)	2,359 百万円

④退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

イ	積立型制度の退職給付債務	286,003 百万円
ロ	年金資産	△260,132 百万円
		25,871 百万円
ハ	非積立型制度の退職給付債務	414,684 百万円
ニ	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	440,556 百万円
ホ	退職給付に係る負債	440,556 百万円
ヘ	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	440,556 百万円

⑤退職給付に関連する損益

イ	勤務費用	28,279 百万円
ロ	利息費用	4,278 百万円
ハ	期待運用収益	△3,766 百万円
ニ	数理計算上の差異の当期の費用処理額	11,121 百万円
ホ	簡便法で計算した退職給付費用	304 百万円
ヘ	その他	409 百万円
ト	確定給付制度に係る退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	40,625 百万円

⑥その他の包括利益に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目(税効果控除前)の内訳は、次のとおりです。

数理計算上の差異	7,084 百万円
合計	7,084 百万円

⑦その他の包括利益累計額に計上された項目の内訳

その他の包括利益累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は、次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	19,301 百万円
合計	19,301 百万円

⑧年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ 生命保険一般勘定	49.8%
ロ 国内債券	23.0%
ハ 外国証券	16.2%
ニ 現金及び預貯金	6.6%
ホ 国内株式	4.5%
ヘ その他	0.0%
ト 合計(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	100.0%

⑨長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑩数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社並びに一部の連結される子会社及び子法人等の主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ 割引率	0.6%～0.7%
ロ 長期期待運用収益率	1.4%～3.0%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は4,859百万円です。

37. (1) 繰延税金資産の総額は1,655,051百万円であり、繰延税金負債の総額は2,093,314百万円です。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は107,691百万円です。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金935,673百万円、価格変動準備金407,422百万円及び退職給付に係る負債123,036百万円です。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金1,916,168百万円です。
- (2) 当連結会計年度における法定実効税率は27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△18.8%です。
38. 土地の再評価に関する法律に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める公示価格及び第2条第4号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。

(5)連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

(単位:百万円)

科目	2017年度	2018年度
	金額	金額
経常収益	7,609,805	8,227,132
保険料等収入	5,422,050	6,069,229
資産運用益	1,871,287	1,842,333
利息及び配当金等収入	1,496,565	1,596,028
売買目的有価証券運用益	22,599	12,174
有価証券売却益	252,476	205,481
有価証券償還益	14,972	6,430
為替差益	16,168	-
貸倒引当金戻入額	584	-
その他の運用収益	1,806	3,101
特別勘定資産運用益	66,115	19,115
その他の経常収益	316,467	315,569
経常費用	7,137,979	7,798,687
保険金等支払	4,407,378	4,597,470
保険金	1,298,609	1,323,888
保年給	907,776	975,383
解約返戻金	812,819	846,807
その他の返戻金	1,085,916	1,169,048
再保料	260,653	238,189
責任準備金等繰入額	41,602	44,152
責任準備金繰入額	1,234,488	1,652,662
社員配当金積立利息繰入額	1,212,272	1,630,416
契約者配当金積立利息繰入額	22,203	22,233
資産運用費用	12	11
支払利息	383,966	371,739
資金の信託運用損	24,392	35,388
有価証券売却損	3,276	2,563
有価証券評価損	126,883	145,635
有価証券償還損	11,364	19,019
有価証券費用	23,374	8,165
金融派生商品費用	144,785	83,973
為替差損	144,785	83,973
貸倒引当金繰入額	-	16,896
貸倒引当金繰入額	-	6,368
貸倒引当金繰入額	17,460	18,969
貸倒引当金繰入額	17,460	18,969
その他の運用費用	32,428	34,760
その他の経常費用	789,288	825,455
その他の経常費用	322,857	351,361
経常利益	471,825	428,445
特別利益	21,711	17,400
固定資産の処分益	21,711	7,053
固定資産の処分益	-	10,347
特別損失	223,222	117,815
固定資産の処分損失	7,781	8,069
減損損失	2,242	2,327
価格変動準備金繰入額	210,222	104,418
社会厚生福祉事業助成金	2,977	3,000
契約者配当準備金繰入額	17,272	13,837
税金等調整前当期純利益	253,042	314,192
法人税及び住民税等	129,514	135,642
法人税等調整額	△123,015	△102,461
法人税等調整額	6,499	33,180
当期純利益	246,542	281,011
非支配株主に帰属する当期純利益	2,614	2,215
親会社に帰属する当期純利益	243,927	278,795

(連結損益計算書の注記)

1. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

①資産をグルーピングした方法

当社並びに一部の連結される子会社及び子法人等は、賃貸用不動産等及び遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。

②減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下又は時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位:百万円)

用途	土地	建物等	合計
賃貸用不動産等	23	8	31
遊休不動産等	1,536	759	2,295
合計	1,559	767	2,327

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、物件により使用価値又は正味売却価額を適用しております。

なお、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを3.0%～3.8%で割引いて算定しております。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額又は基準価格等をもとに算定しております。

(連結包括利益計算書)

(単位:百万円)

科目	2017年度	2018年度
	金額	金額
当期純利益	246,542	281,011
その他の包括利益	348,566	26,303
その他有価証券評価差額金	333,542	35,865
繰延ヘッジ損益	6,166	27,544
為替換算調整勘定	5,436	△29,212
退職給付に係る調整額	5,881	5,107
持分法適用会社に対する持分相当額	△2,460	△13,001
包括利益	595,109	307,315
親会社に係る包括利益	584,689	303,143
非支配株主に係る包括利益	10,419	4,171

(連結包括利益計算書の注記)

その他の包括利益の内訳については、次のとおりです。

(1) その他の包括利益に係る組替調整額

(単位:百万円)

その他有価証券評価差額金:		
当期発生額	75,501	
組替調整額	△21,292	54,209
繰延ヘッジ損益:		
当期発生額	29,789	
組替調整額	8,440	38,229
為替換算調整勘定:		
当期発生額	△29,212	
組替調整額	—	△29,212
退職給付に係る調整額:		
当期発生額	△4,038	
組替調整額	11,122	7,084
持分法適用会社に対する持分相当額:		
当期発生額	△12,388	
組替調整額	△613	△13,001
税効果調整前合計		57,309
税効果額		△31,005
その他の包括利益合計		26,303

(2) その他の包括利益に係る税効果額

(単位:百万円)

	税効果調整前	税効果額	税効果調整後
その他有価証券評価差額金	54,209	△18,344	35,865
繰延ヘッジ損益	38,229	△10,684	27,544
為替換算調整勘定	△29,212	—	△29,212
退職給付に係る調整額	7,084	△1,976	5,107
持分法適用会社に対する持分相当額	△13,001	—	△13,001
その他の包括利益合計	57,309	△31,005	26,303

(6)連結キャッシュ・フロー計算書

科目	(単位:百万円)	
	2017年度 金額	2018年度 金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純剰余(△は損失)	253,042	314,192
貸貸用不動産等減価償却費	17,460	18,969
減価償却費	48,769	54,543
減損損失	2,242	2,327
のれん償却額	2,740	2,631
食ののれん発生益	—	△10,347
支払備金の増減額(△は減少)	△62,027	△53,246
責任準備金の増減額(△は減少)	1,186,025	1,620,992
社員配当準備金積立利息繰入額	22,203	22,233
契約者配当準備金積立利息繰入額	12	11
契約者配当準備金繰入額	17,272	13,837
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△625	6,320
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	11	15
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	771	2,720
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	257	△676
価格変動準備金の増減額(△は減少)	210,222	104,418
利息及び配当金等収入	△1,496,565	△1,596,028
金銭の信託運用損益(△は益)	3,276	2,563
有価証券関係損益(△は益)	△108,616	△39,092
保険約款貸付関係損益(△は益)	107,863	108,744
金融派生商品関係損益(△は益)	144,785	83,973
支払利息	24,392	35,388
為替差損益(△は益)	△16,268	17,461
有形固定資産関係損益(△は益)	△13,858	792
持分法による投資損益(△は益)	△1,359	△3,292
特別勘定資産運用損益(△は益)	△66,115	△19,115
再保険貸の増減額(△は増加)	1,414	1,949
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	△14,363	5,128
再保険借の増減額(△は減少)	△3,334	2,069
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	16,113	7,145
その他	△23,758	△13,765
小計	251,984	692,867
利息及び配当金等の受取額	1,544,422	1,660,198
利息の支払額	△23,503	△33,667
社員配当金の支払額	△181,027	△189,333
契約者配当金の支払額	△20,053	△19,231
その他	25,100	7,302
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△90,613	△155,914
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,506,309	1,962,221
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額(△は増加)	△302	△888
買入金銭債権の取得による支出	△17,947	△5,394
買入金銭債権の売却・償還による収入	53,602	47,366
金銭の信託の増加による支出	△10,300	△5,300
金銭の信託の減少による収入	0	—
有価証券の取得による支出	△9,174,638	△10,731,535
有価証券の売却・償還による収入	7,997,940	8,800,702
貸付けによる支出	△1,505,039	△1,583,675
貸付金の回収による収入	1,759,953	1,620,988
金融派生商品の決済による収支(純額)	△417,693	45,636
売現先の純増減額(△は減少)	244,920	677,033
債券貸借取引受入担保金の純増減額(△は減少)	△298,360	△566,215
その他	110,685	△119,480
資産運用活動計	△1,257,180	△1,820,763
(営業活動及び資産運用活動計)	(249,128)	(141,457)
有形固定資産の取得による支出	△54,186	△109,143
有形固定資産の売却による収入	51,901	30,610
連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	—	△44,844
その他	△51,526	△49,706
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,310,991	△1,993,848
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	153,893	354,035
借入金の返済による支出	△157,037	△135,545
社債の発行による収入	188,064	—
基金の募集による収入	50,000	—
基金の償却による支出	△50,000	△50,000
基金利息の支払額	△1,198	△790
連結の範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出	△15,065	△1,435
その他	2,264	△17,934
財務活動によるキャッシュ・フロー	170,921	148,329
現金及び現金同等物に係る換算差額	△12,427	△1,783
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	353,812	114,919
現金及び現金同等物期首残高	1,541,468	1,897,011
連結子会社と非連結子会社の合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	1,730	—
現金及び現金同等物期末残高	1,897,011	2,011,931

(連結キャッシュ・フロー計算書の注記)

1. 現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3か月以内の流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資を計上しております。

2. 株式の取得により新たに連結される子会社及び子法人等となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たにニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は、次のとおりであります。

資産合計	2,763,970 百万円
(うち有価証券)	2,449,174 百万円)
負債合計	△2,629,331 百万円
(うち保険契約準備金)	△2,408,090 百万円)
負ののれん	△10,347 百万円
非支配株主持分	△20,043 百万円
子会社及び子法人等の株式の取得価額	104,247 百万円
子会社及び子法人等の現金及び現金同等物	59,402 百万円
差引:子会社及び子法人等の株式取得のための支出	44,844 百万円

(7)連結基金等変動計算書

・2017年度 (単位:百万円)

	基金等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計
当期末残高	150,000	1,150,000	651	622,388	1,923,039
当期末変動					
基金の募集	50,000				50,000
社員配当準備金の積立				△184,088	△184,088
基金償却積立金の積立		50,000		△50,000	-
基金利息の支払				△1,198	△1,198
親会社に帰属する当期純剰余				243,827	243,827
基金の償却	△50,000				△50,000
土地再評価差額金の取崩				2,805	2,805
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				△8,805	△8,805
基金等以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	50,000	-	2,742	52,742
当期末残高	150,000	1,200,000	651	625,131	1,975,782

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期末残高	4,588,092	△65,262	△58,084	30,549	△24,556	4,470,738	135,203	6,528,981
当期末変動								
基金の募集								50,000
社員配当準備金の積立								△184,088
基金償却積立金の積立								-
基金利息の支払								△1,198
親会社に帰属する当期純剰余								243,827
基金の償却								△50,000
土地再評価差額金の取崩								2,805
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△8,805
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	330,510	6,170	△2,805	△1,842	5,924	337,856	2,792	340,848
当期変動額合計	330,510	6,170	△2,805	△1,842	5,924	337,856	2,792	393,391
当期末残高	4,918,602	△59,092	△60,989	28,706	△18,632	4,808,594	137,996	6,922,373

・2018年度

(単位:百万円)

	基 金 等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計
当期末残高	150,000	1,200,000	651	625,131	1,975,782
当期変動額					
社員配当準備金の積立				△218,353	△218,353
基金償却積立金の積立		50,000		△50,000	-
基金利息の支払				△790	△790
親会社に帰属する当期純剰余				278,795	278,795
基金の償却	△50,000				△50,000
土地再評価差額金の取崩				△8,299	△8,299
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				1,071	1,071
基金等以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	△50,000	50,000	-	4,424	4,424
当期末残高	100,000	1,250,000	651	629,555	1,980,206

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期末残高	4,918,602	△59,092	△60,989	28,706	△18,632	4,808,594	137,996	6,922,373
当期変動額								
社員配当準備金の積立								△218,353
基金償却積立金の積立								-
基金利息の支払								△790
親会社に帰属する当期純剰余								278,795
基金の償却								△50,000
土地再評価差額金の取崩								△8,299
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								1,071
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	25,320	27,448	8,299	△33,559	5,138	30,848	20,776	51,423
当期変動額合計	25,320	27,448	8,299	△33,559	5,138	30,848	20,776	55,847
当期末残高	4,943,922	△31,643	△54,690	△4,853	△13,494	4,839,241	158,772	6,978,221

(8)債務者区分による債権の状況(連結)

(単位:百万円,%)

区分	2017年度末	2018年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10,209	10,032
危険債権	18,706	20,290
要管理債権	2,188	1,930
小計	31,104	32,252
(対合計比)	(0.26)	(0.26)
正常債権	11,735,373	12,194,419
合計	11,766,477	12,226,672

(注)1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3.「要管理債権」とは、3か月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(注1及び注2に掲げる債権を除く)であり、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び注2に掲げる債権並びに3か月以上延滞貸付金を除く)です。

4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

○債務者区分による債権に対する補足説明

- ・本表の分類・算出方法は保険業法施行規則に準じており、対象は貸付金、貸付有価証券、未收利息、仮払金、支払承諾見返、金融機関保証付私借債です。
- ・破産更生債権及びこれらに準ずる債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2017年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権251百万円、2018年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権3,342百万円です。

(9)リスク管理債権の状況(連結)

(単位:百万円,%)

区分	2017年度末	2018年度末
破綻先債権額	1,511	1,284
延滞債権額	27,397	29,037
3か月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	2,188	1,930
合計	31,097	32,251
(貸付残高に対する比率)	(0.36)	(0.38)

(注)1. 破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は2017年度末が破綻先債権額15百万円、延滞債権額235百万円、2018年度末が破綻先債権額3,173百万円、延滞債権額168百万円です。

2.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未收利息を計上しなかった貸付金(未收利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続を申立てにより法的制度となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続を申立てがあった債務者に対する貸付金です。

3.「延滞債権」とは、未收利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。

4.「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。

5.「貸付条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

6. 資産の自己査定の結果に基づき破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先とした債務者に対する貸付金の未收利息を収益不計上としています。

(10) 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況
(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位: 百万円)

項目	2017年度末	2018年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	14,150,867	15,029,149
基金・諸準備金等	5,143,211	5,437,605
基金等	1,852,172	1,888,331
価格変動準備金	1,345,987	1,460,182
危険準備金	1,680,761	1,825,914
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	2,114	2,213
その他	262,175	260,963
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%	6,048,446	6,083,208
土地の含み損益×85%	272,410	374,311
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	△25,843	△18,717
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	1,679,917	1,798,965
負債性資本調達手段等	1,208,889	1,512,089
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△249,989	△260,734
その他	73,824	102,421
リスクの合計額 $\sqrt{(\sqrt{R_1^2 + R_5^2 + R_8 + R_9})^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4 + R_6$ (B)	2,923,568	3,015,514
保険リスク相当額 R_1	159,546	164,973
一般保険リスク相当額 R_5	—	—
巨大災害リスク相当額 R_6	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	90,205	93,010
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R_9	—	—
予定利率リスク相当額 R_2	425,986	432,609
最低保証リスク相当額 R_7	10,593	9,302
資産運用リスク相当額 R_3	2,414,061	2,498,341
経営管理リスク相当額 R_4	62,007	63,964
ソルベンシー・マージン比率	$\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	
	968.0%	996.7%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第96条の2、第98条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を使用しています。

(11)セグメント情報

2017年度、2018年度において、当社及び連結される子会社及び子法人等は、国内外において保険業及び保険関連事業（資産運用関連事業、総務関連事業等を含む）を営んでいますが、その他報告すべき重要なセグメントがないため、セグメント情報及び関連情報の記載を省略しています。

Ⅱ. 2018年度決算 補足資料

1. 一般勘定

(1) 商品有価証券関係	・・・・・・1
① 商品有価証券明細表	・・・・・・1
② 商品有価証券売買高	・・・・・・1
(2) 有価証券関係	・・・・・・1
① 有価証券明細表	・・・・・・1
② 有価証券残存期間別残高	・・・・・・2
③ 地域別地方債保有内訳	・・・・・・2
④ 公社債及び外国公社債格付別内訳	・・・・・・3
⑤ 株式業種別内訳	・・・・・・3
(3) 貸付金関係	・・・・・・4
① 貸付金明細表	・・・・・・4
② 貸付金企業規模別内訳	・・・・・・4
③ 貸付金業種別内訳	・・・・・・5
④ 貸付金担保別内訳	・・・・・・6
⑤ 貸付金地域別内訳	・・・・・・6
⑥ 一般貸付金残存期間別残高	・・・・・・6
(4) 海外投融資関係	・・・・・・7
① 資産別明細	・・・・・・7
② 外貨建資産の通貨別構成	・・・・・・8
③ 海外投融資の地域別構成	・・・・・・8
(5) デリバティブ取引の状況	・・・・・・9

2. 個人変額保険特別勘定

(1) 売買目的有価証券の評価損益	・・・・・・14
(2) デリバティブ取引の状況	・・・・・・14

3. 会社計

(1) 資産構成	・・・・・・15
(2) 売買目的有価証券の評価損益	・・・・・・15
(3) 有価証券の時価情報	・・・・・・16
(4) 金銭の信託の時価情報	・・・・・・17
(5) デリバティブ取引の状況	・・・・・・18

日本生命保険相互会社

1. 一般勘定

(1) 商品有価証券関係

① 商品有価証券明細表

2017年度末、2018年度末に該当の残高はありません。

② 商品有価証券売買高

2017年度、2018年度に該当はありません。

(2) 有価証券関係

① 有価証券明細表

(単位: 億円, %)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	223,813	41.6	235,275	42.4
国債	194,561	36.2	208,091	37.5
地方債	8,815	1.6	7,897	1.4
社債	20,436	3.8	19,286	3.5
(うち公社・公団債)	(8,107)	(1.5)	(7,930)	(1.4)
株式	93,588	17.4	89,554	16.1
外国証券	193,710	36.0	198,595	35.8
公社債	144,335	26.9	138,710	25.0
株式等	49,375	9.2	59,884	10.8
その他の証券	26,330	4.9	31,717	5.7
合計	537,443	100.0	555,143	100.0

②有価証券残存期間別残高

(単位:億円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
	有価証券	7,869	22,874	24,128	27,952	73,717	
国債	1,720	5,889	9,340	16,438	30,736	130,436	194,561
地方債	1,006	957	60	267	867	5,654	8,815
社債	2,812	1,202	1,317	1,389	4,185	9,528	20,436
株式						93,588	93,588
外国証券	2,315	12,491	12,331	7,863	24,376	134,332	193,710
公社債	2,224	12,314	11,988	7,529	23,795	86,481	144,335
株式等	91	177	342	333	580	47,850	49,375
その他の証券	15	2,332	1,078	1,993	13,551	7,359	26,330
買入金銭債権	229	16	42	64	233	2,196	2,782
譲渡性預金	3,275	-	-	-	-	-	3,275
合計	11,374	22,890	24,171	28,016	73,950	383,097	543,500
有価証券	10,968	22,169	24,101	34,617	84,345	378,941	555,143
国債	2,679	7,795	11,098	19,876	28,077	138,563	208,091
地方債	901	69	181	406	1,003	5,334	7,897
社債	637	1,102	1,897	1,316	5,617	8,715	19,286
株式						89,554	89,554
外国証券	5,455	12,112	9,989	9,440	31,936	129,660	198,595
公社債	5,384	11,858	9,631	9,176	31,117	71,540	138,710
株式等	70	253	358	263	819	58,119	59,884
その他の証券	1,295	1,088	933	3,577	17,709	7,112	31,717
買入金銭債権	269	19	17	48	364	1,720	2,440
譲渡性預金	2,792	-	-	-	-	-	2,792
合計	14,031	22,188	24,118	34,665	84,709	380,662	560,376

③地域別地方債保有内訳

(単位:億円,%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	22	0.2	22	0.3
東北	-	-	-	-
関東	5,270	59.8	4,647	58.8
中部	2,057	23.3	1,873	23.7
近畿	217	2.5	256	3.2
中国	97	1.1	98	1.2
四国	-	-	-	-
九州	989	11.2	999	12.7
その他	159	1.8	-	-
合計	8,815	100.0	7,897	100.0

(注)上記「その他」は共同発行市場公募地方債です。

④公社債及び外国公社債格付別内訳

(単位:億円,%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
AAA	18,004	10.4	16,991	10.2
AA	112,869	65.0	94,547	57.0
A	23,905	13.8	26,113	15.7
BBB	16,269	9.4	26,132	15.8
BB以下	108	0.1	111	0.1
格付なし	2,428	1.4	1,998	1.2
合計	173,587	100.0	165,895	100.0

(注) 1. 上記公社債格付は日本国債の格付を除いています。(2017年度末:19兆4,561億円, 2018年度末:20兆8,091億円)
2. 上記は外部の格付業者の格付に基づき作成しています。

⑤株式業種別内訳

(単位:億円,%)

区分	2017年度末		2018年度末		
	金額	占率	金額	占率	
水産・農林業	39	0.0	50	0.1	
鉱業	15	0.0	13	0.0	
建設業	1,657	1.8	1,532	1.7	
製造業	食料品	3,274	3.5	3,220	3.6
	繊維製品	1,303	1.4	1,073	1.2
	パルプ・紙	292	0.3	287	0.3
	化学	9,541	10.2	8,907	9.9
	医薬品	7,725	8.3	7,590	8.5
	石油・石炭製品	281	0.3	218	0.2
	ゴム製品	988	1.1	854	1.0
	ガラス・土石製品	891	1.0	773	0.9
	鉄鋼	1,378	1.5	1,188	1.3
	非鉄金属	873	0.9	728	0.8
	金属製品	448	0.5	328	0.4
	機械	5,976	6.4	4,834	5.4
	電気機器	11,574	12.4	9,984	11.1
	輸送用機器	14,018	15.0	13,005	14.5
精密機器	1,199	1.3	1,191	1.3	
その他製品	1,018	1.1	1,032	1.2	
電気・ガス業	3,455	3.7	3,935	4.4	
運輸・情報通信業	陸運業	5,380	5.7	6,249	7.0
	海運業	72	0.1	48	0.1
	空運業	139	0.1	181	0.2
	倉庫・運輸関連業	105	0.1	104	0.1
	情報・通信業	2,474	2.6	2,896	3.2
商業	卸売業	3,260	3.5	3,121	3.5
	小売業	2,827	3.0	2,697	3.0
金融・保険業	銀行業	5,436	5.8	4,214	4.7
	証券、商品先物取引業	792	0.8	678	0.8
	保険業	4,389	4.7	5,691	6.4
	その他金融業	558	0.6	520	0.6
不動産業	467	0.5	494	0.6	
サービス業	1,728	1.8	1,904	2.1	
合計	93,588	100.0	89,554	100.0	

(3)貸付金関係

①貸付金明細表

(単位:億円)

区分	2017年度末	2018年度末
保険約款貸付	6,190	5,827
保険料振替貸付	430	395
契約者貸付	5,760	5,431
一般貸付	68,492	68,559
企業貸付	50,961	51,118
国内	49,310	47,912
海外	1,651	3,206
国・国際機関・政府関係機関・ 公共団体・公企業貸付	4,765	4,751
国内	4,442	4,451
海外	323	300
住宅ローン	7,986	8,105
消費者ローン	3,930	3,788
その他	849	794
合計	74,683	74,387
非居住者貸付	1,974	3,506

②貸付金企業規模別内訳

(単位:件、億円、%)

区分		2017年度末		2018年度末	
			占率		占率
大企業	貸付先数	845	37.0	783	38.1
	金額	42,955	87.1	41,159	85.9
中堅企業	貸付先数	312	13.7	261	12.7
	金額	724	1.5	672	1.4
中小企業	貸付先数	1,127	49.3	1,011	49.2
	金額	5,629	11.4	6,081	12.7
国内企業計	貸付先数	2,284	100.0	2,055	100.0
	金額	49,310	100.0	47,912	100.0

(注) 1. 業種の区分は以下のとおりです。

2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

業種	①右の②～④を除く 全業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
	常用する 従業員 300名超	資本金 10億円以上	常用する 従業員 50名超	資本金 10億円以上	常用する 従業員 100名超	資本金 10億円以上	常用する 従業員 100名超	資本金 10億円以上
大企業	かつ	資本金 3億円超 10億円未満	かつ	資本金 5千万円超 10億円未満	かつ	資本金 5千万円超 10億円未満	かつ	資本金 1億円超 10億円未満
中堅企業		資本金3億円以下又は 常用する従業員300名以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員50名以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員100名以下		資本金1億円以下又は 常用する従業員100名以下
中小企業								

③貸付金業種別内訳

(単位:億円,%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
製造業	11,152	16.3	10,589	15.4
食料	1,021	1.5	961	1.4
繊維	222	0.3	193	0.3
木材・木製品	24	0.0	20	0.0
パルプ・紙	591	0.9	606	0.9
印刷	158	0.2	156	0.2
化学	1,821	2.7	2,013	2.9
石油・石炭	799	1.2	875	1.3
窯業・土石	426	0.6	422	0.6
鉄鋼	1,805	2.6	1,839	2.7
非鉄金属	183	0.3	190	0.3
金属製品	87	0.1	91	0.1
はん用・生産用・業務用機械	1,244	1.8	1,010	1.5
電気機械	943	1.4	737	1.1
輸送用機械	1,574	2.3	1,211	1.8
その他の製造業	245	0.4	257	0.4
国内向け				
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	45	0.1	25	0.0
建設業	321	0.5	311	0.5
電気・ガス・熱供給・水道業	12,081	17.6	12,359	18.0
情報通信業	1,512	2.2	1,299	1.9
運輸業、郵便業	6,470	9.4	6,266	9.1
卸売業	8,030	11.7	7,708	11.2
小売業	547	0.8	517	0.8
金融業、保険業	5,185	7.6	4,689	6.8
不動産業	4,337	6.3	4,719	6.9
物品賃貸業	2,554	3.7	2,390	3.5
学術研究、専門・技術サービス業	18	0.0	15	0.0
宿泊業	230	0.3	234	0.3
飲食業	31	0.0	31	0.0
生活関連サービス業、娯楽業	429	0.6	442	0.6
教育、学習支援業	15	0.0	16	0.0
医療・福祉	12	0.0	10	0.0
その他のサービス	111	0.2	102	0.1
地方公共団体	1,510	2.2	1,426	2.1
個人(住宅・消費・納税資金等)	11,916	17.4	11,894	17.3
合計	66,518	97.1	65,053	94.9
海外向け				
政府等	323	0.5	300	0.4
金融機関	142	0.2	603	0.9
商工業(等)	1,508	2.2	2,602	3.8
合計	1,974	2.9	3,506	5.1
総合計	68,492	100.0	68,559	100.0

④貸付金担保別内訳

(単位:億円,%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
担保貸付	324	0.5	297	0.4
有価証券担保貸付	81	0.1	80	0.1
不動産・動産・財団担保貸付	169	0.2	156	0.2
指名債権担保貸付	73	0.1	61	0.1
保証貸付	1,868	2.7	1,790	2.6
信用貸付	54,383	79.4	54,576	79.6
その他	11,916	17.4	11,894	17.3
一般貸付計	68,492	100.0	68,559	100.0
うち劣後特約付貸付	2,096	3.1	1,616	2.4

⑤貸付金地域別内訳

(単位:億円,%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	660	1.3	673	1.4
東北	1,240	2.5	1,323	2.8
関東	32,968	66.9	31,860	66.5
中部	4,192	8.5	3,958	8.3
近畿	6,899	14.0	6,870	14.3
中国	1,150	2.3	1,173	2.4
四国	693	1.4	692	1.4
九州	1,504	3.1	1,358	2.8
合計	49,310	100.0	47,912	100.0

(注) 1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含んでいません。
2. 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

⑥一般貸付金残存期間別残高

(単位:億円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
	2017年度末						
固定金利	8,435	13,121	9,937	6,692	8,295	16,261	62,743
変動金利	545	937	1,098	719	1,031	1,416	5,749
一般貸付計	8,980	14,058	11,036	7,412	9,326	17,677	68,492
2018年度末							
固定金利	8,432	12,532	9,597	6,383	7,734	16,663	61,345
変動金利	531	1,557	1,122	782	1,269	1,952	7,214
一般貸付計	8,964	14,089	10,720	7,165	9,004	18,615	68,559

(4)海外投融資関係

①資産別明細

・外貨建資産

(単位:億円,%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	140,903	68.4	135,536	63.3
株式	9,349	4.5	8,892	4.2
現預金・その他	29,905	14.5	42,767	20.0
小計	180,158	87.5	187,195	87.4

・円貨額が確定した外貨建資産

(単位:億円,%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	—	—	—	—
現預金・その他	2,909	1.4	2,812	1.3
小計	2,909	1.4	2,812	1.3

・円貨建資産

(単位:億円,%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	550	0.3	738	0.3
公社債(円建外債)・その他	22,354	10.9	23,417	10.9
小計	22,904	11.1	24,156	11.3

・合計

(単位:億円,%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
海外投融資	205,972	100.0	214,164	100.0

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」とは、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表計上額としているものです。

②外貨建資産の通貨別構成

(単位:億円,%)

区分	2017年度末		2018年度末	
	金額	占率	金額	占率
米ドル	102,429	56.9	113,219	60.5
ユーロ	47,739	26.5	46,552	24.9
イギリスポンド	14,015	7.8	13,940	7.4
オーストラリアドル	7,485	4.2	7,290	3.9
インドルピー	1,381	0.8	1,381	0.7
ポーランドズロチ	1,334	0.7	1,243	0.7
その他	5,773	3.2	3,568	1.9
合計	180,158	100.0	187,195	100.0

(注) 内訳は、2018年度末における残高上位6通貨を表示しています。

③海外投融資の地域別構成

(単位:億円,%)

区分	外国証券						非居住者貸付			
	金額		占率		金額		占率			
2017年度末	北米	79,486	41.0	73,727	51.1	5,759	11.7	955	48.4	
	ヨーロッパ	62,542	32.3	56,906	39.4	5,635	11.4	491	24.9	
	オセアニア	7,443	3.8	5,632	3.9	1,811	3.7	142	7.2	
	アジア	6,413	3.3	2,869	2.0	3,543	7.2	33	1.7	
	中南米	35,446	18.3	2,821	2.0	32,625	66.1	71	3.6	
	中東	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	アフリカ	-	-	-	-	-	-	180	9.1	
	国際機関	2,378	1.2	2,378	1.6	-	-	100	5.1	
	合計	193,710	100.0	144,335	100.0	49,375	100.0	1,974	100.0	
2018年度末	北米	73,707	37.1	67,698	48.8	6,008	10.0	1,073	30.6	
	ヨーロッパ	60,573	30.5	55,749	40.2	4,823	8.1	1,238	35.3	
	オセアニア	7,424	3.7	5,617	4.0	1,807	3.0	353	10.1	
	アジア	7,404	3.7	4,098	3.0	3,305	5.5	10	0.3	
	中南米	47,206	23.8	3,266	2.4	43,940	73.4	397	11.3	
	中東	-	-	-	-	-	-	152	4.4	
	アフリカ	-	-	-	-	-	-	180	5.2	
	国際機関	2,279	1.1	2,279	1.6	-	-	100	2.9	
	合計	198,595	100.0	138,710	100.0	59,884	100.0	3,506	100.0	

(注) 海外投融資のうち、外国証券、非居住者貸付を対象としています。

(5)デリバティブ取引の状況

[定性的情報]

(a) 取引の内容

当社が利用対象としているデリバティブ取引は次の取引です。

金利関連：金利先物取引、金利スワップ取引、スワップション取引等

通貨関連：為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引等

株式関連：株価指数先物取引、株価指数オプション取引、株券オプション取引、株式先渡取引等

債券関連：債券先物取引、債券先物オプション取引、選択権付債券売買取引等

(b) 取組方針

効率的な資産運用を図る観点から、主として現物資産運用のリスクをコントロールする目的でデリバティブを活用しています。

(c) 利用目的

ご契約者よりお預かりした資産の安定運用のため、主として保有資産に係る市場リスクのヘッジを目的として利用しています。

(d) リスクの内容

当社が行っているデリバティブ取引については、市場リスク（金利・為替・株式等の変動によるリスク）及び信用リスク（取引相手が倒産等により契約不履行に陥るリスク）があります。市場リスクについては、デリバティブ取引は主として現物資産運用のリスクをコントロールすることを目的としていることから、限定的であると認識しています。また、信用リスクについても、国内外の金融商品取引所を通じた取引か、信用度の高い取引先を相手としており、契約が履行されないリスクは小さいものと認識しています。

(e) リスク管理体制

デリバティブ取引の目的や種類ごとに必要となる取引限度枠等を規定するとともに、その取引については、事務部門（バックオフィス）が外部証票との照合により内容を確認する等、投融資執行部門（フロントオフィス）に対する牽制が働く体制としています。また、現物資産も併せた市場リスクを定量的に把握・分析し、そのリスク量とともにポジション、損益状況を定期的に「運用リスク管理専門委員会」に報告する体制になっています。

(f) 定量的情報に関する補足説明

ア) 想定元本（契約金額）に関する補足説明

スワップ取引に係る想定元本やオプション取引の契約金額は、金利交換等に係る名目的なものであり、信用リスク量を示すものではありません。

デリバティブ取引の信用リスクとは、取引相手先がデフォルトした際に、市場で同じポジションを再構築するための潜在的なコストを意味しており、当社ではカレントエクスポージャー方式により算出しています。

イ) 時価算定に係る補足説明

[先物取引等の市場取引]

期末日の清算値または終値

[株式オプション取引]

主に期末日の清算値または終値、外部情報ベンダーより入手した評価額

[為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、スワップション取引、株式先渡し取引]

主に外部情報ベンダーより入手した評価額

ウ) 差損益に関する補足説明

当社では、デリバティブ取引を主として現物資産のかかえる市場リスクのコントロールを行うための補完手段として活用しています。

例えば、為替予約、通貨オプション取引については、主として為替リスクをヘッジするために活用しており、外国債券・外国株式等の外貨建資産全体の損益と合計で見ることがあります。

(g) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の手法については、主に、貸付金の一部及び外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部及び外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジ及び振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、また、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡しによる時価ヘッジを適用しており、ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によります。

[定量的情報(一般勘定)](ヘッジ会計適用・非適用分合算値)

1. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:億円)

区分	2017年度末						2018年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	24	878	28	—	—	932	484	△944	—	—	—	△459
ヘッジ会計非適用分	0	27	△57	—	—	△29	188	△21	△6	—	—	160
合計	25	905	△28	—	—	902	673	△966	△6	—	—	△299

(注) ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(2017年度末:通貨関連1,722億円、株式関連28億円、2018年度末:通貨関連△27億円)、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

2. 金利関連

(単位:億円)

区分	種類	2017年度末				2018年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	金利スワップ								
	固定金利受取/変動金利支払	5,900	5,900	25	25	12,750	12,750	540	540
	固定金利支払/変動金利受取	10	10	0	0	—	—	—	—
	金利スワップション								
	売建								
	固定金利受取/変動金利支払	—	—	—	—	—	—	—	—
	固定金利支払/変動金利受取	(—)	(—)	—	—	(—)	(—)	—	—
	買建								
	固定金利受取/変動金利支払	—	—	—	—	5,000	5,000	320	133
	固定金利支払/変動金利受取	(—)	(—)	—	—	(186)	(186)	—	—
合計	(—)	(—)	—	—	25	—	—	673	

(注) 1. ()内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、スワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(参考) 金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位:億円,%)

残存期間		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計	
2017年度末	固定金利受取/変動金利支払スワップ	想定元本	—	—	40	60	—	5,800	5,900
		平均受取固定金利	—	—	△0.05	△0.02	—	0.69	0.68
		平均支払変動金利	—	—	△0.00	△0.00	—	0.01	0.01
	固定金利支払/変動金利受取スワップ	想定元本	—	—	—	—	10	—	10
		平均支払固定金利	—	—	—	—	0.25	—	0.25
		平均受取変動金利	—	—	—	—	0.01	—	0.01
2018年度末	固定金利受取/変動金利支払スワップ	想定元本	—	40	60	—	—	12,650	12,750
		平均受取固定金利	—	△0.05	△0.02	—	—	0.59	0.58
		平均支払変動金利	—	0.00	0.00	—	—	0.01	0.00
	固定金利支払/変動金利受取スワップ	想定元本	—	—	—	—	—	—	—
		平均支払固定金利	—	—	—	—	—	—	—
		平均受取変動金利	—	—	—	—	—	—	—

3. 通貨関連

(単位: 億円)

区分	種類	2017年度末				2018年度末						
		契約額等	うち1年超		時価	差損益	契約額等	うち1年超		時価	差損益	
店頭	為替予約											
	売建	97,389	54	1,751	1,751	87,982	52	△32	△32			
	米ドル	46,154	54	1,051	1,051	41,254	52	△129	△129			
	ユーロ	36,262	-	384	384	32,041	-	209	209			
	買建	9,305	-	39	39	9,865	-	△113	△113			
	米ドル	705	-	△0	△0	2,837	-	△3	△3			
	ユーロ	524	-	0	0	1,020	-	0	0			
	ユーロ	0	-	△0	△0	205	-	△1	△1			
	ユーロ	156	-	△1	△1	755	-	0	0			
	ユーロ	-	-	-	-	467	-	△3	△3			
	通貨オプション											
	売建											
	コール	-	-	-	-	12,874	-	15	39			
	米ドル	(-)	(-)	-	-	(54)	(-)	-	-			
	ユーロ	-	-	-	-	12,874	-	15	39			
	ユーロ	(-)	(-)	-	-	(54)	(-)	-	-			
	ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-			
	ユーロ	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-			
	プット	-	-	-	-	2,108	-	0	0			
	米ドル	(-)	(-)	-	-	(0)	(-)	-	-			
	ユーロ	-	-	-	-	2,108	-	0	0			
	ユーロ	(-)	(-)	-	-	(0)	(-)	-	-			
	ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-			
	ユーロ	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-			
	プット	-	-	-	-	11,741	-	30	△61			
	米ドル	(-)	(-)	-	-	(91)	(-)	-	-			
	ユーロ	-	-	-	-	10,988	-	27	△55			
	ユーロ	(-)	(-)	-	-	(83)	(-)	-	-			
	ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-			
	ユーロ	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-			
通貨スワップ	13,745	13,196	△845	△845	16,583	15,457	△907	△907				
米ドル払/円受	4,992	4,660	△325	△325	6,632	5,822	△681	△681				
ユーロ払/円受	4,699	4,481	△635	△635	5,382	5,089	△376	△376				
円払/豪ドル受	2,723	2,723	△4	△4	3,125	3,125	11	11				
合計				905				△966				

(注) 1. ()内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、先渡し取引及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

4. 株式関連

(単位: 億円)

区分	種類	2017年度末				2018年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	株価指数先物								
	売建	106	-	△1	△1	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
	株価指数オプション								
	売建								
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	買建								
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
合計	6,650 (133)	214 (15)	78	△55	3,817 (16)	- (-)	9	△6	
店頭	株式先渡契約								
	売建	1,438	-	27	27	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
	株価指数オプション								
	売建								
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	買建								
	コール	3 (0)	2 (0)	1	1	- (-)	- (-)	-	-
	プット	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-
合計				△28				△6	

(注) 1. ()内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、先物取引及び先渡取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

5. 債券関連

2017年度末、2018年度末に該当の残高はありません。

6. その他

2017年度末、2018年度末に該当の残高はありません。

2. 個人変額保険特別勘定

(1) 売買目的有価証券の評価損益

(単位:億円)

区分	2017年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	988	△11	982	△58

(2) デリバティブ取引の状況(個人変額保険特別勘定)

1. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:億円)

区分	2017年度末						2018年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヘッジ会計非適用分	-	0	△0	0	-	0	-	0	0	△0	-	0
合計	-	0	△0	0	-	0	-	0	0	△0	-	0

(注)ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

2. 金利関連

2017年度末、2018年度末に該当の残高はありません。

3. 通貨関連

(単位:億円)

区分	種類	2017年度末				2018年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	為替予約								
	売建	141	-	0	0	38	-	0	0
	米ドル	52	-	△0	△0	11	-	0	0
	ユーロ	61	-	0	0	20	-	0	0
	買建	143	-	0	0	49	-	△0	△0
	米ドル	74	-	0	0	28	-	△0	△0
ユーロ	40	-	△0	△0	12	-	0	0	
合計				0				0	

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

4. 株式関連

(単位:億円)

区分	種類	2017年度末				2018年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	株価指数先物								
	売建	-	-	-	-	-	-	-	-
	買建	12	-	△0	△0	49	-	0	0
合計				△0				0	

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

5. 債券関連

(単位:億円)

区分	種類	2017年度末				2018年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	円貨建債券先物								
	売建	19	-	0	0	4	-	△0	△0
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
	外貨建債券先物								
売建	-	-	-	-	-	-	-	-	
買建	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計				0				△0	

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

6. その他

2017年度末、2018年度末に該当の残高はありません。

3. 会社計

(1) 資産構成(会社計)

(単位:億円)

区分	2018年度末	
		うち一般勘定
現預金・コールローン	14,074	10,793
買現先勘定	—	—
買入金銭債権	2,440	2,440
商品有価証券	—	—
金銭の信託	131	131
公社債	239,006	235,275
株式	91,100	89,554
外国証券	201,215	198,595
貸付金	74,387	74,387
不動産	16,496	16,496
資産計	680,847	668,267
うち外貨建資産	190,245	187,195

(2) 売買目的有価証券の評価損益(会社計)

(単位:億円)

区分	2017年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	9,682	△58	8,804	△215

(注) 1. 売買目的有価証券に含まれる金銭の信託の貸借対照表計上額及び当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。
2. 売買目的有価証券に含まれる金銭の信託内で保有している現預金及びコールローンは含んでいません。

(3)有価証券の時価情報(会社計)(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:億円)

区分	2017年度末					2018年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
			差益	差損	差益			差損		
責任準備金対応債券	195,283	232,296	37,013	37,072	△59	206,963	247,738	40,774	40,777	△2
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	640	1,695	1,055	1,055	—	640	1,368	728	728	—
その他有価証券	264,467	331,872	67,404	71,298	△3,893	269,616	337,085	67,469	70,368	△2,898
公社債	29,458	31,406	1,947	2,004	△56	28,953	31,307	2,353	2,364	△10
株式	41,660	89,654	47,993	48,881	△887	42,682	84,459	41,777	43,862	△2,084
外国証券	166,001	181,594	15,592	18,438	△2,846	166,482	187,236	20,753	21,533	△780
公社債	134,692	143,863	9,171	11,756	△2,585	123,905	137,743	13,837	14,350	△512
株式等	31,309	37,730	6,421	6,681	△260	42,576	49,492	6,916	7,183	△267
その他の証券	23,681	25,553	1,872	1,973	△100	28,270	30,854	2,584	2,606	△22
買入金銭債権	390	388	△1	0	△2	434	434	0	1	△0
譲渡性預金	3,275	3,275	0	0	△0	2,793	2,792	△0	0	△0
合 計	460,391	565,864	105,473	109,426	△3,953	477,219	586,192	108,972	111,874	△2,901
公社債	221,865	260,700	38,835	38,941	△106	232,921	275,912	42,990	43,001	△10
株式	41,660	89,654	47,993	48,881	△887	42,682	84,459	41,777	43,862	△2,084
外国証券	167,115	183,771	16,655	19,511	△2,855	168,103	189,618	21,515	22,297	△782
公社債	135,175	144,354	9,179	11,774	△2,595	124,895	138,767	13,871	14,386	△514
株式等	31,940	39,416	7,476	7,737	△260	43,207	50,851	7,643	7,911	△267
その他の証券	23,690	25,562	1,872	1,973	△100	28,279	30,864	2,585	2,607	△22
買入金銭債権	2,784	2,900	116	118	△2	2,439	2,544	104	106	△1
譲渡性預金	3,275	3,275	0	0	△0	2,793	2,792	△0	0	△0

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱ふことが適当と認められるもの等を含んでいます。

○時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:億円)

区分	2017年度末	2018年度末
責任準備金対応債券	—	—
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
子会社・関連会社株式	8,954	10,251
その他有価証券	6,695	5,398
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	549	532
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	3,170	1,200
非上場外国債券	—	—
その他	2,975	3,665
合 計	15,649	15,650

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券のうち、外貨建資産について為替を評価した差損益は次のとおりです。
(2017年度末:75億円、2018年度末:36億円)

(4) 金銭の信託の時価情報(会社計)

(単位: 億円)

区分	2017年度末					2018年度末				
	貸借対照表 計上額	時価	差損益		貸借対照表 計上額	時価	差損益			
			差益	差損			差益	差損		
金銭の信託	104	104	-	-	131	131	-	-		

(注) 1. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。

2. 貸借対照表計上額には、金銭の信託内で保有しているデリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

・運用目的の金銭の信託

(単位: 億円)

区分	2017年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益
運用目的の金銭の信託	104	△32	131	△15

(注) 貸借対照表計上額及び当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

・責任準備金対応、満期保有目的、その他の金銭の信託

2017年度末、2018年度末に該当の残高はありません。

(5) デリバティブ取引の状況(会社計)

1. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:億円)

区分	2017年度末						2018年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	24	878	28	-	-	932	484	△944	-	-	-	△459
ヘッジ会計非適用分	0	27	△59	11	-	△20	188	△14	△6	25	-	193
合計	25	905	△30	11	-	911	673	△958	△6	25	-	△265

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(2017年度末:通貨関連1,723億円、株式関連28億円、2018年度末:通貨関連△27億円)、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されていないもの

(a) 金利関連

(単位:億円)

区分	種類	2017年度末				2018年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	金利スワップ								
	固定金利受取/変動金利支払	30	30	0	0	2,000	2,000	55	55
	固定金利支払/変動金利受取	10	10	0	0	-	-	-	-
	金利スワップション								
	売建								
	固定金利受取/変動金利支払	-	-	-	-	-	-	-	-
	固定金利支払/変動金利受取	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	買建								
	固定金利受取/変動金利支払	-	-	-	-	5,000	5,000	320	133
固定金利支払/変動金利受取	(-)	(-)	-	-	(186)	(186)	-	-	
合計				0				188	

(注)1.()内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、スワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(参考) 金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位:億円,%)

残存期間		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
2017年度末	固定金利受取 /変動金利支払 スワップ	想定元本	-	-	-	-	30	30
		平均受取固定金利	-	-	-	-	0.66	0.66
		平均支払変動金利	-	-	-	-	0.01	0.01
	固定金利支払 /変動金利受取 スワップ	想定元本	-	-	-	-	10	10
		平均支払固定金利	-	-	-	-	0.25	0.25
		平均受取変動金利	-	-	-	-	0.01	0.01
2018年度末	固定金利受取 /変動金利支払 スワップ	想定元本	-	-	-	-	2,000	2,000
		平均受取固定金利	-	-	-	-	0.44	0.44
		平均支払変動金利	-	-	-	-	0.01	0.01
	固定金利支払 /変動金利受取 スワップ	想定元本	-	-	-	-	-	-
		平均支払固定金利	-	-	-	-	-	-
		平均受取変動金利	-	-	-	-	-	-

(b)通貨関連

(単位:億円)

区分	種類	2017年度末				2018年度末						
		契約額等	うち1年超		時価	差損益	契約額等	うち1年超		時価	差損益	
店頭	為替予約											
	売建	3,645	54	28	28	7,160	52	3	3			
	米ドル	1,900	54	15	15	3,174	52	△15	△15			
	ユーロ	706	-	1	1	874	-	10	10			
	ポンド	520	-	△0	△0	1,597	-	0	0			
	豪ドル	412	-	12	12	693	-	△1	△1			
	買建	1,545	-	0	0	3,280	-	△3	△3			
	米ドル	959	-	1	1	1,286	-	0	0			
	ユーロ	244	-	△0	△0	325	-	△1	△1			
	ポンド	194	-	△1	△1	780	-	0	0			
	通貨オプション											
	売建											
	コール	-	-	-	-	12,874	-	15	39			
	米ドル	(-)	(-)	-	-	(54)	(-)	-	-			
	ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-			
	ポット	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-			
	買建											
	コール	-	-	-	-	3,995	-	1	△2			
	米ドル	(-)	(-)	-	-	(3)	(-)	-	-			
	ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-			
	ポット	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-			
	買建											
	コール	-	-	-	-	3,995	-	1	△2			
	米ドル	(-)	(-)	-	-	(3)	(-)	-	-			
	ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-			
	ポット	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-			
	買建											
	コール	-	-	-	-	11,741	-	30	△61			
	米ドル	(-)	(-)	-	-	(91)	(-)	-	-			
ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-				
ポット	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-				
買建												
コール	-	-	-	-	10,988	-	27	△55				
米ドル	(-)	(-)	-	-	(83)	(-)	-	-				
ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-				
ポット	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-				
通貨スワップ	2,864	2,864	△1	△1	3,266	3,266	9	9				
米ドル払/円受	-	-	-	-	-	-	-	-				
ユーロ払/円受	-	-	-	-	-	-	-	-				
円払/豪ドル受	2,723	2,723	△4	△4	3,125	3,125	11	11				
合計				27				△14				

(注) 1. ()内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、先渡取引及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(c) 株式関連

(単位:億円)

区分	種類	2017年度末				2018年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
取引所	株価指数先物								
	売建	281	-	0	0	207	-	△0	△0
	買建	111	-	△4	△4	356	-	0	0
	株価指数オプション								
	売建								
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
		(-)	(-)			(-)	(-)		
	プット	-	-	-	-	-	-	-	-
		(-)	(-)			(-)	(-)		
	買建								
コール	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(-)	(-)			(-)	(-)			
プット	6,650	214	78	△55	3,817	-	9	△6	
	(133)	(15)			(16)	(-)			
店頭	株式先渡契約								
	売建	-	-	△1	△1	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
	株価指数オプション								
	売建								
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
		(-)	(-)			(-)	(-)		
	プット	-	-	-	-	-	-	-	-
		(-)	(-)			(-)	(-)		
	買建								
コール	3	2	1	1	-	-	-	-	
	(0)	(0)			(-)	(-)			
プット	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(-)	(-)			(-)	(-)			
合計				△59				△6	

(注) 1.()内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2.「差損益」欄には、先物取引及び先渡取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(d) 債券関連

(単位:億円)

区分	種類	2017年度末				2018年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
取引所	円貨建債券先物								
	売建	150	-	0	0	45	-	△0	△0
	買建	-	-	-	-	166	-	0	0
	外貨建債券先物								
	売建	-	-	-	-	-	-	-	-
	買建	896	-	11	11	1,280	-	25	25
合計				11				25	

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

(e) その他

2017年度末、2018年度末に該当の残高はありません。

3. ヘッジ会計が適用されているもの

(a) 金利関連

(単位: 億円)

区分	ヘッジ 会計の 方法	種類	主な ヘッジ 対象	2017年度末			2018年度末				
				契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
					うち1年超				うち1年超		
店頭	繰延 ヘッジ	金利スワップ	保険 負債	5,770	5,770	25	25	10,650	10,650	484	484
		固定金利受取/変動金利支払 固定金利支払/変動金利受取		-	-	-	-	-	-	-	-
		金利スワップ	貸付金	100	100	△0	△0	100	100	0	0
		固定金利受取/変動金利支払 固定金利支払/変動金利受取		-	-	-	-	-	-	-	-
合計					24				484		

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

(参考) 金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位: 億円, %)

残存期間		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計	
2017年度末	固定金利受取 /変動金利支払 スワップ	想定元本	-	-	40	60	-	5,770	5,870
		平均受取固定金利	-	-	△0.05	△0.02	-	0.69	0.68
		平均支払変動金利	-	-	△0.00	△0.00	-	0.01	0.01
	固定金利支払 /変動金利受取 スワップ	想定元本	-	-	-	-	-	-	-
		平均支払固定金利	-	-	-	-	-	-	-
		平均受取変動金利	-	-	-	-	-	-	-
2018年度末	固定金利受取 /変動金利支払 スワップ	想定元本	-	40	60	-	-	10,650	10,750
		平均受取固定金利	-	△0.05	△0.02	-	-	0.62	0.61
		平均支払変動金利	-	0.00	0.00	-	-	0.00	0.00
	固定金利支払 /変動金利受取 スワップ	想定元本	-	-	-	-	-	-	-
		平均支払固定金利	-	-	-	-	-	-	-
		平均受取変動金利	-	-	-	-	-	-	-

(c) 株式関連

(単位:億円)

区分	ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2017年度末			2018年度末		
				契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益
店頭	時価ヘッジ	株式先渡契約 売建 買建	国内株式	1,438 —	— —	28 —	28 —	— —	— —
合計						28			—

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

(d) 債券関連

2017年度末、2018年度末に該当の残高はありません。

(e) その他

2017年度末、2018年度末に該当の残高はありません。